

博士論文

論文題目 軍記物語の和漢比較研究
—政治思想を視座に—

氏 名 徐 萍

例言	1
序章	2
第一部：『平家物語』の政治思想	
第一章：延慶本『平家物語』の「天人相関思想」	6
第二章：延慶本『平家物語』における「天」	21
第二部：『太平記』に見られる政治思想	
第三章：『太平記』の「会稽の戦」論―漢籍との比較を通して―	39
第四章：『太平記』の「呉越戦の事」論―「君」と「臣」の視点から―	55
第五章：『太平記』の西施説話考―比較文学の視点から―	71
第三部：『平家物語』と『貞観政要』	
第六章：延慶本『平家物語』における『貞観政要』の摂取	85
第七章：君は船也、臣は水也	101
第八章：魚水の契	119
第九章：唐王朝の『貞観政要』享受	133
第十章：日本における『貞観政要』の受容―『仮名貞観政要』を中心に―	143
終章	163
初出一覧	167

例言

本論で引用する延慶本『平家物語』の本文は、特に断らなければ、大東急記念文庫蔵『延慶本平家物語』影印（汲古書院）を底本にし、『延慶本平家物語』（勉誠出版）と『校訂延慶本平家物語』（汲古書院）を適宜参考にしたものである。第二部で引用する『太平記』の本文は、特に断りを付したもののほか、玄玖本（『玄玖本太平記』、勉誠社、一九七三年十一月）に基づいて翻刻し、私意によって読みや送り仮名を付したものである。が、その他の章で引用する『太平記』の本文は、日本古典文学大系による。なお、引用するその他の典籍の本文は、その都度明示する。

本研究は、和漢比較を通して軍記物語にみられる政治思想の究明を目的とする。

軍記物語という用語は、日本古典文学の一ジャンルとして定着したことは紛れもない事実である。しかし、永積安明氏が指摘したように、「軍記」という記の性質の作品と「物語」との組み合わせが相矛盾していることもまた事実である。軍記物語といえは、『保元物語』、『平治物語』、『平家物語』などがまず浮かび上がるだろう。しかし、その他、有名な『将門記』や『承久記』、『義経記』、『太平記』もさることながら、『陸奥話記』や、ら以後の『明德記』、『応永記』、『永享記』、『応仁記』など、タイトルから「記」と明記した大量の作品群もまた、軍記物語という概念に一括されている。その要因の一つには、軍記物語とは、『保元物語』、『平治物語』、『平家物語』を基準に作られた概念だということがある。その背景には、それらの物語作品、とくに『平家物語』に関する長い享受と研究の歴史があったからではなからうか。本論文もそのような背景と経緯を意識しながら、「軍記物語」という用語を用いることとする。

近年、軍記物語研究界においては、かつて忘れ去られがちであった後期軍記、ないし琉球軍談や朝鮮軍記に関心が高まっているようである。しかし、軍記物語の名作である『平家物語』と『太平記』に関する研究は依然としてその勢いが衰えていない。本論文も、軍記物語のうち、特に重要と思われる『平家物語』、しかも、読み本系のもっとも古態を残したとされる延慶本『平家物語』および『太平記』を中心に、それらの政治思想について考察を加えるものである。

そもそも、「政治思想」とは、近現代的な用語で、「政治についての思想、政治に関連する思想」という意味である。本論文に即して言えば、「治世に関する考え方」、特に「天皇（家）や君主、また「臣下」がどうであるべきか」、「その君臣関係をどう維持すべきか」などに重点を置く。その延長線上、中国由来の「天」思想や君臣思想に富む『貞観政要』を扱う。

従来、『平家物語』と『太平記』に関する研究は盛んに行われてきた。ただ、積み重ねてきた分厚い研究史のわりには、政治思想に言及する論考がそれほど多くはなかったのである。佐々木八郎氏は『平家物語の研究』で、「政治思想」ではなく「道徳思想」というキーワードで儒教思想を考えたのである。水原一氏は『延慶本平家物語論考』で、一行阿闍

梨流罪説話を注しながら中国の天思想などに言及したが、ついに問題提起に留まっていた。武久堅氏も「帝徳」や中国由来の天思想などに触れながら、真正面から思想的な究明をしなかったのである。そのような状況は『太平記』に関してもある程度言えるが、『平家物語』よりは深められている。『太平記』の序論の思想性や、全体的な思想的な研究、また『太平記評判秘伝理尽鈔』の政治思想についての研究はすでに行われてきた。しかし、筆者が第二部で検討する呉越合戦説話に関してはまだ十分に検討されていないままである。

ところで、『貞観政要』に主眼を置き、『貞観政要』と軍記物語、『貞観政要』と『平家物語』について精力的に論じてきたのは原田種成氏と遠藤光正氏である。原田氏は主に『貞観政要』の諸本研究をしており、そのうえで、『貞観政要』と軍記物語(『平治物語』、『平家物語』(覚一本)、『源平盛衰記』、『太平記』)における引用関係と認められる典拠を列挙した¹⁰⁾のである。一方、遠藤氏は『源平盛衰記』における漢籍からの引用と思われる典拠を探り出し、さらに、統計的なデータを示した¹¹⁾。しかし、『平家物語』の思想的な面においては、両氏とも言及していない。一方、『平家物語』の立場から『貞観政要』に注目した先行研究は、佐伯真一氏の『平家物語』の「おごり」¹²⁾がある。その、『平家物語』の冒頭を、「おごりを戒める」視点で読む論考は示唆的なものだといえる。

本論文はこれらの先行研究を踏まえながら、『平家物語』と『太平記』の君臣思想を、中国思想と比較しながら考えていきたい。

第一部、『平家物語』の政治思想では、『平家物語』の天思想について考察する。第一章の、延慶本『平家物語』の「天人相関思想」では、安徳後日譚で安徳天皇の非業な死を、延慶本『平家物語』が中国由来の「天人相関思想」を援用して説明したことを明らかにする。第二章は、延慶本『平家物語』の全編にわたって多様に語られる「天」思想を究明するものである。

第二部は『太平記』、主として「呉越戦の事」を中心に考察を加えるものである。第三章では、「会稽の戦」で見られる戦場の描写は実際の地理などに合わず、『太平記』なりに変換したことを明らかにし、その原因を究明する。第四章は、君臣の視点から、呉越合戦を読み直し、それが『太平記』という作品にどれほど照射できるかを考える。第五章では、『太平記』が、中国における政略的な美人西施を、帝王と相思相愛の后として描き出し、また、『平家物語』などで広く語られる「二代后」から多子の物語の原型を借用したことを指摘し、そうなったこと背景をも明らかにする。

第三部は『平家物語』と『貞観政要』を中心に考察を加え、『貞観政要』の撰取が延慶本『平家物語』の構想に深くかかわったことを明らかにする。第七・八章では、それぞれ「君は船也、臣は水也」と「魚水の契」が、日本に伝来してからの、受容と変容の過程を、文学史・文化史的に考察する。第九章では、『貞観政要』が実際中国でどのように享受されたかを、唐王朝に焦点を絞って究明する。第十章は、日本における『貞観政要』の受容、特に、北条政子の下命で菅原為長による和訳『仮名貞観政要』の翻訳について考察を加えるものである。

和漢比較文学研究においては、出典研究がこれまでの主流だといえよう。本論はその流れを受け入れながら、出典のみならず、出典から軍記物語まで、またはそれ以降の変化の過程を追いながら、豊饒な「中世史記」を視野に入れて、文学史・文化史的に軍記物語の政治思想の撰取と展開の実態を明らかにしたいと考える。

【注】

- 1 永積安明氏『中世文学の可能性』（岩波書店、一九七七年六月）。
- 2 最近、佐伯真一による「軍記物語」に関する考えを一新する論考がある。『平家物語』は「軍記」か」（『文学』特集「いくさ」と文学、二〇一五年三月）、「対談「いくさ」と文学」（同上『文学』特集）、「義貞軍記」と武士の価値観」（アジア遊学一七三号『日中韓の武将伝』、勉誠出版、二〇一四年三月）。
- 3 例えば、小峯和明編『古琉球をめぐる文学言説と資料学』（三弥井書店、二〇一〇年一月）、特に目黒将史氏による「薩琉軍談」に関する研究や、金時徳氏『異国征伐戦記の世界…韓半島・琉球列島・蝦夷地』（笠間書院、二〇一〇年十二月）など。
- 4 軍記と語り物研究会の機関誌『軍記と語り物』に収録されている近年の文献目録を参照。
- 5 佐々木八郎氏『平家物語の研究』上（早稲田大学出版部、一九四八年）。
- 6 水原一氏『延慶本平家物語論考』（加藤中道館、一九七九年六月）。
- 7 「帝徳」に関しては、『平家物語の全体像』（和泉書院、一九九六年八月）、「天思想」に関して『平家物語は何を語るか—平家物語の全体像（PART II）』（和泉書院、二〇一〇年一〇月）。

- ∞ 例えば、小秋元段氏『太平記・梅松論の研究』（汲古書院、二〇〇五年十二月）、大森北義氏『「太平記」の構想と方法』（明治書院、一九八八年三月）、若尾政希氏『「太平記読み」の時代…近世政治思想史の構想』（平凡社、一九九九年六月）、同氏『近世の政治思想論「太平記評判秘伝理尽鈔」と安藤昌益』（校倉書房、二〇一二年十月）等。
- 9 原田種成氏『貞観政要の研究』（吉川弘文館、一九六五年十月）。
- 10 原田種成氏「軍記物語と貞観政要」（『関東短期大学紀要』十、一九六四年十二月）。
- 11 遠藤光正氏『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠（二）～（八）（『東洋研究』、『源平盛衰記』に載録の漢籍と引用章句の用法について）（『東洋研究』一一〇号）。
- 12 佐伯真一氏『国語と国文学』、二〇〇七年二月）。

延慶本『平家物語』の「天人相關思想」

一、はじめに

『平家物語』は、怪異や災害などの「天変地妖」（延慶本『平家物語』による表現^③）を多く描いている。その内、壇ノ浦合戦後、入水した安徳天皇にまつわる話で、複数の天変地妖を集中的に描写している箇所（以下、「安徳後日譚」と呼ぶ）がとりわけ注目される。「安徳後日譚」の天変地妖の思想的な意義を問うのが本章の目的である。なお、本章では「天変地妖」のうち、化け物の出現のごときものを「怪異」と呼び、天変・地震・旱魃洪水・大風などを「災害」と呼ぶことにする。

二、安徳後日譚

「安徳後日譚」は、安徳天皇の入水記事の直後に位置し、安徳帝の受禪の日や即位の日に見れた様々な怪異、及び在位中の災害などを集中的に述べる箇所である。現存する『平家物語』諸本のうち、読み本系の延慶本・長門本・四部合戦状本（以下四部本とする）・源平盛衰記（以下盛衰記とする）、語り本系の松雲本に見られる。松雲本とは松雲が書写したものであり、その本文は五種類のテキストの混合本とされ、「安徳後日譚」が当たる部分は現存盛衰記よりもやや古い一本を引いた後出本とされており^④、盛衰記の同類記事と見てよい。そのため、当該記事を読み本系の四本で比較することとし、以下、その内容を一覽しておく。

【諸本比較表】

血統					災害					怪異					
⑬	⑫	⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①			
「此ハ正キ御裳濯川ノ御流、カ、ルベシヤ」	日本では人臣の子が即位したことなし	漢の高祖も庶民の出で天子となった	民間から出た重花も無事天下を保つ	臣下の子の始皇帝が天下を長く保つ	貞観の旱、永祚の風	三災七難	作物がとれず、人々の餓死・流離の惨状	在位三年間、春夏秋冬の天候不順	御禊の日、百子帳の前に男居り	即位の日、女房絶入	受禪の日、御帳に山鳩飛入	受禪の日、御座の茵に犬の穢れ			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		〈延〉	
×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		〈長〉	
○	○	○	○	○	↑	○	○	○	○	○	○	○		〈四〉	
○	○	○	○	○	↑	○	↑	↑	○	○	○	○	↑	〈盛〉	

【付記】〈延〉延慶本、〈長〉長門本、〈四〉四部本、〈盛〉盛衰記。○は〈延〉とほぼ同文の記事、△は類似の記事、×は無し、矢印は所在の位置を示す。なお、便宜上本文を①から⑬まで分割した。

表で示した通り、「安徳後日譚」は「怪異」(①～④)、「災害」(⑤～⑧)、「血統」(⑨～⑬)、という三つの話題群からなっており、長門本・四部本は延慶本の構成に近く、かつ延慶本・盛衰記より内容が簡潔である。長門本は延慶本⑬の一文を欠いており、四部本は⑬が「血統」の最初に位置し、さらに延慶本より大幅に簡略である。盛衰記は⑬が「血統」論議の最初に位置するのみならず、⑤と⑥が記事冒頭に位置する。本章においては「安徳後日譚」の典型的な構成をもつ延慶本^⑤を対象に論を進めたい。

「安德後日譚」に関するこれまでの先行研究は、大きく二つに分けられる。一つは⑬「此ハ正キ御裳濯川ノ御流、カ、ルベシヤ」の一文に関する解釈をめぐる論である。生形貴重氏は安德天皇が「人臣の血で皇統の聖なる血脈を穢した」と解し、安德天皇の血統が疑われたと読み取る^⑭。それに対して、武久堅氏は「延慶本の作者は安德帝の皇統としての正統性を決して疑ってはいない」と反論した^⑮。たしかにこの一文には曖昧なものがある。しかし、いずれにせよ、延慶本は安德天皇の非業の死を説明しようとするのに相違ない。もう一つの議論の焦点は、入水という安德天皇の異常な死に関する解釈である。生形氏は、天変地妖や不吉話は、「安德帝を疎外し、鎮めねばならぬ帝である」という廃帝物語の構想による^⑯ものだと述べた^⑰。武久氏は、因果応報の論理の外、安德帝の入水と天変地妖との関連性に注目し、盛衰記の本文「先帝モ猶帝徳ノ至マシマサ、リケルヲ」を用いて、「安德天皇に帝徳に欠くところがあつた」と説明した^⑱。名波氏は盛衰記の記事は「唐土流の天道論・帝徳論の影響が著しく、盛衰記の成立期と想定される南北朝期の王権思想の隆盛と結びつく」ものだと述べ、武久説に疑問を投げかけた^⑲。確かに、盛衰記の本文で延慶本の筋を説明するのは問題である。しかし、武久氏の指摘にはなお傾聴すべきものがあると思われる。実は延慶本の本文だけでも、安德天皇の非業の死は、天皇としての徳が足りないことによるのだと読み取れるからである。結論を先取りすれば、「安德後日譚」は、中国由来の天人相関思想を用いて、怪異・災害で帝徳の欠如を示唆し、それによって安德帝の死を説明したとみなされるのである。

三、天人相関思想

中国では古くから天と人間界が相互に感応すると考えられていた。そのことは、天の命令を受けてその代わりに国を統治する「天子」という帝王の名称からも伺えよう。天は有徳の人を帝王に選び、その帝王の治世を観察する。よい政治を行った場合には、瑞祥などを降して帝王を褒め称え、悪政の場合には、怪異や災害などを降して戒める。以上が天人相関思想の主な内容である。

漢の武帝の時、賢良として推薦された董仲舒は、武帝の策問に答え、天人相関思想を詳細に述べた。

臣謹案「春秋之中」、視「前世已行之事」、以觀「天人相與之際」、甚可「畏也」。

有「失道之敗」、而天乃出「災害」以譴告之。②不「知」自省」、又出「怪異」以警懼之。③

尚不知_レ變、而傷敗乃至。以_レ此見_下天心之仁、愛人君、而欲_上止_三其乱也。自_レ非_レ大亡
道之世_二者、天盡欲_三扶持而安_一全之_一、事在_レ疆勉_二而已矣。④疆勉_二學問、則聞見博而知
益明。疆勉_レ行道、則德日起而大有_レ功。此皆可_レ使_二還至而_レ立_一、有_レ效者也。◎

国家がまさに政道を失う頽廢に陥ろうとするとき、天はまず災害をもたらして、これを謹める(①)。王は反省して国を危機から救うことができる。しかし、それでも自ら省みなければ、さらにまた怪異を現して、警め懼れさせる(②)。それでもなお異変をさくらず善政を行わなければ、破滅にいたる(③)。ところで、帝王が行う善政とは、④で示した、「学問する」「ことと」「道を行う」ことである。学問によって、「見聞が博くなり、知がますます明らかになる」からであり、道を行うことによって、「徳は日々に起り、大いに功業が立つ」からである。また、学問して見聞を広げることとは、よりよい道を行う保証となるであろう。無論、ここでいう「道を行う」とは、帝王として善政を敷くことだと思われ、そう謹める最終的な目的は治世を永く保つことにある。一方、王朝の交替を前提とする易姓革命の思想と明らかに異なるのは、波線を付した部分である。「こうしたこと天の心は人君を仁愛してその乱れをとめようとする」ことがわかる。大無道の世でないかぎり、天はことごとく人君を支持し保全しようとする」とあるがごとく、天人相関思想は天子の治世を助けるために説かれるものであり、災害などを起こすのは、反省を促すためであって、王朝の断絶を回避するためだと言える。

帝王が善政を敷かなければ、天は帝王に警告を出す。警告には怪異と災害という二つの形式がある。換言すれば、怪異と災害は徳政の足りないことの表徴であり、この二つのいずれかが現れたならば、悪政であると判断されることになるのである。

四、日本における「天人相関思想」

天人相関思想は日本においても奈良・平安時代を通してその政治思想の根幹を成していたと言つてよいものであるが、しかしながらまたそこには日本的な変容も認められるように思われる。

村上天皇の日記に見られる、康保改元に関する記録では、「朕、不徳を以て久しく天下に君臨す」。しかし、今年は「天変地震・災変」が相頻りに起こったので、「すべからく徳を施し、年号を改む。以て災殃を攘ふべし」◎とある。治世の徳の不足(天皇の不徳)が災害を招いてしまったため、徳を施すことによって災害を回避するという天人相関思

想が見られる。

同じ趣向の改元詔書は円融朝にも確認することができる。『本朝文粹』巻二に収められた慶滋保胤執筆の「改元詔」がその例である。

詔。唐堯之馭_レ民也、敬雖_レ授_レ時而未_レ号。漢武之撫_レ俗也、初以_二建元_一而為_レ名。自_レ爾以來、或遇_二休祥_一以開_レ元、或依_二災變_一以革_レ曆。朕以_二庸虛_一猥守_二神器_一。慎_レ

日は幾多日、計_レ年亦十五年。天之未_レ忘、屢呈_二妖怪_一而相誠。德之是薄、雖_レ致_二兢惕_一而不_レ消。去年黍稷之遇_二災旱_一矣、民戸殆無_レ天。宮室之為_二灰燼_一焉、(以下略) ㉔

傍線部は、しばしば天が妖怪（早魃や火災など）を呈して警告したが、天皇として徳が不十分で、恐れ謹んでも災害がなくならないという趣旨が記されている。ここにも、天皇の不徳が災害を招いたため、徳を修めて対処する、という構図が見られる。このように、天人相関思想を背景とした表現を生かして改元詔書が作られるということは、「天人相関思想」が知識層に浸透していたことを示すだろう。

天曆十年（九五六）、早魃の天変が現れた。村上天皇は衣服や飲食の儉約を始めた。それにともなつて、公卿たちも自ら減祿の旨を天皇に申し入れた。八月十九日、村上天皇は減祿に及ばずとの勅命を下した。

勅。朕以_二眇身_一、謬為_二元首_一。運属_二澆世_一、道離_二淳源_一。近曾炎旱、人庶憂勞。崇_二神靈_一而無_レ功、転_二経王_一而不_レ驗。是用躬親_二節儉_一、心期_二感通_一。乃稽_二旧章_一、重施_二新詔_一。衣弥慮_レ無_二異綵_一、食亦嫌_レ有_二兼珍_一。所_二以為_レ民也。而卿等不_レ称_二蒼天之厭_レ徳、還美_二紫泥於流謙_一。内合_二議於股肱_一、外引_二彙於朱紫_一。任_二至情_一而求_レ折_レ封、違_二往跡_一而陳_レ減_レ祿。朕猶怪焉。夫災害之興、必有_レ所_レ応。朕之不_レ逮、蓋自招_レ之。朕独可_二対_レ民而謝_一矣。卿等何剋_レ己而同乎。(以下略) ㉕

傍線部で示したように、天皇を主体として「災害が興るのには、必ず原因がある。朕の治世の及ばないところが災害を招いてしまった」と述べている。また、天皇が自ら儉約していることから、不徳を「奢り」に限定したことがわかる。贅沢という天皇の不徳が災害をもたらしたので、儉約して徳を蓄え、災害がなくなること期待するという構図は、ほぼ董仲舒の述べた天人相関思想そのものである。

一方、波線の部分に注意しておきたい。「神靈を崇めて功なく、経王を転じて験あらず」でわかるように、儉約による対処に先立って、神仏への祈願が既に行われていた。要するに、災害の原因に関しては天人相関思想を受け入れつつ、災害への対処の方は、善政

のみならず、神仏への祈願をも加えているのである。それが日本における「天人相関思想」（日本の受容におけるそれを括弧付けして区別する）の典型的一面だと言える。

時代をやや遡って、聖武朝の例を見よう。天平六年（七三四）四月七日、京都周辺で大地震が起きた。家屋が多く倒壊し、多数の死者が出た。それに対して、聖武天皇は左記の詔を発した。

①又詔曰、地震之災、恐由政事有闕。②凡厥庶寮勉理職事。自今以後、若不改勵。隨其状迹。必將貶黜焉。壬子、遣使於京及畿内、問百姓所疾苦。③詔曰、比日、天地之災、有異於常。思、朕撫育之化、於汝百姓有闕失之歟。今故、發遣使者、問其疾苦。宜知朕意焉。（以下略）。⁽²⁾

傍線部①②と③は、前後して出された二つの詔である。①において、天皇は、「地震なる災は、恐るらく政事に闕けたること有るに由らむ」と述べたため、天人相関思想を前提とする考えだと読み取れる。しかし、本来ならば天皇が政事を改善するような対策が出るはずだが、続きの②では、聖武天皇は具体的な政務に携わった官吏（凡厥の庶寮）に、「勉めて職を理め事を理めよ。いまよりのち、もし改め励まず、その状迹に随ひて、必ず貶黜けむ」と警告している。おそらく、政治の実務に関わらない天皇にしてみれば、実務官吏の政務が善くないから災害が起こるのだ、ということになるのだろう。それゆえ、官吏の政務の改善が地震に対処する方法だと考えたのだろう。しかし、天皇も免責されない。③の、「このころ天地の災ひ、常に異なることあり。思ふに、朕が撫育の化、汝百姓に闕失せる所あらむか」が示すように、何より執政の徳（恩恵）が万民に至らなかつたからである。前の詔書と考え合わせて、天皇の政務とは、臣下を適切に指導し、臣下によって、執政の徳を万民に及ぼせることであろう。このように、天人相関思想を基本としながらも、自らなすべき政務への具体的な反省を欠き、その責任を臣下にも預けているという点で、日本的な変容をしている面があることが読みとれる。

養和元年（一一八一）八月、金星が水星を犯すという天変が起こった。十日、安倍泰親が九条兼実の邸宅を訪ね、ただならぬ占文を示す。

酉刻、大膳権大夫泰親朝臣來、示天變事、其中、辰星与太白相犯、先太白犯辰星、辰星者水星也、次辰星犯太白、此變希代也、占文可恐、我朝有もやしけん、近ハ不覺悟云々、披見奏案之処、占文之体、凡可謂指掌、実嚴重不可說事也、仍為后鑒注付之一、

(古文略)

以_レ変異之占文_一、見_二当時之天下_一、滅亡只在_二今兩三月之内_一欤。天猶不_レ棄_二我朝_一、尤有_レ憑。然而君臣皆不_レ思_二社稷_一、然者何因_{〔誠イ〕}披_二災難_一哉、悲哉々々。_{〔三〕}

「君臣、みな社稷を思はず。然れば、何によりて災害を祓_{〔三〕}はんや」とある傍線部に注意しよう。悪しき治世が災害の原因であることが前提になっているのはもちろんのこと、「君臣」と記しているように、君臣が一体となって国家を支えるものだという意識がうかがえる。撰関家の兼実の自負が現れていると言つてよいだろう。

五、災害と怨霊

唱導資料である『言泉集』「帝王謹慎」の項目には、「年当辛卯運慎厄会、天変地震頻_{〔三〕}災祥_一、長星奇雲共示_二妖異_一」_{〔三〕}と、傍線部のような「天変地妖」の現象が挙げられている。天皇の徳政を直接問題にしていけないが、「天変地妖」と帝王とを関連させる点で、天人相関思想の影響が認められる。しかし、平安時代末期から鎌倉時代前期にかけての「天変地妖」への関心はあくまでも「物怪_{〔三〕}」や怨霊などに推移しているようである。

延慶本『平家物語』巻四には京に吹き荒れた旋風が描かれている。「一条大宮ヨリ初テ東へ十二町、富小路ヨリ初テ南へ六町、中御門ヨリ東へ一丁、京極ヲ下リ二十二町、四条ヲ西へ八丁、西洞院ワタリニテ止ヌ。」という広範に及ぶもので、被害も大きく、「殿舎ノ門々、雑人ノ家々、築垣、筒井ヲ吹倒、吹散スアリサマ、木葉ノ如シ。馬、人、牛、車ナドヲ吹上_一」るほどであった。それを体験した京の人々は、「昔モ今モタメシナキ程ノ物怪_一」と、旋風の原因を「物怪」だと受け止める。そのような受け止め方は、旋風にとどまらず、また、巻十二の大地震記事でも見られる。

文治元年（一一八五）三月の壇ノ浦合戦よりほぼ四ヶ月後の七月九日、京を大地震が襲った。主上（後鳥羽天皇）も臣下も皆祈禱を開始する。その夥しい災害に対して、物語は、

平家ノ怨霊ニテ世中ノ可_レ失之由、申アヘリ。十善帝王ハ京ヲ被_二責落_一テ、御身ヲ海中ニ沈メ、大臣公卿ハ大路ヲ渡サレテ、首ヲ獄門ニ懸ラレヌ。異国ニハ其例モヤ有ラム、本朝ニハ未_レ聞事也。是程ナラヌ事ダニモ、怨霊ハ昔モ今モ怖シキ事ナレバ、世モ未ダシヅマラズ。

と記した。つまり、平家一門の怨霊が地震を起こしてしまったというわけである。その

ように「天変地妖」を怨霊によって解釈する説は、『平家物語』にとどまることなく、当時一般に見られるものであった。当該地震について、『吾妻鏡』では、

無罪之輩為平家縁座。多以蒙配流之罪¹¹⁶。故有地震等云々。¹¹⁷

と記録し、罪無き人が平家の縁座で多く流罪されたことが原因だと認識した。また、『愚管抄』では、

平相国龍二成テフリタルト世ニハ申キ。¹¹⁸

と、平清盛が龍になって地震を起こしてしまったと記す。そのいずれも怨霊によるものだと読み取れる。要するに、『平家物語』の書かれた時代においては、平家の怨霊が天変地妖を引き起こすと考えられていた。

一方、この時代において、治世者としての天皇の徳はどうであつたらう。『平家物語』もさることながら、『平家物語』が多く参照した『六代勝事記』¹¹⁹でも、高倉天皇¹²⁰や後鳥羽天皇¹²¹などの帝徳に言及することはしばしば見られる。広く説話を視野に入れると、『十訓抄』¹²²一ノ序でも、君主としての理想的な存在について述べており、『続古事談』も、開卷早々「帝王は人をあはれみ、民をはぐむ心おはしますべきなり。」¹²³と説き起こす。しかし、いずれも帝徳と怪異や災害を結びつけるものではない。言い換えれば、怪異と災害とを関連付けて帝徳を論じるという「天人相関思想」はもはや顕在化してはいない。

以上、天人相関思想は古代から日本に伝わっていたが、変容し、重要性が低下していることが明らかになった。「天変地妖」を帝徳の不足ゆえと受け止めながら、その責任は天子だけではなく、臣下にもあるとされた。なお、「天変地妖」の対処方法として、善政のみならず、祈祷なども重視されていたのである。また、平安末期から鎌倉前期までには、「天変地妖」の原因として、怨霊説などの方が有力になっていた。

六、『平家物語』の「天人相関思想」

さて、延慶本『平家物語』「安徳後日譚」の場合はどうであろう。

①抑此帝ヲバ安徳天皇ト申ス。受禪ノ日、様々ノ怪異在ケリ。昼ノ御座ノ御茵ノ縁ニ犬ノケガシヲシ、②夜ノ御殿ノ御帳ノ内ニ山鳩入籠リ、③御即位ノ日、高御座ノ後ニ女房頓ニ絶入、④御禊ノ日、百子ノ帳ノ前ニ夫男上居リ。⑤御在位三ヶ年之間、天変地妖打連テ、諸社諸寺ヨリ怪ヲ奏ル事頻也。春夏ハ旱魃、洪水、秋冬ハ大風蝗

損。⑥五月無_レ雨シテ、冷風起、青苗枯乾、黄麦不_レ秀。九月降_レ霜シテ、秋早寒。万草萎傾、禾穗不_レ熟。サレバ天下ノ人民餓死ニ及。纔ニ命計生ル者モ、譜代相伝ノ所ヲ捨テ、境ヲ越、家ヲ失テ、山野ニ交リ海渚ニ馳フ。浪人衢ニ倒臥シ、愁ノ声郷ニ満リ。⑦道々関々ニハ山賊、浦々嶋々ニハ海賊、東国北国謀叛騒動、天行時行、飢饉疫癘、大兵乱、大焼亡、三災七難一トシテ残ル事無リキ。⑧貞観ノ早、永祚ノ風、上代ニモ有ケレドモ、此御代程ノ事ハ未ダ無シトゾ聞ヘシ。

本箇所は怪異と災害を複数羅列している。①〜④は、安徳天皇の受禪・即位・御禊の時に現れた怪異であり、諸本にわたってほぼ同様である。史料で確認すると、たとえば、『山槐記』治承四年(一一八〇)三月十四日条で、「今日辰時晝御座茵為_レ犬被_レ喰損_一、無_ニ怪異_一也、可_レ有_ニ御卜_一云々。」⁸⁰⁾と、御座の茵が犬に噛まれたことが、甚だしい怪異だと認識されたようである。しかし、史実上安徳天皇が受禪したのは、ほぼ一ヶ月前の二月二十一日である。その日についての怪異記事が見つからないため、作者が怪異を受禪の日⁸¹⁾に仕立てた可能性が高い。また『中右記』や『殿暦』などの記録類では、「鳩入」のため、「軒廊御卜」なる卜占行事が行われたことが確かめられる⁸²⁾。もし受禪の日に山鳩が飛び込んでいけば、縁起の悪いことだっただろうが、実際にそのようなことがあったと確認することはできない。「絶入」も平安朝でしばしば発生したことで⁸³⁾、即位の日、しかも、高御座の後ろで発生したならば、凶兆に違いない。しかし、これも決定的な史料が見つからない。つまり、①〜④は当時、怪異として認められた事件を意図的に安徳天皇に集中させたと見られる。しかも、天皇としてきわめて重要な儀礼である受禪・即位・御禊の日に発生させることによって、安徳天皇の死と関連付けようとしたと考えられる。

⑤〜⑧は、諸本でやや異同の見られる部分であるが、安徳天皇在位中の三年間に現れた「天変地妖」・天候不順を並べ挙げ、人々の惨状を具体的に表現していることで共通する。たしかに「天変地妖」と天候不順は人々の生活に影響した。『方丈記』でも、安徳在位中の養和の飢饉を、「或は春・夏ひでり、或は秋、大風・洪水など、よからぬ事どもうち続きて、五穀ことごとくくならず」⁸⁴⁾と描いた。また、「五月無_レ雨シテ、冷風起、青苗枯乾、黄麦不_レ秀。九月降_レ霜シテ、秋早寒。万草萎傾、禾穗不_レ熟。」と『白氏文集』「杜陵叟」⁸⁵⁾の一節を踏まえ、人民の惨状を表している。「大兵乱・大焼亡」も治承・寿永の乱に伴って実際に起こったことである。要するに、①〜⑧までは、安徳天皇在位中の「天変地妖」を虚実ともに描いたこととなる。

そこで、【諸本比較表】に戻りたい。一番上に示したように、①〜④は怪異事件で、⑤〜⑧は安徳治世中の災害を列挙したものである。怪異と災害はちょうど前述の董仲舒の語る悪政の二つの表徴にほかならず、あたかも董仲舒の説に照らし合わせているかのようである。

安徳天皇が西海に連れていかれたとき、京では、治天の君である後白河院が安徳天皇の異母弟、すなわち後鳥羽天皇を即位させた。そこで、『平家物語』は「京田舎二二人ノ帝王マシマス事ハ未聞」^三と、その異常を語った。さらに、三種の神器と共に「入水」したという安徳の非業の死は、きわめて異例なことである。『平家物語』は、彼の在位中に起こった怪異事件と災害を虚構をも加えて集中させ、「天人相関思想」に基づいて、安徳帝が徳政を敷かず、帝徳に欠けたことをしめし、その死の異常さを理由づけたのだと思われる。

しかし、「安徳後日譚」に見られる「天人相関思想」は、董仲舒の述べたものと完全に一致するわけではない。帝徳のなさ——天変地妖の発生——徳政の実行——天変地妖の消失、という儒教思想本来の天人相関思想とは異なり、『平家物語』に見られる「天人相関思想」は、複数の思想が交錯し、複雑な様相を呈する。その一つは「安徳後日譚」の最後に展開する、「此ハ正キ御裳濯川ノ御流、カ、ルベシヤ」という皇統論である。『平家物語』が安徳帝の血統を疑っているかどうかについては、先行研究の紹介で述べた通り、従来意見の分かれるところである。物語は、中国では人臣の出自でも帝王になれたのに対して、わが朝では、人臣の子が天皇になったことはないと言い切っている。しかし、安徳は王位を全うすることができず、しかも非業の死を遂げたのだから、王になるべき血統ではなく、正統の天皇ではないと判断されかねない。「此ハ正キ御裳濯川ノ御流、カ、ルベシヤ」という措辞も、『平家物語』がそのような危うい立場に立たされたことを物語る。しかし、「在位三ヶ年」でわかるように、『平家物語』は安徳天皇の正統性を疑ってはいいない。「天人相関思想」を使い、帝位を全うすることが出来なかったのを、帝徳の欠如でかろうじて解釈する。その意味で言えば、『平家物語』『安徳後日譚』は、「天人相関思想」によって安徳帝の正統性に対する疑問を回避したのである。

そもそも、幼帝である安徳に「徳」を求められるのか。「安徳後日譚」の直前、入水を実行した二位尼は、正八幡宮を聞き手に設定し、安徳帝のことをこう述べた。

吾君十善ノ戒行限り御坐セバ、我国ノ主ト生サセ給タレドモ、未幼クオワシマセバ、

善悪ノ政ヲ行給ワズ。何ノ御罪ニ依テカ百王鎮護ノ御誓ニ漏サセ給ベキ。今カ、ル御事ニ成セ給ヌル事、併ラ我等ガ累葉一門、万人ヲ輕シメ、朝家ヲ忽緒シ奉、雅意ニ任テ自昇進ニ驕シ故也。

前世で十善の戒行を行った果報によって天子になるのは、仏教思想による。また、永遠に王家の乱を鎮め、国を守ること（「百王鎮護」）が実現しなかった理由を、正八幡宮に問い、それは平家一門の驕慢にあると自答する神への意識。そのような、神仏思想が主導する文脈に、「善悪ノ政」、つまり、儒教的観念が入り込んでいる。「安徳天皇は幼かったため、自ら善悪いずれにせよ、政治を行っていない（のに、なぜこんな天罰を受けなければならぬのか）」という台詞は、「安徳後日譚」の「天人相関思想」と呼応しているように考えられる。悪政を行っていないのに守ってくれなかったことの前提は、悪政をなしたならば百王鎮護の守りから漏れるのが当然だという論理である。つまり、正八幡宮（などの神たち）が、天皇の政治を見て判断していると読み取れる。それは中国の天人相関思想と似たような構造をとっている。しかし、「天」を「神」に置き換えたというより、中国の天人相関思想を、在地の神仏思想の中に取り込み混合して、あたかも同種の論理のように仕上げたのだと思われる。また、波線を付した、臣下（平家一門）の責任を問うところが、日本的に受容された「天人相関思想」と一脈相通する。

似たような論理は、卷十二・「法皇小原へ御幸成ル事」で、建礼門院の叙述からも伺える。

誠ニ振旦高麗ニハ賢ヲエラビ智ヲ尊ビテ、其氏ナラネドモ天子ノ位ヲ踐トカヤ。我朝ニハ御裳濯川ノ御流之外ハ、此国ヲ治メ給ワズ。然ニ先帝ハ神武八十代ノ正流ヲ受テ、十善万機ノ位ヲ踐給ナガラ、齡未幼少ニマシシカバ、天下ヲ自治ル事モナシ。何ノ罪ニ依テカ、忽ニ百皇鎮護ノ御誓ニ漏レ給ヌルニヤ。是即我等ガ一門、只官位俸禄ノ身ニ余リ、国家ヲ煩スノミニアラズ、天子ヲ蔑如シ奉リ、神明仏陀ヲ滅シ、悪業所感之故也。

ここでも神仏儒の思想が混合している。建礼門院は安徳帝の正統性を主張した後、政治（悪政）を行わなかったのになぜ守ってくれなかったのか、と疑問を呈し、同じく政治の善悪と百王鎮護を一組にして考えている。と同時に、臣下の責任を問うという日本的な受容における「天人相関思想」をも見せている（波線）。

このように、『平家物語』の「天人相関思想」は、中国由来のそれに収まらない、新た

な展開を見せる。本来の天人相関思想は、個別の「天変地妖」に対して言及するものであり、帝王に善政を施させることを目的としていた。しかし、『平家物語』では、異常な死を遂げた天皇の後日譚として、「天変地妖」を集散的に列挙し、天皇の治世の総決算とも読める語りの中に用いる。また、安徳帝の悲惨な結末の原因を、神仏の加護が不十分だったことに求め、さらにその原因を、臣下である平家一門の罪に求めるのが特徴である。それは「天人相関思想」が、血統の理念や神仏思想などと混合したことを意味し、臣下の責任を問うという日本における「天人相関思想」の流れの中にあることを示す。『平家物語』は天人相関思想の日本的受容の中に位置づけることができ、またそう位置づけることによって、その「安徳後日譚」の意義も正しく理解することができると思われる。

七、まとめ

皇統の混乱に直面し、かつ安徳天皇の異常な死を、『平家物語』は「天人相関思想」を含んだ神仏思想で解釈した。高倉天皇の皇統を受けて即位したにもかかわらず、三種の神器と共に入水するという非業の死を遂げた安徳天皇に関して、『平家物語』の作者たちはあらゆる手を尽くして説明方法を探ってみたのではないか。

百王鎮護から漏れ、帝位を全うできなかったことを突きつめれば、安徳は百王につながらない、つまり正統の王ではない、ということになりかねない。延慶本『平家物語』においても、安徳は天皇としての正統性に疑問を呈されている、という解釈がある。しかし、『平家物語』の本文に即する限り、安徳の正統性は保全されており、最終的に安徳が天皇であることは否定されていない。では、なぜ異常な死が語られるのか。そこで援用したのが日本的に変容された「天人相関思想」である。さまざまな「天変地妖」によって、安徳の治世の尋常ならざる不適格さが印象付けられる。それらは本来、徳政を促す天のさとしてあったはずだが、天皇は幼少であって、善政も悪政も行うことはできなかった。したがって、責任は実際に政治を担った平家一門にある、とされる。しかしまた、安徳も免罪はされない。善政を行ったわけではなく、また臣民を撫育するという勤めも欠いたため、臣下と共に罪を負う形で、非業の死を迎えることになる。『平家物語』は、安徳の、天皇としての聖性を保ったまま無残に入水する、という矛盾に満ちた死を、「天人相関思想」によってかろうじて説明し得たのである。

そのような『平家物語』における「天人相関思想」は、日本における「天人相関思想」

の受容史に沿うものであり、政治思想に乏しいとされがちな『平家物語』の、思想的側面からの探求を意義付けるといえよう。一方、受け継がれたとは言いながらも、変質し、形式的に残ったに過ぎないとさえ見られがちな「天人相関思想」の受容史においては、『平家物語』『安徳後日譚』は、当時の一般的水準に比べれば本格的な理解が示されている貴重な例といえよう。それは日本思想史においてもきわめて有意義なことと思われる。

【注】

- (1) 卷三「大地震事」と卷十一「安徳天皇事付生虜共京上事」に見える。
- (2) 山下宏明氏「大東急記念文庫蔵松雲本平家物語について」(『かがみ』七号、一九六二年三月)、弓削繁氏「大東急記念文庫蔵松雲本平家物語卷十一(翻刻)」(『岐阜大学教育学研究報告』人文科学、一九九八年十月)など。
- (3) 本章でいう『平家物語』はとくに断らない限り延慶本をさす。
- (4) 生形貴重氏『平家物語』の構想試論―廃帝物語と、神々の加護と放逐の構想・延慶本を中心にして(『日本文学』三十二巻四号、一九八三年四月、『平家物語』の基層と構造』再録)。
- (5) 武久堅氏「滅亡物語の構築―平家物語の全体像―」(『文学』五六号、一九八八年三月、『平家物語の全体像』再録)。
- (6) 生形貴重氏前掲論文。
- (7) 武久堅氏前掲論文。
- (8) 名波弘彰氏「延慶本平家物語の終局部の構想における壇浦合戦譚の位置と意味」(『文芸言語研究(文芸編)』四十五巻、二〇〇四年三月)。
- (9) 『漢書』「董仲舒伝」(中華書局、一九六二年二月)。返り点は和刻本正史『漢書』(汲古書院、一九七二年)、現代語訳等はちくま学芸文庫『漢書』(小竹武夫訳、一九九八年)を参照。なお、中国思想史の研究においては、この箇所は「賢良対策」と呼ばれている(『中国思想史』池田知久「ほか」著、東京大学出版会、二〇〇七年九月)。
- (10) 増補史料大成『歴代宸記』康保元年七月十日。
- (11) 新日本古典文学大系『本朝文粹』巻二。

- (12) 新日本古典文学大系『本朝文粹』卷二「答_下諸公卿請_レ減_レ封禄_上表_上勅」。
- (13) 新日本古典文学大系『続日本紀』聖武天皇。
- (14) 図書寮叢刊『九条家本玉葉』(明治書院、一九九四年三月)。一部句読点を改めた。返り点は『玉葉』(すみや書房、一九六六年)を参照。
- (15) 図書寮叢刊では、「披」の右に異本注記「祓」と書いてある。前後の文脈によって、「祓」が適切と判断して解釈する。
- (16) 『安居院唱導集・上』(角川書店、一九七二年)。
- (17) 「物怪」の読みは、森正人氏「モノノケ・モノノサトシ・物恠・恠異―恠異―憑霊と怪異現象とにかかわる語誌」(『国語国文学研究』二七号、一九九一年九月)に従う。
- (18) 新訂増補国史大系『吾妻鏡』文治元年七月条。
- (19) 新訂増補国史大系『愚管抄』元暦二年七月条。
- (20) 『六代勝事記』は『中世の文学・六代勝事記・五代帝王物語』(三弥井書店、二〇〇〇年六月)による。以下同。
- (21) 「徳政千万端、詩書仁義のすたれたる道をおこし、理世安楽のたえたるあとをつげり。世上、文王の短祚ををしむといへども、階下、武将の大逆をなすにのがれ給へり。晏駕の不乱、帝運の令然也。」(前掲『六代勝事記』。『平家物語』もほぼ同文。)
- (22) 「芸能_一をまなぶなかに、文章に疎にして、弓馬に長じ給へり。国の老父、ひそかに文を左にし武を右にするに、帝徳のかけたるをうれふる(以下略)」(前掲『六代勝事記』。『平家物語』もほぼ同文。)
- (23) 新編日本古典文学全集『十訓抄』。
- (24) 新日本古典文学大系『古事談・続古事談』。
- (25) 「無」の右に「甚カ」と注記する。「無_レ怪異_二」と「可_レ有_二御卜_一」とは文意が通じないため、「甚」をとる。
- (26) 増補史料大成『山槐記』。適宜返り点を付した。
- (27) 例えば、『中右記』(大日本古記録)長治元年八月二十五日条「今日臨時於_二南殿_一被_レ行_二百座仁王会_一、是去七日鳩鳥入_二南殿_一、卜筮之所_レ告御慎重者、仍所_レ被_レ行也。」があり、『殿暦』(大日本古記録)の同日でも、「去朔比飛_二入南殿鳩_一、仍被_レ行_二御卜_一、於_二藏人所_一有_二此事_一、件祈也(以下略)」と確かめられる。
- (28) 例えば、『中右記』承徳二年九月七日条「巳時許女房(宗忠室)俄以絶入不_レ知_二東

西^一、立^二種々願^一、修^三所々諷誦^一、經^二一時落居^一、家中騷動不^レ可^三云^二尽^一。從^レ去月二日不
例之人俄以重悩、誠憑少事也、就中近曾家中怪異頻呈卜筮不^レ輕、作^二始等身藥師像並^三
尺不動尊像^一。」がある。

(29) 日本古典文学大系『方丈記』。

(30) 「二月无^レ雨旱風起、麦苗不^レ秀多黄死。九月降^レ霜秋早寒、禾穗未^レ熟皆青乾。」。本
文は『神田本白氏文集の研究』（勉誠社、一九八二年二月）による。

(31) 卷八「四宮踐祚有事付義仲行家ニ勳功ヲ給事」。

第一部第二章

延慶本『平家物語』における「天」

一、はじめに

日本における「天」の思想について、たとえば、石毛忠氏には頼朝の武家政権から江戸時代までの天道思想の展開に関する諸論考がある。『平家物語』に限って言えば、「安徳天皇後日譚」に「天人相関思想」が垣間見えることを第一章で述べた。水原一氏は一行阿闍梨流罪の説話を注解しながら、付説として冒頭などの「天道」の用例をあげ、延慶本『平家物語』に見られる「天道思想」が中国由来の天思想、中央アジアの宗教・学芸を支える「天」、仏教の「天」が相互につながりあうことを概観的に言及した。武久堅氏は『平家物語』における「天道」の用語を分析し、そこから物語全体にわたって、「天道」は源氏に加担したと論じた。最近では、通時的な考察に基づき、延慶本『平家物語』の「天道」を、南北朝期以後の「天道思想」の先駆的存在として位置づける論考も見られる。しかし、延慶本『平家物語』（以下『平家物語』と略称）に記された「天」はさまざまな意味を内包しており、「天人相関思想」や「天道」に絞るだけでは必ずしも十分とはいえない。本章では『平家物語』に見られる「天」のイメージを確認し、それらの記述が物語でどのような機能を持つかを考察する。それは『平家物語』作者の執筆姿勢にもかかわると思われる。

二、「人事」と相対化する「天道」

『平家物語』の冒頭では、

- ① 祇園精舎ノ鐘ノ声、諸行無常ノ響アリ。沙羅双樹ノ花ノ色、盛者必衰ノ理ヲ顕ス。驕レル人モ不レ久^ラ。春ノ夜ノ夢尚長シ。猛キ者モ終ニ滅ヌ。偏ヘニ風ノ前ノ塵ト不レ留。② 遠ク訪ニ異朝^ヲ者、秦ノ趙高、漢ノ王莽、梁ノ周異、唐ノ禄山、是等ハ皆旧主先皇ノ務ニモ不從、民間ノ愁、世ノ乱ヲ不知^ラシカバ、不^レシテ久^ラシテ滅ニキ。③ 近ク尋^ニ我朝^ヲ者、承平ノ将門、天慶ニ純友、康和ノ義親、平治ニ信頼、驕ル心モ、猛キ事モ、取々ニコソ有ケレドモ、遂ニ滅ニキ。④ 縦ヒ、人事ハ詐ト云トモ、天道詐リガタキ者哉。王麗ナル猶如^レ此、況人臣從者争力慎マザルベキ。⑤ 間近ク、太政大臣平清盛入道、法名淨海ト申シケル人ノ、有様伝承コソ、心モ言葉モ及バレネ。(第一本「平家先祖之事」)

と書かれる。①は開卷早々、「諸行無常」と「盛者必衰」の仏理を掲げ、「驕る」人が「不レ久」、「猛き」者もついに滅びると続けて、この無常の仏理を説明する。②では、中国における謀反者らが、「旧主先皇」の政治に従わず、「民間の愁苦」を知らぬために滅亡したことを言う。つまり、悪政ゆえに滅んだという王権因果論。を説いたのである。そのことと①で掲げた「諸行無常、盛者必衰」の仏理との間には一つの断層が認められる。③では日本における謀反者を列挙し、「驕れる心も、猛き事も」あつたが、終には滅んだと説明し、①の後半と照応して、具体例によって仏理を解釈していると見受けられる。④の一文は、延慶本と長門本のみにみられ、従来難解とされている。傍線を付した部分は、「人事」と対照的な「天道」を持ち出しているため、「たとえ人間の行うことは虚偽であつても、天道は偽りがたい」と理解できよう。続く後文では「王麗」という言葉が見られる。

『延慶本平家物語全注釈』では一応「未詳」とするが、水原一氏の「優れた王侯」³⁶、早川厚一氏の「君主の座に着く者」³⁷の類いであろうと推測されている³⁸。この部分では、「王麗」と比較して人臣が慎むべきことを述べ、⑤の清盛へ語り移るので、人臣との対比から水原説の「優れた王侯」と取るのが妥当であろう。ただし、「王麗」はまた、これまでに列挙してきた異朝と本朝の謀反者を指しているが、それらの謀反者はほとんど人臣であるにもかかわらず、それを後に出てくる人臣の清盛と対比して述べる点には、矛盾を感じざるをえない。ともあれ、④はすわりの悪い一文だといえる。また、漢語由来の「天道」は政道論的な色合いが濃く、②の王権因果論と呼応するはずだが、実際はずれている。王権因果論に拠れば、政治の面における悪行が滅亡を招くようである。その反面、「旧主先皇」の政に従い、「民間の愁い」を知っていれば、滅亡は回避できるということを示唆する。言い換えれば、人間の行動（つまり「人事」）によって、運命が変えられるということである。それは「人事」と対照して「天道」の絶対性と権威性を打ち出す④とは齟齬する。しかし、『平家物語』の語り手、あるいは当時の享受者たち（聞き手や読み手など）は、そのような隔たりと矛盾を感じながら享受したとは限らない³⁹。もし、②の部分省いたら、①―④まで「諸行無常、盛者必衰」の道理で一貫することができ、「天道」も上述した仏理を内包する、絶対的な道理と解することができよう。しかし、「諸行無常、盛者必衰」という普遍的な道理を説くためには、本朝のみならず、異朝の例を挙げることはより説得力をもち、慣例でもある⁴⁰。中国の故事で語られる謀反者の滅亡の原因には、仏理より政道的な観念のほうが強いが、それらの故事を違和感なく取り入れ、「本朝」と並べて述べ、冒頭で掲げた仏理を強調したのである。また、異朝云々の文(②)は、悪政による

滅亡を語ったとは言え、「盛者」が衰える例でもあり、享受者たちには漠然と諸行無常の例としてインパクトを与えたのではなからうか。つまり、②の一文は前後と隔たりがあつて異質なものはあるが、理の立場から仏理で訴えてきた情と相まって、情理ともに読者の心を動かしたと思われる。そのような仏理と政道観が交差する文脈を受け継ぎ、『平家物語』は「天道」という抽象的な概念を掲げ、しかも、人間がある程度動かせる「人事」と対照する形で説いたため、人間ではどうしようもない、絶対的で権威的な摂理を示し、いつそう享受者の心を無常の世界へと引き寄せたのである。

「人事」と対照的に使う「天道」はもう一例ある。源頼政が高倉宮に謀反を進言する際、①平家栄花既ニ身ニ余リ、悪行年久ク成テ、只今滅ビナムトス。②倩_ラ案_ニ事_心ヲ、物_盛シテ而衰_フ、月盈而虧。此_レ天_ノ道_ヲリ。非_ニ人事_ニ。③爰清盛入道、偏_ニ振_テ武勇之威_ヲ、忽_ニ忘_ルル君臣之礼_ヲ。不_レ恐_レ万乘尊高之君_ヲモ、不_レ憚_ラ三台重任之臣_ニモ。只任_テ愛憎之心_ニ、猥_ク取断割之刑_ヲ。所_ハ悪ム亡_シ三族_ヲ、所_ハ好_ル光五宗_ヲ。逞思於一身之心腑_ニ。懸_ニ毀於万人之唇吻_ニ。天_ノ譴_已ニ至_リ、人望早_ク背_ク。(第二中「頼政入道宮ニ謀叛申勸事付令旨事」)

と語った箇所である。①と③では、清盛をはじめとする平家が悪行によって滅亡を招くだろうという王権因果論を述べている。しかし、その真ん中に②の一文を挿入し、「物盛りにして衰」へ、「月盈ちて虧く」ことを「天道」と捉え、「人事」によるものではないと説くのである。この「天道」とは「天地自然の理」であり、「人事」とは次元が異なる。そのため、直前で唱えた王権因果論との間にズレが明らかに存在する。さらに、③の波線部では、悪行によって「天ノ譴」を被ることを明言している。つまり、「天ノ譴」で語る場合は、王権因果論的な文脈であり、地上の是非を裁定する天帝の存在が強く意識されている。換言すれば、人事と対照的に語られる「天道（天ノ道）」は、「天ノ譴」における「天」とは、一線を画すものである。この「物盛而衰、月盈而虧」という人間の干渉できない絶対的な道理である「天ノ道」を、人間界に投影した場合は、繁盛の頂点にある平家が衰弱していくことの必然性を示すことになる。頼政による高倉宮への説得は、その後も、兵法や陰陽思想などを用いて多面にわたって行われ、抽象的で権威的な「天道」はその一つに過ぎない。しかし、より絶対的で権威的な「天道」を用いて、本来別種の「天」をあえて混用することによって、情理ともに訴え、説得の論理としている。それはまた読者への説得ともなる。

また、源平争乱の終息期、源頼朝が世の中に重んじられていることを語る際、『平家物

語』は、

去廿七日、可預議奏二人々ノ交名ヲ、源二位、自關東注進ス。(中略)今度源二位住進状ニ入レル人ハ、其威ヲ振ヒ、不入^ら人ハ、其勢ヲ失フ。世ノ重ジ人ノ帰スルコト、平将二万倍セリ。是人ノ非^{なすこゝろ}成ニ、天ノ所^ら与也。(第六末「齊藤五長谷寺へ尋行事」と、それは人間が成したことではなく、天から授かったものだとして受け止める。「人ノ成すこと、つまり「人事」と対照して、絶対的な存在としての「天」を語るという意味では、前述した「天道」(「天ノ道」)と相通じる機能を果たしている。しかし、「天ノ所与」は「天ノ譴」と対等な構成をもち、人間界のことを主宰する「天」とも通じ合い、別種の「天」の混同を示している例だといえよう。

このように、『平家物語』で語る「天道」は、人間の行動を責めたりする天帝よりもいっそう絶対的で権威的な存在であり、しかも王権因果論や無常の仏理、世の行く末と絡まりながら、絶対的で権威的な摂理として語られる。それは、世間を率いる権力が平家から源氏へと変移していく過程を描く物語として、「天道が最初から源氏に加担した」と読むことも可能であろう。しかし、そのような絶対的で超越的な「天道」は、人事と対照して語られる際のみ現れ、その「天道」の解釈は、『平家物語』全体にわたる「天道」の用例から「天」思想を解読するには適切ではない。『平家物語』で語られる「天」にかかわる思想は実に多様であることを、前もって断っておきたい。

三、人格神的な「天」―世の行く末を決定する存在

ところで、「天」を世の行く末を決める人格神的な存在と見なす、「天ノ与」という言葉もある。

サレバ小松殿二次テ、ワ殿ゾ日本国ノ主ト可成^{なりたまへ}給一人ニテオワシケル。今ハ何事カハ有ベキゾヤ。謀叛発シテ、日本国ノ大將軍ニ成給へ。父祖ノ恥ヲモ雪メ、君ノ御鬱ヲモ休メ奉リ給へ。且ハ、『天ノ与ヲ取ラザレバ、還テ其咎ヲ受』ト云本文アリ。(第二末「文学兵衛佐二相奉ル事」)

文学が頼朝に平氏打倒の謀叛を勧める場面である。悪行で天の責を受けるはずの清盛を打倒して天下を手に入れることが、天の命令であると説く。天の与えてくれた使命をしっかりと受け取らないと、却ってその罰を受けることであろうと、恫喝するかのような勧め方をしている。傍線を付した文は、「天」という神秘的な概念を用いて謀反説得の根拠としたため、文学自身の言葉より権威的かと考えられる。また、波線で示した「日本国の主」と

は天皇や王という者ではなく、「日本国の大將軍」を意味する。つまり、「天」は日本国の国王、すなわち天皇ではなく、大將軍を与えるのである。この「日本国の主（大將軍）」は天皇家の王権の下に組まれる権力だと捉えるべきである。

近似した意味の「天」として、次のような用例もみられる。

東夷之雲上、南蛮之霞、中西戒之波底、北狄之雪山マデモ、平氏ヲ背キ、源氏ニ従フ。

昔シ王莽僭政寄民アリシカバ、四夷競起、斬莽於漸台^一、身肉分鬻、百性切^二食^キ其舌

^一ヲ。世挙平家ヲ悪スルコト、王莽ニコトナラズ。「人所^レ帰者、天之所^レ与也。人所^レ

叛者、天之所^レ去也」ト云リ。（第三本「兵革ノ祈ニ秘法共被行事」）

朝廷は源氏及び諸寺社の謀反を鎮圧するために祈祷を行ったのだが、次々と起こる諸勢力の謀反と平氏の滅亡を、語り手が「天の意思」だと捉える箇所である。傍線部は、人心が帰服するなら、それは天の賦与するものであり、逆に、人心が背いてゆく場合は、天命が去っていくと理解する。なお、ここでも「官軍」と「謀反」などの言葉を用いるが、実際は平家一門に反旗を翻すことを謀反と定義しているのであって、天皇家の王権への侵犯は回避されている。

「天ノ与」、つまり天の意思を人心の帰服いかんによって判断するという捉え方に近似するものには、たとえば、「天ニロナシ。人ヲ以テイハセヨ」（第一本「山門大衆清水寺へ寄テ焼事」）との文辞がある。二条天皇葬送の日に、山門と寺門が額打の順序の問題で衝突し、あげくに延暦寺の荒法師たちが興福寺の末寺である清水寺を炎上させてしまった。しかし、延暦寺の悪僧たちの行動を、巷間では山門の大衆らは後白河院の命令を受けて清盛を追討する行為であると噂した。そのため、後白河院はあわてて清盛の六波羅邸に行幸し、事実無根であることを証明する。近親の西光法師は「天ニロナシ。人ヲ以テイハセヨ」と、その噂を天道の計らいであると説明した。つまり、清盛をはじめとする平家一門が過大な栄華を手に入れたため、天帝がそれを罰しようとしているという文脈になっている。

「天の与」という語句の根源にあるのはおそらく中国における有意思的存在の天のイメージである。「天ノ与ヲ取ラザレバ、還テ其咎ヲ受」の出典は『史記』である。『史記』「越王勾踐世家」と「淮陰侯列伝」に、それぞれ「天與弗^レ取、反受^ニ其咎^一」が見られる。そのほか、『漢書』「蕭何曹参伝」にもみられる。また、日本でよく読まれた類書である『明文抄』、『玉函秘抄』、『管蠡抄』などにも収録されており、人口に膾炙した文言である²⁰。

『史記』「越王勾踐世家」では、臥薪嘗胆二十余年、会稽の恥をそそいで呉王夫差を殺すべしと説く際に范蠡の用いた言葉である。つまり、今、天が呉を越に与えようとしてい

る。もし、取らないと、却って天罰を受けるという文脈である。一方、「淮陰侯列伝」では、斉の人蒯通が、韓信に天下取りを勧めた場面で現れる文言である。いずれにしても、謀反や戦乱を引き起こすべきことを説くために用いられた。したがって、謀反の実行を恐れる人物に、それ以上に恐るべき「天ノ与」を示して、謀反に駆り立てようとするわけである。しかし、漢籍にいう「天ノ与」は天下の王、つまり地上の最高権力者となることである。一方、『平家物語』の「天ノ与」は、天皇家の王権との衝突を回避し、その威を借りる権力者に対して使われていることに相違が認められる。

一方、「天ノ与」と類似する意味で用いられている「天命」の用例も見られる。まずは義仲に関する一例を紹介する。

義仲モ先都へ入ルト云ドモ、其ヲ慎シミテ、頼朝ガ下知ヲ待マシカバ、沛公ガ謀ニハ不劣マシ物ヲト哀也。義仲悪事ヲ好ミテ天命ニ従ワズ。剩シカ法皇ヲハカ編ハカ奉リテ叛逆ニ及ブ。積悪ノ余殃身ニ積テ、首ヲ京都ニ伝フ。前業ノツタナキ事ヲハカラレテ無漸也。

(第五本「義仲等頸渡事」)

源義仲の首が都に渡された後の記述である。語り手は劉邦も項羽より先に都に入ったが、項羽を待つ知恵をもち、ようやく天下を得たことを想起し、それと比較して、頼朝よりも早く都に攻め入ったものの、自らの悪行の報いで討たれる始末になった義仲のことを哀れむ。義仲は頼朝より「先に都に攻め入った」ので、沛公のように、最高権力者となって国をよく治める天命を手に入れる可能性もあるが、「悪事ヲ好ミテ天命ニ従ワ」なかつたので滅亡したと語り手は王権因果論を主張する。特に波線を付したように、法皇への無礼が天命に従わなかったことの象徴であるゆえ、義仲に与えられうる「天命」とは、天皇家の王権を擁護した上での日本国の権力者となることが伺える。また、「積悪」や「前業」といった点で、ここでの「天命」は道教的・仏教的な一面をもつともいえるべきであろう。これまで考察してきたように、物語ではそれぞれ「頼朝に天命がある」、「清盛から天命が去った」、「義仲は与えられる可能性の高い天命を逃した」とされており、天命は確かに頼朝にあると全体的に読み取れないことはない。そのような書き方は源平争乱の結末を、天命として意識した結果であろう。しかし、後述する「天ノ責」の用例からすれば、必ずしもそうとはいえないのである。

一方、『平家物語』に見られる「天命」はまた、ただ「天寿」を意味するものもある。平重盛に関する一例を紹介する。

此大臣保元平治両度ノ合戦ニハ命ヲ捨テ防戦給シカドモ、天命ノオワスル程ハ、矢ニ

モ中ラズ、劍ニモカカリ給ハズ。サレドモ運命限有事ナレバ、八月一日寅時ニ、臨終
正念ニシテ、失セ給ヒヌルコソ哀ナレ。(第二本「小松殿熊野詣事」)

重盛が熊野参詣のあと、頸に現れた悪瘡のために命を失ってしまった。それを語り手は天命だと認識している。その根拠は、重盛が保元・平治という二つの合戦で、矢に当たったことさえなかったことである。つまり、天に定められた命がある限り、いくら危険であろう合戦に出ても無事であるが、天寿が限りになると命を失うのだという論理である。「天命」を「天寿」、「天に定められた寿命」と解してよい。すこし前の文脈で、病になつた重盛の為に宋からの名医を紹介した清盛に対して、重盛は不孝を承知して断固辞退した。そこで、漢の高祖劉邦の話が故実として登場する。劉邦も名医による治療を拒否した。

及其ノ故ハ、昔シ漢高祖、維南ノ懸布ヲ政シ時、流矢高祖ニ当ル。既ニ命限ニナリ給ケレバ、呂太后ト云后、良医ヲ迎テ令ニ見セ、医師ノ云、『療治シツベシ。但五百斤ノ金ヲ賜ルベシ』ト申。高祖宣ク、『①朕三尺ノ劍ヲ提テ天下ヲ取、是天命ナリ。命ハ即天ニアリ。我項羽ト合戦ヲ致ス事、八ケ年ノ間ニ七十余ケ度也。サレドモ②天命ノ有程ハ、一度モ疵ヲ被ラズ。③今天命地ニ墮テ、既ニ疵ヲ被レリ。然バ名医トシテ疵ヲバ癒ストモ、命ヲ療ベカラズ。篇昔ト云トモ何ノ益カアラム。全ク金ヲ惜テ云ニアラズ』トテ、即五百斤ノ金ヲハ医師ニ給ナガラ、疵ヲバ不治シテ、終ニ失給ニケリ。(第二本「小松殿熊野詣事」)

治療拒否の理由に天命の概念を用いた。①では、自分が天下を得たのは、天の決めた使命・運命であると最初に述べる。その証拠として挙げたのが、②の、是まで八年間項羽と七十以上の合戦をしてきたが、一度も傷を被ることはなかったということである。それはすなわち、天に定められた運命であり、命がまだ天にある証拠である。しかし、③では、天命が地上に墜ちた今は、傷が治つても、命を再び天に戻すことができないから、結局は助からないと断る。一方、『史記』。高祖本紀では、「吾以_三布衣_二持_三三尺劍_二取_三天下_一。此非_二天命_一乎。命乃在_レ天。」と記した。波線を付した一文は、「命は乃ち天に在り」と訓読して、「人間の寿命は天によって決められる」ことを意味する。つまり、寿命がなくなることもまた「命乃在_レ天」(天に決められたこと)の結果である。したがって、命が天になく、地上に墜ちたという読みは『史記』の文脈では不可能である。しかし、『平家物語』は「命」が「天」にあるか否か(地に墜ちたか)という基準において、天に定められた運命(寿命も含めて)を独自に理解している。

「天命」を、「天に定められた命」というふうに理解するとき、「決める」主格の天を

意識せずにはいられない。同じく、「与」という言葉は動詞の「与える」に由来するため、「天ノ与」という語句は、「与える」という動作の主体である人格神の「天帝」を強く意識せざるをえない。また、人格神であるゆえに、善悪を弁えて裁定することが可能になる。「天帝」は善悪の基準をもって地上の人間界を見極めるから、人間側がすこし能動的になったといえよう。そのニュアンスは前述した絶対的で権威的な「天道」と大きく異なる。したがって、「天の与」という語句は、「天」の人格的な性格が前景化された結果だと言える。そのため、個人の寿命を決める「天命」の用例も自然に現れたのである。そのような傾向は、後述する「天ノ責」にも見られる。

四、人格神的な「天」―神仏と同格

『平家物語』において、「天ノ責」という語彙もまた多用されている。たとえば、頼朝謀反の情報が六波羅に伝達され、清盛はつぎのように発言した。

「昔義朝ハ信頼ニ被語テ朝敵ト成シカバ、其子共一人モ被生マジカリシヲ、頼朝ガ事ハ、故池尼御前ノ難去被嘆申シニ付テ、死罪ヲ申宥テ、遠流ニ成ニキ。重恩ヲ忘レテ国家ヲ乱リ、我子孫ニ向テ弓ヲ引ズルハ、仏神モ御ユルサレヤ有ベキ。只今、天ノ責ヲモ蒙ズル頼朝ナリ。(以下略)」(第二中「右兵衛佐謀叛発ス事」)

「平治の乱で義朝が信頼に誘われて朝敵と成ったので、その子供もすべて殺されるはずだったのだが、頼朝は故池尼御前に庇護され、死罪に代わって遠流になった。その命の重恩を忘れて我が平家一門に弓を引くということは、神仏も許さないだろう。頼朝はすぐに「天ノ責」を被る者である」と、清盛は憤って主張した。略した部分では、清盛がさらに「鳥獸なども恩返しをするのに、平家から重恩を受けた頼朝がどうして我が一門に謀反などできるのか。謀反したからには、神仏にも許されず、「天ノ責」を受けるだろう」と述べる。頼朝の一命を救った清盛であるからこそ、彼の謀反に憤慨せずにはいられないだろう。しかし、それは清盛だけの論理ではなく、大きな恩義を忘れる者は報いを受けるということは、『平家物語』の語り手もそう思っている。右に引用した章段の続きでは、語り手は本朝と中国の先例を挙げてその論理を説明した。その一つは燕丹の故事である。

燕丹は人質として秦にいた。幾度もの奇瑞に恵まれ、秦の始皇帝から帰国を許された。つまり、始皇帝から命の重恩を受けたのである。しかし、その後、始皇帝の暗殺を企画し、最終的に秦に討たれた。その話末評で『平家物語』は

昔ノ恩ヲ忘レテ、朝威ヲ軽ズル者ノ、忽ニ天ノ責ヲ蒙リヌ。(第二中「燕丹之亡シ事」と、語った。さらに、

サレバ頼朝旧恩ヲ忘レテ、宿望ヲ達セム事、神明ユルシ給ハジト、旧例ヲ考ヘテ、敢テ驚ク事無リケリ。(同右)

と語る。そんなわけで、旧恩を忘れた頼朝も神明に許されず、報いを受けると、語り手が断言している。『平家物語』全体から考えれば、頼朝は天命を受けて日本国の大將軍になる人物なので、「天ノ責」を蒙ることはない。少なくとも、語り手は「天ノ責」をいわないはずであろう。しかし、前文の清盛の発言を受け継ぎ、「怨を以って徳を報いる」行為は天と神仏の両方にとがめられるべしと、清盛に同調してしまう。全体の筋からはややずれるが、この箇所に限って言えば、先例を見事に引用して説得力があると認められる。つまり、ここで「天」の概念を用いることによって、その場面を巧みに描きつくしたと評価できる。なお、「天ノ責ヲ蒙リヌ」や「神明ユルシ給ハジ」など、天と神明をほぼ同格に扱っている点に留意したい。

治承五年閏二月、清盛はただならぬ死に様で生涯を閉じた。その生涯の総括として、『平家物語』は次のように書いた。

今年六十四ニゾ成給ニケル。七八十マデモ有人モ有ゾカシ。老死ト云ベキニ非レドモ、宿運忽ニ尽テ、天ノ責遁レザレバ、立テヌ願、残レル祈モ無リケレドモ、仏神モ事ニヨリ、時ニ随事ナレバ、物テ其驗ナシ。(第三本、大政入道他界事付様々ノ怪異共有事)

清盛は六十四歳で亡くなった。老死というべきではないけれども、宿命がたちまち尽きて、「天ノ責」を逃れられなかったからだとする(傍線部)。神仏が祈願に応えてくれるのは、その事柄により、時によるが、総じて言えば、その靈驗がなく、神仏から守ってもらえなかったとする(波線部)。宿運が「忽」尽きたという言い方からすれば、清盛には宿運はあった。しかし、悪行などによって使い切ったと理解できる。また、神仏も「事ニヨリ、時ニ随事ナレバ」とは、おそらく清盛にまつわる神仏の靈驗談を意識した表現である。しかし、そういうことはあったものの、その生涯にわたっていえば、「驗」即ち神仏の庇護を得られなかったと理解できる。このように書いたのは、清盛の死後、平家一門があっけなく滅亡してしまうことを意識したからであろう。つまり、「天ノ責遁レザル」ことは、語り手が平家一門の行く末を勘案して出した結論である。清盛の死去にせよ、平家一門の滅亡にせよ、それはすべて「天ノ責」と見ることができ、神仏の庇護から離脱した結果だ

と見受けられる。ここでも『平家物語』は「天」と「神仏」をあまり区別せずに用いていることに留意すべきである。

そのような論法で清盛をはじめとする平家一門の滅亡を思案する文章は、その後も見られる。平家一門の都落の後、木曾義仲が都入りを果たした。しかし、義仲は都を厳しく取り締まり、法皇まで監禁して人心は安らかにはいられない。それを見た近親の一人が、反面教師として清盛を挙げて諫言した。

故清盛ハ神明モ崇奉リ、仏法ニモ帰シ、希代ノ大善根ヲモアマタ修シタリシカバコソ、一天四海ヲ掌中ニシテ、廿余年マデ持タリシカ。大果報者ナリキ。上古ニモ類少ク、

当代ニモタメシ無シ。夫ガ法皇ヲ惱シ奉シニヨリ、蒙^二天責^一忽滅ニキ。子孫又絶ハテヌ。恐モ可恐、敬モ可奉敬^一。(第四「木曾依入道殿下御教訓ニ法皇ヲ奉宥事」)

つまり、清盛は神仏を深く信じ、希代の大善根をもつわけだが、天皇家の王権を侵犯してしまったせいであちまち滅んだ。しかも、子孫まで断絶した。その続きで、「只悪行ヲノミ好テ世ヲ持事ハ少キゾ。可奉宥。」と述べられているため、平家一門を破滅に導いたのは、天皇家の王権への侵犯をはじめとする種々の悪行だと捉えられているのである。

かくして、「天ノ責」を受ける対象は、それぞれ清盛、頼朝、恩義を忘れる者(頼朝)、清盛、清盛(義仲も含めるか)であり、時代をそれぞれリードした主人公たちである。天にもし一貫した主張があるならば、そのような書き方は不適切だといわざるをえない。しかし、その場面ごとに即して考えみよう。清盛が天から許されないと最初に言っているのは、謀反を起こそうとする頼政である。それは敵側を責めて高倉宮を説得するための必然的な台詞でもある。また、天皇の外祖父にもなった清盛の無慚な死、及び平家一門があっけなく断絶したという驚きの事実を目前にして清盛の死を勘案する際、語り手と義仲の近親が、清盛(平家一門を含めて)が天に責られる運命だと、必然的に言うのである。一方、清盛の立場から考えて、一命を許した頼朝が自分の一族に謀反すると聞き、頼朝が天の責を受け、神明からも許されないと憤っているのはごく自然なことである。それらはすべて話者に相応しい言い方であり、物語の各場面をたくみに描く推進力となっている。

ところが、「天ノ責」は「天ノ与」の反対語であるはずだ。つまり、天が一方を「責」めて、そこから取り戻す「天命」をもう一方に「与え」という考え方からすれば、『平家物語』がもし頼朝に天命があると一貫して主張するならば、頼朝を責めるという矛盾する行為を避けるべきである。しかし、『平家物語』はそこまで整然とした「天」の思想を貫いていない。首尾一貫した立場で描くより、個々の場に応じて、いかに主人公(話者)

の身になって真摯に書くかということが念願におかれる。言い換えれば、『平家物語』は、「天」にまつわる思想性を利用して、おのおのの場面をたくみに描き、主人公の言行を正当化しているのである。

人間界を見定めて、治世の徳の有無を判断して、次期の執政者を選出するような「天」とは異なり、『平家物語』の「天」はその場限りの説得を必然的なものに仕上げ、論理付けるために用いられた、一つの論理的な道具だと言えよう。そのようにその場かぎりに「天ノ責」を使い、「天」の権威的なところを上手に利用したことの背景には、「天」と、一定の誠意を見せればおのおのの祈願を成就してくれる「神仏」を同格に扱う傾向も関与したかと思われる。仏法的因果論と王権因果論を因果応報の視点から混同した結果だといえよう。あるいは、王権因果論的に平家一門の滅亡を見つめる際、既に仏法的因果論を仕組んだと言うべきかもしれない。

その他、近似する意味をもつ語彙に「天誅」と「天罰」もある。頼朝の謀反後、清盛の強い要請によって法皇から源氏追討の宣旨が下された。その文面は、

王事無濫、天誅定加。(第三本、沼賀入道与河野合戦事)

である。頼朝をはじめとする源氏の人々が結党して悪事をする行為を責め、天誅が加わることを断言して追討を命ずるのである。この文書の拠り所は現在不明であるが、『平家物語』に出てくる文書は実在の文書による可能性が高い。ため、語り手の創作とは言いにくい。しかし、いずれにせよ、この場合の「天誅」は概ね「天ノ責」、「天譴」と同義である。ただ、宣旨という硬い漢文脈のなかでやや威力の強い「天誅」を使ったかと考えられる。それよりすこし前の文脈で、頼朝の謀反を語った後、将門が追討されたことを先例として引く箇所がある。

将門ガ凶徒等、跡目ニ付テ襲来ル。貞盛以下官兵等、身命ヲ捨テ禦戦時、将門甲冑ヲ着シ、駿馬ニ乗テ、懸出テ支タリ。馬ハ風飛ヲ忘タリ。人ハ梨老ノ術ヲ失ヘリ。将門ガ凶徒等防戦事、輒ク難責^{せめおし}落カリケルニ、調伏^{せめおし}ノ祈精酬^{がた}テ、将門天罰ヲ蒙リ、神鏑暗二中テ、終被誅戮ケリ。(第二末、昔シ将門ヲ被追討事)

貞盛を率いる官軍が不利になった戦況ではあるが、天罰を受ける将門は、鏑に当たって終に調伏された。しかし、将門が調伏される原因は単に天に罰せられたことのみならず、波線で示した神仏の力のあることも看過できない。

悪事によって天に責められることと、悪を犯して神仏に許されないという因果応報の觀念が、共通の基盤を持つ。それが「天」の思想と神仏とを混同する傾向を生み出したので

あろう。しかし、謀反の場面で多用されがちな「天ノ与」を「天からの命令」という宿命に近い意味で理解する場合、その反義語である「天ノ責」も宿命に準じる意味だと言えよう。その宿命的な「天の命令」は、本来、因果応報の観念と矛盾し、神仏と同格に扱うことはできないのだが、「天ノ責」を王権因果論的に語る際、「天」と「神仏」の両方を持ち出すことは、「天ノ責」と「天ノ与」との位相の微妙な相違を裏付けている。

五、「天帝」を意味する「天道」

ところで、個人の運命に関わる「天帝」を意味する「天道」の用例も見られる。安元三年（一一七七）、成親は鹿ヶ谷の謀反で処罰されることになる。成親と親戚関係にある重盛は成親を都付近の地への流罪に処することを清盛に斡旋したが、叶わなかった。その旨を手紙でこう伝えた。

内ノ大臣ノ許ヨリ御文アリ。「都近キ山里ナムドニ置奉ラント、再三申ツレドモ、叶ハヌ事コソ世ニ有甲斐モ候ハネ。是ニ付テモ世中アヂキナク候ヘバ、親ニ先立テ後生ヲ助給ヘトコソ、天道ニハ祈申候ヘ。心ニ叶ウ命ナラバ、御身ニモ替マホシク思候ヘドモ、叶ハズ。（以下略）」（第一末「成親卿流罪事付鳥羽殿ニテ御遊事成親備前国へ着事」）

傍線を付した部分は、世の味気無さを悟った重盛が、親に先立って絶命することを天道に頼んだと語る。ここでいう「天道」とは、「絶対的・権威的な天の道理」ではなく、「個人の運命に関与する人格神的存在である天帝」と解すべきであろう。そのため、「祈り申す」対象になりうるわけである。また、明雲が伊豆の国へ流される記述で、『平家物語』は唐の一行和尚が無実の罪に遠流されたことを引用した。

一行無実ニヨリテ遠流之罪ヲ被ル事ヲ天道憐給テ、九曜ノ形ヲ現ジテ守給フ。一行随喜ノ余ニ、右ノ指ヲクヒキリテ、左ノ三衣ノ袂ニ、九曜ノ形ヲ写留メ給ニケリ。火羅ノ図トテ、吾朝マデモ世ニ流布スル。九曜ノ曼荼羅ト申ハ、即是也。（第一末「一行阿闍梨流罪事」）

この流罪地に行く道中は艱難が多いため、「天道」（天帝）が一行を憐憫して九曜の図をあらわして見守ったとする。また、燕丹の故事を述べるときも、燕丹は、普通に渡ると絶対に河に落ちるはずの橋を、一度落ちたけど、また平地を歩むごとく上がってきた。それは「天道加護シ給ケル」（第二中、燕丹之亡亡事）からだと言語手はいう。

この箇所は、水原氏以来の先行研究ではしばしば、冒頭文に現れる「天道」、およびそ

他の「天道」の用例と一括して分析される。しかし、「祈り申す」対象としての「天道」、
「憐れむ」・「加護」の主語としての「天道」は、人間個々の運命に深く関与する、祖先
神的な存在であり、前述した「絶対的・権威的な天の道理」や、「天ノ与」・「天ノ責」で
みられる「世の行く末を決定する天」と一線を画すものであろう。

一方、このような「天道」とほぼ同じ感覚で使われる言葉には、「天神地祇」もある。
巻九で佐々木四郎高綱が所望の名馬を頼朝より賜ったことを述べた後、語り手は次のよう
に記述する。

千万ノ軍兵ノ中ニ、父ガ墓所ニテ暇ヲ乞、十三年ノ追善ヲ引コシテ仕ル情ケ、親ノ為
トコソ思ケメドモ、天神地祇アハレミ給フユヘニ、鎌倉殿ヨリ生喰ヲ給ハリヌル事情
ハ、ゲニ人ノ為ニハアラザリケリ。(第五本「梶原与佐々木馬所望事」)

傍線を付した、佐々木四郎のことを哀れむ「天神地祇」とは、前述した「天道」と同様に、
且つ類似した意味で用いられている。

また、燕丹の話に立ち戻る。燕丹の帰国を許した経緯を語るときも、語り手は「天道」
と「神仏」を同列に扱っている。燕丹は孝養の心が深く、国にいる老母に会いたいと始皇
帝に申し立てたが、無視された。

燕丹何ニスベシトモ不覚、悲ケル詞ニ云、「妙音大士八月氏靈山ニ詣テ、不孝ノ輩ヲ
誡メ、孔子、老子ハ大唐震旦ニ顕レテ、忠孝ノ道ヲ立ツ。上梵天帝釈、下堅牢地神マ
デモ、孝養ノ者ヲバ愍給ウナル者ヲ。①冥顕ノ三宝憐ヲ垂テ、馬ニ角生タル異瑞ヲ始
皇ニ見セ給ヘ」ト、明暮不懈^ラ、血ノ涙ヲ流シテ祈誓シケル驗ニヤ、角生タル馬、始
皇ノ南庭ニ出現セリ。綸言如汗ナレバ、烏頭馬角ノ変ニ驚テ、②燕丹ハ天道ノ加護
アル者ナリ」トテ、即本国へ返シ遣ス。(第二中「燕丹之亡シ事」)

ところで、燕丹は孝養の旨を冥顕の三宝に訴えたところで、始皇帝が非難のつもりでいっ
た奇瑞がうつつに現れた(①)。それを天道の加護とみなした(②)のである。つまり、
加護する天帝はまた冥顕の三宝のような存在である。『史記』刺客列伝では、「太史公曰、
世言荊軻、其称太子丹之命。天雨^レ粟、馬生^レ角。太過。」と記される。司馬遷は燕丹
が天の加護を受けたため、粟の雨が降り、馬に角が生じるといふ奇瑞に恵まれたというこ
とを冷ややかた目で見たのであるが、少なくとも、中国の俗説としては、「天」が燕丹を
加護すると語られていた。それを『平家物語』では拡大し、「冥顕ノ三宝」をも重視した
と見られる。

上述したように、「個人の善悪や運命」にかかわる「天」と「神仏」は、混同される傾

向があることは間違いない。しかし、漢故事を引用する漢文脈では「天」を多用し、和文脈においては「神仏」を用いる傾向も見られる。おそらく、政道観の浸透する漢籍を引用する際に自然に発生した傾向と見るべきであろう。ただ、こうしたなかで、漢文脈にも「冥顕ノ三宝」などで潤色する行為はより重要視すべきであり、両者を融合して物語を見事に描写していることを評価すべきであろう。

これまで考察してきたように、『平家物語』に用いられる「天」にかかわる言葉の意味は多岐にわたる。「天道」という言葉だけでも、「人事」と対照的に語られ、「絶対的で権威的な天の道理」との意味があり、「天道」は個人の運命にかかわり、個人の善悪を弁える祖先神的な存在でもある。「天ノ与」は人格神的な天帝から運命を与えられるという意味を有するが、絶対的・権威的な天道とは次元が異なったりする。「天ノ責」も「天ノ与」と反対の意味をもつ同種の語彙といえる一面がある一方、神仏と同格に扱われやすいという相違が見られる。さらに、その場限りでの主人公の主張を正当化し、殊に矛盾の論理に織り込まれる傾向が大いに見られる。したがって、『平家物語』において、一個の語彙の分析によって、物語全体に一貫した思想を云々する研究には限界があるといわざるをえない。その場面ごとに用いられる「天」の概念が物語りのストーリーと深くかわり、その進展に大きく寄与しているところを見過ごしてはならない。

六、霊夢

『平家物語』の「天」は、神仏と混合して語られる用例が多く見られたことは、前述したとおりである。ここでは霊夢を取り上げ、その一端をさらに解明したい。『平家物語』巻一では、次のような文章が記されている。

又年三十七ノ時、二月十三日ノ夜半計ニ、「ロアケロアケ」と、①天ニモノイフヨシ
夢ニ見テ、驚テ現ニオソロシナガラロアケバ、「是コソ武士ノ精ト云物ヨ。武士ノ
大将ヲスル者ハ、②天ヨリ精ヲ授ル」トテ、鳥ノ子ノ様ナル物ノ極ツメタキヲ、三(ツ)
喉へ入ルト見テ、心モ武ク奢リハジメケリ。(第一本「清盛繁昌之事」)

この、夢のなかで武士の精を飲み込む説話は延慶本と長門本のみもっている。清盛の異例な昇進と栄華を説明する白魚説話に引き続き描かれ、武士としての清盛が大将になり、また傲慢になった原因を示すものと捉えられる。傍線部①では、天から物言う様子のものが現れたと記し、②では、その物言う様子のものを「天」と呼んで、天から武士の精を授かったとする。このような天は一見して、有意识的存在、中国的な運命を決める「天」かと

思われるが、必ずしもそうではない。むしろ、とても生々しい側面を有する存在であり、神仏と似た性格をもつといえる。同じ『平家物語』では、次のような神仏の霊夢を描くシーンがある。

左少弁行隆ト申ス人、先年八幡ニ参テ、通夜セラレタリケル夜ノ示現ニ、「東大寺奉行ノ時ハ是ヲ持ベシ」トテ、笏ヲ給ルト見テ、打ヲドロキミルニ、見ニ実ニ笏アリケリ。不思議ニ思テ、其笏ヲ取テ下向シ給タリケレドモ、「当時何事ニカハ東大寺造替ラル、事アラムズル。イカナル事ヤラム」ト、心ノウチニ思給テ、年月ヲ送り給程ニ、（造営の宣旨を下される経緯を略す）八幡大菩薩ヨリ給ハリタリシ笏取出シテ、大仏造営ノ事始ノ日ヨリ、持レタリケルコソアリガタケレ。（第二末「南都ヲ焼払事付左少弁行隆事」）

右に挙げた説話は行隆が夢のなかで東大寺奉行になる事を予言されて笏を頂戴し、目覚めたら実際にあり、しかも、後日焼き払われた東大寺の再建に当たったという話である。夢で予言されて証拠となしうるものを授かり、後ほど実証されるという霊夢のパターンから言えば、両話の構造が似通っているといえよう。つまり、「口アケ」説話は、神仏からならんらかの役目を選ばれる霊夢の類に類似しており、そこに現れる「天」は「神仏」とほぼ同等の意味で理解すればよいということである。前に挙げた「天ニハロナシ、人ヲ以テイハセヨ」について、瀬田勝哉氏が、噂を、隠された神意が人の口を借りて示されたものと見る。のち、「天」と「神」を同一と考えたからではないだろうか。筆者もそれは一理があると思う。

七、結びにかえて

「天」の概念は中国に由来したことはいうまでもない。現存する卜辞からして、「天」の概念を創出したのはおそらく殷の時代であり、また、祖先神として広く信仰されていたのは殷の末期あたりである。しかし、強国である殷がはかなく滅ぼされて、文化的な後進国であった周がかわって殷民を統治する際、皇祖神だった天に絶対的・権威的なイメージを加えていた。その後は、仏教的な因果応報観を吸収したり、諸子百家によるさまざまな「天」の解説と発展はあるものの、祖先神としての存在と、絶対的・権威的な有意味的存在から逸脱することはないといえよう。祖先神的存在に仏教的な因果観を付与し、また祖先神的なイメージからは個人の善悪を見極めて裁定する存在に変化したりする。絶対

的・権威的な有意的存在からは、人間より遙かに高く、権威的な「天道」を作り出した
り、撫民仁政の「天人相關思想」や易姓革命的な「天命思想」に細分化したりする。宋の
時代にもなれば、「天理」として捉えられたりはする。

しかし、『平家物語』に見られる「天」の諸相が、また独自の要素を有している。その
一点目は天皇家の王権への侵犯を回避するところの天命である。天命が頼朝にあるという
陳述も、頼朝の謀反で用いられた「天ノ責」と「天ノ与」も、天皇家の王権への侵犯を意
味するのではない。そこで説かれる天命は、天皇家の王権に組み込まれる権力者であるこ
との運命と理解すべきである。清盛と義仲が「天ノ責」を受けるとするのは、主に法皇へ
の不遜が原因だと捉えているところからも伺える。その二点目は漢籍由来の「天」に神仏
のイメージで潤色し、両者を同格に扱う傾向である。

「天」は、「神仏」と共に神秘的で権威的な存在として、『平家物語』で多く語られる。
それは物語のさまざまな展開を可能にする推進力となっているのみならず、渦中において
帰趨のわからぬ現実の対立抗争を、登場人物にとって必然的なものとして描く行為を促進
したものと見られる。

【注】

¹ 石毛忠、「南北朝時代における天の思想―『梅松論』をめぐる―」（『日本思想史研
究』一、東北大学文学部日本思想史学研究室、一九六七年三月）、「戦国・安土桃山時代の
思想」（『思想史Ⅱ』体系日本史叢書二三、山川出版社、一九七六年九月）、「源頼朝の政治
思想―鎌倉幕府の政治思想序説―」（『防衛大学校紀要』第五十一輯、一九八五年九月）、
「北条執権の政治思想」（『日本精神史』、ぺりかん社、一九八八年三月）、「江戸時代初期
における天の思想」（『日本思想史研究』一一）等。

² 「一行阿闍梨流罪説話の考察」（『駒沢国文』十四、一九七七年三月、『延慶本平家物語
論考』、加藤中道館、一九七九年六月）。

³ 「延慶本平家物語の序章「人臣ノ慎ミ」と、成親の「右大将争い」（『平家物語は何を語
るか―平家物語の全体像』、和泉書院、二〇一〇年十月）。

⁴ 高村圭子『『平家物語』における「天」の思想―延慶本を中心に―』（『日本文学』第六十
三巻第六号、二〇一四年六月）。

⁵ 高村氏は前掲論文で「天」の思想を三つに分類して論述されており、そうした意識が既に見られる。

⁶ 「王権因果論」を提唱したのは兵藤裕己氏である。氏は『平家物語』諸本に共通する冒頭文を分析し、「諸行無常」・「盛者必衰」から「王権因果論」にたくみに論点をスライドさせていることを指摘。（『王権と物語』、青弓社、一九八九年九月）。本章では天皇家の王権、および大將軍や摂政関白などに及ぶ公の権力を総括して「王権因果論」という語彙を借用。それとは別に、天皇家の権力を指す場合は「天皇家の王権」を使用。
⁷ 当該文言は長門本において異朝の先例の後に位置する。

⁸ 水原一氏前掲注2の論考。

⁹ 早川厚一氏「延慶本平家物語発端部論考―読みかえと説話構成をめぐって―」（『日本文学』一九八四年九月）。

¹⁰ 『延慶本平家物語全注釈』巻一（汲古書院、二〇〇五年五月）。

¹¹ 兵藤裕己氏も、王権因果論が冒頭の対句仕立てと七五調のリズムに引かれて、無常迅速のほろびの摂理として印象づけられていることを、前掲注6著書で述べている。

¹² たとえば、頼朝の挙兵を恩知らぬ者の行為と捉えるためには、燕丹の説話を例にし、重衡の医療拒絶には、劉邦の話を先例に挙げるなど。また、『平家物語』に限らず、『今昔物語集』や『宝物集』など、本朝と並べて異朝を語る行為は中世文芸に広く見られる。

¹³ 武久堅氏の前掲著書。

¹⁴ 『延慶本平家物語全注釈』巻五（汲古書院、二〇一一年五月）。

¹⁵ 例えば、『太平記』巻四「呉越戦の事」にも、この文言が多出する。

¹⁶ 『史記』「高祖本紀第八」（新釈漢文大系、明治書院、一九七三年四月）。以下同。

¹⁷ 『延慶本平家物語全注釈』第三本（巻六）（汲古書院、一〇一二年六月）。

¹⁸ また、清盛に限って言えば、大塔建立説話で家宝の刀を頂戴する説話もこの種類の霊夢であろう。

¹⁹ 瀬田勝哉氏「神判と検断」（『日本の社会史・五 裁判と規範』、岩波書店、一九八七年五月）。

²⁰ 郭沫若氏「天の思想―先秦思想の天道観―」（岩波講座…東洋思潮『東洋思想の諸問題』、岩波書店、一九三五年二月）。氏はまた、皇祖神的な天の尊崇に絶対的・権威的な天のイメージを加えたのは周公だと述べる。なお、中国の天思想に関する重要な論考には、穴澤辰雄氏『中国古代思想論考』（汲古書院、一九八二年七月）、池田知久氏「中国古代の

天人相関論―董仲舒の場合〕（アジアから考える〔7〕『世界像の形成』、東京大学出版会、一九九四年十二月）、小島毅氏『宋学の形成と展開』（創文社、一九九九年六月）、佐藤貢悦氏『古代中国天命思想の展開―先秦儒家思想と易的論理―』（学文社、一九九六年六月）等がある。

第二部第三章

『太平記』の「会稽の戦」論―漢籍との比較を通して―

一、はじめに

『太平記』巻四に次のような場面がある。児島高德が、隠岐国に流される途中の後醍醐天皇の救出に失敗して、桜木の幹に「天、勾踐ヲ空シクスルコト莫レ、時ニ范蠡無キニシモ非ズ（天莫^レ空^ニ勾踐^一、時非^レ無^ニ范蠡^一）」と刻む。その詩は、訳もわからぬ警護の武士に読み上げられたため、後醍醐天皇の耳に入った。天皇は自分のためになお事を図る忠臣・義士のあることを知り、頼もしく思った、というシーンである。そこから、児島高德の詩の説明として、長々と呉越合戦の経緯を叙述する。

「呉越戦の事」は中国春秋時代の末、東南の片隅にあつた両国（呉・越）の戦いを描くものである。登場人物には尋常ならざる忍耐力をもち、復讐一筋で二十数年も生きる勾踐や、君主のために最善を尽くし、その恩賞を受けずに隠居した范蠡、死後も国の滅亡を身で見届けたいので、眼を抜き出し、城門に懸けてほしいと願う伍子胥などがおり、合戦譚の中でも個性豊かなものだといえよう。それは大きく、「会稽の戦」、「囚人勾踐」と「復讐の物語」との三つに分けられる。越王勾踐の立場から見れば、それぞれ、会稽で恥辱を受ける、囚人として呉に仕える、会稽の恥を雪ぐ、の部分に当たる。本章の論じる対象は、第一部分の「会稽の戦」である。

『太平記』の呉越合戦に関しては、いくつかの先行研究が見られる。本章は、それらを踏まえながら、本説話の源泉にあたる『史記』や『呉越春秋』などの漢籍との比較を通して、『太平記』の描いた「会稽の戦」の、原典との距離を明らかにしたうえで、そのきっかけを日本における「会稽の恥」（「会稽の戦」）の受容史から探り、『太平記』の独自性を究明するものである。

なお、本章に引用する『太平記』の本文は玄玖本^々に基づいて翻刻し、私意によって読みや送り仮名を付したものである。『太平記』巻四の本文交渉を精査した小秋元段氏の研究^々を参照しながら、最古態を示すB系統（梵舜本など）、B系統を元に独自の増補改訂を施したC系統（天正本など）、C系統以後に成立したと思われるD系統（西源院本など）をも視野に入れて論を進めていく。

二、会稽の戦

本章でいう「会稽の戦」は、呉軍に囲まれて屈辱的な講和を結んだ地名にちなんだ呼称である。その合戦では、会稽山に移る前に、呉越両軍はまず夫椒で戦っていたのである。『太平記』巻四の呉越説話では、夫椒での戦を以下のように描く。

越王十一年二月上旬ニ、勾踐自ラ十余万騎ノ兵ヲ率シテ呉国エゾ被^レ寄ケル。呉王夫差、是ヲ聞テ、「小敵ヲバ^{アチツ}黜ルベカラズ」トテ、自ラ二十万騎ノ勢ヲ呉ト越トノ境ナル夫椒県ト云所ニ馳セ向ヒ、①後ニ会稽山ヲ当テ、前ニ曠河ヲ隔テ、陣ヲ取ル。②態ト敵ヲ討ンガ為ニ、三万余騎ヲ出テ、十七万騎ヲバ、陣ノ後ノ山陰ニ深ク隠テゾ置タリケル。猿程ニ越王夫椒県ノ陣ニ打チ莅^{ソシ}デ、呉ノ兵ヲ見給ヘバ、其勢、纒ニ二、三万騎ニハ不^レ過ト覚ヘテ、所々ニ控エタリ。越王是ヲ見テ、思フニハ似ズ小勢ナリケリト蔑テ、十万騎ノ兵ノ同時ニ馬ヲ打チ入レテ、馬筏ヲ組テ打チ渡ス。比ハ二月上旬ノ事ナレバ、余寒猶烈クシテ、河水水ニ列テケレバ、兵ノ手凍テ弓ヲ控ニ協ハズ。馬ハ雪ニ泥ンデ懸挽モ自在ナラズ。サレドモ越王責鼓ヲ打テ被^レ進ケル間、越ノ兵ノ我々先ント轡ヲ並テ懸入ル。呉国ノ兵ハ兼テヨリ敵ヲ難所ニ帯入テ執リ籠テ打ント擬タル事ナレバ、③態ト一軍モセデ夫椒県ノ陣ヲ引退テ、会稽山エ引籠ル。越ノ兵勝ニ乗テ、北ヲ追フ事三十余里。(中略)。呉ノ兵二十万騎、思フ凶ニ敵ヲ難所エ帯キ入テ、四方ノ山ヨリ打チ出テ、越王勾踐ヲ中ニ取り籠リ、一人モ不^レ漏ト責メ戦フ。④越兵ハ今朝ノ軍ニ遠懸シテ馬人共ニ疲タル上、無勢ナリケレバ、呉ノ大勢ニ困レテ一所ニ打チ寄テ引エタリ。進テ前ナル敵ニ懸ラントスレバ、敵ハ險阻ニ支テ鏃ヲ調テ待チ懸タリ。引キ返シテ後ナル敵ヲ払ハントスレバ、敵ハ大勢ニテ、越兵ハ疲タリ。進退此ニ谷^{キヤクヤク}テ、敗亡已ニ極レリ。(中略)越王、遂ニ打チ負ケテ、七万騎討レニケル。勾踐、休兼テ、会稽山ニ打チ上リ、越ノ兵ヲ数ルニ、打チ残サレタル兵ハ纒ニ三万余騎ナリ。

勾踐の来襲を聞いた呉王夫差は、自ら二十万騎の軍隊を引率して、策略をめぐらしつつ、傍線部①のように布陣した。つまり、三万余騎の呉軍は曠河を前に、会稽山を後ろに陣取って越軍を待ったのである。

春秋時代の呉の国は現在の中国江蘇省中南部にあり、越の国は現在の浙江省の中北部に位置する。つまり、呉が北、越が南である。したがって、呉軍が越との境界にある夫椒に進軍することは、北から南方に向かうことになる。「後ニ会稽山ヲ当テ、前ニ曠河ヲ隔テ」というのは、曠河が南で会稽山がやや北にあり、両者の間に戦場としうるスペースがあ

ると予想できる。また、傍線部②は、呉王夫差が、越王の兵を騙すために、最初に三万余騎を出兵し、残りの精兵十七万騎を会稽山の山陰に隠した作戦である。勾践は曠河を隔てて呉軍の三万騎を小勢とあなどり、余寒の未だ厳しい二月の曠河を渡り、呉軍（三万騎）と戦った。呉軍は一戦もせず（失敗した様子を装い）、北にある会稽山へと退散し、越軍を会稽山手前の難所に引きこむ（傍線部③）。勾践は勝利の勢いに乗って、呉軍を「三十余里」⁴追いかけて、人馬ともども疲労を極めたところ、いきなり呉軍の十七万騎に包囲された。前に進めば敵あり、後ろを突破しようと思えば会稽山の陰に大勢の呉軍がおり、勾践はやむをえず残兵を率いて会稽山に登った（傍線部④）。それが『太平記』に描かれる「会稽の戦」である。『太平記』の叙述に基づき、当時の戦場を図1で再現すると、次のようになる。



図1

【注】囲まれた範囲は呉越の境である夫椒県を指す。

しかし、そこにはいくつかの疑問がある。第一に、会稽山は夫椒にはなく、その南に外れる。会稽山は越国（現在の浙江省紹興市）にあり、夫椒は呉越の境（現在の浙江省嘉興市）にあり、会稽山のはるか北に位置する。第二に、曠河の問題である。史実や実際の地理などを調べて変更を行うとされる天正本『太平記』では、「曠河」が「長江」となっている。しかし、長江は、呉の国（現在の江蘇省）を貫く川であり（図2を参考）、会稽山は長江の北どころか、はるか南のほうに位置しているので、呉の布陣に現れることはま

ずありえない。また、長江は全長六三〇〇キロで、中国第一の大河である。南京までは一万トンの船舶が航行できる。仮に「曠河」を「長江」としても、とても人馬の簡単に渡れる河ではない。

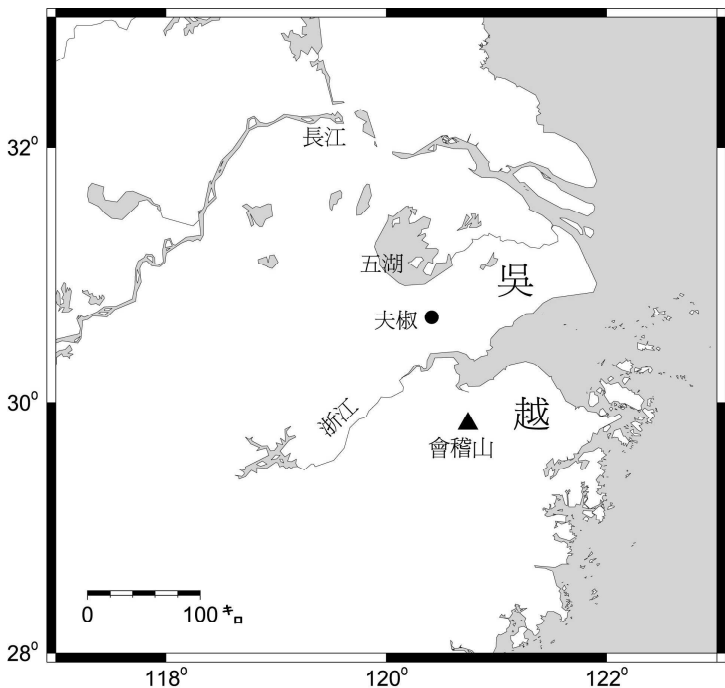


図2

【注】『国語』の「関係地図」や、『中国地図集』（中国地図出版社、一九九四年八月）を参考にし、Generic Mapping Tools (<http://gmt.soest.hawaii.edu/>) を用いて作成した。

当該説話の源泉となる、『史記』「越王勾踐世家」では、

（勾踐）遂興_レ師。吳王聞_レ之、悉發_二精兵_一擊_レ越、敗_二之夫椒_一。越王乃以_二余兵五千_一人_一保_二棲於會稽_一。吳王追而困_レ之。。

と簡単に述べただけである。「曠河」も現れないし、まして会稽山との位置関係や呉の布陣などに、一向に言及しない。しかし、夫椒の戦場で敗戦を喫した勾踐が会稽山に逃げ籠ったとき、（北にいた）呉軍が（南に）追いかけて、会稽山を囲んだという記述から、夫椒は会稽山と場所を異にし、会稽山の北にあることが推測できる。

一方、呉越の故事を広く流布せしめた『呉越春秋』の現存本文では、当該合戦について記録していないため、確認することができない。しかし、『国語』。「越語」下では、

越王勾踐即位三年、而欲伐吳。范蠡進諫曰、(中略)。王曰、吾已斷之矣。果興師而伐吳、戰於五湖、不勝、棲於會稽。

と書き記し、また『春秋左氏伝』。哀公元年では、

吳王夫差敗越于夫椒。報檣李也。遂入越。越子以甲楯五千保于會稽、使大夫種因吳大宰嚭以行成。

とある。

「五湖」とは「太湖」のことであり、会稽山のはるか北にある意味では、「夫椒」と大差がないと考えられる。したがって、『国語』も『春秋左氏伝』も『史記』同様に、勾踐が一旦破れて南にある越の会稽山に立て籠もったとなる。さらに、時代ははるかに下るが、吳越合戦の始末を史実に基づいて描く演義類が後代に存する。そのうちの一本、『西施演義』第三章では、

(勾踐)不聽一人之言、悉起國中丁壯、共三万人、迎敵於椒山之下。初次交戰、吳兵稍却、殺傷百余人。勾踐乘勝直進、約行數里、恰遇夫差大軍。兩下、布陣大戰。(越軍の敗北の記述を省略)勾踐奔至固城、藉以自保。吳兵圍之數重、絕其汲道。(中略)勾踐見吳兵不退去、遂命范蠡率兵堅守、自己帶領敗殘人馬乘間奔至會稽山。点閱甲楯之數、只剩得五千余人。

とある。波線部「椒山」とは「夫椒」のことである。勾踐は敗戦して吳軍を突破して会稽山に逃げ帰ったのである。したがって、『太平記』に見られる戦場の地理関係の描写は、中国の伝承を離れた独自の要素をもつものだと見てよい。

三、曠河とは

ここでは、二つのことを考えなければならない。第一に、なぜ『太平記』の「会稽の戦」記事に「曠河」が登場するのか。第二に、「会稽山」を史実とかけ離れて描写することのきっかけは何であろうか。

現存本『吳越春秋』巻第七「勾踐入臣外伝」は、人質として呉に入る勾踐らを越の群臣が見送るさまを描写している。その冒頭に

越王勾踐五年、五月、与大夫種范蠡、入臣於吳、群臣皆送至浙江之上、臨水祖道、軍陣固陵。

の文がある。傍線を付した「浙江」は川の名前であり、波線部「固陵」に対する同書の注

積は、『水経注』を引用して、

浙江又经固陵城北、昔范蠡筑城於浙江之濱、言可以固守、謂之固陵。

と書き記した。つまり、「浙江」という川が、越国の城（都の中心）の北側に位置する。越王が呉に行くときは、この川を渡った。また、勾踐が、文種から祝詞を受けて、群臣と唱和したあと、

遂登船径去、終不返顧。越王夫人乃扱船哭。

とあり、勾踐が夫人とともに船に乗って呉に人質として行ったことが伝わる。

一方、呉越の間に起こった夥しい合戦を書き記す『国語』『呉語』では、次のような記述が見られる。

於是吳王起師、軍於江北、越王軍於江南。越王乃中分其師、以為左右軍、

（中略）。夜中、乃命左軍右軍、涉江鳴鼓、中水以須。（以下略）

『国語』の右の記述は、会稽の恥を雪ぐ戦を描くものであり、そこに勝った越軍はついに呉を滅ぼしたのである。その戦は、呉越両軍が松江を隔てて南北に対峙することから始まる。越軍が夜中に川を渡ったのは決勝の要となっている（傍線部）。

右に挙げた、呉越合戦にまつわるいずれかの川の記述が、『太平記』に登場する「曠河」の原型ではなかるうか。それが「天正本」になると、有名な長江だと誤解した可能性が高い。

一方、「会稽山」の位置関係に見られる誤差は何ゆえであろう。それを考えるために、「会稽」、「会稽の恥」の伝承過程を考察しなければならない。

四、「会稽」

そもそも、会稽という地名が日本に伝わったのは早い。八世紀半ばに成立したとされる『家伝』¹⁵上巻では、貞慧の聡明好学をみて、大臣の鎌足が「雖有堅鉄而非鍛冶、何得干将之利。雖有勁箭而非羽括、詎成会稽之美」¹⁶と思った。「干将」とは名剣の名である。堅き鉄を鍛冶したからこそ名剣になることと対になって、強い箭も羽と筈をつけた（矢を作る）からこそ、会稽山に産する竹で作った優れた矢という美名を成したのだと、人の優れた才能や知識などを喩えているのである。会稽の竹で優れた矢を作る話は、『淮南子』¹⁷「墜形訓」に見られる。

また、『扶桑集』¹⁸でも、大江朝綱が渤海使の詩に唱和した一首に、会稽山がその秀麗

な風景を以て登場する。

渤海裴大使到_二越州_一後、見_レ寄_二長句_一、欣感之至、押_レ以_二本韻_一

王道如今喜_二一平_一 教_三君再入_二鳳凰城_一

朝_レ天_レ歸_レ洛_二秋雲遠_一 望_レ闕高_レ詞夜月明

江郡浪晴沈_二藻思_一 会稽山好称_二風情_一

恩波化作_二滄溟水_一 莫_レ怕_二孤帆万里雄_一

「越州」に日本の越州と中国の越の国をかけて詠まれた一首であるが、頸聯の下句で詠まれたように、会稽は風景明媚なところとして知られていた。そのような「会稽」の一面は、日本に伝来し、かつよく読まれた『世説新語』⁶¹「言語第二」にも見られる。

顧長康從_二会稽_一還。人問_二山川之美_一。顧云、千巖競_レ秀、万壑争_レ流。草木蒙_二籠其

上_一、如_二雲興霞蔚_一。

顧長康とは顧愷之ともいい、東晋時代の画家である。会稽を漫遊した後、「千巖^{せんがん}、秀を競ひ、万壑^{ばんかく}、流を争ふ」と言い、その上に草木の繁茂するさまは雲霞の湧き起こるようだと形容する。そのような環境であるからこそ、当時多くの文人たちが暗い政治から脱出して隠居することもできたのであろう。竹林の七賢もさることながら、『世説新語』はまた王羲之父子の話もたくさん書き記し、当時の会稽が文化的な盛況を迎えていたことを物語る。日本でも有名な逸話、「任誕第二十三」ノ四十六、四十七を挙げてみよう。四十六話は王羲之の子の王徽之が竹を君に喩えて呼ぶ説話であり⁶²、その次も同じ王徽之の文士としての風流譚である⁶³。

王子猷居_二山陰_一時、夜大雪。眠覺、開_レ室、命酌_レ酒、四望皎然。因起彷徨、詠_二左思

招隱詩_一、忽憶_二戴安道_一。時戴在_レ剡。即便夜乘_二小船_一就_レ之、經宿方至。造_レ門不_レ

前而返。人問_二其故_一、王曰、吾本載_レ興而行、興尽而返、何必見_レ戴。

雪の夜に、突然友人のことを思い出し、夜もすがら船に乗っていったが、明け方になり、その門まで至って会わずに帰ったという話である。人が怪しく思っ、そのわけを聞くと、「訪ねていくのは興に乗った故であり、会わずに帰ってくるのも興が尽きたことによるので、何も可笑^{おか}しいことではない」と答えた。この話に出る二つの地名、「山陰」は会稽山に近いところであり、「剡県」も会稽地域にあたる。「会稽」の地名は現われないが、そのあたりで起きたことは確かである。東晋から劉宋初期にかけて、会稽山を中心とする会稽地域は、知識人の隠居や交流の場所であったことがすでに明らかにされている⁶⁴。

また、『枕草子』や『和漢朗詠集』にも見られる⁶⁵、「蕭会稽之過_二古廟_一、託締_二異代之

交二（大江朝綱）では、会稽の丞となった蕭允を「蕭会稽」と詠んでいるので、地名の「会稽」でそれに関わる人物を表すことがわかる。

以上、見てきたように、「会稽」は「会稽山」をもつ地域の地名として使われた。矢の名産地や隠居地として知られるところである。さらに地名に関わる人物を「某会稽」と称したりすることもある。しかし、管見の限りでは、これらの意味で日本で用いられた用例は多くない。それに、『世説新語』のような作品においても、故事に登場する人物は印象鮮やかであるが、「山陰」や「会稽」などの地名には特に関心が払われなかったと推測できる。地名や特産などを意味する「会稽」はありながらも量的には少なく、深く浸透していないと見てよい。日本文化に吸収されたのは、次節で述べる「会稽の恥」にまつわる「会稽」である。

五、「会稽の恥」

上述した伝承と平行して受け継がれたもう一つの「会稽」のイメージは、「会稽の恥」である。そもそも、呉越合戦という故事は早く伝わったが²⁴、平安時代末期まではあまり引用された例を見ない。しかし、鎌倉前期になると、「会稽の恥」などの用例が増えたようである。

軍記物語の祖とされる『将門記』では、敗戦の屈辱を味わった良正が、将門に復讐したいという思いを、

会稽の深きに依りて、尚し敵対の心を起こす。²⁵

と表現する。ここでいう「会稽の深き」は、「会稽での恥の深き」意だと読み取れる。また、良兼が将門に仕返しをする理由も、

本意も怨みを忘れずして、尚し会稽の心を遂げむと欲ふ。²⁶

と記す。ここでいう「会稽の心」とは明らかに「会稽の恥を雪ぐ心」を指す。その他、「将門が会稽未だ遂げず」の例²⁷も見られる。それらの「会稽」の用例は、漢籍での呉越合戦の故事を踏まえた上での省略表現だったことは間違いあるまい。²⁸

『平家物語』にも「会稽の恥」は多出する。覚一本²⁹を例に取る。例えば、巻一では二条天皇が崩御した際に寺々による額打の争いが語られる。もともと興福寺の後に打つべき延暦寺が、先に打ってしまったため、興福寺の荒法師たちは延暦寺の額を切り落とし、打ち割ってしまった。その後、延暦寺の大衆らは、興福寺の末寺である清水寺をことごとく

焼き払った。その理由は、

是はさんぬる御葬送の夜の会稽の恥を雪めむが為とぞきこえし。

と、復讐にあることを明かした。同じく『平家物語』巻八「水嶋合戦」では、平家と義仲の率いる源氏勢とが水嶋で合戦する様子が描かれる。その末尾はこう書かれている。

平家は水嶋のいくさに勝てこそ、会稽の恥をば雪めけれ。

平家にとって、水嶋での勝利は、これまでの敗戦の恥を雪ぐものであると評価された。

一方、史料類ではどうなっているのかを確認してみたい。『吾妻鏡』。治承四年（一一八〇）八月二十四日条で、

実平重申云。今別離者。後大幸也。公私全^レ命。廻^ニ計於外^一者。蓋^レ雪^ニ会稽之恥^一哉云云。

とある。実平を代表とする源氏勢が、先日、大庭二郎景親を代表とする平家軍に敗れた。その背景を踏まえ、今回の離別は、その石橋山で敗戦した恥を雪ぎたいために命を全うするものであると述べた。したがって、ここでの「会稽の恥」は文字通り、「石橋山での敗戦の恥」を意味する。

右の記事と同日に、三浦と畠山の両族も由井浦で合戦をした。その二日後の記事はこう書かれている。

廿六日丙午。武蔵国畠山次郎重忠。且為^レ報^ニ平氏重恩^一。且為^レ雪^ニ由比浦会稽^一。欲^レ襲^ニ三浦之輩^一。

三浦の輩を襲撃する理由の一つは「由比浦の会稽を雪ぎたい」からである。ここでの「会稽」はすなわち「会稽の恥」であり、「由比浦で破れた屈辱」の意味である³³。「会稽」がもともと地名であるにもかかわらず、「由比浦会稽」と書き記すことによって、「会稽」は「敗戦」のごとき意味で用いられたことがわかる。

そのほか、義経が父兄の敵討ちをしたい思いを「会稽の思」と語る記録もあり³⁴、曾我五郎が工藤祐経を殺す敵討ちも「会稽之存念」と表現する³⁵。それらの場合における「会稽」は、「会稽の恥を雪ぐ」ことに当たり、「復讐」の意味で使われている。

また、『百鍊抄』³⁶。嘉応二年（一一七〇）十月二十一日条には、

摂政参内間、於^ニ路頭^一勇士有^ニ狼藉事^一。切^ニ前駆等本鳥^一。是先日資盛之会稽也。

と記した。摂政基房の先駆などの警が切られる事件は、『平家物語』の「殿下乗合」で物語化されて有名である。『平家物語』によれば、「資盛の会稽」とは、資盛が郎党と共に鷹狩りの帰途、殿下の行列に会い、下馬して路を譲るべき礼儀を取らなかったため、殿下

側に無理やり馬から引きずり下ろされるといふ恥を受けたことである。一方、殿下基房の先駆たちの髻を切ったのは、資盛が辱められたことを聞き、祖父である清盛が郎党たちに命じた復讐の行為である（史実は父親の重盛の仕業であるが³⁵）。したがって、これも資盛の受けた屈辱の報復の意である。

右と似た用例は、また四十八巻本『法然上人行状絵図』³⁶にも見られる。その巻一に、法然の父親である時国は、定明に夜うちされて死ぬのだが、その直前に法然に次の遺言を残した。

「汝さらに会稽の恥をおもひ、敵人をうらむる事なかれ、これ偏に先世の宿業也。もし遺恨をむすば、そのあだ世々につきがたかるべし。しかじはやく俗をのがれ、いゑを出で、我菩提をとぶらひ、みづからが解脱を求には」といひて、（以下略）。

線を付した「会稽の恥」とは、父親が敵に夜討され、辱めを受けたことと思われる。「会稽の恥」はもともと敗戦を喫して辱めを受けるという意味であるが、ここでは「私的な被害による怨念」の意に変換されている。そしてこのことは、「会稽の恥」という文辞が、四十八巻本法然伝の成立する一三二二年前後³⁷において、広く知られていたことを物語る。

以上、文学と史料類を中心に「会稽」の用例を検討してきた。鎌倉期前後において、「会稽」という文辞が、合戦や武力衝突に用いられることが多く、しかも、失意の側の文言として多用されたことも明らかである。また、「会稽」は会稽山ゆかりの中国東南の地名という本来の意味がなくなり、「失敗して会稽山に逃げ籠もり、屈辱的な講和を結ぶ」という意の「会稽の恥」を媒介として、「敗戦」や「恥辱」などの意味で使われる。そのため、「会稽」の前には、失意の側の人名や、場所を表す地名などを置くことができる。つまり、「会稽」は「会稽の恥」を意味し、さらに「恥」を意味するようになった。その「恥」の理由は場合によっては、敗戦だったり、父兄や子孫が辱められたことだったりする。「会稽」の語は多様な文脈で用いられるようになった。

ところで、そうしたなか、「会稽の戦」そのものを語る記述も現れた。それらに登場する「会稽」はバラエティに富むものと言わねばならない。

『平家物語』の一異本とされ、諸本の中で最も詳細な呉越合戦の記事をもつ『源平盛衰記』³⁸（以下盛衰記と略称する）では、「会稽の戦」を、

会稽ノ恥ヲ雪トハ、異朝ニ稽ノ山³⁹ノ洞ト云所アリ。蚕山トモ名、会稽山トモ申也。

吳越ノ境ニ在^レ之トカ。兩國境ヲ論ジテ代々ニ軍絶ズ。

と描写している。傍線部で示したとおり、『盛衰記』は会稽山が吳越の境界にあると捉えており、吳越兩國の間に起こる度重なる合戦を、会稽山という国境をめぐる争いだと理解している。同類な伝承の要素を備えるものには、例えば国会図書館本『和漢朗詠注』、

越王ノ勾踐と吳王ノ夫差と、会稽山ノヤマ□^ニ論ジテ合戦ス。

とあり、『盛衰記』に近い伝承の流れを汲んでいると思われる。

一方、右の理解とはやや異なり、「会稽山」が「会稽の戦の戦場」であるとの認識を示す作品もいくつかある。

例えば、金刀比羅本『平治物語』^{五八}は、

越王勾踐と吳王夫差と会稽山を中にへだ^てて合戦をしけるに、越王軍にうちまけて、

敵吳王夫差に囚^{とらはれびと}人となつて、(以下略)。

と述べ、会稽山を隔てて戦ったものだとする。また、陽明本『平治物語』^{五九}には、

越王勾踐と吳王夫差と、会稽山を中に隔てて合戦をしけるに、越王、戦に打ち負けて、

敵吳王夫差に捕らはる。

と、近い叙述がみられる。似たような説明は『和漢朗詠集永済注』^{六〇}(以下永済注と略称する)にも見られる。

勾踐ハ、吳王夫差トテ、吳ノクニノ王ナリシ人ト、カタキニテナムアリケル。吳王ハ、

セイモオホク、威モマサリタリケレバ、会稽山トイフヤマニテ、タ、カヒケルニ、越

ノイクサヤブレテ、勾踐、イケドリニ、セラレニケリ。

傍線で示すとおり、『永済注』は明らかに会稽山を戦場だと理解したのである。九条家本

『平治物語』^{五九}が、

会稽山といふ所にて、吳をほろぼす故に、会稽の恥を雪といふ事あり。

と記述することく、「会稽山」を復讐の戦場だとする説も見られる。さらに、『和漢朗詠集私注』^{六一}(以下私注と略称する)の「強吳滅兮有^二荆棘^一、姑蘇台之露瀼瀼」の項目では

『史記』を出典として明記しながら、「会稽の戦」を、

遂吳与^レ越戦^二于会稽山下^一。越軍大敗。勾踐隱^二於会稽山^一。^{六二}

と語り、吳越の合戦が直接会稽山のふもとで行われたとする。

たしかに、史実を棚上げすれば、会稽山で負けて捕われたり、会稽山のふもとで合戦をし、破れて会稽山に逃げ込んだりとする説がいかにも合理的なものである。しかし、『私注』のように、『史記』を引用しながらも、その記述に差異が見られることに注意すべき

であろう。無論、注釈者が直接『史記』の原典に当たらず、孫引きしているうちに異なる理解を培った可能性が高い。しかし、大切なのは、異なる理解を可能にしたこと自体である。日本における「会稽の恥」の受容史があるからこそ、右のような理解が可能になったのである。

それらの「会稽山」の捉え方が史実からかけ離れたものであることはいうまでもない。「会稽の恥」——「会稽の戦」——「会稽」——「会稽山」というような連続したイメージが混淆しているなか、「会稽の恥」がすなわち「会稽山を論じる合戦」であるという認識が出来たのではないか。そのような認識を培った土壌には、前述した「会稽の恥」の受容史もあるだろう。また、史料類で見受けられる「会稽」の活用法も、そのような混淆の傾向を物語る。その傾向を極めれば、「会稽の戦」はすなわち「会稽山」を争う戦であり、「会稽山」はすなわち呉越の国境にあるものだということになる。『平治物語』や『平家物語』も、おそらく夫椒の戦場をわざと隠蔽したのではなく、「会稽の恥」（「会稽の恥を雪ぐ」ということ）を中心に説明しているうちに、自然に、「会稽山をめぐる戦」だと観念したのであろう。そのような「会稽」に関する受容史のあるなか、『太平記』は「会稽の戦」を詳細に描写しようとするとき、「会稽」と「夫椒」の地理関係をごちゃ混ぜにしたのではないか。

六、結びにかえて——『太平記』における「会稽の戦」

ところで、『太平記』は単に「会稽の戦」の戦場をめぐる地理関係を間違っただろうか。そうは思えないのである。一言でいえば、『太平記』にみられる「会稽の戦」は、漢籍に見られるそれよりも合戦に相応しい。会稽山の実際の地理を無視すれば、『太平記』の叙述はとてわかりやすく、戦略性に満ちた合理的なものである。

「会稽の戦」の当時において、『太平記』の呉王たちは、「後ニ会稽山ヲ当テ、前ニ曠河ヲ隔テ」三万騎を餌にして、勾踐の攻撃を誘った。勾踐は敵軍を見渡してその軍勢を判断してから、春寒の大河を渡る。結果的には夫差の策謀に陥れられるのであるが、それなりの戦況判断はあったのである。早春の寒い河を渡ったことで体力などを消耗し、さらに、退散する敵軍を三十里ほど追いかけて、軍勢は疲れ切る。そのため、会稽山の陰で待機していた呉軍から攻撃を受け、一気に敗れてしまい、会稽山に逃げ込む。『太平記』の「会稽の戦」は細かいところまですべて合理的に構成されている。もちろん、原典と異なった部

分は『太平記』独自の創作だと断言はできない。あくまでも、『太平記』というテキストから読み取れるということである。

確かに勾踐をはじめとする越軍は、「会稽の戦」で失敗した。戦場において、呉軍の策略に陥ったのも事実である。それは勾踐が畏にはまるほど愚かだったと思われるかもしれない。しかし、勝敗は相対的なものであり、より強いものが勝つのは世の常である。したがって、双方の指揮者を評価するときには、相手の力量を視野に入れる必要がある。呉軍の策略がすばらしいと強調すればするほど、勾踐の愚かさは少なくなるはずである。換言すれば、勾踐の負け戦を好意的に描写しようとするれば、双方ともすばらしいが、呉軍は奇策をかけたので勝ったとする手がある。なにしろ、敵側が強ければ強いほど、負けた方の咎めが減るわけである。『太平記』の「会稽の戦」の描写はまさにそのようなものである。それは、勾踐を後醍醐天皇に喩えていることにもよると思われる。『太平記』における後醍醐天皇の批判はたしかにある。しかし、すくなくとも「呉越合戦」においては後醍醐天皇を好意的に描写していると思われる。本説話の冒頭の詩歌もそれを物語る。

したがって、『太平記』の描いた「会稽の戦」は、原典となる漢籍とかけ離れたところは大いにあるが、それはただの誤伝とすべきものではなく、「会稽」や「会稽の戦」の日本的受容史の流れを汲み、かつ『太平記』の世界に相応しい形になったものといえる。

【注】

「例えば、釜田喜三郎氏「民族文芸としての太平記の一断面―児島高德論をめぐって―」(『国語と国文学』第二十六卷二号、一九四九年二月。『太平記研究―民族文芸の論―』(新典社、一九九二年十月)再録)。川口久雄氏「伍子胥変文と我が国説話文学」(『国語』第五卷一・二号、一九五七年四月)。増田欣氏「太平記における呉越説話」(『中等教育研究紀要』第六集、一九六〇年六月)。『「太平記」の比較文学的研究』(角川書店、一九七六年三月)再録)。北村昌幸氏『梅松論』における「異朝」―『太平記』との比較を通じて―(『日本文芸研究』第五九卷第二号、二〇〇七年九月。『太平記世界の形象』(塙書房、二〇一〇年十一月)再録)。森田貴之氏「天正本『太平記』増補方法小考―巻四―呉

越戦の事」増補漢詩について―」（『京都大学国文学論叢』二十二号、二〇〇九年九月）。

②『玄玖本太平記』の底本は前田育徳会尊経閣文庫所蔵本を影印にしたものである（勉誠社、一九七三年十一月）。詳細は鈴木登美恵氏による同書の解題を参照。

③小秋元段氏『太平記』巻四古態本文考」（『国語と国文学』第八十五卷十一号、二〇〇八年十月）。なお、氏によれば、玄玖本はB系統を元にした本文である。

④『日本国語大辞典』（第二版）によれば、一里はおよそ五四〇～六五四メートルの長さである。したがって、三十里は一六二〇〇～一九六二〇メートルに相当する。

⑤夫椒と会稽山はもつと離れていることは、岡見正雄氏が「実際の地理としては夫椒と会稽山の間は離れている」と指摘した（角川文庫『太平記』）。

⑥長江下流部は湖口から河口までの八〇〇キロ余りで、南京、鎮江（現在の江蘇省）、南通（現在の江蘇省）を経て上海市域で東シナ海へ流出する。この区間は川幅が広く、水深も大きい。南通付近では川幅は十八キロに達するが、河口部では八〇～九〇キロに広がり、海か川かわからないほどになる。（日本大百科全書による抜粋・河野通博執筆）。なお、長谷川端氏は、新編日本古典文学全集の頭注において、「長江を揚子江の意とするなら誤り」だと指摘し、「会稽山に近い長河は曹娥江である」と注しているが、「曹娥江」は会稽山の東に位置するので、それを渡って呉に行くことはない。

⑦増田欣氏は前掲書で『太平記』呉越説話の源泉を『史記』に認定した。

⑧『史記』巻四十一「越王勾践世家第十一」（中華書局、一九五九年九月、以下同）。ただし、表記は常用漢字に改め、また返り点を付した。なお、同書巻三十一「呉太伯世家第十一」にも同趣旨のことを述べている。

⑨新釈漢文大系に拠る。以下同。

⑩新釈漢文大系に拠る。

⑪『西施演義』（中国近代小説資料彙編シリーズ（台北）廣文局出版、一九八〇年）。成立年代不明。その提要では「茲編依『拋正史』。搜『羅秘笈』。採『取西施湔雪』国恥之事實。与呉越之所以結『仇。勾踐之忍辱全』身。范蠡文種之奇謀秘計。呉王夫差之昏庸驕傲。子胥伯嚭之忠佞各別」。莫不原原本本。分『章演述』。（以下略）」とあるので、史実に基づき、伝承などを取り入れた歴史演義ものとして、参考程度にしておきたい。

⑫『史記』巻四十一「越王勾践世家第十一」において、『史記集解』杜預曰、「夫椒在『呉郡呉県』、太湖中椒山是也。」と注してある。

⑬「曠河」について、天正本・義輝本は「長江」とし、西源院本・梵舜本は「大河」とす

る。『太平記』の呉越説話を引くとされる『曾我物語』（日本古典文学大系）は「こせんといふ大川」となっており、『三国伝記』（中世の文学）は箭灘急ト云大河」となる。なお、西源院本では「三十余里」が「十余里」となっている。

¹⁴ 『呉越春秋』（江蘇古籍出版社、一九八六年一月）。注は元の時代の徐天祐が施した。

¹⁵ 『家伝』（『寧楽遺文』竹内理三編、東京堂、一九六二年）。

¹⁶ 『淮南子』「東南方之美者、有_二会稽之竹箭_一焉。」（新釈漢文大系による）

¹⁷ 『扶桑集―校本と索引―』（田坂順子編、權歌書房、一九八五年五月）。

¹⁸ 彰考館本を底本とする前掲書の校異によつて、詩歌の意味から判断して、内閣文庫蔵昌平坂学問所本、松浦史料博物館本の「洛」を取った。

¹⁹ 『世説新語』の引用はすべて新釈漢文大系による。以下同。

²⁰ 王子猷嘗寄_二人空宅_一住、便令_レ種_レ竹。或問、暫住何煩_レ爾。王嘯詠良久、直指_レ竹曰、何可_三一日無_二此君_一。

²¹ 『蒙求』には「子猷尋戴」の項目で掲げる。

²² 嶋田さな絵氏「東晋から劉宋初における会稽の山水と知識人」（『中央大学アジア史研究』第三十四号、二〇一〇年三月）

²³ 『枕草子』（日本古典文学大系）「故殿の御服のころ」章段。『和漢朗詠集』巻下「交友」。

²⁴ 『史記』や『呉越春秋』以外にも、例えば、『蒙求』に「范蠡泛湖」、「西施捧心」などの項目がある。

²⁵ 新編日本古典文学全集『将門記 陸奥話記 保元物語 平治物語』・「良正の執念と川曲村合戦」。

²⁶ 前掲書「平良兼の襲撃」。

²⁷ 前掲書「将門貞盛、信濃国千阿川の合戦」。

²⁸ 新編日本古典文学全集『将門記 陸奥話記 保元物語 平治物語』・「貞任の猛攻を退斥け、官軍勝利す」では、「昔、勾踐、范蠡の謀を用ゐて、会稽の恥を雪ぐを得たり。」と原典となる故事を全体的にまとめる箇所もある。

²⁹ 覚一本『平家物語』は日本古典文学大系に拠る。以下同。

³⁰ 『吾妻鏡』（新装本新訂増補国史大系第三十二巻、吉川弘文館、二〇〇〇年三月）。以下同。

³¹ 『鎌倉遺文』（東京大学史料編纂所編CD-ROMによる）にも「会稽の恥」を「会稽」で表

す用例が見られる。例えば、一〇一〇番文書、四八〇八番文書など。

³² 『吾妻鏡』治承四年（一一八〇年）十月二十一日条「去平治二年正月。於襁褓之内。逢父喪之後。依繼父一条大藏卿長成之扶持。為出家登山鞍馬。至成人之時。頻催會稽之思。」

³³ 『吾妻鏡』建久四年（一一九三）五月廿九日条「被召出會我五郎於前庭上。將軍出御。（中略）五郎申云。討祐経事。為雪父尸骸之恥。遂露身辭憤之志。畢。自祐成九歳、時致七歳之年以降。頻挿會稽之存念。片時無忘。而遂果之。」

³⁴ 『百鍊抄』（新装本新訂増補国史大系第十一卷、吉川弘文館、二〇〇〇年七月）。

³⁵ 『玉葉』嘉応二年十月廿一日、廿二日、廿四日条や、『愚管抄』卷五によって知る。

³⁶ 『法然上人絵伝』（大橋俊雄校注、岩波文庫、二〇〇二年四月）。なお、『法然上人傳の成立史的研究』第二卷、対照編（臨川書店、一九九一年十二月）によれば、当該箇所「会稽の恥」を用いたのは四十八巻本のみである。

³⁷ 右掲書の解説による。

³⁸ 『源平盛衰記』卷二「会稽山」（中世の文学、三弥井書店、一九九一年四月。以下同。）なお、卷十七にも「勾踐夫差事」がある。

³⁹ 内閣文庫蔵慶長古活字本を底本とする右掲書の校異によれば、近衛本は「けいの山」とあり、静嘉堂本・蓬左文庫本は共に「稽山ケイサン」となる。

⁴⁰ 「陶朱辞越之暮、眼混五湖之煙」の注釈。『和漢朗詠集古注釈集成』第二卷（大学堂書店、一九九四年一月）。□のところは「雨十虫」の字形かとする。

⁴¹ 金刀比羅本『平治物語』に関する引用は日本古典文学大系による。また、古活字本の当該箇所は「つひに呉に向ふ所に、越王うちまけて会稽山に引こもるといへども、かなひがたきがゆへに、降人と成て（以下略）」と、漠然としており、位置関係の判断が難しい。

⁴² 新編日本古典文学全集による。

⁴³ 「陶朱辞越之暮眼混五湖之煙」の注釈として記されたものである。

⁴⁴ 学習院大学図書館蔵本（九条家旧蔵）を底本とした、新日本古典文学大系に拠る。

⁴⁵ 『和漢朗詠集古注釈集成』第一卷（大学堂書店、一九九七年六月）による。

⁴⁶ 広島大学本『和漢朗詠集仮名注』も「夫差窃聞儲軍、遂呉与越戦フモト会稽山の下」。越軍大敗。」と、似たような解釈をした。

⁴⁷ 例えば、『三国志演義』における諸葛孔明と周公謹の関係である。公謹は愚かだから負けたのではなく、諸葛孔明があまりにも強いからだ。

『太平記』の「呉越戦の事」論―「君」と「臣」の視点から―

一、はじめに

『太平記』巻四の最後には、八千字ほどの長い「呉越戦の事」の説話が挿入されている。それは後醍醐天皇を越王勾踐に、児島高德を范蠡に喩えたものである。范蠡が越王勾踐を助け、君臣が協力して会稽の恥を雪いだのと同様に、児島高德も後醍醐天皇の流罪の恥を雪ぎ、天皇の政治生命を挽回するものだと、『太平記』は少なくとも「呉越戦の事」の表面ではそのようなメッセージを伝えている。

増田欣氏は『太平記』全体にわたって、特に「建武の新政」の崩壊による後醍醐天皇の政治批判からして、呉越説話の勾踐に喩えられる後醍醐天皇を次のように捉えている。

『太平記』作者は、高德の詩を解説する形で呉越説話を挿入し、表面的には後醍醐帝を当時の一般的な見かたにそって勾踐にたとえながらも、これを忠諫の物語として構想することによって暗に後醍醐帝を批判している。――

それは膨大なる『太平記』を一つの完全な作品として見、一貫した政治思想として評価する当時の気運による、当然な成り行きかもしれない。しかし、同じ後醍醐天皇に対して、『太平記』が時期ごと異なる評価をもつとしても極く自然なことである。『太平記』の思想を作品全体に一貫するものと考えれば必ずしもなく、作品の部分ごとにおいて思想を研究することも無意味ではなからう。呉越合戦の引用章段に限って言えば、直接後醍醐天皇を批判する意図があるとは思えない。むしろ、後ほど分析するように、後醍醐天皇のたとえとしての勾踐を好意的に描写しているといわざるを得ない。それに、故事の引用による思想を考える場合に、その引用の仕方、また原典との異同を精密に見比べる必要があると思われる。したがって、本章は漢籍との比較を通して、呉越説話に見られる「君」（勾踐）、「臣」（范蠡・伍子胥）を考察した上で、その政治思想を考えたい。

二、勾踐―敵討ち物語

『史記』や『呉越春秋』と比較して目立つのが、『太平記』の呉越合戦は明らかに勾踐物語となっていることである。

もともと、呉の国は越より強く、『史記』の「呉太伯世家」は世家の最初に位置してあ

ることからも幾分その重みを感じる。しかし、『太平記』には、そのような配慮が見られず、冒頭で呉越両国の敵対状況を紹介した。

異朝ニ呉越トテ並ベル二ノ国アリ。此両国ノ諸侯、ミナ王道ヲ不_レ行シテ、覇業ヲ努メケル間、呉ハ越ヲ討テ取ラントシ、越ハ呉ヲ亡シテ並_スセントス。如_レ此相争フ事累年ニ及テ、呉越、互ニ勝負ヲ易シカバ、親ノ敵ト成テ、共ニ天ヲ戴クコトヲ恥ツ。

「並ベル二ノ国アリ」とは、呉越が隣国であることを明言し、覇業を努めているうちに相争うことになり、しかも、後代になれば、互いに父祖の仇となり、「共に天を戴かぬ」宿敵となったと述べる。そもそも「不_二共戴_一天」とは、『礼記』を出典とし、『芸文類聚』などの類書にも見られる言葉であり、「父之仇、弗与共戴_レ天」（礼記）は孝思想ゆえの觀念である。そのような理屈に基づき、『太平記』は「会稽の戦」を叙述し始める。

周ノ季ノ世ニ当テ、呉国ノ主ヲバ呉王夫差ト云フ。越国ノ主ヲバ越王勾踐トゾ申ケル。或時、此越王、范蠡ト云フ大臣ヲ召テ、宣給ケルハ、①呉王ハ是我ガ父祖ノ敵ナリ。

我、是ヲ不_レ討シテ徒二年ヲ送ル事、②只勾踐ガ嘲ヲ天下ノ人口ニ取ルノミナラズ。

③兼テハ父祖ノ屍ヲ九泉ノ苔ノ下ニ差ル恨アリ。然バ、我今国ノ兵ヲ召集テ自ラ呉国エ打チ越へ、呉王夫差ヲ亡テ、父祖ノ恨ミヲ散セント思ナリ。（以下略）

勾踐は大臣の范蠡に対して、「会稽の戦」を起こす動機を述べた。線を付した部分に注意したい。夫差が父祖の仇だから、討たなければならない(①)。つまり、合戦に赴く原因が「敵討ち」にあると明示した。さらに、その動機を支える柱が二つある。世論(②)で示した、天下の人の敵討ちに関する共通認識)と父祖の遺志(③で示した、祖先をあの世で羞じさせないため)である。

しかし、その源泉にあたる『史記』と『呉越春秋』には、勾踐が「敵討ち」しようとする記述は見られない。『史記』「越王勾踐世家」では、

(勾踐)元年、呉王闔閭_二允常死_一、乃興_レ師伐_レ越。越王勾踐使_二死士挑戦_一、三行、至_二呉陳_一、呼而自剄。呉師_二觀_レ之、越因襲_二擊呉師_一。呉師敗_二於檣李_一。射傷_二闔閭_一。

闔閭且死、告_二其子夫差_一曰、必毋_レ忘_レ越。

と書かれる。允常とは勾踐の父であり、闔閭はまた夫差の父である。闔閭は越王允常の死を聞き、越を討った。しかし、勾踐が死士の自刃を呉軍の前で行わせたため、呉軍がみな戦うことを忘れて観ていた。その隙をねらって、越軍が呉を攻撃して勝利した。しかも、呉王闔閭を射撃して負傷させ、ついにその命を奪ったとある。したがって、夫差こそが宿敵の越軍に殺害された父のために敵討ちをすべきであろう。傍線部はとりもなおさず、闔

間が夫差に敵討ちするようと遺言を残す場面である。

それから二、三年が立ち、

(勾踐) 三年、勾踐聞^二吳王夫差日夜勒^レ兵、且以報^レ越、越欲^下先^二吳未發^一往伐^上之。

吳王夫差が敵討ちのために軍隊を訓練・調節しているのを聞いた勾踐は、吳が合戦を發動する前に先に討とうとした。つまり、結果的に見れば、『太平記』は敵討ちの主語を夫差から勾踐に置き換えたのである。

そもそも、「敵討ち」は、平安後期の武士たちには一般的な習慣だったと見られる。『太平記』の書かれる時代は、その正当性を疑う余地もない。したがって、『太平記』に見られる「敵討ち」の設定は冒頭から勾踐を好意的に描写していると見受けられる。ただ、そのような漢籍との違いが『太平記』独自の創作ということではなく、伝承世界が介在していることは言うまでもあるまい。

また、「会稽の戦」で吳軍の戦術を精密に叙述し、吳の布陣を合理的に編成することで、勾踐の失敗に必然的なものを感じさせることは、既に第四章で論じた。そのみならず、合戦の最中、吳の策謀に落ちて、大勢に包囲されたときも、勾踐は立派に戦った。

越ノ兵ハ疲レタリ。進退此ニ谷テ、敗亡已ニ極レリ。サレドモ、勇ムル越王勾踐ハ、
堅キヲ破リ利ヲ摧クコト、項羽ガ勢ヲ吞ミ、樊噲ガ勇ミニモ過ギタリケレバ、大勢ノ
中エ懸入リ、十文字ニ懸ケ破リ、巴ノ字ニ追ヒ廻ス。(越王ノ兵、)一所ニ合テ、三所
ニ別レ、四方ヲ扨テ八面ニ当ル。頃刻ニ変化シテ、百度戦。(以下略)。

傍線を付したように『太平記』は勾踐の戦術や越兵の勇敢ぶりを惜しまず描いている。戦場で最善を尽くしたので、失敗を喫することも免れない運命のようなものだとする。そんな勾踐だからこそ、後醍醐天皇を重ねてもよいと『太平記』は意識したのである。

三、勾踐―恩愛物語

『太平記』における勾踐が親の敵を討ち取ろうとする孝子であり、また太子との父子の恩愛や、妃である西施との夫婦の恩愛の厚き人物と描写されたことは、指摘されたとおりである。

そのほか、忠臣范蠡との絆深きことも、魚腹の文を通じて語られた。吳に入国した勾踐は「夜明ケ日暮レド、月日ノ光ヲモ見給ハ」ぬ土の牢に囚われたことを聞き、范蠡は勾踐

を助けて帰国させ、ともに会稽の恥を雪がんと、肺肝を砕いて決心した。その意思を越王に伝えるために、范蠡は釣りの老翁に仮装して勾踐のいる獄門に行った。「西伯囚^二牖里^一、重耳走^レ翟。皆以^レ為^二王^一覇^一、莫^二死^一許^レ敵。」との文を魚腹に入れて、土の楼に投げ込んだとする。そのおかげで、勾踐は頼もしく思っ、「一時片時モ生ルヲ憂シト誓シ我身ナガラノ御命モ却テ惜ク」思うようになったと、展開する。そのような君臣間の絆は『太平記』の独自の創作である。もともと、『史記』などでは、会稽の恥を雪いだ范蠡は、越国を離れる際に、「越王為^レ人長頸鳥喙、可^二与^一共患難^一、不^レ可^二与^一共楽^一。」という文を残し、君主としての勾踐には度胸がないと言ったと伝えられる。しかし、『太平記』はマイナスイメージをほぼ消し去り、勾踐を理想的な君主として褒め称えた。

勾踐のそのような形象は范蠡との関係に限ることではない。呉王夫差の臣下となったときでも、臣下の行動をとった。それは、石淋にかかった夫差の病状を知るために、自ら石淋の味を嘗めることである。『史記』や『呉越春秋』では、すべて、敵である夫差を油断させ、夫差からの信頼を得るための策略だと記述している。そのうえ、「夫差が今回の病気では失命しない」という范蠡の卜占を信頼し、しかも范蠡に勧められて行った行為だと描かれる。しかし、『太平記』では、勾踐が自ら「吾会稽ノ困ミニ逢シ時、已ニ罰ヲ被ルベカリシヲ、今マデ命ヲ資ケ置レテ、天下ノ赦ヲ待事、偏ニ君王慈恵ノ厚恩ナリ。我ガ命ヲ以テ、其ノ恩ヲ報ゼズンバ、何日ヲカ期セン」と述べ、「窃ニ石淋ヲ取テ是ヲ嘗テ、其ノ味ヲ医師ニ知セラル。」つまり、越王は真心から命を保全してくれた恩に報いようとし、誰も嘗めようとしな石淋を嘗めたこととなる。それを論理的に考えると無理がある。まず、勾踐は一人で呉の国に入り、土楼に囚われた人であり、何ゆえ夫差が病気にかかったことを知ったのか。それから「窃ニ石淋ヲ取テ是ヲ嘗テ」とは、石淋を盗んで嘗めたような記述であるが、それも夫差にある程度接近しないとありえない行為である。さらに石淋を嘗めてその味で病状のいかんが分かるということは、よほどの物知りでなければ知るはずが無い。しかし、『太平記』は勾踐をいかにも仁義深き人であるかのように、勾踐を報恩する人、しかも、呉の臣下として呉王に忠を尽くす人物に作り上げた。すでに先行研究にも挙げられたことであるが、『史記』や『呉越春秋』では、石淋が「悪澗」（小便と大便の意）となっており、いやいやながら復讐のために悪臭を堪えたとするが、『太平記』のほうが人間性豊かな勾踐像であったといえよう。

『太平記』の描いた勾踐を考えるために、西施に向けた恩愛を見逃してはならない。越に帰国した勾踐は、最愛の妃西施に再会し、三年間の気持ちを訴えようとしたところ、夫

差から西施を献上させる命令が下された。その時、勾踐は強く反発し、呉で三年間我慢できたのも「只西施二偕老ノ契ヲ結バン為ナリキ」と述べ、妃への愛情が浮き彫りにされた。

ところで、恩愛深い君主像となる必然性はどこにあるのか。それを考えるために、中世日本の理想的な君主像に言及しなければならない。

そもそも軍記物語に描かれる理想的な君主といえば、まず思い浮かぶのが高倉天皇であろう。『太平記』に先行する『平家物語』の諸本にわたって、高倉天皇は温良仁慈、恩愛深き人物に描かれ、聖主として褒め称えられた。確かに、「紅葉」を焼いた小役人を咎めぬ慈愛（覚一本）だったり、霜の夜に、女童に御衣を与える民への哀れみ、小督への情け深さなどが、理想的な君主である高倉像を表している。そのため、延慶本『平家物語』（以下延慶本と称す）。巻六「新院崩御之事」では、高倉帝が崩御した直後に次のように評価している。

大方ハ賢聖ノ名ヲ揚、仁徳ノ行ヲ施シ御ス事、皆君成人ノ後、清濁ヲ分タセ御シテノ上ノ事ニテコソ有ニ、此君ハ無下ニ幼稚ニ御シ時ヨリ、性ヲ柔和ニ受サセ給テ有難ク哀ナリシ御事共コソ多カリシカ。（以下略）

大体の天皇は大人になってから物事の是非を分別するが、高倉天皇は幼いときから性格が柔和であり、情趣を解し、仁徳をもつようになったと述べる。ここで、柔和な性格やものあわれを理解することは、賢人聖人の名を揚げ、仁徳を行うことと結び付けられているのに注意してほしい。また、『六代勝事記』は、高倉帝の治世(①)・教養(②)・帝運(③)など、細部にわたって詳しく評を加えた。

高倉天皇は、神武八十代の正統、後白河仙院の二子、母儀建春門院贈左府平時信女なり。五歳にして儲君にそなはり、八歳にして帝位をつぎ給、廿にして崩じ給へり。御宇十二年、①徳政千万端、②詩書仁義のすたれたる道をおこし、理世安楽のたえたる

あとをつげり。③世上、文王の短祚をしむといへども、階下、武將の大將をなすにのがれ給へり。晏駕の不乱、帝運の令然也。

おそらく、高倉天皇を理想的な君主に仕立てるためには、その短命を合理化する必要がある。『六代勝事記』は③で示したようには、短命ゆえに、動乱を経ずに済んだし、また、鎌倉武將の支配下に居ることを避けられたので、好い帝運だと論理づけている。『平家物語』特に延慶本が『六代勝事記』の帝王評価を多いに参考しているのは周知の通りである。しかし、延慶本をはじめとする『平家物語』諸本における高倉天皇像を創出する際には、また堀河天皇を手本としたと見られる¹⁰⁾。

堀河天皇は廿九歳の若さで崩御したのだが、和歌に対する教養やその仁徳あふれる治世に関するエピソードが多く後世に伝わる。『続古事談』¹²巻第一・十の冒頭で「堀河院は、末代の賢王也。なかにも、天下の雑務を、ことに御意に入させ給たりけり。」と書き記し、政事に熱心な姿が伝わる。また、『発心集』¹³巻六・三では、堀河院の治世全体を

堀河院、位におはしましける時、天が下をさまりて、民安く世のどかなり。

と褒め称え、とくに

少し情けふかく艶にやさしきかたさへ、すぐれさせ給へり。唐には天寶のためしをひき、我が国には延喜・天曆のかしこき御代に立ち帰る事をぞ、高きも賤しきも悦びけり。

と、その情け深さを強調し、日本の聖代とされる延喜・天曆の御代に立ち帰るほどであると賞賛する。

ここで、傍線を付した一文に留意したい。「天寶」とは、唐の玄宗の年号であり、七四二年から七五六年までの十四年間を指し、その間に有名な「安史の乱」が起こって、唐を衰弱へと導いた。三木紀人氏も、「これ（天寶）に先立つ開元二十九年間（開元の治）に比べ、到底ここに引合いに出すべき時代ではない。」と、新潮集成の頭注で述べている。唐の玄宗の治世において、天寶年間ほど治まっていなかったことは言うまでもない。しかし、天寶には楊貴妃がいる。天寶四年、楊玉環が「貴妃」に冊封された。つまり、天寶年間の玄宗は、開元よりも艶情（女との遊びや遊宴など）に通じたわけである。それは『発心集』のいう「情けふかく艶にやさしき」（網掛けした部分）ことと呼応するものである。また、呉越合戦の話にもどってみれば、西施との恩愛のために呉で屈辱を三年間堪えてきたと発言する勾踐には、楊貴妃と「比翼の鳥・連理の枝」となることを延々と祈った情け深い玄宗皇帝を投影しているのではないか。そもそも、日本の帝王を評価するとき、「風流」という基準が常に存在する。奈良・平安朝における宮廷文化における「風流」は、中唐の宮廷文化における、遊宴などの艶情をも含む「風流」を撰取したことが明らかになっている¹⁴。その奈良・平安朝に撰取した「風流」なる宮廷文化が天皇に纏わる評価に長く結びつけられたのではないか¹⁵。和歌や笛などに堪能であり、艶情にも精通する堀河天皇も理想的な天皇であるし、高倉天皇も死後の追悼説話群によって理想像を形成する。勾踐もその系譜に位置づけることができる。

四、范蠡に集約される越臣

越臣のうち、もつとも知られたのが范蠡であろう。「会稽の戦」を起こすのに反対したのも范蠡であるし、また漸く会稽の恥を雪いだのに、俸禄を受けず五湖に浮かんで去っていった。さらに、西施を携えて越を離れるという浪漫的な説⁵¹もあり、伝説豊かな人物である。

ところで、『史記』や『呉越春秋』では、越の重臣は必ずしも范蠡一人ではなく、文種も范蠡と並ぶ忠臣の一人である。文種は講和の策を成功させた使者のみならず、越国の治世に大きな貢献を遂げた人物である。それを示す格好の資料は『史記』から見出すことができる。同じく「越王勾踐世家」で、会稽の包囲が解かれ、漸く越に戻った勾踐は、人質に出す臣下（おそらく重臣の范蠡と文種の間で迷っていただろう）を考えめぐらした。勾踐は最初、人質を文種に、国政を范蠡に任せようとしたようだが、范蠡が「兵甲之事、種不^レ如^レ蠡。填撫^二国家^一、親附^二百姓^一、蠡不^レ如^レ種」（戦うことでは、文種は私范蠡に及ばないが、国家を管理して豊かにし、百姓と親しくすることは、范蠡は文種に及ばない。）と答えた。そのため、勾踐は国を文種に委託し、范蠡を人質として入呉させたという。『呉越春秋』では、勾踐夫婦が入呉する際、文種が祝福の儀式を行い、詩歌を詠むなどの記述が見られる。なお三年後、勾踐（史記では范蠡などの臣下）が人質から解放され、越に戻った後、呉を討つて恥を雪ぐ段階で、文種は呉を滅亡させる策略をめぐらした。『越絶書』では、滅呉の九策とあり、越は文種の計画に従って念願どおりの滅呉を実現したとする。

一方、『太平記』は勾踐帰国後の文種の活躍を一切記さない。その上、魚腹の文などを補うことによって、いっそうのこと、文種の影を薄くして范蠡の形象を豊かにするという結果を招いた。それが意図的かどうかは直ちに断じたいが、文種を略し、或は文種の役目を部分的に范蠡に果たさせるというような箇所は他所にも見られる。

「越王已^二降旗ヲ被^レ立ケレバ、会稽ノ困ヲ脱テ、呉ノ兵ハ呉ニ帰り、越ノ兵ハ越ニ帰ル」とき、勾踐は「即太子王翳与ヲバ、大夫種ニ付テ本国エ皈遺シ、我ガ身ハ白馬素車ニ乗テ」呉に入ったとする。つまり、勾踐は太子の教育などを含む国政などを文種に任せたと読み取れる。そのため、勾踐が呉に囚われた三年間は、文種が年若き太子王翳与（八歳）の養育係だと容易に想像できる。しかし、赦された勾踐が帰国し、昔日の宮殿が既に荒れ果てた姿を見た直後、「范蠡、王翳与ヲ宮中エ入レ奉リヌ」と描写され、范蠡を唐突に登場させた。もし、文種に太子を委託したという前文と呼応するならば、文種が三年間太子を養育していたことを報告し、その恩賞を受けるといふ叙述に進むべきであろうが、なぜ

か文種の姿が見えず、すべて范蠡が重臣の役割を果たしていると思われる。言い換えれば、文種は半ば范蠡の分身とさえ読み取れる。それは『太平記』の不注意か意識的な作為か先行典籍に倣ったか³は判断しにくいだが、結果として、忠臣の人物を范蠡に集約させたことよって、後醍醐天皇にとつての児島高德の存在をアピールすることになったのであろう。

五、文臣と武臣

ところで、越の忠臣を范蠡一人に集約するならば、いつそのこと、文種の仕事もすべて范蠡のものにすればいい。なぜ、講和の使者に文種が現れたのか。文種が戦場に出たことは何を意味するのかを考えたい。

呉越の臣下たちに関して、『史記』や『呉越春秋』では、范蠡・文種、伍子胥・太宰嚭が、比較的均等に描かれ、四人とも会稽の戦いに参加したのである。そのため、会稽山で囲まれた勾践は范蠡の意見も聞けるし、直ちに文種を使者に遣わすこともありえた。一方、呉国も、文種の講和に応じる太宰嚭もいれば、それに反対する伍子胥もまた戦場にいる。したがって、漢籍に描かれた呉越物語において、四人はそれぞれ文武の才能を兼ねた臣下だと考えられる。しかし、『太平記』は独自の分類を行った。

もともと、敵討ちのため「会稽の戦」を起こそうとする勾践は、范蠡に計画を言い終わったときに、次のような一言を加える。

汝ハ且ク此ノ国ニ留テ、社稷ヲ守ベシ、

「あなた范蠡はしばらくこの国にとどまって、朕のために社稷を守ってくれ」、(朕は文種などと戦場に出る)という勾践の台詞である。つまり、范蠡は文臣であるゆえ、戦場に出なくてもよい。一方、武臣の文種は戦場に出て、また敗戦時に講和の使者となったのであろう。だからこそ、敗戦後直ちに呉に入らなければならない勾践は、太子を武臣の文種につけて帰国させたのである。ところが、勾践が越の国に帰った時、太子とともに勾践に謁見したのは范蠡であったとされる。おそらく太子を越の国で教育したりすることが文臣の仕事だとする『太平記』の作者の観念が介在する。また、本来ならば、美女(西施)で敵国の君主を油断させる、呉を滅ぼす戦略(『越絶書』)は文種の提案であるが、『太平記』では范蠡に変えた。同様なことは呉国でもいえる。伍子胥は、文臣の身分であるがため、戦場には現れない。それが故に、会稽山の包囲を解くという決定に踏み込もうとする呉王夫差に諫言できなかった。文臣であるがゆえ、伍子胥の登場は呉王夫差や呉軍が帰国後を

待たなければならない。一方、文種と太宰嚭は武臣のため、戦場における双方の斡旋を主に担ったのである。すなわち、『太平記』では文臣⇨范蠡・伍子胥、武臣⇨文種・太宰嚭という構図が見られる。

『史記』などでは越が君臣の合力で会稽の恥を雪ぐことが出来た原因として、范蠡と文種にそれぞれ得意な領域があるにも関わらず、文武両道に跨る優秀な忠臣であることがある。戦略などに長ずる范蠡は、一方では陰陽などにも詳しい人であり、国を治めることの堪能な文種でも、一応は大將軍として戦場にも出る。伍子胥の場合もそうである。しかし、『太平記』は文臣と武臣の役割分担を意識したようである。そのような臣下を分類する意識は結果的に呉越の群臣を矮小化してしまう。

『太平記』の呉越合戦の君臣関係に現れる思想に関して、増田氏は「国に諫る臣あれば其国必ず安く、家に諫る子あれば其家必ず正し」という章句に類した思想は、作者が呉越説話によって主張しようとしたものだと、述べた。山田尚子氏も

この説話（筆者注・呉越説話）に特徴的なのは、越王勾践がその忠臣范蠡の活躍によって勝利を得、見事会稽の恥を雪ぐという越国の物語を詳細に描く一方で、呉王夫差がその忠臣伍子胥の諫言に寄らず、あまつさえこの人物を自らの手で誅殺してしまい、やがて呉国の滅亡を招くことになるという呉国の物語をも詳細に描いているという点である。¹⁸

と述べ、増田説を受け継いだものと見られる。

確かに、呉越説話を「忠諫物語」という視点で見るとは出来るかもしれない。しかし、臣下が忠であるかどうかは事後になってみるとはつきりわかるのだが、当時においては必ずしも明瞭ではない。忠臣伍子胥の諫言を受け入れない暗愚な呉王夫差にしても、忠諫を受け入れないつもりはおそらくないのであろう。むしろ、太宰嚭の私心に溢れる諫言をほぼそのまま聞き入れた。なので、呉の滅亡は伍子胥の諫言を聞き入れなかったことにあるのみならず、太宰嚭を忠臣に誤ってしまったことによるところが大きいのではないか。次節では、それらについて述べる。

六、伍子胥

呉の忠臣伍子胥は『太平記』でどのように描かれたのであろう。伍子胥は前半の「会稽の戦」にあまり登場せず、勾践が呉へ出兵する企画をとめようとする范蠡の発言にわずか

に言及されただけである。また、「会稽の戦」に参加した形跡もみられない。それは、「会稽の戦」の戦場において、勾踐を許してはならぬと主張した『史記』の伍子胥とは異なるのである。

伍子胥が、諫臣として本格的に『太平記』に登場するのは、「囚人勾踐」と「復讐の物語」である。伍子胥は夫差の父親である闔閭の時代から呉に仕え、闔閭時代の隆盛に貢献してきた長老であり、夫差の践祚にも尽力し、呉国一番の忠臣である。その上、隣国の越王勾踐がただ人ならず、呉に危害を加えることを見抜いたため、常にただちに殺害することを勧める。石淋を嘗めて夫差の延命に与力した勾踐を越の国に帰らせようとする夫差を諫め、また、西施に耽溺する夫差を心配し、毒蛇の剣^{ツノ}を捧げ、西施の処刑を直ちに勧めたが、結局、自身の失命を促しただけである。伍子胥は日中を問わず、いずれの史料や文献において哀れな忠臣となっている。伍子胥の物語が勾踐帰国後になると、急に重みが増したのは、ただ忠臣だけではなく、諫言の激烈さと行動の奇異さも寄与したのであろう。処刑される前に、「臣ガ両眼ヲ穿テ呉ノ東門ニ掛ラレテ、其後首ヲ刎ネ給ヘ」との遺言を残した。それは、「一蒼ノ眼未ダ枯サラン先ニ、君勾踐ニ被レ亡テ死刑ニ赴キ給ハンヲ見テ一笑ヲ快クセント」したいからである。伍子胥は頑固で忠心な長老であるからこそ、それほど強烈な言辞によって夫差の逆鱗にふれることを厭わないのである。

実は、西施を殺すことを正面から勧める前、伍子胥はすでに似たような激烈な行動を取っていたのである。当時、夫差は姑蘇台で西施を寵愛しながら群臣をも宴会に招いた。しかし、伍子胥だけが、衣を高く捧げて姑蘇台の階段を上った。

伍子胥、威儀ヲ正クシテ参リケルハ、サモ玉ヲ敷キ、金ヲ鏤タル瑤階ヲ上ルトテ、①其裙ヲ高ク褰タル事、恰モ水ヲ渉ル時ノ如シ。人々怪キ、其故ヲ問ニ、②伍子胥答テ申ケルハ、「此ノ姑蘇台、越王ニ被レ亡テ、草ガ深ク、露繁キ地ト成ン事、遠キニ非ズ。若シ其レマデ命アラバ、住ミ来シ昔ノ跡トテ尋ネ見ン時、サコソハ袖ヨリ余ル荆棘ノ露モ攘々トシテ深カランスラント、行末ノ秋ヲ思フ故ニ身ヲ習ワシテ裙ヲバ上ナリ」トゾ申ケル。

本エピソードの基本的な構成は、①伍子胥が裳裾を高く掲げて歩くことと、②君臣の疑問を答える形で原因を明かし、呉の敗戦と姑蘇台に代表される宮殿の荒廃を予見すること、からなっている。廃れた姑蘇台は草や荆棘などが生い茂り、その上に宿る数々の露が垂れてくるであろう。それに濡れないために裳裾を高く捧げるのだという。

生前、越に滅亡される呉の行く末を予見し、しかも、姑蘇台の荒涼たる風景を想像し、

裳裾を捧げて階段を拾って上るといふのは、恰も演戯のようである。そのような「芝居」は、国の繁昌を驕って美人の懐に耽溺する呉王夫差にとって、不敬その上ないことに相違あるまい。しかし、伍子胥はこのように強烈な言行を取るまで諫言する、死を惜しまない忠臣である。

右のエピソードは、無論、『史記』には載っていない。現存『呉越春秋』にも見つからない。新編日本古典文学全集の頭注では、「強呉滅びて荆棘あり。姑蘇台の露灑々たり」（和漢朗詠集下・故宫 源順。出典は『本朝文粹』一「河原院賦」）。とし、さらに『史記』卷百十八「淮南衡山列伝」に、伍子胥が呉王に言った「臣今見麋鹿遊姑蘇之台也」にもとづくか」と推測した。しかし、それらの出典は姑蘇台と露との関連を明かすものではなく、「裳裾を高く捧げて歩く」ことの出典を明かすものではない。増田欣氏は本説話の眼目が「伍子胥が裾を褰げるところにある」と指摘し、『伍子胥変文』との類似性を指摘したが、直接の出典ではないことも推測しておられた。岡見正雄氏は増田氏の論考を紹介した上で、「或は南北朝前後に中国から何らかの関係説話の文詞が輸入された」ことを推測し、「後考を俟ちたい」と述べた。しかし、それは中国文学の研究においてはさほど問題ではない。『呉越春秋』の逸文としてその出典らしきものが紹介されているからである。『太平記』はおそらく『太平御覧』を経由して取り入れたのではないかと思う。『太平御覧』の卷十二では、左記のような一文がある。

呉越春秋曰。「子胥諫呉王。王怒。①（子胥）暮帰、拳衣出宮。宮中群臣皆曰……天無霖雨、宮中無泥露、相君拳衣行高何為？」②子胥曰。「吾以越諫王。王心迷不聽吾言。宮中生草棘、霧露霑吾衣。」群臣聞之、莫不悲傷。

この『呉越春秋』逸文には、先に見た①と②の両方の要素が揃っている。『太平御覧』では、『呉越春秋』によるとはつきり記している（網掛け部）ので、『呉越春秋』がもともとの出典とすべきであろうが、『太平記』が直接『呉越春秋』を見た証拠はなく、『太平御覧』などを通じて参照した可能性が高い。ただ、いずれにせよ、『太平記』が原典をそのまま使用したわけではない。『呉越春秋』では、伍子胥の奇異な行動を群臣の質問によって描きだしている。「空から長雨も降っていないし、宮殿の中で泥もなく露もないのに、相君はなにゆえ、衣を捧げて足を高く上げて歩くのか。」その質問文によって、伍子胥の「拳衣出宮」の様子が具体的に理解できる。つまり、伍子胥がこのまま「雨のとき、或は道中泥や露などの多いとき」に歩く様子を演じたことがわかるのである。一方、『太平記』では、群臣の文言を省略し、そのかわりに、伍子胥の行動を詳しく説明した。

また、『呉越春秋』は場面を宮殿の中に設定したが、『太平記』は姑蘇台であった。『太平御覽』に断片的に収録されただけのこともあって、『呉越春秋』ではほんの一場面しかない。その直前に発生したのが、おそらく、伍子胥が夫差に越を滅ぼすことを極力諫言し、かつ否決された場面であったり、或は呉の滅亡を予言して、呉王の怒りがかつたりするものであろう²⁵⁵。しかし、『太平記』の設定は物語と密接なかかわりをもつ。まず、姑蘇台とは、来呉した西施と娯楽などをするために設けた場所である。夫差が西施と毎日淫楽して治世を忘れることで、忠臣である伍子胥の不満を買ったことが容易に想像できる。その上、群臣たちをも誘い、ともに楽しむことで、伍子胥の怒りはエスカレートしただろう。「君命不_レ可_レ違」としどろしどろ応じたが、西施と深くかかわるこの姑蘇台を上ったとき、遂に奇異な行動に出ってしまったと考えられる。そのような場面設定は、伍子胥の死を招く、毒蛇の剣で西施を殺すことを主張する伍子胥の形象とも繋がる。しかし、逆に夫差の立場にしてみれば、伍子胥は長老気取りでもあまりにも君主を君主として扱わないのであろう。普段の頑なな諫言もさることながら、群臣の前、しかも愛妃西施の前で、呉の滅亡を予言して演じるとはやりすぎである。その上、西施を殺すと言われたら、もう伍子胥を殺す以外はどのようなもないのかもしれない。

もちろん、そのような作為的な場面設定を、『太平記』の作者の創作に限定することはできない。諸注で指摘された源順の「河原院賦」や同人による『和漢朗詠集』の漢詩や諸注²⁵⁶を参照した可能性が高い。或は、『太平御覽』の記述と源順の作の両方を知り尽くし、自然に『太平記』の一場面を構成したのかもしれない。

しかし、結果からみれば、『太平記』における伍子胥の形象は『呉越春秋』のそれよりも激烈である。姑蘇台の場面設定や、西施を殺す主張などはすべて『呉越春秋』以上の強烈な描写である。もちろん、伍子胥を死なせるのは夫差の暗愚によるものであるが、その反面、あまりにも強烈な行動を取ってしまうと、伍子胥を殺す夫差の口実にも成りかねない。

実は苛烈な言行をするのは、伍子胥だけではない。范蠡もその一人である。勾踐が呉に仕えた間、夫差の石淋を嘗めたことはすでに触れたのである。

そもそも、このエピソードは『史記』ではなく、『呉越春秋』に見られるものである。そのもとは「石淋」ではなく、「悪澀」（大便と小便）である。日本には「ゆばり」の形で伝わっていた²⁵⁷が、『太平記』になって初めて「石淋」に変わったのである。しかも、『呉

越春秋』では勾踐が自ら取った行動ではなく、范蠡の献策を受け入れたとする。石淋とは「腎臓や膀胱に生ずる結石」⁸⁵のようなものである。石淋を嘗めて病気の次第を知る『太平記』の記述を、釜田氏は「甚だ筋の通らぬ虚談」だと批判し⁸⁶、増田氏はそれを『太平記』の改悪とする。とするならば、『太平記』の当該箇所の勾踐に後醍醐天皇に重ねていることが、その「改悪」の原因の一つではなからうか。もし、呉越説話を忠諫物語として考える場合、范蠡の諫言を聞き入れる勾踐像を形成したければ、この苛烈な献策に登場する「悪渡」をそのままにしたほうがもっと効果的であろう。しかし、『太平記』は勾踐像に後醍醐天皇を意識し、あえてそう改変を行ったのではないか。

七、終わりに

筆者は呉越説話に関する「忠諫物語」の読みを否定するつもりは毛頭ない。ただ、天皇には臣下の諫言を聞くとともに、臣下の忠実さを見分けて判断する必要があるように思う。日本においては天皇の仕事は長く臣下の言うことを聞くということにあることは否定できない。呉越合戦に関する勾踐の勝利も有る程度はそうのように説明できる。しかし、動乱にみちた南北朝においては、周りの者を見分けて、忠臣を登用するような、天皇の積極性も求められたのではないか。

同時代において、天皇たるべき積極的な姿勢を誠めるものがある。花園天皇の著した『誠太子書』では、次のような文面がある。

而諂諛之愚人以為、吾朝皇胤一統、不_レ同_二彼外国以_レ德遷鼎依_レ勢逐鹿_一、故德雖_レ微、無_二隣国窺覩之危_一、政雖_レ乱、無_二異姓篡奪之恐_一、是其宗廟社稷之助、卓_二躒于余國_一也。然則纔受_二先代之余風_一、無_二大惡之失國_一、則守文之良主、於_レ是_レ可_レ足、何必恨_下德之不_レ逮_二唐虞_一、化之不_レ俟_二陸栗_一哉。士女之無知、聞_二此語_一皆以為_レ然、愚惟、深以為_レ謬。(中略) 加之中古以来兵革連綿、皇威遂衰、豈不_レ悲。太子宜熟察。觀_二前代之所以_二興廢_一、龜_二鑒不_レ遠、昭然在_レ眼者歟。(以下略)⁸⁷

阿諛の愚人は、日本は異国のように異姓による王朝更迭が無く、徳がなくても大丈夫だというが、私はそれを誤りだと深く思う。まして、今のような乱世直前の世では、なおさら前代の興廢をみて、龜鑑とするのだと誠めている。

花園天皇は次期天皇の皇太子に対して、学問して徳を身につけることを教え、阿諛の愚人の言を聞き入れないように口説く。それは天皇の積極的に治世に臨むことを肯定するこ

とであり、乱世ならではの天皇術だと考えられる。

「誠太子書」と『太平記』の影響関係を言うつもりはない。せめて近い時代の天皇家の動向の一例として挙げ、『太平記』にも同様に、天皇の積極性を求めてもよいのではないかと考える。

【注】

¹ 増田欣氏「太平記における呉越説話」(『中等教育研究紀要』第六集、一九六〇年六月)、『太平記』の比較文学的研究(角川書店、一九七六年三月)再録)。

² 佐伯真一氏によれば、父兄・母などの敵を打つ行為は、中世では「敵討ち」といい、

「あだ討ち」は江戸後期に定着したものである。したがって、本章では「敵討ち」で統一する。「復讐の論理―『曾我物語』と敵討ち」(『京都語文』第十一卷、二〇〇四年十一月)。

³ 佐伯真一氏前掲論文。

⁴ その点について、増田欣氏の前掲書や黒田彰氏『中世説話の文学史的環境』(和泉書院、一九八七年十月)なども指摘した。勾踐の敵討ち改作に関しては、例えば『和漢朗詠集私注』(「強呉滅兮有^二荆棘^一、姑蘇台之露瀼瀼」)の項目がある。「史記曰、越王勾踐者、越王允常子也。吳王夫差者、吳王闔閭子也。昔允常射^二殺闔閭^一。是以勾踐与^二夫差^一為^二宿敵^一。勾踐前語^二大臣^一欲^レ伐^二夫差^一」。(以下略)。」と、父祖の世代から戦ったので、子息である勾踐と夫差と宿敵となった。その直後に勾踐が夫差を討ちたい場面が続くことは、親のため「敵討ち」だと連想されやすい。

⁵ 天正本では、さらに「呉子が謀をめぐらし、孫子が法を得て、」と、戦術の真髄をマスタ―した勾踐を描く。

⁶ 本論第六章。三田明弘『『太平記』卷第四「呉越闘事」と中国における呉越説話』(『早稲田大学教育学部学術研究』(国語・国文学)四十四号、一九九六年二月)。

⁷ 『呉越春秋』(江蘇古籍出版社、一九八六年一月。以下同)。

⁸ 大東急記念文庫蔵影印に基づいて翻刻し、『延慶本平家物語』(勉誠出版)と『校訂延慶本平家物語』(汲古書院)を参照。

- 9 『六代勝事記』（「中世の文学」シリーズ、弓削繁校注、三弥井書店、二〇〇〇年六月）。
- 10 覚一本『平家物語』巻六「紅葉」は高倉天皇のこととするが、それよりも古態本とされる延慶本巻六や長門本巻十二では堀河天皇のこととする。堀河天皇の事跡を高倉天皇に被らせて描くということは、覚一本の性質を現すとともに、少なくとも堀河天皇を意識しながら高倉天皇を描写するという『平家物語』の創作事情の一面を浮き彫りにしたと思われる。
- 11 『続古事談』の引用は新編日本古典文学大系による。
- 12 『発心集』の引用は新潮古典文学集成による。
- 13 李宇玲氏『古代宮廷文学論―中日交流史の視点から―』（勉誠出版、二〇一一年六月）の第一部分参照。
- 14 天皇をはじめとする宮廷文化のみならず、例えば、「蘇武説話」にも恩愛譚が織り込まれたことが、既に佐伯真一氏（「平家物語蘇武談の成立と展開―恩愛と持節と―」、「国語と国文学」五十五巻四号、一九七八年四月）によって指摘された。
- 15 例えば『越絶書』や『鶴林玉露』、明の時代の劇本『浣沙記』（『浣沙記校注』梁辰魚著、中華書局、一九九四年二月）がある。日本では謡曲范蠡や『呉越軍談』などが挙げられる。
- 16 『越絶書校釈』（李歩嘉校釈、中華書局、二〇一三年五月）。
- 17 例えば、范蠡一人を人格化した『国語』「越語」下。
- 18 山田尚子氏『中国故事受容論考―古代中世日本における継承と展開』（勉誠出版、二〇〇九年十月）。
- 19 『史記』や『呉越春秋』では、「属鏹の劍」とする。
- 20 増田欣前掲書。
- 21 岡見正雄氏校注『太平記』（角川書店、一九七五年十二月）。
- 22 伝世蔵書・雑史『呉越春秋』（海南国際新聞出版中心、一九九五年）。
- 23 『太平御覧』巻十二・露（南宋蜀刊残本九十五巻及び静嘉堂本によって散逸した五巻を補ったもの。商務印書館、一九五九年二月）。
- 24 『北堂書鈔』巻百五十二・「露篇」（元本を校勘した刊本）によって補った。
- 25 例えば、『伍子胥変文』では、呉王夫差の見た変な夢を解き、その怒りを買った場面が配置されている。「子胥解」夢了、見_二呉王_一嘖_レ之_一、遂従_二殿上_一褰_レ衣而下。呉王問_二子胥_一曰、「卿何褰_レ衣而下？」子胥曰_二「王殿上荆棘生、刺_二臣脚_一、是以褰_レ衣而下_レ殿。」（『伍子胥変文』（『敦煌変文集』、王重民等編、人民文学出版社、一九五七年））。

³⁵ 『和漢朗詠註抄』 「強呉滅兮有_レ荊棘_一、姑蘇台之露瀼瀼」の解釈として下記の文を記した。「後得_二西施_一、多遊_二姑蘇台_一、宴樂少見_二子胥_一。子胥謂_レ諫曰、臣恐_三姑蘇台不_レ久為_二麋鹿之遊所_一。王不_レ聽遂殺_二子胥_一。」傍線部は宴会の楽しみのときは伍子胥を見ることとが少ないというのは、おそらく『太平記』に書かれた群臣を共に姑蘇台に招いて宴会を催すことであろう。

³⁵ 増田論文に依る。金刀比羅本『平治物語』、『源平盛衰記』卷二「会稽山事」と卷十七「勾踐夫差事」、『十訓抄』第七「可_レ恵_二思慮_一事」。

³⁶ 『広辞苑』による。

³⁹ 釜田喜三郎氏「民族文芸としての太平記の一断面―児島高德論をめぐって―」（『国語と国文学』第二十六卷二号、一九四九年二月。『太平記研究―民族文芸の論―』（新典社、一九九二年十月）再録）。

³⁰ 『花園天皇宸翰集』誠太子書（宮内庁書陵部、一九七七年一月）。

『太平記』の西施説話考―比較文学の視点から―

一、はじめに

『太平記』巻四では中国由来の呉越説話が詳細に語られる。その内容は越王勾踐の立場から、越が呉と夫椒で合戦して敗れ、会稽山で屈辱な講和を結ぶまでの「会稽の戦」、勾踐が囚人として呉に仕えて、三年後漸く越に帰国するまでの「囚人勾踐」、越に戻ってから臥薪嘗胆して遂に呉を滅亡するまでの「復讐の物語」に分けられる。西施説話は「復讐の物語」に見られる。

『太平記』の西施説話について、川口久雄氏は「唱導文学独特のものあわれの日本的な哀調と、四六の流れをうけた華麗な美文調」で語られたことを指摘し、増田欣氏はその源泉に注目し、『太平記』の西施説話は『呉越春秋』によらず、傾国の美女としての伝承と『史記』「妻ハ妾ト為ラン」の語を結びつけて創作したものだと述べる。しかし、増田氏の挙げた西施伝承のほか、『和漢朗詠集』古注釈などの「中世史記」の世界をも視野に入れるべきであろう。また、本章は先行研究に指摘されていない、西施説話に見られる矛盾に注目し、西施説話に影を落としているであろう話型を分析したうえで、新たな読みの可能性を提示してみたい。

二、西施伝承の源泉

『史記』には「西施」という固有名詞は記されていない。『呉越春秋』巻九「勾踐陰謀外伝」では、

(勾踐)十二年、①越王謂大夫種曰、「孤聞呉王淫而好色、惑乱沈湎、不領政事。因此而謀、可乎。」種曰、「可破。夫呉王淫而好色、宰嚭佞以曳心、往献美女、其必受之。惟王選沢美女人而進之。」越王曰、「善。」②乃使相者國中、得苧蘿山鬻薪之女、曰西施、鄭旦。飾以羅縠、教以容步、習於土城、臨以都巷、三年学服而献於呉。

と記される。ここで、二点ほど注意しておきたい。まず、西施たちを選ぶ動機は淫乱な呉王の更なる失政を促すためとされていることである(傍線部①)。つまり、西施の登場は最初から政治的な色合いが濃く、西施は呉を滅ぼす役目を担う道具という一面をもつ。もう一点は西施の出身が越の苧蘿山(現在の浙江省諸暨市)であり、薪売りの娘ということ

である。しかも、呉王を沈湎させるために礼儀などを三年間習った(傍線部②)。換言すれば、スパイの特訓を受けたのである。『越絶書』も上述した二点において『呉越春秋』とおおむね一致している。

時代がやや降って、晋の王嘉も『拾遺記』で次のように書き記した。

越謀^レ滅^レ呉、蓄^二天下奇宝美人異味^一進^二於呉^一、殺^二三牲^一以祈^二天地^一、殺^二龍蛇^一以祠^二川岳^一。嬌以^二江南億萬戸民^一、輸^レ呉為^二傭保^一、越又有^二美女二人^一、一名^二夷光^一、二名^二修明^一、即西施鄭旦之別名、以貢^二於呉^一。(以下略)

越が呉を滅ぼすのに宝物、美人、珍味などを用いたとある。その美人とはつまり西施(別名夷光)と鄭旦(別名修明)である。

散逸した『拾遺記』の文を編纂する際、梁の蕭綺が各条に自己の論を録の名義で付した。

右の条に関して、蕭綺はこう論じた。

録曰(中略)夫興亡之道、匪^レ推^二之曆数^一、亦由^二才力^一而致也。觀^二越之滅^レ呉、屈柔之礼尽焉。薦^二非世之絶姫^一、收^二歴代之神宝^一、斯皆跡殊而事同矣。博識君子驗^二斯言^一焉。

興亡の道は天道(曆数)によって決められるのはいうまでもないが、その一方で知力にもよる。越が呉を滅したのは、屈従して柔順な礼を尽くしたからである。絶世の美女を薦め、世に珍しい神宝を集めて献上したことは、呉を滅ぼす手段という点では同じであると論じる(傍線部)。献上された神宝と同格に位置づけられていることから、西施がただ政略的な道具に過ぎないと捉えられていたことを裏付ける。

三、西施伝承の共通認識

古来、美人西施を記録する文献は多い。詳細は前掲した増田氏の論文と『苧蘿西施志』を参照されたい。ここでは、広く日本に普及した徐註本『蒙求』「西施捧心」の後半を挙げたい。

西施越女、所謂西子也。有^二絶世之美^一、越王勾践献^二之呉王夫差^一。夫差嬖^レ之、卒至^レ傾^レ国。

西施は絶世の美女で、呉王夫差に献じられた。夫差は西施を愛したために、国を傾けるに至ったという。

ところで、『粧楼記』(唐・張泌撰)では、「西施毛嬙皆越女」の項目に、「西施、夏姫也。勾践献^レ呉。又毛嬙、司馬云、古美人。」と毛嬙と一対にして記し、さらに、西施・毛嬙

が一对になるのは、同じ越の国の出身だからだとする。その根拠は不明であるが、当時において、西施と毛嬙を併称するのが一般的であったことを裏付けていよう。また、『文選』に収録された宋玉の「神女賦」でも、「毛嬙鄣_レ袂、不_レ足_二程式_一、西施掩_レ面、比_レ之無_レ色。」と、「毛嬙、西施」を以て神女の美貌を表現する。そのように、毛嬙と西施を併称して美人を表す意識は『太平記』巻一にも見られる。「毛嬙・西施モ面ヲ恥ヂ」と中宮の美しい姿を表現している。日本に見られる「毛嬙・西施」の併称は広く流布した『文選』及びその注が大きな役割を果たしたことが考えられる。また、『文選』の注釈を用いて、「西施」という固有名詞を説明する文献は、例えば『和漢朗詠集』の古注釈にも多い。『和漢朗詠集私注』では「夜雨偷湿、曾波之眼新嬌。晓風緩吹、不言之唇先咲。」（上巻・桃）の一文について、以下のように注釈を施している。

文選曰、南国有_二佳人_一、容貌如_二桃李_一。注曰、越曰_二南国_一也。西施本越女。後為_二吳王后_一。〔『和漢朗詠註抄』、『和漢朗詠集和談鈔』（以下『和談鈔注』と称す）、『和漢朗詠集永濟注』（以下『永濟注』と称す）の同項目でもほぼ同様な注釈が見られる。〕

また、『書陵部本朗詠抄』（以下『書陵部本注』と称す）では、「西施顔色今何在、応_二在_二春風百草頭_一」（下巻・草）をこう注釈している。

文選ニ云、南国有佳人、容貌如_二桃李_一。註云、南国トハ、越国ヲ云。佳人トハ西施也。紅顔、美ナルコトハ、桃李花ニ似タリ。

右に示したとおり、諸注は文選注からほぼ同文を引いて「西施」の美を説明している。

ところが、西施の美貌に関するエピソードはほかにもいくつかある。『蒙求』「西施捧心」の前半では、醜女との対比で西施の美を語る。

莊子曰、西施病_レ心而曠_二其里_一。其里之醜人、見而美_レ之、歸亦捧_レ心而曠_二其里_一、彼知_レ美_レ曠而不知_二曠之所_二以美_一。

西施がまだ里にいたとき、心配事があるとよく顔をしかめていた。その里にいる醜女はその姿を美しいと思い、家に帰って心配事がありそうに胸を抱いて顔をしかめるまねをしていた。その醜女はしかめ面の美しさは感じ取れるのだが、なぜそれが美しいのかはわからなかったのだ、という説明になっている。ここは『莊子』を出典とはしているけれども、『莊子』では、西施のまねをした醜女を見て、金持ちは門を閉じて出かけなくなり、貧乏人は家族を連れて走り去るなどと里人の反応も書かれている。

対比のみならず、西施の美を誇張するような逸話も広まったようである。例えば、『尚史』¹⁰には、

西施越之美女、以獻_レ于吳_一。吳王幸_レ之。每_レ入_レ市、人願_レ見者、先輸_二金錢一文_一。とある。類似した伝承はまた『和談鈔注』「西施顔色今何在、応_レ在_二春風百草頭_一」の注釈にも現れる。

西施者、越女也。絶_レ代_{タル}容貌。後、吳王成_レ后。每_ニ入_レ市_ニ遊_ニ、願_レ見_レ之_ヲ人々、必_ス金錢ヲ出_{シテ}見_{ケル}也。

西施は、呉王夫差を誘惑する使命を与えられ、夫差に献じられて后となった。市場に入って遊ぶ度に、庶民の人々がその美貌を一見せんと願い、銭を出したという。『和談鈔注』の文脈からすれば、西施が后になった後も市場に出入りしたと読み取れるが、現実にはそれはありえないだろう。しかし、いずれにせよ、金錢を投じてまでもその美しさを目にしたいという人々の切実な願いの描写を通じて、絶世の美人である「西施」像が一層強調されたことに違いない。正史にはあまり多く語られない美女「西施」は、このように詩文や注釈などによって、日中ともに流布したのである。

四、『太平記』の「西施説話」——恩愛物語

『太平記』の西施説話は、勾踐物語で言えば「復讐の物語」の部分に現れる。そもそも「復讐の物語」とは、帰国することが許された勾踐が、臥薪嘗胆して呉を討ち滅ぼす過程を描くものである。しかし『太平記』では、勾踐は、自身の愛妃である西施を、呉王夫差が横恋慕して奪おうとするのを聞き、強く断ろうとした。

我呉王夫差ガ陣ニ降テ、恥ヲ忘_レ石淋ヲ嘗テ命ヲ助カリシ事、全ク国ヲ保チ身ヲ榮
サンニハ非ズ、只西施ニ偕老ノ契ヲ結バン為ナリキ。生前ニ一度別テ死シテ後ニ再
会ヲ期セバ、万乗ノ国ヲ保テモ何ガ為。サレバ、「縦」呉越ノ会盟破テ二度我_レ呉ノ
為ニ擒ト成トモ、西施ヲ他国エ送_シ事ハ不_レ可_レ有_トソ宣給ケル。=

呉に降参して恥辱を受けてまで生き長らえたのは、決して国家や自分のためではなく、西施と偕老同穴の契りを結ぶためだという（傍線部）。したがって、たとえ呉越の同盟関係が破れて、自身が再び囚人になろうとも、西施を夫差に献ずるつもりはないと断言するのである。

しかし、それは会稽山で屈辱的な講和を結んだ際の初心とは異なる。そもそも、西施物語は「復讐の物語」に配置されており、復讐が主軸になるはずである。にもかかわらず、尋常ならざる努力によってかろうじて帰国を許されたばかりの勾踐が、会稽の恥を雪ぐ復讐よりも愛妾との恩愛を優先するとの記述は、あまりにも唐突に現れる。物語の本筋から

ずれてしまっているといわざるをえない。そのような記述を生じさせた理由は何であろうか。

その疑問を解くために、まず『太平記』における西施の描写を確認しておきたい。西施が物語に登場するのは、勾踐の帰国した直後である。

又、越王ノ妃ニ西施ト云フ美人御座ケリ。容色世ニ勝レ、嬋娟比無リシカバ、越王殊ニ寵愛シテ且クモ側ヲ放レ給ハザリキ。(中略)イトゞワリナク藤闌テ、梨花一枝春雨「二綻ビ」マ、タトヘン方モ無カリケリ。

傍線を付した一文は、『長恨歌』の「梨花一枝春帯雨」の借用であり、美人を表現する慣例句でもある。また、西施の入呉が決まった後も、『太平記』は次のように西施を紹介している。

彼西施ト申ハ、天下第一ノ美人ナリ。粧成テ一度笑ハ百ノ媚、君ガ眼ヲ迷テ漸ク池上ニ花無カト疑フ。艶閉テ纔ニ見レバ、千態人ノ心ヲ蕩シテ忽ニ雲間ニ月ヲ失カト怪ル。

傍線部の「粧成テ一度笑ハ百ノ媚」は、楊貴妃の美態を詠出する、『長恨歌』の「回眸一笑百媚生、六宮粉黛無顏色」を生かした表現である。波線部の文言は、たとえば『遊仙窟』で十娘の美態を現する句「纔舒兩頬」、熟疑地上無花、乍出双眉、漸覺天辺失月」がある。また片仮名本『蒙求和歌』に「西施捧心夕顔」の和歌、「ユフカホノタソカレトキノソラメニモタクヒニスヘキハナノナキカナ」も見られる。いずれも美人を表す典型的な表現である。換言すれば、西施なりの特質が失われ、類型的な美人像が形成されている。それは『太平記』に限ることなく、中世日本における西施伝承全般にいえることではある(後述)が、『太平記』の西施説話は特に『長恨歌』の表現を愛用することが目立つ。

それは西施への直接描写にとどまらない。たとえば、西施を呉王に差し出すことを提言する范蠡は、西施を渡さなければ、越は再び滅ぼされ、結局西施も奪われるだろうことを述べたうえで、西施にまで手を伸ばす夫差の好色ぶりを見れば、美人に耽溺して失政するに違いない、そうなれば、呉を滅ぼして西施を取り戻すことも遠い先ではないと説く。その際、范蠡は、

国費エ民背ン時ニ及テ、兵ヲ起シ呉ヲ責ラレンニ勝事ヲ立ニ得ツベシ。是子孫万歳ニ及テ、夫人連理ノ御契久カルベキ道ニテ候。

と言う。傍線を付した「夫人連理ノ御契」は無論「在天願為比翼鳥、在地願為連理

枝」に基づく表現である。また、西施を呉に送り出した勾踐の悲しみを、「空キ床ニ独リ寝テ、夢ニモ責テ相見バヤト」と表現した。おそらく楊貴妃の死後、夢で会うことを期待しつつも眠れずにいた、『長恨歌』の描く玄宗の姿を重ねているかと思われる。このように『太平記』は、玄宗と楊貴妃の恩愛物語を勾踐と西施に投影し、西施をスパイのごとき美人から大きく転換しているのである。

なお、「連理の枝」の語は、勾踐と西施とが「相思相愛の仲」であるかのような印象を生み出す。『太平記』は西施が呉に赴くときの悲哀を語る際、勾踐と西施をそのように描いていると見受けられる。

西施ハ小鹿ノ角ノ束ノ間モ別テ有ベキ物カヤト思シ中ヲ、却ラレテ未ダ幼キ太子王髻
與ヲモ云知不思置キ、思ハヌ旅ニ出給ヘバ、別レヲ慕フ涙サヘ且ガ程モ留ラデ、袂ノ
乾ク間モ無シ。越王ハ又是ヤ限ノ別ナルラント堪又思ニ臥シ沈デ、其方ノ空ヲ遥々ト
詠遣給ヘバ、迢々タル暮山ノ雲、イトゞ涙ノ雨ト成リ、空キ床ニ独リ寝テ夢ニモ責テ
相見バヤト、枕ヲ臥シ給ヘバ、添カヒモ無キ面影ニ為シ方ナシト歎給フモ、ゲニ理ナ
リト覺タリ。

不本意にも呉の后になることは、西施もさることながら、勾踐も哀れでならない。「堪又思ニ臥シ沈デ」以下の心情描写の主語は、もちろん「越王」であるが、西施のそれと見紛うばかりである。特に天正本にその傾向は著しい。

されば、晩唐の詩に（詩は略）と。西施が越王の宮を離れて、姑蘇城に赴くその愁ひを、後来の詩人筆端に賦し尽くしけること、まことに絶章とぞ覺えたる。

と、晩唐の詩歌を引いて、右に引用した内容をすべて西施の哀愁としてまとめたのである。このように、『太平記』は、西施説話を描く際、復讐の意志を背後に押しやり、ひたすら恩愛物語に耽る傾向が見られる。しかし、そうなれば、復讐を軸とするはずの勾踐物語においては矛盾を生み出さざるを得ない。『太平記』はそれを矛盾のまま残してしまった。西施物語をいかにして恩愛物語に描くかを重視したからであろう。そこは『太平記』の一特質だと認めるべきである。

五、『太平記』の「西施説話」——「二代后」との関連

ここで改めて「西施説話」のあら筋を整理しておく。

- ①西施はもともと越王勾踐の後であった。
- ②呉王夫差が西施を后にしたいと望む。

③ 勾踐はそれを拒否しようとする。

④ 長老である范蠡が西施の入呉を提言。

⑤ 西施は不本意ながら呉に赴き、夫差の后になる。

⑥ 夫差は西施を寵愛し、政事をおろそかにして越に滅ぼされる。

前述の中国側の伝承と比べれば、二点ほど大きな相違が見られる。一点目は西施が勾踐の后であり、後ほど呉王夫差の后にもなったということである。二点目は西施の登場は越国の策略によるのではなく、好色の呉王が積極的に求めてきたということである。

西施を后として描く要因には、『太平記』周辺に伝わった西施伝説の存在が大きいと思われる。『和漢朗詠集』古注釈の類には西施が勾踐の后妃であると説くものが確認できる。『和漢朗詠註抄』では、

越王勾踐愛妃、後降^ニ呉王夫差^一、以^ニ西施^一遺^ニ呉王^一云々。

と簡略に記した。西施が越王勾踐の后だと説く^三以外は、史書と一致する形で伝承している。一方、『広大本和漢朗詠集仮名本』（以下『広大本注』を略す）には、

（西施）美女^{ニシテ}、形^チ絶対ノ人^{ナレバ}、始^メニ勾踐愛^{セシカトモ}、後呉王^ヘ召^{シテ}后^{トス}。

とある。西施は絶世の美女で、最初は勾踐の后だったが、後は呉王に召されて后となったと伝える。勾踐の后から夫差の后になったことは『太平記』の西施伝説と一致しており、『太平記』は『広大本注』のような説話に基づいている可能性があるろう。しかし、周知のように、西施が呉に赴いたのは勾踐が夫差に降伏した後のことであり、『広大本注』の記述は簡略で話の細部がわからないが、勝者が女性を含めて、敗者の所有物を占有する一般論とも言える。

ところが、西施が越王勾踐の后から、また呉王夫差の后になったと話を運ぶことによつて、別な理解が生じてしまう。いわゆる「二代后」の話型に接近するからである。

二代后といえば、『平家物語』で名高い二条帝と多子の話がある。延慶本で筋を整理すると、

① 多子は近衛帝の后であり、近衛帝の崩御により太皇太后となる。

② 二条帝は好色ゆえに、多子を自分の后にしようとする。

③ 多子はそれを強く拒絶する。

④ 実父である藤原公能が説得。

⑤ 多子は不本意に再入内して二代后となる。

⑥ 二条帝が多子を寵愛。

になる。『太平記』の西施物語と構造的に近似していることが明白である。これより細部にわたる検証をしていきたい。まず両話の冒頭部分を確認する。『平家物語』では、

(多子) 先帝二後レマイラセ、九重ノ外、近衛河原ノ御所ニ、先帝ノ故宮ニ、フルメカシク幽カナル御有様也。

とあり、多子が近衛帝の崩御後は、内裏から離れ、ひっそりと暮らしていた様子が伝わる。一方、『太平記』では、

又、越王ノ妃ニ西施ト云フ美人御座ケリ。容色世ニ勝レ、嬋娟^{メグヒ}比無リシカバ、越王殊ニ寵愛シテ且クモ側ヲ放レ給ハザリキ。越王^{シズラ}與ニ捕レ給シ程ハ其難ヲ遁ンタメニ身ヲソバメテ隠居給ヒタリシガ、越王帰リ給ヒヌル由ヲ聞給テ、即後宮ニ帰り参リタマフ。

となっている。勾踐が呉にとらわれたとき、后である西施が難を避けて隠居してしまうなどの描写（波線部）は、漢籍には見られない。日本的な文脈で敷衍した可能性が高い。また、西施が隠居するなどという叙述は後述する「中世史記」の西施伝説にも見当たらず、『太平記』独自の創作かと思われる。そこで二代後の影響を考えたいのである。

『平家物語』の後文では、

永暦、応保ノ比ハ御年廿二、三ニモヤ成ラセ給ケム、御サカリモ少シ過サセ給ケレドモ、此后、天下第一ノ美人ノ聞エ渡ラセヲハシマシケレバ、主上ニ条院、御色ニノミ染メル御心ニテ、世ノ謗リヲモ御カヘリミ無リケルニヤ、好色ニ叙シ御シテ、外宮ニ引求シムルニ及テ、忍ツ、御艷書アリ。

となる。多子は二十二、三歳になって、女としての盛りを過ぎたが、天下一の美人の評判もあり、好色の二条帝が世間の非難を無視して多子に求愛したという（傍線部）。なお、「外宮ニ引求シムル」とは「詔ニ高力士ニ潜捜ニ外宮」という『長恨歌伝』を踏まえていると思われる。一方、『太平記』では、

年ノ三年ヲ待詫テ、堪ヌ思ニ沈ミ給ケル。嘆キノ程モ頭テ鬢ヲロソカニシテ、膚消ヘタル御形、最モ理ナリ。イトゞワリナク藤^{フジ}蘭^{ラン}テ、梨花一枝春雨「ニ綻ビ」、タトヘン方モ無カリケリ。

となっている。西施が三年待ちわびて、つらい思いに耐え、鬢髪もまばらとなり、肌のつやも消えたが、なおとても美しいという。この描写も二代后に通わせているかと考えられる。また、「年ノ三年ヲ待詫テ」とは、『伊勢物語』第二十四段、「あらたまのとしの三年

を待ちわびてただ今宵こそ新枕すれ」を踏まえている。三年も来なかった男を見限り、別の男に嫁そうとする女の心情が詠まれる一首である。女は三年間待ちわびた男に諦念して別な男と契りを結ぼうとし、西施は相思相愛の勾踐と離れてむりやり夫差に召されるといふ差はあるが、えにしに翻弄される哀れな女性である点は共通する。一方、呉王夫差の要請につき、『太平記』は呉王が使者を立てて越に遣わしたとする。

使者答テ曰ク、我ガ君呉ノ大王、嬖ヲ好ミ色ヲ重シテ美人ヲ尋ネ給フ事、天下ニ普シ。
然レトモ未ダ西施ガ如ノ顔色ヲ得ズ。越王古ヘ会稽山ノ囿ヲ出シ時一言ノ約ガアリ、
早く彼ノ西施ヲ呉ノ後宮ニカシツキ冊入奉テ、后妃ノ位ニ備ヘヨトノ使イ也。

夫差は娯楽を好み、天下に遍く美人を求めていたが、まだ西施ほどの美人を得ていない（波線部）。越王には会稽の囿を解くときの約諾どおり、はやく西施を献上して、呉の后にせよという言い方である。そのポイントはいうまでもなく、夫差の好色にある。呉王夫差が好色のため、西施のような美人をあまねく求めるといふ描写は、二代後の話と類似し、しかも、中国における伝承には見られない、また、日本で語られる、ほかの西施伝承にも見られない点においては、きわめて大事なポイントになる。

ところで、多子も西施も二代后になった後は寵愛を受けた。『平家物語』では

御入内ノ後ハ、ヤガテ恩ヲカブラセ給テ、麗景殿ニゾ渡ラセ給ケル。朝政ヲ進メ申サセ給フ。

と記す。二条帝から恩をこうぶることになり、麗景殿に住むことになったその寵愛ぶりが尋常ではないため、多子が二条帝に朝政あきまつりを勧めているのである。その表現は「従レ此君王不ニ早朝」から敷衍したのであろう。『太平記』では、

サレバ一度宮中ニ入テ君王ノ傍ニ侍シヨリ、呉王ノ御心アクガレテ、夜ハ終夜淫楽ヲノミ嗜テ世ノ政ヲモ聞ズ。昼ハ尽日ニ遊宴ヲノミ事トシテ国ノ危ヲモ顧ズ、金殿雲ニ挿サシバサシデ、四辺三百里ノ山河ヲ枕ノ下ニ直下シテ西施ト宴セシ夢ノ中ニ興ヲ催サン為ナリキ。

となつている。西施を呉の後宮に入れた夫差は、終日淫楽に耽溺し、政事のすべてを忘れるのである。それもまさに「従レ此君王不ニ早朝」である。

『太平記』の西施説話は、『長恨歌』・『長恨歌伝』の表現を媒介にしつつ、二代後の物語と多く共通点を有することがわかるのである。

いつの時代も、どれほどの美女であれ、二代の帝王の後となるというのは世を驚かす

ことであるに違いない。越王の後であった西施が再び呉王の後になるということから、『平家物語』などによって広く語られた二代后である多子に連想を及ぼし、多子の物語から型を借用し、西施説話を翻案したと想像することはそれほど不自然ではなからう。『太平記』は、二代後の話型を用いることによって、西施を政治的な道具ではなく、また、ただの復讐談の中の一人物ではなく、多子のような、運命に翻弄される哀切な女性としてイメージさせるのである。

六、「中世史記」に見られる西施伝説

西施を二代后多子に擬す発想は、ひとえに『太平記』作者の着想なのであろうか。いやすでにその発想を生み出すものが、「中世史記」の分野に生まれていた。

前節では西施を越王の後妃とする説を掲げてきた。一方、勾践ではなく、父親である允常の後（勾践の継母か）と説くものも存した。『書陵部本注』では、西施が、勾践の父允常の後であり、その後は勾践の後、さらに越の敗戦で呉王夫差に献上されたとする。

西子ガ顔色、双ヒナキニ喩ヘタリ。而ルニ、越王允常ハ、越ノ羅山ニヒトリ至ル時ニ、一リノ女房アリ。薪ヲ取ルニ、麻衣ヲ着タリ。王御ランジテ、容貌美ニシテ、類イナカリキ。汝ヂ、何トシテカ、薪ヲトルヤ。女答テ云、母堂ニアリ。養育ノ志深シト云ヘリ。時、王車ニ乗テ、婦玉フ。夫婦ノ契、不^レ浅。允常ノ御子、勾践モ亦、西子ヲ愛シテ、西施ヲ随フ、隨身シテ、呉王ニ夫差ヲ伐ンガ為ニ、呉ニ入。勾践カコマレテ、菟角スベキ様ナシ。范蠡ト云臣下、謀ニ、西子ヲ以テ、呉王ニ献ジテ、勾践モ范蠡モイカサレテ越ニ帰。委クハ、史記ニ見タリ。

允常が羅山に行ったときに西施に出会い、彼女が母のために薪を取るという親孝行に感動して、彼女を後に立てたとする。そして、允常の死後、勾践に寵愛される。勾践が呉を討って敗れたときも一緒だったので、范蠡の智謀によって、西施を呉王に献じて会稽山の包圍を解き、勾践らは無事帰国できたとする。この説は、夫差の後になったかどうかは不明であるが、允常と勾践父子の後になったと伝わる特色をもつ。なお、『永濟註異本竜谷大学図書館本』では、

西施トハ、貌世ニ勝ル美女ナリ。年ワカク貧カリシ時、羅山ト云山ニ入テ、薪ヲ採キ。越王允常、カリシケルガ、此ノ女ヲ見テ、イカニ何心ニ薪ヲバ采ゾト問レケレバ、答曰、老母ヲ養ハンタメニ、加様ノワザヲスルト申シ、カバ、越王、車ニ乗テ、宮ニ帰テ、后トス。（中略）越王允常死テ後、其ノ子勾践位ニ即テ後、軍ニマケテ、

会稽山ニ逃籠テ、ナクナラントテ、此西施ヲバ、呉王夫差ニ、勾踐奉リシナリ。呉王、西施ガ世ニ勝レテメデタカリシニ目テ、越王ヲバ免ジケリ。

ここでは、勾踐も西施を愛したとは書かれていないが、やや簡略にした形で『書陵部本注』とほぼ同じ伝承を記している。また、『書陵部本注』とともに、母の孝養のために薪を採ると話を展開し、西施が越の后になることをも恩愛物語に作り変えているところも注目に値する。なお、傍線を付したように、勾踐が許されたのは、西施の美しさを呉王夫差が確認してからだとする。

一方、『国会図書館本和漢朗詠集』（以下『国会本注』と略す）では、勾踐の伯母であると説いている。

西施ハ越王勾踐伯母、震旦第一美人也。越王ガ呉王ニトラレテ、既ニキラルベカリシ時、此ノ西施ヲ見テ、命ヲタスカリシ也。

この西施のおかげで勾踐は一命を取り留めたとする。傍線を付した一文に注意してほしい。勾踐が自ら西施を夫差に送り込んだのではなく、夫差が西施を見て、その美貌に魅了され、勾踐を免じてしまう話になっている。敵側の美人を見て、その美人の縁者を赦免する類型には、例えば清盛と常葉の話がある。金刀比羅本『平治物語』によれば、義朝の敗戦によって、その子息（特に男子）はすべて殺されるはずであった。しかし、清盛はこの子たちの母親である常葉の美貌に惹かれた。

常葉生年二十三、九条女院の後たちの御時、都の中よりみめよき女を千人そろへて、そのなかより百人、また百人が中より十人すぐりいだされける。其中にも常葉一とぞきこえける。千人が中の一なれば、さこそはうつくしかりけめ。異国に聞えし李夫人・楊貴妃、我朝には小野小町・和泉式部もこれにはすぎじとぞみえし。貴妃がすがたをみな人は、百の媚をなすといへり。大宰大貳（清盛）は、常葉が姿をみ給ふより、よしなき心をぞうつされける。

その結果、常葉もその母も子息たちも全て死罪をまぬかれたのである。常葉を生母としな頼朝は池禅尼の斡旋で赦免されたというものの、その継母である常葉の影響力を完全に否定することはできないだろう。したがって、『国会本注』における西施の形象は、例えば右に示した常葉のケースに近いのではないか。

そのほか、西施密会説もあり、『国会本注』より紹介したい。

潘郎ト云シ者ノ、西施ト云后キノ美女ト密懷ス。依_二其罪_一、里ノ山ニ被_二配流_一。

潘郎という人は后である西施と密通したため、流罪に処されたとする。潘郎、すなわち潘

岳は字が安仁で、西晋時代の詩人であり、『文選』に「秋興賦並序」などが収録され、『世説新語』にもその文才に関する逸話が多数記載される人物である。また、洛陽の道を行くと、婦人たちに囲まれて果物などを投げ与えられるほど、美男の誉れが高かった⁵¹⁾。この潘安仁は日本文学にも親しまれた人物である。『和漢朗詠集』巻下「妓女」では、「容貌似^レ舅、潘安人之外甥。氣調如^レ兄、崔季珪之小妹。」と掲げており、また『海道記』四月九日の記述にも引かれる⁵²⁾。晋の時代の潘安仁は、春秋時代を生きた西施との接触は無論ない。しかも、管見の限り、潘安仁には后と密通するようなエピソードはない。にも関わらず、后である西施と密通して流されたとの説が形成された。

后と密通するといえば、二条の后と業平が思い浮かぶであろう。それは美しい后妃と風流な美男子の密通という類型に入るものである。流罪されたことはないが、中国側にも則天皇后と張文成の例がある。そのような后と密通する美男子という話型が語られる段階で詩歌に優れた美男の潘安仁が引き当てられた可能性もあろう。それを傍証する一例が『宝物集』巻五に見られる。

夏の太后は、嫪毒をあひし、則天皇后は長^(マ)文成にあひ、陵園妾は潘安仁にちぎりをむすぶ。

武則天と張文成と並列した形で陵園妾と潘安仁の風流話が語られている。陵園妾は『白氏文集』巻四「陵園妾」に見える女性のことであり、宮廷に仕える悲惨な女の代表として白居易が描いた人物である。また『唐物語』第十四話にも見られる。それが帝王の后と認識され、潘安仁と契る話が夏太后と則天皇后に続く形で系譜づけられた。このように、中世日本において潘安仁は、美男子ゆえにさまざまな伝承を生んだことが確かめられた。そうしたなかで、潘安仁と西施の説話も現れたのではないか。

かくして、「中世史記」の世界で、西施は夫差の后から、勾踐の后、さらに允常の后や、勾踐の伯母・継母などと多様に伝えられる。また、その美貌ゆえに勾踐らの助命に役立つことから、美女常盤の影が見られたり、さらに、美人の后であるがために恋愛譚の要素をも加えられ、二条の後の姿も重ねられるようになる。美人西施にまつわる伝承は、中世の人々の想像の世界で飛翔し、独自の発展を遂げ、様々なバリエーションが見られる。『太平記』もその豊饒な「中世史記」の世界を利用する形で、『長恨歌』などをも媒体としながら、物語の世界に取り入れたのであろう。

七、終わりに

呉越合戦という歴史故事に現れた西施の説話であるが、中国側の伝承においては呉国を滅ぼす功績が大いに語られ、政治的な道具としてのインパクトが強いのに対して、中世日本では、美人という属性と、后という身分が伝承の軸となり、さまざまな美人や后妃の面影を投影して敷衍する説話が生まれた。そんな中で『太平記』は玄宗と楊貴妃の話を強く意識して、西施と勾踐を恩愛物語の典型であるかに描く。また、后であること、特に呉に入内して二代后になったことに着目し、『平家物語』などで広く語られた二条帝と多子の物語の型を借りて、独自に西施説話を構成したのである。

【本文に使用したテキスト一覧】

『史記』、『晋書』：中華書局版。『尚史』：四庫全書データベース。『管子』、『文選』、『世説新語』、『蒙求』：新釈漢文大系。『拾遺記』：和刻本漢籍隨筆集。『遊仙窟』：岩波文庫。『長恨歌』（『白氏文集』）：金沢文庫本。『長恨歌伝』：国立国会図書館デジタルコレクション、金刀比羅本『平治物語』：日本古典文学大系。『延慶本平家物語』：勉誠出版、天正本『太平記』、『和漢朗詠集』、『海道記』、『伊勢物語』：新編日本古典文学全集。『宝物集』：新日本古典文学大系、『唐物語』：日本古典全集。『和漢朗詠集私注』、『和漢朗詠註抄』、『和漢朗詠集和談鈔』、『和漢朗詠集永濟注』、『書陵部本朗詠抄』、『広大本和漢朗詠集仮名注』、『永濟註異本竜谷大学図書館本』、『国会図書館本和漢朗詠集』：『和漢朗詠集古注釈集成』。

【注】

一 川口久雄氏「伍子胥変文と我が国説話文学」（『国語』第五卷一・二号、一九五七年四月）。

二 増田欣氏「太平記における呉越説話」（『中等教育研究紀要』第六集、一九六〇年六月）。『『太平記』の比較文学的研究』角川書店、一九七六年三月に再録。

三 右掲した論考のほか、山田勝美氏「西施説話とその音義考」（『国文学論集』（上智大学）第三号、一九六九年十一月）や、森田貴之氏「天正本『太平記』増補方法小考―巻四

「吳越戦の事」増補漢詩について―」（『京都大学国文学論叢』二十二号、二〇〇九年九月）などの論がある。

- 4 『吳越春秋』（江蘇古籍出版社、一九八六年一月）。
- 5 『越絶書校釈』（李步嘉校釈、中華書局、二〇一三年五月）を参照。
- 6 『和刻本漢籍隨筆集』第十集（汲古書院、一九七四年三月、宝暦二年（一七五二）刊本）、長澤規矩也の解題による。本文の引用もこれに拠る。
- 7 『苧蘿西施志』（浙江省諸暨市委員会編、陳侃章・何徳康主編、杭州大学出版社、一九九一年十月）は、中国に見られる西施に関する史料、詩文を集成する。
- 8 例えば、『六臣註文選』（宋本による影印。台湾商務印書館、一九七九年）では、当該箇所について「善曰、楚辞曰、受命不遷。生南国謂江南也。楚辞曰、聞佳人兮召予。毛詩曰、何彼穠矣。華如桃李、翰曰、以佳人喻賢人、不見重於時也。」と註している。朗詠註の出典は不明。
- 9 天運篇。なお、新釈漢文大系『蒙求』は徐註本を底本にしている。そのほか、書陵部古註蒙求も『莊子』、亀田本旧註蒙求は『列女伝』、国立国会図書館本附音増廣古註蒙求は『列子』を出典としている。
- 10 卷十七「春秋左氏伝、哀公二十二年」。「尚史」とは洪荒より秦までの歴史を語る史書であり、清の時代の李鍇（鑲白旗漢軍）によって撰せられた。『尚史』の引用箇所次に、「孟子註疏引、今本無」とあり、孟子註疏から引用したことが分かる。
- 11 『太平記』の本文は玄玖本に基づいて翻刻し、私意によって読みや送り仮名を付し、他本による補入を施したものである。
- 12 底本になし。諸本によって補う。
- 13 『蒙求和歌』（国立国会図書館本蒙求和歌、伝慈鎮筆鎌倉期写本、中文出版社、一九七三年三月）の注文は以下になっている。「西施ハミモカタチモタグヒナカリシ女ナリ。ヤマヒニフシテ、ムネヲヲサヘテ、メヲヒソメケレバ、イヨノコ、ロクルシクイタハシキサマナリ。其里ノミニクキ女トモ、コレヲウラヤミテ、ソラムネヲヤミテ、メヲヒソメケリ。西施ガ顔色コソイカナルニツケテモ、イミジクアテナリケレ。ミニクキ女トモ、メヲヒ^{（ヤメ）}メケルヤマイスガタ、イトゞヲソロシクゾミヘケル。」
- 14 『胡曾詩抄』（伝承文学史料集成第三輯、三弥井書店）「会稽山」にも類似の説がある。
- 15 『晋書』卷五十五。『世説新語』容止第十四。『蒙求』「岳湛連璧」など。
- 16 「顔を潘安仁が弟妹にかりて、契を参川の吏の妻妾に結べり。」

延慶本『平家物語』における『貞観政要』の撰取

一、はじめに

『貞観政要』とは唐の太宗と群臣の治世に関する問答を史官によって編纂した、君臣関係にまつわる政治思想に満ちた書物である。『平家物語』をはじめとする軍記物語における、『貞観政要』を出典とする語句は、古くから遠藤光正と原田種成両氏¹⁾によって詳細に指摘されている。本章では、それらの先行研究を踏まえて、さらに一歩進み、延慶本『平家物語』(以下『平家物語』と略称)における『貞観政要』の撰取の実態を追っていきたい。そのうち、特に君臣関係にかかわる政治思想の受容および変容の実態を明らかにしたい。

二、君臣関係のパターン

『平家物語』では、治天の君である後白河院をめぐる、三種の君臣関係を描写している。後白河院と平清盛との関係を、「船と水」の関係に喩え、重盛との関係を「魚水の契」に喩え、静憲法印との関係を「船と棹」に準えた。

後白河院は鳥羽天皇の第四皇子であり、即位の際、崇徳天皇との対立で保元の乱が生じた。その際、平清盛らの武士団を招き入れて戦い、勝利を収めた。その後の平治の乱でも、清盛は藤原信頼・源義朝らに幽閉された後白河院を脱出させ、激戦のすえ源氏方を敗北させた。つまり、清盛は後白河院の政権に貢献した人物であり、船をよく浮かべた水のようなものである。しかし、平治の乱以後、平氏政権が確立され、政治に関する清盛の発言権の拡大に伴い、後白河院と清盛との間に衝突もしばしば発生した。特記すべきなのは、治承のクーデターで、公卿たち四十数人を解官し、後白河院を鳥羽の離宮に幽閉したことである。その際の清盛は、まさに後白河院という船を覆す恐ろしき水である。その二人の君臣関係を、『平家物語』では、

①貞観政要ニ云、「君ハ船ナリ、臣ハ水。浪ヲ治ムレバ、船ヨク浮ブ。水ヅ浪ヲ湛レバ、船又覆ヘサル」ト云ヘリ。「臣ヨク君ヲ持ツ。臣又君ヲ覆ヘス」。

②保元平治両度ノ合戦ニハ、入道相国君ヲ持チ奉トイヘドモ、安元治承ノ今ハ、又君ヲ覆シ奉ラル。其事本文ニ相心セリ。(第二本「内裏ヨリ鳥羽殿へ御書有事」)。

と述べる。①では、「君は船であり、臣は水である。浪を治めれば、船がよく浮かぶ。水

が浪を湛えれば、船また覆される」という『貞観政要』の本文を引用して、後白河院と平清盛の関係を「船と水」に比喻している。②では、保元・平治の乱において、清盛はよく後白河院を扶持して、船を穩便に浮かべさせた水だったが、安元治承の現在では、後白河院という船を覆しかねない水となった、と比喩的に述べる。末文でもう一度『貞観政要』の言っている通りだと強調する。

しかし、『貞観政要』では、五カ所にわたって「船と水」の比喩を用いたが、そのいずれも、君主と臣下の関係に限定せず、君主と庶民の関係をたとえたのである。一例をあげておく。

貞観十八年、太宗謂侍臣曰、古有胎教世子者。朕則不暇。但近自建立太子、遇物必有誨諭。見其臨食將飯、謂曰、汝知飯乎。対曰、不知。曰、凡稼穡艱難、皆出人力。不奪其時、常有此飯。(中略)見其乘舟、問曰、汝知舟乎。対曰、不知。曰、舟所以比人君、水所以比黎庶。水能載舟、亦能覆舟。爾方為人主、可不畏懼。(以下略)(「教誡太子諸王第十一」貞観十八年条)

貞観十八年(六四四)、太宗は世子の教育に関する感想を侍臣に語った。食物を見るたびに、稼穡の艱難を悟らせたり、世子が船に乗る時には、船を君主、水を庶民に喩える所以を説いたりする。「水は君王という船を覆すことができるので、人君として懼れて慎むべきだ」と、水の破壊力に力点を置いて太子を教育しているのである。ここでの「黎庶」と、他の四例の「人」や「庶人」、いずれも「万民」と理解することができる。しかし、諫言する侍臣などの臣下は、「万民」に属しながら、君主の政治を助けるために尽力し、かつ統治者側にいるため、ここでは「船を覆す水」である庶民から区別して見る必要があると思われる。つまり、『貞観政要』においては、君主が治世する直接の対象は庶民であるのに対して、『平家物語』では、天皇(後白河院)と臣下、しかも、清盛のような太政大臣レベルの重臣になっている。この点に関しては、第八章で詳細に論じるので、ここでは省略する。もう一点注目したいのは、『平家物語』では、「船と水」のほかに、「浪」という概念を導入したことである。テキストに限定して読めば、「浪」とはたとえば保元・平治の乱や、安元治承の事件などと捉えられる。つまり、水が浪を治める(水が浪を立てないようにする)ように、清盛は保元・平治の乱を鎮めた。また、水が浪を起こすように、清盛は治承のクーデターをも引き起こしたと読み取れる。したがって、『平家物語』に限って言えば、「浪」という概念の導入は、歴史事件を明確に位置づけ、後白河院と清盛の関係を一目瞭然に説明する、きわめて有効な手段だといえよう。

一方、後白河院と平重盛との関係を、『平家物語』は「魚水の契」に喩えた。重盛をめぐって、『平家物語』は史実を無視して理想的な人物に仕立て上げたのである。そのような『平家物語』の記述によれば、重盛は平氏一族の大黒柱であるが、一家の運命を見極めた為、熊野参詣のときに自ら絶命することを大明神に祈願した。そして、治承三年（一一七九）八月一日に悪瘡で辞世した。実は、重盛が悪瘡にかかった当初は、宋の国から渡航してきた名医による治療の機会があった。しかし、重盛は、

「（前略）就中、重盛居_テ三台之崇班_ニ、専_ラ助_ケ万代之政_ヲ、結_テ魚水之契約_ヲ、将_ニ練朝恩之波_ヲ。本朝鼎臣之外相_ヲ以_テ、病床_ニ臥_ナガラ、異朝浮遊ノ来客_ニマミエム事、

且ハ国ノ恥辱也、且ハ道ノ陵遅也。設ヒ命_ヲ亡スルニ及_トモ、争カ国ノ恥_ヲバ顧ザルベキ。其事努々有ベカラズ候」（第二本「小松殿熊野詣事」）

と断つたのである。重盛は当時内大臣という三公の重臣であり、異朝の来客にみられることが国の恥となるので治療するのは不適切だという。傍線を付した部分は『澄憲作文集』を出典とするが、『平家物語』の本文に即して言えば、当時の治天の君である後白河院と重盛の関係を「魚水の契」に例えていると読み取れる。魚水の契とは君臣のきわめて睦ましい状態をいい、まさに君臣合体した理想的な関係だといえる。重盛は清盛の長男として、父とともに保元・平治の乱で戦功をあげ、後白河の政権を助けた。しかのみならず、後白河院と清盛が衝突する時でも、父命より王命を重んじたりする。たとえば、『平家物語』第一末「重盛父教訓之事」は、後白河院の近親、成親らによる謀反の企画が漏れて、清盛に厳しく誡められた内容を描いている。当時、平氏一門がすべて軍備レベルで警戒していたが、重盛だけがそれに従わず、後白河院の王権と衝突してしまう父との関係に悩んで、「不下_ニ父命_ニ辞_シ王命_上、以_ニ王命_ニ辞_シ父命_ニ、不下_ニ家事_ニ辞_シ国事_上、以_ニ国事_ニ辞_シ家事_ニ。」と語った。つまり、後白河院への忠は父への孝よりも大事だという。『平家物語』が描いた重盛は孝子であるにもかかわらず、それ以上に忠臣である。その後も、院と清盛の間に起こる緊迫した関係を緩和するため、重臣として後白河院とよき関係を結んでおり、まさに「魚水の契」といえる。

「魚水の契」は『貞観政要』にも五例ほど確認できる。そのうち、一例をのぞいた他の四例は、すべて君臣関係の睦まじさを喩えている。しかも、「論礼案第二十九」貞観十四年条で、「孔子曰、魚失_レ水則死。水失_レ魚、猶為_レ水也。」で示したように、水を欠いては生きられない魚の存在が特に唐の太宗に意識されたと考えられる。『平家物語』の当該例は直接『貞観政要』から撰取したとは言えない。しかし、上述した「魚水の契」に関する

る文言は、『貞観政要』を経由して『明文抄』などの類書に抄録されており、当時一般に知られていたと考えられる。つまり、『平家物語』における当該用例の背景には、『貞観政要』のような書物があったと考えられる。なお、「魚水の契」に関する詳しい考察は第九章に譲りたい。

上述した君臣関係の二つのパターン以外、『平家物語』ではまた「舟と棹」の比喻も見られる。それは後白河院と有力な近臣の静憲法印との関係を喩えたものである。『平家物語』では、重盛の死後、後白河院は清盛との関係が再び緊張してきたとき、近臣の静憲法印を六波羅邸に遣わし、関係の緩和を狙ったのである。そこで、清盛は後白河院の不徳の行為を一々非難したが、静憲法印もなかなかの弁舌で、それぞれ後白河院にとって好都合に解釈したのである。二人の弁論（以下、「法印問答」と略称）が終わった後に、『平家物語』はこう記述している。

或本文云、「君王治国、忠臣扶君、船能載棹、々能遣船」ト云へり。此言思ヒ合セラレテ哀也。「静憲法印忠臣トシテ、能ク君ヲ扶奉リ給ヒヌル事ニコソ神妙ナレ」トテ、口々ニ皆感シアへり。（第二本「院ヨリ入道ノ許へ静憲法印被遣事」）

傍線を付した、「君王、国を治め、忠臣、君を助く。船よく棹を載せ、棹よく船を遣る」との文を用いて、後白河法皇と静憲法印の関係を述べている。また続く後文では、静憲法印が忠臣であり、よく後白河院を扶持したと、在席した人々の反応を記した。注意すべきなのは、静憲法印と清盛の弁論が清盛の六波羅邸で行われたことである。つまり、波線部で「口々」とは、平家の御家人たちである。その人たちは本来ならば清盛をはじめとする平氏一門の立場を擁護すべく、清盛の論説に同調すべきであるが、語り手はかれらを、静憲法印の弁舌に賛同したように描いている。それは後白河院を代表する静憲法印の勝利を宣告したものを意味する。

また、これまでの二種類の喩えで、「船」と「水」、「魚」と「水」のような独立した二つの事物であるのに対して、棹は船の一部である。つまり、舟と棹は本体と部分との関係に当てはまる。棹がよく働くと、船もよく動くであろうし、棹が壊れたら船にも影響してしまうことが容易に想像できる。さらに、棹の働きは必ずしも船の命令そのままに従うとはいえず、つまり、船を操るといふ棹の一面も否定できない。しかし、『平家物語』の本文は、特に後白河院と静憲法印の関係においては、その船に不利な一面を捨象し、ポジティブな一面にしか言及せず、臣下である清盛とは対照的に、静憲法印の忠臣ぶりを肯定的に描写している。

ところで、傍線部の典拠について、遠藤光正氏は未詳とした上に、「君ハ船ナリ、臣ハ水。浪ヲ治ムレバ、船ヨク浮ブ。水ヅ浪ヲ湛レバ、船又覆ヘサル」に拠って書いたものと推測しており、『延慶本平家物語全注釈』もほぼそれに同調し、「船と水」の比喻からの連想だと推定した。しかし、そのような連想は果たして『平家物語』作者たちによる独自なものであろうか。いや、その連想を助けたものがすでにあったと考えられる。たとえば、『貞観政要』には類似した比喻が見られる

朕以_レ虚薄_二多慚_一往代_一。若不_レ任_二舟楫_一、豈得_レ濟_二彼巨川_一。不_レ藉_二塩梅_一。安得_レ調_二夫鼎味_一。(「論誠信第十七」貞観十一年条)

『貞観政要』における当該部分は、太宗が魏徵の奏状を見て、直筆の詔を与えた際の言葉である。その前文は君主が治世する際に、臣下の力を必要とすることを述べている。それを受け継ぎ、魏徵をはじめとする群臣を「舟楫」に例えた。「楫」とは梶のことであり、「水棹」と類似した用語である。ただ、『平家物語』のように、船と棹を分けて考えるのではなく、「舟楫」がひとつの言葉であり、川を渡す道具の「舟」に等しい。また、『貞観政要』の当該例はおそらく『書経』を典故とする。「巨川」と「舟楫」の比喻は、同書巻十一「説命」にみられる。王の高宗が臣下の傳説に対して、

朝夕納_レ誨、以_レ輔_二台徳_一。若_レ金、用_レ汝作_レ礪。若_レ濟_二巨川_一、用_レ汝作_二舟楫_一。若_レ歳大旱、用_レ汝作_二霖雨_一。啓_二乃心_一、沃_二朕心_一。=

と述べた。つまり、傳説は臣下として、帝王が巨川を渡るとき舟楫となるのである。ここで説かれる「巨川」とは庶民を統治する治世全般のことか、あるいは庶民のことか、定かではない。しかし、臣下の喩えである舟楫が「舟と楫」とのように分解したのではなく、一体として使われていることは明白である。太宗も「舟楫」を一体のものとして群臣にたとえたのである。

ところで、この『貞観政要』の一文が、『明文抄』に収録されている。同書巻二「帝道部」下で、

若不_レ任_二舟楫_一、豈得_レ濟_二彼巨川_一。不_レ藉_二塩梅_一。安得_レ調_二夫剂_一(五)味_一。貞観政要と、『貞観政要』から引用している。また、当該文は「帝道部」に置かれたため、帝王として、舟楫である臣下に政治などを任せべきものだと言文に思われる。しかし、『明文抄』は類書という性格ゆえ、典拠から切り取る場合は、もとの文脈を喪失してしまうことがある。そのため、当該文は、金言として単独に並べられた以上、独自の理解と解釈を生ずる余地が与えられたといえよう。『明文抄』は、『貞観政要』から七十二箇所本文

言をピックアップしている。ため、「君は舟、臣は水」のような、君臣関係の比喩として使われた「船」のイメージと重なり合って、「舟楫」を「舟」と「楫」に分離して君臣関係に用いた可能性も考えられよう。

無論、そのような創造に欠かせないものが、当時の政治風土である。つまり、普通の臣下とは異なり、院近臣という存在が、「舟と棹」の比喩に原型を提供したと考えられる。『平家物語』で見られる静憲法印の造型は、この「法印問答」でよくわかる。使者として後白河院を完全に代表し、院と清盛の間を取り持つ。具体的に言えば、清盛に対して、院の無実を訴え、院への誤解をとくためである。そのような、後白河院（君）に忠実な態度と行動を見せる近臣を、『平家物語』は「舟によく働く棹」に喩えたのである。『平家物語』の作者たちは、その比喩だけではまた満足しておらず、静憲法印が六波羅邸を去った後、こう描写している。

肥後守貞能是ヲ見テ、「穴怖シヤ。入道殿ノアレ程ニ怒リ給テ宣ハムニハ、我等ナラバ、院ノ御所ニ有事、無事、コトヨシ事、申散シテ出ナマシ。少モサワガヌ景氣ニテ、返事打シテ被立事ヨ」ト、季貞已下ノ者共是ヲ聞テ、「サレバコソ、院中ニ人々其ノ数多シト云ドモ、其中ニ僧ナレドモエラバレテ、御使ニモ立ラメ」トゾ各申ケル。

ここで、アミカケにした人物に注目したい。肥後守貞能とは、平家貞の子であり、代々平氏一門の有力郎党として仕えてきた。さらに、その父家貞は、『平家物語』冒頭の「殿上闊討」で、勇武を誇り、且つ情誼に厚い郎党として描かれたことで有名である。二番目の季貞も、平氏一族の有力郎党で、鹿ヶ谷事件の逮捕などにもその活躍ぶりが見られる。つまり、貞能と季貞の二人は、いずれも平氏一族の大事な郎党であり、清盛をはじめとする平氏一族に従って行動する人物である。もし、清盛と後白河院が直接対決するのならば、この貞能と季貞も静憲法印と対決するはずである。しかし、『平家物語』の作者たちは、平氏一族にとって極めて大事な郎党の存在に、傍線部のことを言わせ、静憲法印の存在を大きく捉え、後白河院側に勝利させたのである。しかし、実際は、棹によって船の動向が決まることから、棹が船を操る一面も内包していると思われるが、『平家物語』はそれに一切言及しなかったのである。

これまでは『平家物語』における三種の君臣関係を述べてきた。そのいずれも、直接間接に『貞観政要』との関連を示唆するものである。それは君臣関係を主眼とする『貞観政要』の撰取を肯定的に評価すべきことを示すのである。しかし、『平家物語』は、『貞観政要』そのままの引用とは異なり、物語内部の要請、ないし院政期の政治風土にふさわし

い形となって、独自の要素を育んでいる。

三、「法印問答」

前節にも触れた「法印問答」における『貞観政要』の撰取を、より詳細に確認していきたい。

治承三年（一一七九）八月一日²³、平重盛が四十三歳の若さで父親の清盛に先立った。このような家督喪失の事件は、平氏一族が政権を握りつつ、世世代代に繁栄してゆくことを望んだ清盛にとって大きなショックに相違あるまい。その上、重盛の任地だった越前国を没収して院近臣の藤原季能の知行国にし、藤原基通を中納言の闕官に任じさせるといふ清盛の希望を無視して関白基房の子の師家に任命する²⁴など、後白河院と清盛との関係は緊迫した。同年十一月十四日、清盛は数千の軍兵を率いて福原より上京した。京の人々は「清盛が朝家を怨んでおり、特に関白の基房を滅す企てがある」と噂していた。そのような背景をもとにして、後白河法皇は近臣の静憲法印を遣わし、清盛と対面させ、不満の理由を直接聞かせたのである。そこで、清盛は特に重盛の死去に対する、後白河院の不徳の行動を責めた。長文ではあるが、載せておく。

①保元以後ハ乱逆打連テ、君安キ御心モオワシマシ候ハザリシニ、入道ハ只大方ヲ執行計ニテコソ候シカ。内府コソ正ク手ヲ下シ、身ヲ碎キタル者ニテハ候ヘ。サレバ万死ニ入テ一生ヲ得タル事モ度々ナリキ。其外臨時ノ御大事、朝夕ノ政務ニ至マデ、君ノ御為ニ忠ヲ致ス事、内府程ノ功臣ハ難有コソ候ラメ。

②爰以テ昔ヲ思合候ニ、彼ノ唐ノ太宗ハ魏徵ニヲクレテ、悲ノ余リニ、『昔ノ殷宗ハ得良弼於夢中、今ノ朕ハ失賢臣於覺後』ト云、碑ノ文ヲ手カラ書テ、廟ニ立テコソ悲ミ給ケレ。切鬢灸藥、瞭疵喰血者、君臣ノ徳也。

③目近ハ正ク見候シ事ゾカシ。顕頼ノ民部卿逝去シタリシヲバ、故院殊ニ御歎アツテ、八番御幸延引シ、御遊ヲ止レキ。忠定宰相関国之時、是モ故ニ御歎深カリシカバ、忠定伝承テ、老ノ涙ヲ催キ。都テ臣下ノ卒スル事ヲバ、代々ノ君、皆御歎アル事ニテ候ゾカシ。サレバコソ、父ヨリモナツカシナガラ怖ク、母ヨリモ昵ジクシテ怖キハ、「君与臣ノ中ト」ハ申候ヘ。

④其ニ内府ガ中陰ニ、八幡へ御幸有リ。御遊アリシ上、鳥羽殿ニテ御会有キ。御歎ノ色、一事モ是ヲ見ズ。且ハ人目コソ恥ク候シカ。縦入道ガ歎ヲ哀マセ御シマサズト云トモ、ナドカ内府ガ忠ヲ思召ワスルベキ。又内府ガ忠ヲ思召ワスル、御事ナリトモ、

ナドカ入道ガ歎ヲバ哀レマセオワシマザルベキ。父子共叡慮ニ叶ハザリケム事、今ニ於テハ面目ヲ失、是一。(第二本「院ヨリ入道ノ許へ静憲法印被遣事」。なお、読みやすさを図って、私意によって①―④に分けた。)

清盛は右掲した四つの理由で後白河院の君主としての不徳を咎めた。①では、保元の乱以後、重盛は、後白河院の治世の安泰のために幾たびも万死一生の戦いを經歷し、また平和時の政治にも正しく行動して忠を尽くしていた、得難い忠臣である³⁶⁾。②では引き続き、そのような忠臣・重臣を、異朝の例でいえば、唐の太宗と魏徴に準えるものである。太宗は魏徴の死後、慟哭して自ら碑文を書いた。魏徴のみならず、太宗はほかの臣下のためにも「鬚を切つて薬に焼いたり、血をくらって傷をすすぎ」、臣下に対する君主の徳を示したのである。③では、近く本朝の故事を挙げた。鳥羽院は寵臣頭頼の死を深く悲しみ、八幡への御幸を先延ばしにしたのである。④では、②と③で挙げた異朝と本朝の先例とは異なり、重盛の死後、後白河院が八幡へ御幸したり、管弦の遊びをしたりして、重盛の死去を悲しんで嘆いたりする様子が見られない。それは重盛の忠臣ぶりを忘れることでもあり、また老いながら愛息に死なれたわが身(清盛)の悲哀を顧みないことでもある。それは忠臣に対する君主の不徳であると非難した。

②―④までは、最初に唐の太宗の優れた君徳の先例を挙げ、仁徳ある君主の基準を示した。その後、近く本朝の似たような先例を挙げ、明君としての具体例を示した。後白河院は、たとえ太宗のレベルまで届かなくても、せめて鳥羽院に習い、重盛の死後しばらくは、八幡の御幸や管弦の遊びを慎むべきだという論理が、右の引用文から読み取れる。そこで、重臣を重んじる有徳の君主として、唐の太宗の事例を挙げたことが興味深い。『平家物語』の当該箇所で書かれた太宗と臣下の話は、『貞観政要』や『白氏文集』の「七徳舞」などにみられる。『延慶本平家物語全注釈』などに指摘されたように、「昔ノ殷宗ハ得良弼於夢中、今ノ朕ハ失賢臣於覺後」との伝承はおそらく『白氏文集』の自注によるものだと考えられる。しかし、それらのすべてを、数ある『白氏文集』の諸伝本に絞ることはやや疑問であるため、『貞観政要』からの影響も考えるべきである。ここでは、まず「七徳舞」を確認する。

「七徳舞」とは『白氏文集』「新樂府」に収録されたものである。その冒頭の詩文によれば、当該詩歌は元和年間、白居易は「七徳舞を見て、七徳歌を聴いたあとに作った」ものらしい。その本文で、白居易は太宗の生涯を回顧して、その功績を列挙した。そのうち、

魏徵や李勣、李思摩のことを、

(前略)

魏徵夢見天子泣。 魏徵夢に見えて天子泣き、

張謹哀聞辰日哭。 張謹哀聞して辰日哭す。

怨女三千放出宮。 怨女三千放して宮を出し、

死囚四百来帰獄。 死囚四百来って獄に帰る。

剪鬚燒藥賜功臣。 鬚を剪り薬に焼いて功臣に賜ひ。

李勣嗚咽思殺身。 李勣嗚咽して身を殺さんことを思ふ。

含血吮瘡撫戰士。 血を含み瘡を吮うて戰士を撫し。

思摩奮呼乞効死。 思摩奮ひ呼んで死を効さんことを乞ふ。

(以下略)¹⁵⁾

と、述べている。傍線で示した詩文は『平家物語』に引用されるものと対応している。一方、『貞観政要』では次のようになっている。まず、魏徵に関する部分は、

(魏徵) 薨。太宗親臨慟哭、贈_三司空_一、諡曰_三文貞_一。太宗親為製_三碑文_一、復自書_三於石_一。(「任賢第三」 魏徵条)

とある。『貞観政要』では碑文の内容まで記録していないが、太宗が泣くことと碑文を御製したことを明らかに書いている。その一文は「任賢篇」に入れられたので、魏徵が賢人であるのと、太宗が臣下の忠賢を弁えて任官することが編纂の主眼になっているが、当該引用文に限って言えば、臣下に対する君主の徳と見てよい。また、太宗と李勣の話は、

(李) 勣時遇_三暴疾_一、驗方云、鬚灰可_三以療_レ之、太宗自剪_レ鬚為_三其和_レ藥。勣頓首見_レ血、泣以陳謝。太宗曰、吾為_三社稷計_二耳、不_レ煩_三深謝_一。(「任賢第三」 李勣条)

となっている。李勣とは太宗の有力の武将の一人である。あるとき、暴疾に遇った。驗方に抛れば、鬚の灰を以って治療できるといふ。それを聞いた太宗が自分の鬚を切って李勣のために薬を焼いた。皇帝が鬚を自ら薬に焼くというのは、計り知れない恩情に違いない。そのため、李勣は血が出るまで頓首し、泣いて謝意を述べたのである。さらに、太宗と李思摩の逸話は、

太宗征_三遼東_一、攻_三白巖城_一、右衛大將軍李思摩為_三流矢所_レ中。帝親為吮_レ血。將士莫_レ不_三感励_一。(「論仁惻第二十」 貞観十九年条)

とある。李思摩も太宗の武将の一人である。遼東とは秦の時代に置かれた郡名であり、現在の中国遼寧省に当たる。その遼東征伐の時、李思摩が流れ矢に当たった。毒が回らない

ように、太宗は疵所の血を吸ってあげ、兵士たちを感動させたというエピソードである。李思摩は武将であり、太宗にとっては臣下に相違ないので、血を吸う行為は君主の臣下への憐れみと読み取れる。また、当該逸話の直前で高麗戦争中、太宗は、兵士らの病状を自ら聞いて治療させたことや、戦没者を現地で埋葬する葬式で慟哭して慰霊したことが書かれたので、臣下に限らず、広く民一般に対する太宗の「仁徳」が謳歌されたものである。そのような文脈から、將軍李思摩の部分だけを切り取り、李勣などと並列して臣下に対する君徳を体現するものとして受容したことに注目すべきである。

一方、「鬚を切りて薬を焼き、血をくらいて傷をすすぐ」話は、『平治物語』にもみられる。

唐の太宗文皇帝は、①鬚をきりて薬をやきて功臣に給ひ、②血をふくみ傷をすいて戦士をなでしかば、心は恩のためにつかへ、命は義によつてかるかりければ、兵、身をころさんことをいたまず、ただ死を至さんことをのみ願へりけるとぞうけたまはる。みづから手をくださざれども、こころざしをあたふれば、人みな帰しけりといへり。¹¹

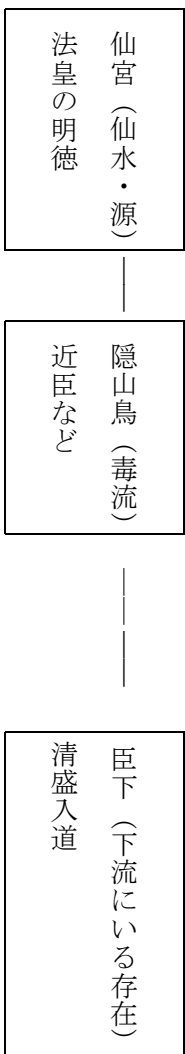
『平治物語』では、①は太宗と李勣の事例を踏まえているが、②では、太宗と李思摩、および遼東戦争の兵士たちの故事を踏まえており、『平家物語』のように君臣に限定しているのではなく、太宗が臣下・兵士（庶民）を憐れむため、人々から忠を尽くしてもらったという展開になる。また、『平治物語』は冒頭から「いにしへより今にいたるまで、王者の人臣を賞ずるは、和漢両朝をとぶらふに、文武二道を先とせり。」と始まり、さらに、太宗関係の引用文の直前に、武勇者を特別に賞すべきという文「せんく／＼抽賞せらるべきは勇悍のともがらなり」があるので、君臣の間の徳というより、太宗は仁徳あるがゆえに、武勇の兵士を育てたとも読み取れる。『平家物語』の「法印問答」で強調される君主の徳とは程遠いが、名君である太宗と臣下たちの故事は当時著名であったことが明らかである。

ところで、後白河院の代表として、静憲法印はどのように対応したのであろう。法印はまず清盛・重盛父子の奉公ぶりを肯定した上で、「官位ト云、俸禄ト云、御身ニ取テハ悉満足ス」ることを押さえ、清盛の憤怒を静めた。それから、法皇近臣謀叛の件について、後白河法皇が許容したことではないと弁明した。

①貞観政要ノ裏書ニ申テ候ゾカシ。②『雖ニ仙源澄ニ、鳥浴濁レ流』トテ、仙宮ヨリ出

タル河、仙葉ナルガ故ニ、汲下流者、命必ズ長命也。但シ其河ノ中間ニ隱山鳥、其流ヲシホル時、水忽ニ変ジテ毒トナレリ。③其様ニ、法皇ノ明德ハ仙水タリトイヘドモ、執申者下流ヲ濁シテ、アシザマニ入道殿ニ申テ候ト覚候。ユメ／＼御恨アルマジキ御事ニテ候也。

とある。静憲法印は「雖ニ仙源澄ニ、鳥浴濁レ流」の語句で後白河院の無実を弁明しようとした。②の波線部は「雖ニ仙源澄ニ、鳥浴濁レ流」という語句の解釈に当たる。つまり、後白河院という仙洞から流れてきた水は澄んでいるが、途中に現れた鳥が澄んだ水を濁らしたので、清盛には源が濁ったかのように見えただけであり、さらに、仙院から出てきた水なので、「仙水」（仙葉）になるわけで、その「仙水」を下流にいる人が飲むと、長寿になるはずだが、やはり途中の鳥のせいで「仙水」が「毒水」に変わる、と述べる。③では、②を具体的に敷衍する。つまり、法皇の明德は源にある「仙水」だが、途中で讒臣などによって「毒水」に代わって清盛のほうに流れたと弁明している。その論法を図にすると、



となる。厳密に言えば、清盛を下流にいる存在として扱っていいかどうかが問題である。同じく、法皇の近臣を清盛の上位に位置づけることも疑問に思われる。しかし、近臣というものはもとより法皇の近臣を指すので、たとえ官位などが清盛の下にいても、法皇に接近していることから、法皇と同じグループに入れてもよいと考えられる。そのため、右のごとき構図も合理的だといえよう。また、清盛が不満を抱くのは、君臣関係において、後白河院がしかるべき徳を示さなかったことである。清盛の指した、後白河法皇（君主）——清盛・重盛（臣下）との君臣関係であるが、静憲法印は、その間に「鳥」という悪いイメージの近臣・讒臣たちを入れた。しかも、その挿入によって、事件の全責任を近臣・讒臣に負わせることにしたのである。

ところが、『平家物語』の記した「貞観政要の裏書」は、現存する『貞観政要』の諸本には見られない。したがって、『平家物語』の誤伝か、当該諸本が散逸したことによるか現段階では解明できない。ただ、「雖ニ仙源澄ニ、鳥浴濁レ流」と類似した文辞は今日まで伝わってきた諸本の巻第五「論誠信第十七」に見える。

貞観初年、ある人が「奸佞の者を除くよう」と太宗に進言した。太宗は、「朕の任命し

た人は皆賢人なので、誰が奸佞の者か、あなたは知っているのか？」と聞くと、その人は、「陛下が怒りを偽り、臣下たちの反応を見れば分かります。怒りを畏れず諫言する者は忠臣で、そうでない人は奸臣だ」と提案した。それに対し、太宗は以下のような理由で断つた。

朕聞、流水清濁、在_レ其源_二也。君者政源、人庶猶_レ水。君自為_レ詐、欲_二臣下行_レ直、是猶_二源濁而望_二水清_一。理不_レ可_レ得也。（「論誠信第十七」貞觀初年条）

ようするに、流水の清濁が源の水によって決められるように、臣下の忠否も、源である君主、つまり自分に原因があると述べた。君主が誠実で信頼できる者ならば、臣下も自ずと忠を尽くす。君主自身がそうでないのに臣下の忠心を要求するのは道理に合わないという。

『貞觀政要』では、流水の「源と下流」を「君と人庶」に当てはめているが、実際は話の冒頭で臣下の忠実さを検証する云々と照応して、「君と臣」の関係に当てはまる。もし、この比喻を『貞觀政要』の「誠信」を論ずる文脈から切り取れば、あらゆる君臣関係に適応することができよう。『平家物語』に即して言えば、流水の「源」は後白河院であり、「下流」にいたるのは清盛である。本来清らかな流水の源が、下流になれば濁っているのは、その途中で山鳥（院の近臣や讒臣など）によって濁らされたせいだという論理になる。この箇所に関して、『平家物語』が直接『貞觀政要』から影響を受けて独自に創作したと断定するのはやや早計である。「中世史記」などの広い文芸世界で先例が現れる可能性が高い。しかし、『平家物語』全体から言えば、『貞觀政要』から影響を受けたことが否めない¹⁸⁰。したがって、当該箇所に関する受容と変容の可能性を完全に否定することもできない。ともあれ、『平家物語』の当該箇所では、「流水の清濁」、および「源と下流」の概念と比喻を用いて、後白河院と近臣・讒臣、さらに清盛らの関係を合理的に説明し、清盛の非難に見事に反論したと思われる。さらに、天皇家と三公のような重臣の間に存在する、院の近臣という日本的な政治形態に即する形でこの比喻を用いたのである。院政期では、天皇が退位後、上皇となり、また出家した場合は法皇と呼ばれる。その上皇または法皇の御所を「仙院」また「仙洞」と呼ぶので、『平家物語』では、「仙水」や「仙薬」などの対応する言葉が現れたのではないか。そのような受容と変容の姿勢はもっと評価されるべきであろう。

清盛と静憲法印の論争はその他、さまざまな面にわたって行われたが、総じて言えば静憲法印の全面勝利で幕を閉じた。法印の弁舌が終了した直後の反応を、『平家物語』は詳しく記した。まず清盛は、静憲法印が来訪した最初の冷淡さとうって変わって、「入道高

ラカニ、『院宣ノ御使也。各々皆礼儀仕ルベシ』と命令した点に、論敵への尊敬の意がうかがえる。また当座にいた六波羅邸の「八十余人候ケル人々、一同二皆庭二下テ門送ス。」と、名残惜しささえ感じさせるような見送りの場面が描かれている。一方、静憲法印は「いとさわがぬ体にて、弓杖三杖ばかり歩み出て、立帰」る姿が描かれた後も、第三者の語り手の立場から法印のことを「美々シクゾ見ヘタリケル。」と評している。つまり、清盛の論説はすばらしいものの、法印の反論がより説得力をもち、清盛を含めた当座の人々を感服させたのである。

君臣関係に関して、『平家物語』はその他も、たとえば「叢蘭欲_レ茂、秋風敗_レ之。王者欲_レ明、讒臣蔽_レ之」（第一末「一行阿闍梨流罪事」、『貞観政要』「杜讒佞篇第二十三」、『帝範』「去讒第六」）など、『貞観政要』の文言を用いて、天台座主の明雲僧正を流罪にしたことの責任を讒臣らに転嫁しており、物語のストーリーを合理的に展開している。

このように、『平家物語』は君臣思想に満ちた『貞観政要』から直接間接に受容したことが認められる。それはおそらく治承・寿永の動乱期を描く物語として、かつ院政期という特殊な政治形態に即して、君臣関係をより明確に説明すべきという物語内部からの要請と関わっている。また、この動乱の内実は大天皇家の王権のもとで進行した重臣間の権力交替であるため、『貞観政要』に見られる君臣思想をよりの確に吸収やすかったと考えられる。

四、終わりに

『平家物語』は全体にわたって『貞観政要』から多くの影響を受けている。そのうち、君臣関係を中心とする政治思想の受容と変容が著しくみられる。

「君は船、臣は水」は、水によって船が浮くか覆すかのイメージをもって、後白河院と清盛との関係を比喻した。「魚水の契」は睦ましい君臣関係の形容であるため、後白河院と重盛との関係を意識して用いられた。また、船である君に対して、巨川を渡っていくのに大事な棹とは、ときにおこる君臣間のトラブルを解消してくれる、静憲法印のような近臣の中の重臣のたとえとなっている。そのほか、流水の源と下流との間で、水を濁したりする山鳥を、院の近親やその他の讒臣などの比喻とし、臣下に対する後白河院の不徳な行為を弁解して、後白河院の免責に利用したのである。

それらの比喻はすべて『貞観政要』ゆかりのものであるが、『貞観政要』と異なる一面をも示した。「船と水」の比喻では、庶民がメインである水を「臣」、しかも清盛のよう

な重臣にイメージを変換しており、「魚水の契」では、水を失ってはいきていられない魚というイメージを捨象し、さらに、「流水清濁」のたとえでは、『貞観政要』にはない、「山鳥」の存在を導入している。それらのすべては、『平家物語』にふさわしい形で物語の血肉になり、日本の政治形態に即した形に変容したことが認められる。

治承・寿永の動乱期は基本天皇家の王権を脅かしはするが、基本的に臣家における戦乱だと言える。したがって、この時期における天皇家の王権、とりわけ治天の君である後白河院と臣下たちの関係は絶えず流動していた。加えて、院政期という日本史上特殊な時期であるがゆえに、『平家物語』は物語を構想・描写する際に、後白河院と諸臣下との関係をもう一度見定める必要があったと思われる。そのために格好の材料の一つが『貞観政要』だったのではなからうか。

【注】

一 遠藤光正氏、『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠(一)～(八)(『東洋研究』)、同氏「『源平盛衰記』に載録の漢籍と引用章句の用法について」(『東洋研究』)、原田種成氏、「軍記物語と貞観政要」(『関東短期大学紀要』十、一九六四年十二月)。

二 同条は延慶本のみならず、覚一本や源平盛衰記、長門本などにも見られる。

三 『貞観政要』「君道第一」貞観十一年条「怨不_レ在_レ大、可_レ畏_レ惟_レ人、載_レ舟覆_レ舟、所_レ宜_二深慎_一、奔車朽索、其可_レ忽乎。」、「政体第二」貞観六年条「臣又聞古語云、君、舟也。人、水也。水能載_レ舟、亦能覆_レ舟。」、「教誡太子諸王第十一」貞観十八年条、「論災異第三十九」貞観十一年条「仲尼曰、君、猶_レ舟也、人、猶_レ水也。水所_二以載_レ舟、亦所_二以覆_レ舟。是以古之哲王、雖_レ休勿_レ休、日慎_二一日_一者、良為_レ此也。」、「論礼楽第二十九」貞観十四年条「孫卿子曰、君、舟也。庶人、水也。水所_二以載_レ舟、亦所_二以覆_レ舟也。」なお、本章で引用する『貞観政要』の本文はすべて新釈漢文大系に拠る。

▶ 一番典型的な例は「殿下乗合」事件である。慈円の『愚管抄』などによれば、重盛は、子の資盛が基房の行列に遭遇して下馬しなかったことで恥辱を与えられた件の報復に、高倉天皇の元服定のために参内する基房の従者らを襲わせて乱暴した。しかし、『平家物

語』では、この乱暴をした張本人を清盛に設定した。

5 『中世文学の研究』（大曾根章介・翻刻、東大出版会、一九七二年五月）。

6 『貞観政要』「君道第一」貞観十一年条「公之所陳、陳聞過矣。（中略）不使康哉良哉、独盛於往日、若魚若水、遂爽於当今上。」「求諫第四」貞観元年条「正主任邪臣、不能致理。正臣事邪主、亦不能致理。惟君臣相遇、有同魚水、則海内可安。」「慎所好第二十一」貞観二年条「朕今所好者、惟在堯舜之道、周孔之書。以為如鳥有翼、如魚依水、失之必死、不可暫無耳。」「論礼楽第二十九」貞観十四年条「孔子曰、魚失水則死。水失魚、猶為水也。」「論礼楽第二十九」貞観十四年条「夫以一介庸夫、結為交友、以身相許、死且不渝。況君臣契合、実同魚水。」「

7 『明文抄』卷二「帝道下」（『続群書類従』第三十輯下、雑家）。以下同。

8 『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠（二）（『東洋研究』）。

9 『延慶本平家物語全注釈』第三卷（延慶本注釈の会、汲古書院）。以下同。

10 流布本では、巻五の第十六「公平第十六」に見える。

11 『書経』（新釈漢文大系、明治書院、一九八五年四月）。

12 原田種成氏、『貞観政要の研究』（吉川弘文館、一九六五年二月）。

13 延慶本は八月一日と記録し、『公卿補任』も八月一日条（国史大系）であるが、兼実の『玉葉』（『訓読玉葉』高橋貞一、一九八九年三月）では「七月廿九日」条となっている。

14 『公卿補任』治承三年（国史大系）、『玉葉』治承三年十月八日、九日条にも見られる。

15 『平家物語』諸本ではみな重盛を忠臣のモデルとして描写している。史実でも、例えば『愚管抄』（日本古典文学大系）では「心ウルハシクテ、父入道カ謀反心アルトミテ、トク死ナハヤ、ナト云ト聞コヘ」と記してある。清盛も自分より重盛のほうが法皇に忠を尽くしたと見ているようである。

16 『白楽天詩集』巻三「新樂府」（続国訳漢文大成、国民文庫刊行会、一九二八年八月）。

17 『平治物語』上巻「信頼・信西不快の事」（新日本古典文学大系）。

18 本章で紹介した用例以外にも、たとえば、第一本「毫雲事付山王効驗之事付神輿祇園へ入給事」で「人ヲ怨ル神ヲ怨レバ、国ニ災害起ル」（『貞観政要』君道第一）貞観十一年条）や、第一末「重盛大納言ノ死罪ヲ申有給事」「五復ノ奏」（『貞観政要』刑法第三十条）貞観五年条）、第三本「青井ト云女房内へ被召事付新院民ヲアワレミ給事」（『貞観政要』「輔弼第九」貞観五年条）などの影響が見られる。

19『帝範』(叢書集成初編五主編、上海・商務印書館、一九三七年六月)。

第三部第七章

君は船也、臣は水也

一、はじめに

日本には「君は船、臣は水」という諺がある。『日本国語大辞典』第二版は、『荀子』の「王制篇」を出典としており、「水が舟を浮かべるように、臣下は主君を戴き、主君は臣下によって主君たりえ、水が舟を覆すことがあるように、主君は臣下によって覆されることもある。」と、「君」を「主君」と解釈している。また最後には、「臣下は、水が舟を浮かべるように、主君を戴いて、安泰にするものだの意のたとえ。」と付言し、臣下が主君を助けるといふ立場で当該諺を位置づけたと見られる。しかし、後ほど説明するように、『荀子』王制篇では、もともと君臣関係を形容するものではなく、君主と庶民の関係のたとえであった。臣下とは君主の政治を助けて庶民の統治に役立つ階層なので、統治される「民」というより統治側に属する。また、臣下が主君を誠める際に、本諺に言及することが多く、臣下の立場というより、君主の立場がメインとなる。つまり先の語義は日本的な理解なのである。

本章においては、「君は船也、臣は水也」という文言の出典から、同文言が日本に伝来した当初の受け止め方、および以後の変容の過程をたどってみたい。

二、『荀子』王制篇

原典とされる『荀子』「王制篇」では、次の記述が見られる。

馬駭_レ輿、則君子不_レ安_レ輿。庶人駭_レ政、則君子不_レ安_レ位。馬駭_レ輿、則莫_レ若_レ靜_レ之、庶人駭_レ政、則莫_レ若_レ惠_レ之。選_二賢良_一、舉_二篤敬_一、興_二孝弟_一、收_二孤寡_一、補_二貧窮_一、如_レ是則庶人安_レ政矣。庶人安_レ政、然後君子安_レ位。傳曰、君者舟也、庶人者水也。水則載_レ舟、水則覆_レ舟。此之謂也。故君_レ人者、欲_レ安則莫_レ若_二平_レ政愛_レ民矣、欲_レ榮、則莫_レ若_二隆_レ禮敬_レ士矣、欲_レ立_二功名_一、則莫_レ若_二尚_レ賢使_レ能矣。是君_レ人者之大節也。一

「馬、輿に駭けば、則ち君子は輿に安んぜず。庶民、政に駭けば、則ち君子位に安んぜず。」と、馬と騎士の比喻をもって、庶民と君主の関係を述べる。君主の治世が安穩か否かは、君主の施政と、庶民への影響による。したがって、君主は庶民達が安らかに暮らせるよう

な施政を行なわなければいけない。その方法の一つは、庶民に利益を与えて喜ばせること。例えば、賢良なる人を抜擢したり、貧しい人を救済したりすること。庶民が政治に安心することによって、君子が位に安定する。さらに、そのたとえとして、「君は船なり、庶人は水なり。水、則ち船を載せ、水則ち船を覆す」という。問題の中心はどうやって君子の治世の安定を保てるかということである。そのため、船を覆す水のような庶民たちを穏やかな状態に保たなければならぬ。それには善政が第一である、というように論理付けている。前にも触れたが、『荀子』では「庶人」を「水」に喩えており、「臣」ではない。また、庶民が君王を擁護するか否かは君主次第（善政か悪政か）である。つまり、君民関係を良好な状態に保持する能動性は、君主側にあるといえる。したがって、『荀子』で見られる「君舟臣水」の比喩は君主の視点から君と民の関係を述べるものである。

三、その他の漢籍

「君は船、人は水」は、その後多くの書籍に見られる。その典型は『貞観政要』である。その「君道第一」貞観十一年条では、魏徴の太宗への進言が記されている。魏徴は「国をよく治めるためには、根本となる帝王から心がけを正さなければいけない」と述べ始め、
夫在_二殷憂_一、必竭_レ誠以待_レ下。既得_レ志、則從_レ情以傲_レ物。竭_レ誠則胡越為_二一体_一、

傲_レ物則骨肉為_二行路_一。（中略）、怨不_レ在_レ大、可_レ畏惟人、載_レ舟覆_レ舟、所_レ宜_二深慎_一、
一、奔車朽索、其可_レ忽乎。（新釈漢文大系、以下同。）

と、語り続ける。「開国の時は誠意をもって庶民に対処したが、一旦安定した治世を実現し、（治国の）志を得たとすると、直ちに傲慢になる。懇意を尽くせば、北（胡）と南（越）とも一体に成れ、傲慢であると、親族も恩義を絶ち、道端の知らぬ人と成る」という。傍線を付した部分は、「恨みは大にあらず、恐れるべきなのはただ人（庶民）である。人は帝王（船）を載せ、また帝王（船）を覆すので、深く慎むべきところである。帝王が国を治めることは、腐った縄で車を引っ張るようなもので、油断などはできないよ」という意味である。ここで「水」は現れないが、「載_レ舟覆_レ舟」という語句の前提となっていることは明白である。しかも、「水」とは「人」の比喩になっている。「人」ならば、庶民も臣下も含むことができると考えられる。実際、漢以後宋朝までの中国の歴代王朝において、王朝更迭は大臣家によるものがほとんどである。唐の高祖李淵も義兵を起す前は唐王に任じられていた。しかしながら、太宗と治世に関する問答をしている諫臣などはどうであ

ろう。彼らも臣下ではあるが、帝王の立場で「舟と水」の関係に言及し、帝王が万民を統治することを助ける、いわゆる、統治者側に属する人物である。しかも、彼らが諫言する際、君主と庶民とは別に、第三者的な立場で物事をいう一面も存在する。その上、中国の君主たちの治世とは、直接庶民を対象に行うものなので、ここでいう「人」は、やはり臣下と区別した「庶民」だと捉えたほうがよからう。

同書の「政体第二」でも、「君舟人水」の文が見られる。唐の貞観六年（六三二）のある日、太宗は自ら臣下たちに声をかけた。太宗は、これまでの帝王の治世を分析し、政権を失う帝王のほとんどが、邪言や讒臣に目を蔽われて、政治の得失が見えなくなったからだという。自分も宮殿にいて、天下の事を悉く見ることができないため、臣下を耳目にして、見聞を広めている。さらに、「太子は、道有れば、則ち人推して主と為す。道無ければ、則ち人棄てて用ひず。誠に畏る可きなり」と述べた。それに対して、魏徴は、

自^レ古失^レ国之主、皆為^三居^レ安忘^レ危、处^レ理忘^レ乱、所^二以不^レ能^三長久^一。今陛下富有^二天下^一、内外清晏、能留^二心治道^一、常如^二臨^レ深履^レ薄、国家曆数、自然靈長。臣又聞、古語云、君、舟也。人、水也。水能載^レ舟、亦能覆^レ舟。陛下以為^レ可^レ畏、誠如^三聖旨^一。

と、答えた。つまり、国を長久に保てるかどうかはみな君主次第である。常に治道に留意する君主ならば、人々は君主を船のように浮かばせ、君主が傲慢だったら、人々は水が船を覆すように君主を打ち倒すのである。ここでも、帝王という船を浮かばせたり覆したりする水をもって、「人」の喩えとしている。太宗は、その「人」とは別に、臣下を自分の耳目とする点で、「人」とは臣下を含めず、統治の対象である一般庶民だと理解すべきである。また、魏徴の発言では、「船と水」の関係で君主の治世の責任を強調した。換言すれば、水が船を浮かばせるか覆すかは船の態度によって変わる。ゆえに、船は自身の安全を求めるために、水に適切な対応をする必要がある。船の安否を決定するのは、水ではなく、根本的には船であるというのである。

『貞観政要』では、ほかにも三か所、「君と民」の関係を「船と水」に比喻している。太宗自ら述べるものもあれば、臣下より諫言したものもある。いずれにせよ、それは「君」と「人（庶民）」の関係のたとえであり、臣下を「水」の一部と強く意識していない。つまり、君主の対立項があるとすれば、それは庶民であり、臣下ではない。

中国においては、「君は船、人は水」という文言は、君主の立場から、治世の主体であ

る帝王と庶民の構図を述べるものであり、君主に徳政を促す目的でしばしば臣下の諫言中に用いられる。

四、日本伝来及び鎌倉以降

「君は船也、人は水也」という文言が日本に広く知られる所以はおそらく『荀子』ではなく、『貞観政要』である。しかも、直接『貞観政要』から広く摂取されたというより、鎌倉期に盛んになった類書を媒介に世に広く知られていたと考えられる。例えば、『明文抄』巻二「帝道部」下では、

古語云。君舟也。人水也。水能載_レ舟。亦能覆_レ舟。貞観政要。

と『貞観政要』を出典と明記して当該文言を収録している。『明文抄』は和漢の書籍から短い金言明文を切り取って蒐集した書物で、その分かりやすさから、広く読まれたことが推測される。また、菅原為長編の『管蠡抄』も当該文言を収録している。

君者舟也、民者水也。水可載_レ舟、亦可覆_レ舟。

そのいずれも、「人」や「民」が水であると正しく伝承しており、「臣」は「水」となっていない。

ところで、延慶本『平家物語』（以下『平家物語』と略称）では、

貞観政要ニ云、①「君ハ船ナリ、臣ハ水。浪ヲ治ムレバ、船ヨク浮ブ。水ゾ浪ヲ湛レバ、船又覆ヘサル」ト云ヘリ。「臣ヨク君ヲ持ツ。臣又君ヲ覆ヘス」。②保元平治両度ノ合戦ニハ、入道相国君ヲ持チ奉トイヘドモ、安元治承ノ今ハ、又君ヲ覆シ奉ラル。

其事本文ニ相応セリ。（第二本「内裏ヨリ鳥羽殿へ御書有事」）

との文章が見られる。高倉帝は幽閉された父親の後白河院へひそかに手紙を一通送った。そのなかで、出家の内意をもらしたが、後白河院はそれを押しとどめた。そこで、語り手が年来の事件を回想しつつ、後白河院と清盛をそれぞれ「船」と「水」になぞらえた。「君（後白河院）は船であり、臣（清盛）は水である。水が浪を静めることができれば、船は浮かぶ。水が浪を立てれば、船は又覆される」との一文で二人の関係を端的に表現している。たしかに、保元・平治の乱では、清盛は後白河院に忠義を尽くした。しかし、今回の後白河院を幽閉するまでに至った行為は、船である院を覆したとみなせる。ここで注意すべきのは、『平家物語』はなぜか、『貞観政要』と明記しながら「君は船、人は水」という文言中の「人」を「臣」に置き換えている。前述したように、確かに「人」あるいは「民」

は広い意味で「臣」をも含める。しかし、『貞観政要』の文脈では、臣下は君主の政治を扶持し、君主側に属するため、当該文言でいう「人」と区別するべきである。

遠藤光正氏は『平家物語』の作者が直接『貞観政要』を参照したのではないことを推定し、『明文抄』などの類書を経由したことを指摘している⁵⁴。しかし、前に示したように、『明文抄』などの類書でも『貞観政要』の文言を正しく収録している。『平家物語』が『明文抄』を経由して『貞観政要』を撰取した際に、「人」が「臣」になったと考える場合、以下に示す三つの可能性がある。一つ目は『平家物語』の引用の誤り。二つ目は『平家物語』の故意による改変。三つ目は『平家物語』の形成時に既にこのような解釈が生じていた。前章にも触れたが、「人」が「臣」に変わったことで、当該文言がより『平家物語』の世界に適合する形になった。しかも、当該文言に限らず、『平家物語』は全般にわたって、君主の政治を、「人」（「民」）までに広げられず、君と臣との間に行っている。そのため、この点に関して、単なる『平家物語』の引用の誤りとみるべきではなからう。では、『平家物語』が巧妙に改変したのかと考えるのもやや早計である。のちほど述べるように、中世文芸においては、すでにそのような解釈がみられたのである。『平家物語』は既にあったものの中から、物語世界にもっとも適切な文言や典籍を選択したと考えるほうが妥当かと思われる。

また面白いのは、『平家物語』が「君船臣水」の比喩に、「浪」の概念を導入して「水」―「浪」―「船」という関係を構築したことである。その浪は何を指すか明示されておらず、いろいろと想定できるが、いずれにしても、「浪」とは「臣下」の意志によって左右できるものとされる。ここではまず「戦争やクーデターなどを含む政治全般」と想定しておきたい。もしその想定が許されるなら、政事を治めることが臣下の任務であり、臣下のその任務の遂行の度合によって主君の安否が決まるという発想が成立する。出発点はいくまでもなく、臣下にあり、船である君主がどうであろうと、それは船（君主）の責任ではなく、いずれも臣下の責任である。

ところで、軍記物語の代表作品の一つである『太平記』にも、『平家物語』の引用文と酷似する箇所が見られる⁵⁵。

（前略）持明院ノ主上（後光厳天皇）ヲバ警固シ奉リ、同八日ノ曉ニ、宰相中将殿、苦集滅道ヲ経テ勢多ヲ通り、近江ノ武佐寺へ落給フ。①君ハ舟、臣ハ水、水能浮レ船、

水又覆レ船也。臣能保レ君、臣又傾レ君トイヘリ。②去去年ノ春、清氏（細川清氏）武家

ノ執事トシテ、相公（足利義詮）扶持シ奉リ、今年ノ冬ハ清氏忽ニ敵ト成テ、相公ヲ

傾ケ奉ル。魏徴ガ太宗ヲ諫ケル貞観政要ノ文、ゲニモト思ヒ知レタリ。

本引用文でいう「相公」とは足利義詮のことである。延文三年（一三五八）、足利尊氏
が死去したのち、細川清氏は二代將軍足利義詮の最初の執事に任命された。しかし、義詮
は清氏を疑い、これを誅しようとしたため、清氏は京都を脱走し、南朝に加勢した。当時、
南朝方と足利方の両軍が対陣し、清氏の軍略が奏功したので、義詮はやむなく「持明院の
主上」（後光厳天皇）を擁して近江国の武佐寺に逃げた。このような背景の下で、『太平
記』は「君は舟、臣は水」と記し、しかも魏徴が太宗に諫言する『貞観政要』からの引用
を明言している。ここで上述した『平家物語』の引用文を想起してほしい。傍線部①は『平
家物語』の当該部と比較して、「浪」に関する敷衍がなくなったため簡潔であるが、ほぼ
同義の文であると認められる。そして、傍線部②の部分は『平家物語』の傍線部②と対応
している。しかし、傍線部②の内容を見て分かるように、①の「君臣」と対応するように
見せかけながら、「天皇と義詮」ではなく、「足利義詮と細川清氏」の関係を「君臣」と
称している。「去去年」とは延文三年のこと、このとき義詮が清氏を執事としたので、
清氏が「君」である義詮を扶持して支えた。しかし、今年の冬、清氏が南朝に加勢したた
め、義詮と後光厳天皇に代表される北朝とは対立してしまつたので、清氏は、相公の義詮
を傾けようとしている。つまり、相公の義詮が「君」に相当している。このような叙述は、
後光厳天皇という紛れもない君主が存在するにもかかわらず、主君と家臣の関係になぞら
えて「君舟臣水」を説いている特徴をもつ。この点に関して、後述する「毛利家文書」と
類似している。

一方、「君は舟、臣は水」という文辞はまた伊勢物語古註や古今集古註など、古註類の
世界にも登場する。例えば、『伊勢物語』の第九段に登場する「渡守」について、『冷泉
家流伊勢物語抄』では

○わたしもりとは、関白也。是は昭宣公基経、堀川の関白也。臣政伝云、三公之侍臣
守_二天朝_一渡守。倫_二繫船_一如_レ不_レ失といへり。依_レ之、関白をわたしもりと云也。三
公とは、内大臣・右大臣・左大臣也。関白は、三公の其一なれば、わたしもりといふ
也。王を舟といふにつきて、其をまもり奉れば、わたしもりといふ也。史記云、大主
公、政賢悉直惠波流外千万濤、貴賤度_レ世事能妙、故号_二船筏_一、誰不_レ敬といへり。
又、貞観政要云、君如_レ船臣如_レ水、水能渡_レ船還舟覆_二といへり。されば王を舟とい
ふ事有。文本也。是は民の世を渡す義也。

と注釈する。通行の解釈ならば、ただの船頭であるが、ここでは、「三公」となっており、

しかも、「昭宣公基経」と明示した。『冷泉家流伊勢物語抄』は全体にわたって、『伊勢物語』に登場する人物の実名を明かしたり、或いは物語に書かれていない裏話の種を明かすなど、物語世界を現実の政治や社会事情に当てはめる性格が強い。本箇所¹の註も最初は「わたしもり」を歴史上の人物藤原基経に当てた。その続きで、三公を渡し守に比喻する根拠を「臣政伝」に求め、「三公は天朝を守る渡し守」だからと説く。本来ならば、「渡し守」は船を助ける一方で、船を操る一面ももつが、ここではそのようなマイナスの一面に言及していない。さらに、「渡し守」から「舟」を連想し、王を舟に喩える文言を『貞観政要』から引用した。ただ、傍線を付したように、『貞観政要』の本文は、「君如^レ船臣如^レ水」となっており、さらに、船を覆す危険性にも言及している。しかし、臣が水であれば、前文で述べた「渡し守」である三公も臣の定義に当てはまるので、違和感が生じてしまう。もし、水に喩えられた「臣」を、三公を除いた臣下一般と理解すれば、三公という渡し守は、君と一般臣下との円滑な関係を保つために、君の政治を助けると、理解することができよう。しかし、それにしても、「渡し守」の船を操る一面を完全に捨象するのは不自然に感じる。また、波線で示した「民の世を渡す」船や、君主と臣下を取り止める「渡し守」とも齟齬する。したがって、しいて矛盾なく理解するためには、「民の世」の「民」を「臣民」と理解し、「一般臣下と庶民」に限定する必要がある。いずれにしても、難解な文章だといえる。

ところで、冷泉家流古註の一般の成立年代について、「宗祇がしばしば引用しているところから、宗祇以前に既に成立し、しかもそれが「古註」と呼ばれて疑われない程の古さを持つていたことを思えば、少なくとも鎌倉時代中末期には成立していた」という片桐洋一氏の説がある。そうすると、鎌倉中末期において、『貞観政要』を「君は舟、臣は水」の形で引用した例が見られるということになる。さらに、冷泉家流伊勢物語古註等は秘伝として師から弟子に伝受するものだが、古註世界における流派及びその競争の姿を考慮に入れれば、相当の影響力が想像できる。したがって、「君は舟臣は水」という表現は、すくなくとも、鎌倉中期以後の知識階層で広く知られていたと見てよいのではあるまいか。

五、その後の展開（室町期から江戸へ）

「君は船、臣は水」という文言が、その後もさまざまな古注釈類にみられ、中世文芸で流行したとまで見ることができるといえる。

『伊勢物語』古註釈でも、例えば『伊勢物語聞書―大永三年宗印談』では、『伊勢物語』

第九段をこう解釈している。

(前略) 川てなひ(マ)にけりとハ彼角田河のわたし守にはあらず。君様中将が此哥をきこしめし侍りて、御衣のみそでをぬらしましくて、此とひ中将をめし返し侍るを船こそ川てなきにけるとハ云にや。君を船にたとふる事、外典にも、君は船臣は水とかくにや。船と云字、君にすらむと云とぞ。

ここでも、当該章段の「船」から連想して「君は船臣は水」に言及している。

また、『伊勢物語』第九段の和歌「名にしおはばいざ言問はむみやこどりわが思ふ人はいりやなしやと」は『古今集』にも四一一番歌として収録されている。従って古今集の注釈も関連してくる。実際に、『古今和歌集灌頂口伝』と『蓮心院殿説古今集註』にも、『貞観政要』を用いた解釈を見出すことができる。『古今和歌集灌頂口伝』はこう解釈している。

「渡守はや舟にのれ」とは、「わたしもり」とは昭宣公を云。舟とは御門を申。其故は、王は千乗百官をおさめて四海をわたし給ゆへに舟に奉譬。されば、貞観政要とい

ふ文には、「君如^レ船臣如^レ水、水能載^レ船水能覆^レ船」又、臣政伝云、

「三公之侍臣守天朝如渡守倫守舟不失矣」。三公とは、左大臣・右大臣・内大臣也。

此三公は、君に仕て仰守り奉事わたしもりの舟を守るが如し。¹⁰

右の説明も、渡守を昭宣公に当てはめることより出発して、舟を王の譬えとし、さらに、連想を働かせて、傍線を付した『貞観政要』の本文まで引用するに及んでいる。波線部では、左大臣・右大臣・内大臣の三公が、君に仕えて、君の仰せを守ることが舟を守るようなものだと、君からの視点を完全に失い、臣下の視点及び臣下の責任で述べている点に注目すべきである。『貞観政要』本来の文脈を喪失することはいうまでもなく、もともと対立する可能性もある「水」(臣)を、一方的に船(王)の守り役にした、と言わざるを得ない。「わたしもり」の説明から敷衍したいがために、当初から君の視点を持つつもりがなかったとも考えられる。したがって、これも結局、『冷泉家流伊勢物語抄』と同類の解釈だと思われる。

一方、『蓮心院殿説古今集註』では、古今集の四〇九番歌を解釈する際、「君は舟、臣は水」との一文を用いた。

ほのぼのとあかしの浦の朝霧に島隠れゆく舟をしぞ思ふ(古今・四〇九)

この歌は、ある人のいはく、柿本人麿が歌なり

一首の意は、「いま旅先にあつて、ほのぼのと夜の明けころ、明石の浦は朝霧に包まれ

ているが、一艘の小舟が島陰に隠れていくのを私はしみじみと眺めている。」¹¹となる。しかし、『蓮心院殿説古今集註』だと、

明旦。風聞とも書也。歌のおもて神妙金言の歌と也。異義なし。但、下は文武の御子高市王子十九にて崩御の時、その無常を詠也。嶋がくれゆく舟とは、東宮までは君とひとしきゆへ、君をば船、臣をば水の心にて如此詠也。君を船筏にたとへたり。貞観

政要ニ云、君ハ舟ノ如ク、臣ハ水ノ如クトあり。水よく舟を浮め、水又舟をくつがへす。臣よく君をうやまひ、臣又君を侵と有。人丸第一の歌と申せし也。公任卿、此歌を三年案ぜしと也。定家卿、三年は心をそきとありしと也。いずれも吟味すべき歌也。

こうした正説あり。別而口にあり。¹²

と、当該歌の背景に文武天皇の皇子高市王子を想定し、さらに舟に東宮まで連想した。東宮は未来の天皇で、君に等しいから、『貞観政要』の本文を想起して、君臣関係を「舟と水」の関係として述べたのであろう。本箇所引用は一見して『伊勢物語聞書―大永三年宗印談』と同様であるが、聞書でただの引用とは異なり、『蓮心院殿説古今集註』¹³では、当該歌に東宮を当てはめることの正当性を、『貞観政要』によつて検証する狙いが認められよう。

『伊勢物語』と『古今和歌集』の古註釈類に関して、細部における差異はあるものの、「わたしもり」や「ふね」からの連想で『貞観政要』の文辞である「君船臣水」を使う、という類型の存在が認められる。また、解釈という観点からすると、『貞観政要』の当該文辞を用いる必然性が乏しいことが共通して指摘できる。しかし、関係しそうな出典や経典を並べること自体が、古注釈を権威づけうるので、「我田引水」¹⁴もある程度はやむをえないだろう。

そのような中世で盛んに施された注釈のうち、『和漢朗詠集』の古注釈でも、似たようなことが指摘できる。『和漢朗詠集』下巻「水」という題で、「閑居樂¹⁵秋水¹⁶」の詩歌がある。

閑居属¹⁷於誰人¹⁸ 紫宸殿之本主也

秋水見¹⁹於何処²⁰ 朱雀院之新家也

寛平九年（八九七）九月十日、朱雀院で催した重陽後朝の詩宴で、道真が作った詩序の冒頭の句である。それを、国会図書館本『和漢朗詠注』では、次のように注釈している。

（前略）又ハ、良船トモ申。御位ノ時²¹、万乗ノ主²²テ、船ヲ、ク物ヲツミタルガ如シ。下居ニテハ、国ノ政ヲモ給ハズ、空ク御イトマ、アキ給フ故也。①貞観政要ニ云ク、

君ハ船也。臣ハ水也。水ヨク舟ヲ載ス。水ヨク船ヲクツガヘスト云ヘリ。②王ヲバ、船ニ
タトエ、臣ヲバ水ニ喩ヘタリ。其故ハ、王ハ臣ヲ得テ善政ヲ行。是、船ノ水ニ浮テ、自
在ナルガ如。而レドモ、相逆臣^一、下トシテ君ヲクツガエス事アリ。是ヲ、水ヨク舟ヲク
ツガエスト云也。③又タ、君ヲ舟ニ喩ヘ給ヘル事ハ、船ニハ、一切ノ物ヲ乗テ、海路ノ難ヲワタ
ス徳アリ。国ハ万民ヲメグミテ、其ノ難ヲ止メ、樂ヲ与ヘ給心也。(以下略)。¹⁵

傍線部①は『貞観政要』の文言を全文引用している。水に準えられるのも臣下である。②
では、詳細な解釈を施した。いわゆる、「君が臣を得て善政を行う、すなわち、水よく船
を浮かべることである。ただ、逆臣に遭って覆されることもあるので、その場合は、水よ
く船を覆すということになる。おそらく、日本における君臣関係を「船」と「水」に喩え
る場合の、一番納得のいく解釈であろう。③では、君をなぜ船に喩えたかを更に敷衍する。
つまり、船の包容力を考え、万民を船に積み重ねてともに海や海難を渡す、という説明に
なる。

ところで、「君船臣水」という文辞は、文書類にも表れた。十六世紀半ば比の一例、中
国地方の豪族毛利家の文書³を検討したい。

「志道廣良言上状」

①此御書御両通、昨日今朝被^レ下候、御拝見ニ入申候へとハ御意候ハねとも、某か押
見申たるはかりハ無^レ曲候条、進上候、如^レ此之御庭訓は誠之金言ニて御座候歟、②
大將を御立候方々さまハ、忠否をわけられ、賞伐(罰下同ジ)の二つを御行候ハてハ
と存候、(去脱カ)乍賞のかたをハ厚く、伐のかたをハうすく可^レ被^二仰付^一候か、③君
ハ船、臣ハ水にて候、水よく船をうかへ候事ニて候、船候も水なく候へハ不^二相叶^一
候歟、又々かしく。

五ノ廿八(年未詳)

瑞如(花押)

上野介

雅楽允殿 進之候

廣良

右に記した文書は毛利家家臣志道廣良より当主の毛利隆元宛の文書である。花押の「瑞
如」とは上野介志道廣良の出家後の法名³である。雅楽允殿は国司就信³であり、毛利家
の家臣で、ことに当主隆元の身辺の重臣である。したがって、本文書は志道廣良より、就
信經由で当主の隆元に進呈したものと推測できる。

本文書の傍線①でいう「御書御両通」とは、毛利元就より志道廣良への書状を指す。同じ『毛利家文書』二に収録されている、第五八七号、五八八号文書である。五八七号文書では志道廣良に毛利家当家の長男毛利隆元の補佐を依頼し、毛利家の伝統としての武道を廃棄してはならぬことや、隆元に鷹狩を勧めることなど、長々と書いた。同日、宛先の廣良からの返信が届いたようで、元就は続けて五月二十八日にも廣良宛に書状を出した。二通目は即ち五八八号文書である。昨日の文書に引き続き、隆元の補佐、特に勇武の教育、忠心なる部下を昇進させることなどを懇ろに頼んだ。そのため、廣良は二通目の文書を受け取るやいなや、隆元に右記した文書を進呈したと思われる。

網掛けの「御庭訓」、「誠之金言」とも、元就からの二通の手紙を踏まえたものである。それで、傍線部②に見えるように、「大将の忠否」を弁えて賞罰を与えようと、廣良が当家の主君に諫言した。その理由として、家臣の重要さを傍線部③で、「君船臣水」の比喻で論じている。即ち、「当家の主人である隆元が船で、下の大将や家臣が水である。家臣はよく主人を補佐して、主人の地位、当家の運命を穏やかにする、主人（船）もまたこのような家臣を欠いてはならない」との意味である。さらに、興味深いのは、「水又船を覆す」との文句が見えないことである。それは家臣としての立場から、自己（家臣）の持っている、当主を危うくするエネルギーを当主に表さないと狙いも有ったろう。

また、十八世紀の初頭に成立した浮世草子の『けいせい伝受紙子』の「武家に育下人が無二の志 付り夫婦の中垣いひまはしのよい女房」にも「君舟臣水」の引用が見られる。

鎌田惣右衛門本国より召連し小者、弥源次といへる普代の者、此度主人一生の難義の場と見て、「私が一命を捨て御為に成事もあらば、日比の御恩にさし上たき」との存念面にあらはれしかば、…（中略）…今時の武士身を修るとて、小者に髪月代迄いたさせ、髭は氣遣して自身に剃、又は女房に打任せたる有様、此用心おろかなる故也。子細は家来に氣遣する程の身ならば、自然の時も此下々逃さり何の役にかたつべき。不断に憐愍をくはへおく。大事に及で主人の命にかはり、おのれと勇は常を忘れぬ所也。爰を以て君は船、臣は水といへるも断ぞかし。我今宵深更及ぶ迄、かく心を労するも、貴殿の禍をのがれらるゝ工夫をする所也。☺

右の話の主人公は、主人である鎌田惣右衛門とその家の小者である弥源次である。主人がやや困った時期に、「命を捨てても主人のために」尽くし、日頃の恩を返したがる小者が、「君は船、臣は水」との理で、自分と主人との関係を述べた。鎌田惣右衛門は一家の主人である。それに、弥源次とは小者なので、本来ならば、家来と言えるか否かも微妙で

ある。にもかかわらず、「主人のためなら命も惜しまず」という強い従属意識により、弥源次は主君との関係を「船と水」と見なしている。また、本来ならば「君は船、臣は水」の文に水が舟を擁護し、また覆すとの意味合いが含まれているが、主人のために献身的な覚悟を決めた小者にとって、舟（主人）を覆すことなど、毛頭意識しなかったのであろう。つまり、当該箇所「君は船、臣は水」は、水がよく船を浮かべるという意味に限って理解することができる。

そのほか、「君舟臣水」の言葉は、能などにも多く見られる。本章では、そのなかの『養老』と『金札』を例に挙げたいと思う。

まず、「君は舟臣は水」との一文が、『養老』でどのような展開を遂げたか、見ていきたいと思う。

「ノリ地 大乘強」シテ君は舟、地君は舟、臣は水、水よく舟を、浮かめ浮かめて、臣よく君を、仰ぐみ代とて、いく久しさも、尽きせじや尽きせじ、君に引かるる、玉水の、上澄む時は、下も濁らぬ、滝つの水の、浮き立つ波の、返すがへすも、善きみ代なれや、善きみ代なれや、万歳の道に、帰りなん、万歳の道に、帰りなん。²¹

右の「ノリ地 大乘強」で示しているように、当該文辞は『養老』においても、終曲部に引用された。樵夫の孝行の徳によって、養老の滝に霊泉が湧きだしたエピソードに続き、世を祝福するのがこの終曲部である。これらは「君は舟、臣は水、水よく舟を浮かべるように、臣よく君を仰ぐ」と云々した上に、「水」から「滝」まで縁語的に敷衍し、「善きみ代」と「万歳の道」をもって世を賛美する。この箇所では、「水（臣）が舟（君）を覆す」ような危険さは、無論捨象されたが、「水（臣）が舟（君）を浮かべる」言葉は残っている。ながらも、脚本に実際に当てはまる人物がないため、君臣一体などの意味は薄いといえよう。

一方、観阿弥作の神物といわれる『金札』は、平安遷都に際し、伏見に神社を造営したところ、天から金札が降り、世を守る神託を知らせる、という内容の能である。その終曲部のノリ地の部分で、次の文が見られる。

「ノリ地 不乗強」シテとても治まる、国なれば、地とても治まる、国なれば、なかななれや、君は舟、臣は瑞穂の、国も豊かに、治まる代なれば、東東西戎、南蛮北狄の、恐れなければ、弓を外し、剣を納め、君もすなほに、民を守りの、み札は宮に、納まり給へば、影さしおろす、玉簾、影さしおろす、玉簾の、揺るがぬみ代とぞ、な

りにける。²³

傍線部を見て分かるように、「君は舟、臣は水」の言葉、特に、「水」に「瑞(みず)穂」をかけ、さらに、「瑞穂の国」とは「日本」の美称なので、文の後半とうまく続き、日本国が豊かになるようにと祝詞を述べている。このストーリーでは「君」と「臣」に当てはまる人物がいないので、これまで挙げてきた、『平家物語』以来の諸作品のように、具体的な人物関係を比喩的に言う意味がなくなり、祝詞の一部として、都合のいいように捉えて、吸収していたと思われる。天野文雄氏は、能に使われている、「君は舟臣は水」という文辞に歴史上の君と臣を当てはめたが²⁴、上述してきたように、当該文辞には、その受容史に於いて、具体的な君臣の対応関係を喪失している用例もあり、必ずしも史上の人物と関連させなくても成立することを重視したい。そして、世を賛美する芸能においては、「船を覆す水」の恐ろしいイメージは、必然的に想起されなくなっているのである。

六、辞書類での収録状況

『貞観政要』では「君は船也、人は水也」の形であった一文が、日本に伝わり、鎌倉中期までには、「君は船也、臣は水也」の文言が日本のさまざまな文芸に現れた。ここでは『俚諺大成』を手がかりに、その変容の時期をさらに考えてみたい。「君は舟、人は水」という原文と比較し、それらの書類を以下のような三類に分ける。第一類は「水」を「人」や「民」として伝えた上に、「水能載舟、亦能覆舟」の一文もまだ残っており、漢籍通りの理解をしていたと思われる。二類は一類に近似したもので、「水能載舟、亦能覆舟」の一句が脱落したものである。三類とは、「水」を「臣」と理解し、場合によっては、もとの意味の片鱗さえうかがえないほど変化しているものである。

一類

「君舟也、人水也。水能載舟、亦能覆舟」…『明文抄』(藤原孝範 一二三二年まで)

「君者舟也、民者水也。水可載舟、亦可覆舟」…『管蠡抄』(菅原為長 鎌倉期)、『訓

蒙故事要言』(宮川道達 一六九四年)

「君者舟也、庶人者水也。水則載舟、水則覆舟」…『童子教』²⁴(編者未詳 鎌倉期)、

『童觀鈔』²⁵(林羅山 寛永頃(一六二四～一六四四))

「庶人は水なり。水はふねを載、亦舟を覆」…『諺合鏡』²⁶(一七七九年)

二類

「君は舟、民は水」…『類聚名物考』³⁷・雑部第六・諺（山岡浚明）

三類

「君は舟、臣は水。」…『毛吹草』³⁸（松江重頼 一六四五年）、『野語述語』³⁹（松井壺

峯 一六八四年）、『漢語大和故事』³⁰（菟遊燕 一六九一年）、『諺草』³¹（貝原好

古 一七〇一年）、『和漢古諺』³²（一七〇六年）、『諺苑』³³（太田方（全齋） 一

七九七年）、『譬喩尽』³⁴（川瀬東井（松葉軒） 寛政末）、『俗諺集成』（本居内遠

幕末）、『国字分類諺語』³⁵（蜂屋茂橘 幕末）、『世話比喻草』（編者、時代未詳）、『俚

言集覧』³⁶（太田方（全齋） 幕末）

「君舟、臣水」…『書言字考節用集』³⁷九

「君は船臣や若水千代の春」…『毛吹草追加』³⁸

右に示したように、一・二類に比べて、三類の「臣は水」として受容した用例が圧倒的である。さらに、一類を見ればわかるように、『明文抄』や『管蠡抄』のような鎌倉期の書物及び、林羅山のような漢学者によるものが、当該文辞の正しい姿を書籍に残した。すなわち、当該文辞の日本伝来当初は本来のままであった。また、鎌倉期に「人」が「臣」に変容したとしても正しい伝承は消えていない。室町期以降、変容したまま受容された例がほとんどであり、更なる変化も遂げたと見られる。

七、終わりに

以上検討してきたように、「君舟臣水」という表現は、出典『荀子』から『貞観政要』に受け継がれ、さらに、『明文抄』や『管蠡抄』などの鎌倉期に編纂された類書に、『貞観政要』の文言として正しく収録された。

ところで、この『貞観政要』の一文「君は船也、人は水也」が、『平家物語』や中世に盛んに施された古注釈類に、「臣は水也」の形で登場した。古注釈類においては、必要以上に『貞観政要』を引用している嫌いもあるが、『平家物語』と時期を同じくし、さらに内容上の交渉が認められる点³⁹を考えれば、おそらく、鎌倉中期ごろまでには、「水」で庶民を比喻する中国側の用法が変容し、「臣」を喩えるようになったと考えられる。また、中国では帝王を誠める点できわめて大事な、水の破壊力（船を覆す力）も、室町期以降は想起されなくなったのである。

そもそも、日本において、君主となる天皇とは、神聖で宗教的な機能を大いに担う一面

がある。平安朝から盛行しだした摂関政治においては、具体的な政事事務を担当するのは摂関となる大臣であり、次期天皇の候補も例えば道長のような摂関によって決められる。したがって、天皇の治世と直接関わる対象は一般の庶民ではなく、摂関のような重臣である。そのため、船と水の対立構造に当てはめるとき、水を臣下と対応させてしまうことには、それなりの道理があると思われる。また、平安末期鎌倉初期に現れる院政期でも同じことが言える。院政という名称の所以は、院が天皇よりも治世に干渉することである。しかし、治世の対象といえ、やはり臣下だと考えられる。したがって、「船と水」の比喻から考えれば、「水」に当てはまるのは臣下であろう。武家政権が樹立してからは、「船と水」の比喻が「主君と家来」に当てはまるなど、多様に応用されるようになった。

一方、中国側でいう「船と水」の喩えは、統治者と被統治者の関係を言うものであり、水が船を覆すような易姓革命的な要素も含むものであるが、それが日本では、君主と臣下という、権力の内部で受容されたり、主君と家来という一家のうちに解消されてしまったりするのである。逆に言えば、日本的な受容と変容、特に易姓革命を兼ねる、水が船を覆すイメージを権力内部やグループ内部に転用することがなかったら、「君は船也、臣は水也」という文言が、これまで見てきたようにもてはやされなかったのではないか。

【注】

¹ 『荀子』王制篇第九（新釈漢文大系）。また『荀子』哀公編第三十一（『孔子家語』五儀解、『新序』雜事四に同文）では、孔子が、魯の哀公との問答で「五儀解」について説明する際にみられる。

² 『明文抄』（『統群書類従』第三十輯下「雑家」）。以下同。

³ 『管蠡抄・世俗諺文の索引並び校勘』（遠藤光正編著、現代文化社、一九七八年一月）。

⁴ 遠藤光正氏『源平盛衰記』に載録の漢籍と引用章句の用法について（『東洋研究』一〇〇号、一九九四年一月）。

⁵ 原田種成氏は『太平記』における当該引用文が『平家物語』を経由したものと指摘している。（『軍記物語と貞観政要』（『関東短期大学紀要』十、一九六四年十二月）。

- ⁶ 『太平記』卷三十七「新將軍京落事」(日本古典文学大系)。
- ⁷ 『冷泉家流伊勢物語抄』(『伊勢物語の研究』(資料編)、片桐洋一編、明治書院、一九六九年一月)。
- ⁸ 『伊勢物語の研究』(研究編)、(明治書院、一九六八年二月)。
- ⁹ 『伊勢物語聞書—大永三年宗印談』(『伊勢物語古註釈叢刊』第四卷、八木書店、一九八九年五月)。
- ¹⁰ 『古今和歌集灌頂口伝』(『中世古今集注釈書解題』五、赤尾照文堂、一九八六年)。
- ¹¹ 『古今和歌集』(新編日本古典文学全集)。
- ¹² 片桐洋一氏、『中世古今集注釈書解題』四(赤尾照文堂、一九八四年)。
- ¹³ 『蓮心院殿説古今集註』とは、長享三年(一四八九)三月から四月にかけて行われた栄雅講釈の聞書である。栄雅とは飛鳥井雅親が文明五年(一四七三)、出家した時の法名である。栄雅は長享二年(一四八八)十一月十五日、足利義尚將軍の、六角高頼追討のために江州鉤の安養寺に張った陣前に、古今集の講釈を行った記録が、『実隆公記』に残っている。
- ¹⁴ 渡部泰明氏「古今伝授の想像力—『古今和歌集両度聞書』・『古聞』を読む—」(『文学』、二〇〇八年五・六月号)。
- ¹⁵ 『和漢朗詠集古注釈集成』第二卷上(大学堂書店、一九九四年一月)。
- ¹⁶ 『毛利家文書』卷二(『大日本古文書』)。以下同。
- ¹⁷ 『萩藩閥閲録』第一卷(山口県文書館編集、一九六七年三月出版)に拠る。当該書の四七四頁に、某文書のサインの所で、「志道上野介廣良 始太郎三郎 大蔵少輔 後入道瑞如(弘治三年七月朔日死九十一歳)」と書いてあるため、瑞如即ち廣良だと判断した。
- ¹⁸ 『毛利家文書』卷二の第五九一・五九二号文書の署名に拠る。
- ¹⁹ 『けいせい伝受紙子』(二七一〇年成立)(新日本古典文学大系)。
- ²⁰ 上の一文を曲のなかに用い、或は踏まえている能には、『金札』、『養老』、『弓八幡』、『難波』、『代主』、『国栖』、『内外詣』などがある。
- ²¹ 『謡曲』『養老』(日本古典文学大系)。
- ²² 『謡曲』『金札』(日本古典文学大系)。
- ²³ 天野文雄氏「能における対権力意識についての覚書—「養老」などの「君は舟臣は水」をめぐる—」(『演劇学論叢』第四号、大阪大学大学院文学研究科、二〇〇一年十

二月)。

²⁴ 『俚諺大成』によれば、『童子教』にも当該文辞があるようであるが、新日本古典文学大系『庭訓往来』などで確認できないため、括弧付けで記した。

²⁵ 渡辺守邦氏『童観鈔―翻刻と解題―』(『国文学研究資料館紀要』十号、一九八四年三月)によれば、当該文辞は「又云。君者舟也。庶人者水也。水則載舟。水則覆舟。」とあり、さらに、その左に次の注釈、「民ノ君ヲヨクスルモ。アシクスルモ。水ノ舟ヲウカヘ。舟ヲクツカヘスガ如シ。君トシテツ、シムヘシ。」がついているので、当該文辞の意味を完全に理解していると認められる。

²⁶ 『俚諺大成』では「庶人は水なり。水はふねを載、亦舟を覆」と載っているが、是まで確認したところ、当該文辞が見つからず、巻三の「心の読」の分類には異なる姿で現れた。そこでは、「大聖の辞に、舟水にあらざれば行かず、水舟に入ば沈との事あり。是も亦人の心のかわりやすき喩なり。」と書いている。(『諺合鏡』一卷之三、「心の読第三」、続ことわざ研究資料集成・第二巻、大空社、一九九六年四月)。

²⁷ 「君は舟民は水。「史記」君者舟也、民者水也。水可載舟、亦可覆舟。」(『類聚名物考』雑部第六「諺」)。

²⁸ 『毛吹草』(岩波文庫、一九四三年)。「をんなに家なし／壁に耳／垣に目口／君は舟臣は水／いほあひもち」。

²⁹ 『野語述説』(後編『俚諺資料集成』巻一)では、こう記してある。

「君舟臣水」／家語六本解。孔子曰。舟非水不行、水入舟則没。君非民不治。民犯上則傾。是故君子不可不嚴也。小人不_レ可_レ不_レ整也。

「君舟臣水」という一文とその出典を挙げた後、「是故、君子嚴しからずべからず也」と、君主の視点を用いた理解をしたようである。さらに、松井氏が己の理解を付言、「○愚按_レ 諺本於_レ 此也。蓋緊要处在_二 没傾二字_一。君上可_レ 不_三 戒慎_二 之_一 乎。」を見れば、理解している様子が窺える。

³⁰ 『漢語大和故事』巻三・五番目(『俚諺資料集成』巻二)。「君ハ舟臣ハ水」／荀子曰、君者舟也。人者水也。水則載_レ 舟。水則覆_レ 舟。又家語解曰。孔子曰。舟非_レ 水不行、水入_レ 船則没。君非_レ 民不治。民犯_レ 上則傾。是故君子不可_レ 不_レ 嚴也。小人不_レ 可_レ 不_レ 整也。諺、是等に本クナルベシ。

³¹ 『諺草』貝原好古(『俚諺資料集成』巻二)。「君は舟臣は水」／荀子曰。君者舟也。庶

人者水也。水則載_レ舟、水則覆_レ舟。孔子家語曰。夫君者舟也。庶人者水也。水所_二以載_レ舟。又所_二以覆_レ舟。

³² 『和漢古諺』貝原篤信（益軒）編（『俚諺資料集成』卷二、卷之上、「和諺」）。「君はふね、臣はみづ。」さらに、その一文が『和漢古諺』の「和諺」に属したことに注目すべきである。

³³ 『諺苑』太田方、十八世紀（『俚諺資料集成』卷四）。「君ハ舟臣ハ水」／「和漢古諺」、「諺草」、「荀子」君者舟也、庶人者水也。水則載_レ舟、水則覆_レ舟。

³⁴ 『たとえづくし—譬喩尽』宗政五十緒編（『譬喩尽並二古語名数』、一九七九年十一月、同朋舎）。「君は船臣は水」

³⁵ 『国字分類諺語』（『ことわざ研究資料集成』第一九卷、大空社、一九九四年十一月）。「君ハ舟臣ハ水」

³⁶ 『俚言集覧』（『俚諺資料集成』卷六）。「君ハ舟臣ハ水」／「和漢古諺、毛吹草、諺草」荀子君者舟、庶人者水也、水則載_レ舟、水則覆_レ舟（増）／「孔子家語」曰、夫君者舟也、庶人者水也、水所以載_レ舟、亦所以覆_レ舟。

³⁷ 『書言字考節用集研究並びに索引』（風間書房、一九七三年三月）。「君舟臣水」荀子君者舟也。庶人者水也。水則載_レ舟、水則覆_レ舟。

³⁸ 『毛吹草追加』（『毛吹草』の付録（岩波文庫、一九四三年）。（連歌）／春／元日／丁林が曰や 八千とせけふの春 空存／君は舟臣や若水千代の春 徳元／君か代の長さひうくやかさり縄 未得／（後略）

³⁹ 黒田彰氏『中世説話の文学史的環境』（和泉書院、一九八七年十月）。

第三部第八章

魚水の契

一、はじめに

延慶本『平家物語』（以下『平家物語』と略称）の卷三「小松殿熊野詣事」で、

就^レ中、重盛居^三三台之崇班^一、専^ラ助^三万代之政^一、結^三魚水之契約^一、将^二練^三朝恩之波^一。本朝鼎臣之外相ヲ以テ、病床ニ臥ナガラ、異朝浮遊ノ来客ニマミエム事、且ハ国ノ恥辱也、且ハ道ノ陵遲也。設ヒ命ヲ亡ズルニ及トモ、争カ国ノ恥ヲバ顧ザルベキ。

との一節がある。治承三年（一一七九）八月一日、平重盛が悪瘡でこの世を去った。しかし、悪瘡にかかった当初の重盛は、宋の国から渡ってきた医師による治療の機会があった。が、重盛は右に掲げた一節を理由に拒絶した。つまり、国の高位にいる自分が、もし異国の医師に診てもらふことになれば、日本国の恥になるからだという。傍線を付した一文は、「天皇」との関係を大臣としての役割の上から抽象的に表しているが、『平家物語』の文脈では、後白河院と重盛の関係を意識していると考えられる。この文言は『澄憲作文集』を典拠としていることが、すでに『延慶本平家物語全注釈』によつて指摘されている。『澄憲作文集』第四「大臣」の項目では、

夫丞相殿下 居^三三台崇班^一 專助^三万代之聖代^一 結^三魚水契^一 將練^三朝恩之波^一 其取設天子 稟^三命於天^一 不^レ布^三德於諸侯^一 何實民安國穩 故為^レ君丞相 是羽翼之助也。

と記している。「丞相というものは、三台に列し、帝王の政治を助け、帝王と魚水の契りをつぶものである」と説明される。さらに、傍線部では、「丞相たるものは、羽翼の助けを成す」と述べており、大臣の角度からその機能を記述している。

『平家物語』諸本にわたる重盛の人物像はまさに天皇の羽翼となり、その政治を助ける大臣にふさわしい。ここで注意しておきたいのは、まず右の文章は「大臣」という項目のもとで書かれたことである。つまり、臣下の定義や説明として書かれたことであり、また、天子の羽翼となり、その政治を助けることなど、臣下の視点から語られていることである。

さて、『日本国語大辞典』第二版に収録されている「魚水」に関わる一連の語彙を確認しよう。「魚水」とは、「魚と水。主従、夫婦などが魚と水のような深い関係にあることのとえにいう。心の通った間柄」であると解釈し、また「水魚」と同義としている。つまり、「魚水」とは極めて親しい関係である。また、「水魚」の項目でもほぼ似たような

説明がされている。それは『平家物語』や『澄憲作文集』のように、臣下の視点でいう「魚水の契」とおのずと距離がある。

そのほか、「くんしん水魚」や「魚水の思」、「水魚のちなみ」、「水魚の交わり」などがある。例に挙げたいのは「水魚の交わり」である。その項目では、次のように説明している。

（『蜀志―諸葛亮伝』）「孤之有孔明、猶魚之有水也。願諸君勿復言」から非常に親密な友情、交際などをたとえていう語。水魚のちなみ。水魚の思い。

括弧内の部分は出典を示している。また、筆者が付した傍線部は、同義語を示すものである。すなわち、同義語である「水魚のちなみ」や「水魚の思」なども、『蜀志』諸葛孔明伝を出典として理解してよい。さらに、関連語彙である「君臣水魚」や「水魚」、「魚水」という一連の項目もすべて『蜀志』を出典とするだろう。実際、それらの語彙に掲げた用例を調べてみると、多くの注釈は『蜀志』の原典を掲げて、親しい関係の喩えだと注している。しかし、『蜀志』の原典は本当に君臣間の「睦ましい関係」の喩えだったのであろうか。結論から言えば、『蜀志』の用例と『平家物語』では変容が認められ、さらに、『平家物語』と『日本国語大辞典』の解釈にも距離が見られるのである。本章では「魚水（水魚）」を手がかりにして、その受容と変容の過程を明らかにしたい。

二、『三国志』「蜀志」

そもそも、この「魚水」で君臣関係を比喩した初例は『三国志』。蜀志にある。君主の劉備が自分と謀臣の諸葛孔明との関係を表すものであった。劉備は三顧の礼を尽くし、諸葛孔明を軍師に迎えた。また、孔明の見解に感服したため、二人は次第に親しくなった。一方、関羽と張飛は不満を覚えて、さらにその不満を直接劉備にこぼしたようである。その不満を解消するために、劉備が自ら孔明との関係を次のように述べた。「我に孔明が有ることは、猶魚の水あるがごと」きなので、「願はくは、諸君復た言ふことなかれ」という。無論、関・張の二人は二度と言わなかった。しかし、彼らが不満を持ちながら納得するに至った経緯は何であろう。歴史小説『三国志演義』は冒頭早々、三人が桃園で義兄弟の契りを結ぶ経緯及びその儀式を詳しく描写した。また、『三国志』「蜀志」に根拠を求めれば、関羽・張飛の伝記に以下の文が書かれている。

先主（劉備）與二人（關羽、張飛）寢則同床、恩若兄弟。而稠人廣坐、侍立終

日、隨^二先主^一周旋、不^レ避^二艱險^一。

劉備と關羽・張飛とは、「寝るのは同じ床で、恩情は兄弟のようであった。多くの人が広く座っているときも、関・張の二人は終日劉備の傍らに立ち、劉備にしたがって行動し、艱難を避けない」という、極めて親密な仲なのである。そこで、劉備と孔明が親しさを増したとき、二人は「俺たち兄弟のような睦まじさをも越えているのではないか」と感じ、不平を口にしたのだろう。ところで、劉備はどのように弁明したのか。もちろん、「私と孔明は、お前たちとの関係よりも睦ましい」などとは言わず、むしろ、兄弟の睦ましい関係とは一線を画して、「兄弟のような私的関係よりも、君と臣という国家のための公的な関係だよ」というような理屈だったと考えられる。したがって、『三国志』で見られる「魚水」関係は、ただ「睦ましい」仲、あるいは平等な兄弟関係ではなく、「君臣関係」であり、しかも、公的色彩の濃厚なものであった。

三、漢籍における「君臣魚水」

唐代の李白も『三国史』蜀志の「諸葛武侯傳」を読んで、劉備と孔明による「魚水」のような理想的な君臣関係を詩「讀諸葛武侯傳、書懷贈長安崔少府叔封昆季」に詠んだ。

(前略)

赤伏起^二頽運^一、臥龍得^二孔明^一。(赤伏、頽運を起こし、臥龍、孔明を得たり。)

當^二其南陽時^一、隴畝躬自耕。(その南陽の時に当たって、隴畝、躬自ら耕す。)

魚水三顧合、風雲四海生。(魚水、三顧して合し、風雲、四海に生ず。)

武侯立^二岷蜀^一、壯志吞^二鹹京^一。(武侯、岷蜀に立ち、壯志、鹹京を呑む。)

(以下略)。

「三顧の礼によって劉備と孔明は「魚水の契」を結び、天下に風雲が生じる如く、大きな変化をもたらした」(傍線部に当たる)と感嘆したのである。

おそらく劉備と孔明の「魚水の契」は、君臣関係の理想として後代から尊崇されたと思われる。君臣関係を幾たびも論じる『貞観政要』にも「魚水の契」を「君臣関係」の比喻として数多く取り入れた。『貞観政要』では五例ほど確認できる。唐の貞観元年(六二七)、太宗は臣下に向けて君臣関係の理想について述べた。

正主任^二邪臣^一、不^レ能^レ致^レ理。正臣事^二邪主^一、亦不^レ能^レ致^レ理。惟君臣相遇、有^レ同

^二魚水^一、則海内可^レ安。朕雖^二不明^一、幸諸公數相匡救、冀憑^二直言鯁議^一、致^二天下於

太平」。

君主が正しくても臣下が邪悪であれば、理を極めない。逆に臣下が正しくても、君主が邪悪であれば、同じく理に致さない。もし、君臣が魚水の契りを結べば、国家は安泰となるだろう。そのためには、諸公たちに、しばしば私の過ちを匡（ただ）し、直接諫言してほしいという、太宗の述懐でもあり、また群臣の諫言を励ます発言でもある。ここで注意してほしいのは、網掛けになった「正主」と「正臣」である。つまり、理想的な君臣関係である魚水関係を結ぶのには、君臣双方がともに正しくなければならない。換言すれば、君臣魚水はただ君臣関係を形容するばかりではなく、理想的な関係であるがゆえに、君と臣の両方に理想的な正義者であることを求める。

また、同書「慎所好第二十一」では、次の文が載っている。

貞觀二年、太宗謂侍臣曰、古人云、君猶器也、人猶水也。方円在於器、不在於水。故堯舜率天下以仁、而人從之。桀紂率天下以暴、而人從之。下之所行、皆從上之所好。至如梁武帝父子……（中略）。朕今所好者、惟在堯舜之道、周孔之書、以為如鳥有翼、如魚依水、失之必死、不可暫無耳。

太宗は、君主という身分に伴う責任を特に重視したと思われる。「下の行うところは皆上の好むところに従う」と言っているように、民衆に善行を求めるならば、上にいる帝王が自ら善行しなければならぬという、万民の手本としての帝王像を自ら強調した段落である。傍線を付したように、太宗は「現在、君主（上）である私はただ堯・舜の道、周孔の教えを好むのだ。（従って、民衆もそれらを身につけるであろう）。そのようなものは私の治世にとって、鳥の翼の有るが如く、魚の水に依るがごとく、失えば必ず死んでしまうのだ」と述べる。ここでは、治世に関して「堯舜の道（仁）」と「周孔の書（仁義礼智信）」の大切さを強調しているが、留意したいのは、太宗は、魚水関係においては、魚が水を離れてはならないという一面を慎重に銘記していることである。実は『貞觀政要』「論礼樂」第廿九」では、帝王は礼を以て臣下に接すべし、と述べる文脈で、「孔子曰、魚失水則死、水失魚猶為水也。」という一文を収録した。それは臣下なしでは帝王が成り立たないことを説くものである。太宗は常に重臣に去られることを危惧し、真摯に臣下に接するように努めた。したがって、『貞觀政要』だけ見ても、太宗は臣下の大切さを十分認識していたと思われる。太宗の理解した「君臣魚水」とは、帝王の立場から、有力な臣下を身の回りに留めることでもあり、臣下の力を生かして治世を行うことでもあった。そ

のためには、「水を欠いては生きられない魚」という特徴を銘記し、臣下に適切に接する必要がある。したがって、「魚水」で形容される君臣関係は決して睦まじさだけではないのである。

四、「魚水の契」

一方、日本ではどのように受容したのであろう。

七六〇年頃完成したとされる『家伝』上(『鎌足伝』ともいう)の作者、藤原惠美押勝仲麻呂は、藤原麻呂の甥に当たる人物である。彼は曾祖父である鎌足と天智天皇の関係を魚水に喩えた。

(前略) 然皇子器量、不足^三與謀^二大事^一、更欲^レ擇^二君^一、歴^二見王宗^一、唯中大兄雄略英徽、可^レ與^二撥乱^一、而無^レ由^二參詣^一、嘗過於^二蹴鞠之庭^一、中大兄皮鞋隨^レ毬放落、大臣(筆者注：藤原鎌足)取捧、中大兄敬受^レ之、自^レ茲相善、俱為^二魚水^一、後、岡本天皇(皇極)二年歲次癸卯冬十月宗我入鹿與^二諸王子^一共謀、欲^レ害^二上宮太子之男山背大兄等^一曰、(後略)。

藤原鎌足は藤原氏の祖とされる。彼は皇族の人々を歴見して、ただ中大兄のみが雄略英明とともに大事を謀るに足ると悟ったが、接近する由縁がなくて悩んでいたところ、ちょうど中大兄が庭で蹴鞠をしているところに通りかかった。鎌足はその場で中大兄の蹴落としたり革靴を拾って捧げた。それをきっかけに、中大兄と鎌足とは、魚水の関係を築いたという。引用では省略したが、後文には中大兄と鎌足が、ともに艱難に耐えるさまが書かれている。ついに、六四五年、鎌足は、中大兄皇子(のち天智天皇)と謀って蘇我入鹿を大極殿に誅殺し(乙巳の変)、大化の改新の大功をたて、政治の中枢を担うこととなった。『家伝』では藤原鎌足をいつも「内大臣」や「大臣」と称していることから分かるように、『家伝』の書かれた時点では、既に諸事件は落ち着いていた。その時の、中大兄と鎌足大臣との関係も無論君臣関係にはかならない。その君臣関係を意識した上で、仲麻呂は「魚水」で二人の間柄を形容したのであろう。しかし、後に重臣となる鎌足が積極的に接近し、結果的に天智天皇と魚水の関係を結んだことに注意すべきである。換言すれば、この魚水の関係においては、臣下が能動的だという特徴をもつ。なお、日本で「魚水」で君臣関係を形容するようになった当初は、藤原家に集中したことも見逃してはならない。

その後、平安時代の史料を多く収載した『政事要略』にも「魚水の契」が確認できる。

仁和三年（八八七）閏十一月廿七日、ちょうど「阿衡の紛議」の最中であつた。宇多天皇は、藤原基経が関白の任命を拒否したことを受け、「関白（基経）と父子の親しみをなし、魚水の契を結ぶことは先帝（光孝天皇）の御願いでもある」という旨の勅を下した。

所謂社稷之臣、非_二朕之臣_一。宜_二以_二阿衡之任_一為_二卿之任_一。先帝右執_二卿手_一。左撫_二朕頭_一。託_レ以_二父子之親_一。結_レ以_二魚水之契_一。宛_レ如_レ在_レ耳。豈而忘乎。援_レ筆哽咽。言不_二多及_一。

事件は結局、宇多天皇がこの勅を撤回するとともに、先帝（光孝天皇）が基経に下したものと同様の詔を出して収束したが、天皇と関白の関係を「魚水の契」に喩えた例は、君主と重臣の関係という意味で、原典に近い受容かと思われる。

院政時代、堀河天皇から崇徳天皇まで五十余年間にわたる出来事を詳しく記録した『中右記』にも、「魚水の契」が見られる。大治四年（一一二九）正月十五日、藤原顕隆が死去した。藤原宗忠は、顕隆の死をこう書き記した。

件卿者、故為房相公_二男_一、母源頼国女也、先補_二一院藏人_一、次補_二内藏人_一、（中略）、後任_二近江守_一兼_二中宮亮_一、補_二藏人頭_一、転_二右大辨_一、叙_二三位亮_一如_レ故、保安三年春兼_二参議_一、其年冬任_二中納言_一、去今年兼_二按察使_一、抑去保安元年十一月、自_二魚水之契忽変_一、合体之儀俄違_一以来、天下之政在_二此人一言_一也、威振_二一天_一、富満_二四海_一、世間貴賤無_レ不_二傾首_一。（以下略）。

藤原顕隆は藤原為房の次男として生まれ、保安元年（一一二〇）右大弁藏人頭より従三位に昇り、最終的に正三位に叙された。その間、白河院の執行別当として威を振るったことが、「天下の政、此の人の一言に在り」と記されているとおりでである。ここでいう「魚水の契が忽ち変」わったこととは、白河院と藤原忠実との関係が悪化したことを指す。したがって、『中右記』でいう「魚水」はそれぞれ「白河院（魚）」と「藤原忠実（水）」を指しており、「魚水之契」は忠実が関白_三に就任するところから、二人の関係が破綻する保安元年十一月までの間の関係を指している。その後、忠実は関白職を長男の藤原忠通に譲り、長年宇治で流罪に近い謹慎生活を送っていた。つまり、白河院は、水である忠実を欠いてもかまわない魚なのである。それは中国側の用法と相違する。が、『中右記』の当該用例はむしろ、ただ君臣間の睦ましい関係を「魚水の契」と言っているだけである。

次に紹介したい「魚水の契」の用例は『十訓抄』による。ただし、それが指す人物は時代をさかのぼり、醍醐天皇と菅原道真である。『十訓抄』では、大宰府に左遷されても、道真が醍醐天皇の御恩を忘れずにいたことを記している。

菅家、昌泰三年九月十日の宴に、正三位の右大臣の大將にて、内裏に候はせ給ひけるに、

君富「春秋」臣漸老

恩無「涯岸」報猶遲

と作らせ給ひければ、叡感のあまりに、御衣をぬぎてかづけさせ給ひしを、同四年正月に、本院の大臣の奏事不実によりて、にはかに太宰権帥にうつされ給ひしかば、いかばかり世もうらめしく、御鬱も深くありけめども、なほ君臣の礼は忘れがたく、魚水の契りもしのびえずやおぼえさせ給ひけむ、都の形見とて、かの御衣を御身にそへられたりけり。

さて、次の年、同日、かくぞ詠せさせ給ひける。(詩歌は略)。

この説話は『古今著聞集』巻四の一三七話にもみられる。前後の叙述順序は異なるが、ほぼ同文的説話である³³⁾。昌泰三年(九〇〇)は醍醐天皇の御代であった。詩は翌年の延喜元年(九〇一)、道真が大宰府において作ったものである。『菅家後集』によると、その年の九月十日、道真は大宰府の菊の花を見て、昨年、まだ京にいた時、内裏の菊宴で詩歌を作ったことを思い出した³⁴⁾。ちょうど一年前、道真は詩歌を作り、天皇の感動を得て衣まで賜り、天皇と極めて親密な仲であった。それとは対照的に、今年の今宵は京から遠く離れた大宰府にいるが、天皇を思う心は変わることはないので、賜った衣を毎日捧げ持って、その香りを拝し、天皇の御恩を偲んでいるという。

以上は『平家物語』にいたるまでの日本における「魚水の契」の用例を時代順に確認してみた。「魚水の契」は、日本において天皇と重臣の睦ましい関係をいうものであり、しかも主に臣下の立場から述べられているところに共通点が指摘できる。また、臣下主体に捉えられたため、魚に喩えられる天皇にとって水にあたる臣下の存在が不可欠だという趣旨も自然に捨象されたと考えられる。

五、二次変容

本章の冒頭で平重盛をめぐる『平家物語』の一例を紹介した。が、『平家物語』では、具体的な人物を指すことなく、「魚水之契」でただ睦ましい関係を表す用例も現れた。例えば、次の文章がある。

其上去十一月十七日ニ、四教五時之萼サ、独り盛ナル園城之梢へ、三井モ尽ヌ。此ノ

十二月廿八日ニ、三性八識之風、専ラ扇^ニ興福之牖^一、南都モ滅ヌ。八宗流^レ雖^レ異、一如ノ源是^レ同ジ。尋^ニ本願^一者、魚水之契り是深シ。(第二末「南都ヲ焼払事付左少弁行隆事」)

ここでいう「去十一月十七日」の事は、重衡が一千余騎の軍兵を率いて、園城寺(三井寺)を攻撃して焼き払った事件である。『平家物語』の本文によれば、当時「南北中ノ三院ノ内、所焼ノ堂舎塔廟神社仏閣、本覚院、鶏足坊、常喜院、真如院、桂園院、尊皇、王堂、普賢堂、青龍院、…(後略)」と、金堂以外はほとんどの堂舎を焼き払ったのである。『平家物語』の数字で表現すると、「其外僧房六百余宇、在家千五百余家、地ヲ払畢。佛像二千余体、頭密兩宗ノ章疏、大師ノ渡シ給ヘル唐本一切經七千余卷、忽^ニ灰燼トナリヌ。又焼死所ノ雑人、既^ニ千人^一ニ及トゾ聞ヘシ。」という。傍線部で記している「何百」、「何千」の数字は無論誇張したものである。とはいえ、寺を丸ごと焼き払うことは、当時の人々に大きな衝撃を与えたに相違ない。そのような大事件に引き続き、ほぼ一ヶ月後の十二月二十八日に、重衡が再び三万余騎の軍兵を率い、南都へ出発した。今度はとうとう東大寺と興福寺を焼き払った。そのような悲惨な事態を叙述するとき、『平家物語』の作者たちは、「八宗の流れ異なりと雖も、一如の源是同じ」と述べ、さらに、「本願を尋ぬれば、魚水之契り是深し」(傍線部に当たる)といったのである。さて、いったいどのような本願を、「魚水之契」といったのか、まず「園城寺」に関して同書で確認する。

此寺(園城寺)ト申ハ、元ハ近江ノギ大領ト申者ノ私ノ寺タリシヲ、天武天皇ニ奉寄進之以降、御願ト号ス。…(以下略)

右記の文によると、園城寺はもともと私的な寺に過ぎないが、天武天皇に寄進したため、天武天皇の御願と称するようになった。したがって、園城寺の本願とは、天武天皇のことだといえる。一方、興福寺の本願についても、同書では左のように記している。

興福寺ハ淡海公ノ御願、藤氏一家ノ氏寺也。元明天皇ノ御宇和銅三年庚戌歳、被建立以降、星宿五百六十余歳ニ及ベリ…(以下略)。

『平家物語』の作者たちが、東大寺・興福寺の焼失後、被害にあつた物と人員をそれぞれ数えたのち、両寺の建立及び建立者を偲んで述懐している。そのなか、傍線部で示したように、興福寺は淡海公の願で建てられ、藤原氏の氏寺である。淡海公とは藤原不比等であり、藤原氏四家の祖とされる。この藤原不比等は、皇室と親密な関係をもち、特に持統天皇以後、歴代の信任が厚いようである。しかし、天武天皇と藤原不比等との間にとくに睦

ましい関係があったわけではない。したがって、興福寺の本願に関する言説で注目すべきなのは、「藤原一家ノ氏寺」という表現である。つまり、天武天皇と藤原不比等の個人レベルの親密な関係より、天皇家と藤原一族の関係を、「魚水の契」といつていると捉えられる。とすれば、『平家物語』の作者たちにおいては、「魚水之契」は、君臣に関する元来のイメージよりは、かなり拡大解釈されていた。

ほぼ同時代の作品である『愚管抄』には「魚水」と確認できる用例が三つ有る。まず巻三から見よう。

是ハ此御時延曆年中ニ、伝教・弘法ト申向大師、唐ニワタリテ天台宗ト云、無二無三、一代教主釈如来ノ出生ノ御本懐ノ至極無双ノ教門、真言宗トテ又一切真俗ニ諦ヲサナガラ：（中略）：其後ヤウノイノランハオホカレドモ、王法佛法ハタガヒニマモリテ、臣下ノ家魚水合体ノタガウコトナクテ、カクメダタキ国ニテ侍レドモ、次第二オトロヘテ、今ハ王法佛法ナキガゴトクナリユクヤウヲ、サラニ又コマカニ申侍ベキ也。¹⁴

桓武天皇の治世中、伝教大師（最澄）と弘法大師（空海）が、それぞれ天台宗、真言宗を日本に伝え、日本国を守らせた。さらに、中略の部分では、「慈覚大師（円仁）と智証大師（円珍）も、中国で学んだ仏法を日本に伝えた」と述べ、それらの仏法が君主を守り、国をおさめたのである。その後も争乱は多かったが、王法と仏法は互いに守護しあい、臣下の家々が君臣としての魚水の合体を違ふことなく、こうしてめでたい国にしているという文脈である。網掛けした「魚水合体」について、日本古典文学大系の頭注は「魚と水のような君臣の親密な仲。」と注しているが、ここでは、前後の文脈を生かして考えたい。つまり、前文は天台・真言の仏法、さらに、円仁・円珍の伝教などを言い出し、それらの仏法は王法を支えたということを前提として、「王法仏法が互いに守りあっている」ことを詳細に述べている。それと同時に、「魚水合体」の前に置かれた「臣下の家」も「臣下」という視点を前提に「魚水合体」を理解していると思われる。言い換えれば、臣下が君主を保っているからこそ、君臣間で魚水の関係を形成したのである。だからこそ、「魚水合体」の前には唐突ともいえる「臣下の家」という語が付いていると思われる。なお、「魚水の契」ではなく、「魚水合体」という言い方にも注目すべきである。『日本国語大辞典』第二版によれば、「合体」とは、「二つ以上のもものが一つに合わさること。合同すること」である。君と臣との合体と言ってしまうと、両者の緊張関係を不問に付す恐れもある。したがって、魚と水の契・契約から合体へのイメージの変換は大きいと思われる。

つぎに、『愚管抄』巻七の例を検討したい。

ソレニ①カナラズシモワレカラノ手ゴミニメデタクヲハシマス事ノカタケレバ、御ウシロミヲ用テ大臣ト云臣下ヲナシテ、仰合ツ、世ヲバラコナヘトサダメツル也。(中略)太神宮・八幡大菩薩ノ御ヲシヘノヤウハ、「②御ウシロミノ臣下トスコシモ心ヲオカズヲハシマセ」トテ、魚水合体ノ礼ト云コトヲサダメラレタル也。(後略)」

右の引用文は治世の道理を論ずるものである。日本の王位継承に際して、血筋が重んじられる。国王達(天皇)も神の代から定められてきたものである。①では、「国王が治世するとき、必ずしも自ら親政することなく、後見の大臣を頼りに用い、その大臣と相談しながら世を治めることが定めであった」と述べ、②では、伊勢大神宮や八幡大菩薩は、「後見の大臣と少しも異心のないようにせよ」と、君臣の魚水合体の礼ということを定めたと述べる。当時、鎌倉においては、九条家を出自とする摂関将軍も現れたため、兼実の兄弟としての慈円は朝廷と幕府の間では、一旦良好な関係が結ばれたと考えただろう。また、よく指摘されることであるが、『愚管抄』の巻七は慈円が摂関家の立場において、後鳥羽天皇の幕府への敵意を察して書かれたため、「国王(天皇)が大臣と心を隔てることが出来れば」、つまり、後鳥羽院は摂関家の行う政治に異見を立てるべきではないと叙述している。「魚水合体」の関係で主動的なのは相変わらず摂関家の臣下であるが、天皇に対して、臣下に政治全般を任せるべきだというのは、大きな相違である。

引き続き、三つ目の用例を見よう。

延喜・天曆マデハ君臣合体魚水ノ儀マコトニメダシトミユ。北野(道真)ノ御事モセメテ時平ト御心タガハヌカタノシルシナルベシ。(巻七)

ここで慈円は延喜・天曆までの政治を「君臣合体で魚水の儀」だと積極的に評価している。しかし、そう評価するためには、道真左遷及び死後の怨霊説を正当化しなければならぬ。傍線を付した一文における慈円の論理は、一体どのような基盤に立っているのかをまず明らかにしたい。同じ『愚管抄』の巻第二、「醍醐」天皇の御世の部分で、慈円は道真に対して次のような発言をした。

北野ノ御事モ権者ノ末代ノ為トテノ事ト心得ヌル上ハ弥メダシ。

権者とは仏が衆生済度の為に仮にこの世に姿をかえて現れた者なので、北野天神である道真が大宰府に流罪されたことも、仏が仮にこの世に姿を現し、末法の世に衆生を救う為になさったことと理解すれば、一層めでたく思われるという意である。したがって、道真の

左遷は、時平と醍醐天皇が心を合わせていたしるしである、と位置づけられる。そのような理解を前提にして、慈円は、延喜・天曆までの良好な君臣関係を「魚水の儀」と褒め讃えたのである。網掛けした「君臣合体魚水の儀」について考えよう。慈円または当時の知識人においては、「魚水」が君臣（または君臣合体）の代名詞であり、契り・契約や儀などとも随意にくみあわせるものであろう。いや、実は一次変容の段階でもすでにその可能性を含めたのかもしれない。もう一度『中右記』の用例を想起したい。「魚水之契忽変、合体之儀俄違」とあるように、「魚水之契」と同義的に記しているのが「合体の儀」である。しかし、『中右記』では少なくとも「魚水の契」は単語として崩れていない。しかし、中世になると、同義的な組み合わせが多様に発生したのである。

時代をさらに下って、『太平記』巻二十二の「義助被參芳野事並隆資卿物語」をみよう。

爰ニ脇屋刑部卿義助ハ、去九月十八日、美濃ノ根尾ノ城ニ立籠シカ共、土岐彈正少弼頼遠・刑部大夫頼康ニ責落サレテ、郎等七十三人ヲ召具シ、微服潜行シテ、熱田大宮司ガ城尾張國波津ガ崎ヘ落サセ給テ、十餘日逗留シテ、敗軍ノ兵ヲ集メサセ給テ、伊勢伊賀ヲ經テ、吉野殿ヘゾ被參ケル。則參内シ、龍顔ニ奉謁シカバ、君玉顔殊ニ麗シク照シテ前席、此五六年ガ間ノ北征ノ忠功、異他由ヲ感ジ被仰テ、更ニ敗北無念ナル事ヲバ不被仰出、其命無恙シテ今此ニ來ル事、君臣水魚ノ忠徳再可露故也ト、御涙ヲ浮サセ御座テ被仰下。

「脇屋刑部卿義助」とは新田義貞の弟、新田義助であり、「龍顔」とは「後村上天皇」のことである。延元三年（一一三二）年、義貞が不慮の死を遂げた後、弟の義助が越前国の官方の指揮を受け継ぎ、南朝側の重臣の一人となった。また、暦応二年（一一三三）十月三日に即位した後村上天皇が、後醍醐天皇の遺志を受け継ぎ、即位早々義助に黒丸城攻め落としの論旨を与えた。したがって、義助は南朝にとっても、後村上天皇にとっても重要な臣下であるに相違あるまい。そのような背景のもと、義助参内の時、後村上天皇は、敗北の無念さを語らずに、この五・六年の義助の北征の忠功を回想しつつ、命の恙無きさまに感嘆し、「君臣水魚の忠徳、再び露はるべき故也」と、涙ながらに語ったのである。ここでいう「忠徳」は、義助の「忠」の「徳」であろう。本来ならば、「忠」は臣下、「徳」は天皇に対する基準であったが、ここでは、「忠徳」となって、天皇側から臣下の忠のあり方を述べている点に特色を認めるべきであろう。

『太平記』の影響を受けた江戸の文芸にも「君臣水魚」との用例が見られる。『けいせ

い伝受紙子』に収録されている「武勇の働末の世の咄の種付り石塔の弔四十八夜紙子比丘尼誑談義」とは、元禄時代にあつた赤穂事件を『太平記』の設定に仮託したもので、浅野内匠頭長矩を塩冶判官（塩冶高貞）、吉良上野介義央を高師直とし、塩冶判官の妻への横恋慕を発端として描いているものである。その末尾ではこう書いている。

「是も弥陀の四十八枚紙子の名残の弔の力によりてうかみ給へ。南無阿弥陀仏」の名号の、六七四十八靈成仏まさにうたがいもなき世語りを、今爰に印の石に名をのこす、

忠義の道あきらけき、君臣水魚の慈悲の海に恵の浪も静にて、おさまる国こそ久しけれ。（新日本古典文学大系）

赤穂義士の人数について、四十六人とする説もあるが、四十七人のほうが通説のようである。彼らが主君の敵討ちをしたのち、亡くなった主君の墓の前で自刃したので、主君を合わせた四十八人が傍線部の四十八靈の意味だと思われる。次の傍線部では、忠義の道への賞賛を受けて主君と義士たちのうるわしい関係を「君臣水魚」と語っている。なお、「君主」であつたはずの「君」がここで「主君」に変容したことを付言しておきたい。

そのような、後世における「君臣水魚」の逆転の影響を受けたせいか、『日本国語大辞典』（第二版）では、「君臣水魚」との項目が見られ、しかも、「蜀志」を典拠にし、『太平記』の上述した用例を初例としている。

以上、見てきたように、「魚水の契」は『三国志』『蜀志』に初めて見られ、劉備と諸葛孔明の公的な君臣関係を形容する言葉であつた。また、中国の文献に於いては、当該文辞は単なる君臣関係を言うのではなく、魚が水から離れることが出来ないという意味合から、君主として臣下を大切に扱うべきだと敷衍して使われることが多かった。それが日本に伝わった当初から、「臣下を欠くことができない」という意味合いが希薄になり、「君臣の親しい間柄」の形容として受け入れられたようである。そして、『平家物語』や『愚管抄』、『太平記』などに代表される中世文芸においては二次変容をなして、多様な組み合わせが現れるようになった。

「魚水の契」が、公的な君臣関係が主であることは、程度の差こそあれ、日中ともに変わらないと思われる。が、中国では、君・臣がそれぞれ独立した上で協調・協力するというニュアンスがある。それに対して、日本では、一体感や「異心」のなさ、忠誠を尽くすということに力点が置かれているように思われ、もっと人間的な結びつきが強調されているように思われる。

六、終わりに

ところで、中国文献から受容したはずの語句がなぜ激しい変容を見せたのだろうか。おそらくその文辞が伝えられた状況と、日本の風土の両方から考えるべきであろう。本章では前者を中心に考えてみたい。例えば金言を収録した類書に当ってみよう。『明文抄』の巻二「帝道下」で、魚水関係の明文が収録されている。

孔子曰。魚失_レ水則死。失_レ魚猶為_レ水也。貞觀政要₅。

先主曰。孤之有_二孔明_一。猶_二魚之有_レ水_一。蜀志

さらに、

太宗謂_二侍臣_一曰。正主任_二邪臣_一、不_レ能_レ致_レ理。正臣事_二邪主_一、亦不_レ能_レ致_レ理。

惟君臣相遇、有_レ同_二魚水_一、則海内可_レ安。貞觀政要

との一文が見られる。つまり、『明文抄』は大量ともいえるほど、「君臣魚水」に関係する文を蒐集した。しかし、引用を見てもわかるように、『明文抄』に収録されることは、もとの文脈と完全に切りはなされることを意味する。即ち、「明文」とされる文はもとの文脈を失ってしまい、一文で新たに理解され、受容される場を獲得したのである。右に挙げた『明文抄』の文には、「孔子曰。魚失水則死。失魚猶為水也。貞觀政要」のように、本来の理解へ導く文もあるが、「唯君臣相遇。有同魚水。」のように、「唐の太宗が臣下を大事にすべきだと感嘆する」という文脈を失い、また「君主が臣下から離れられない」という意味合いが見られなくなってしまった文もあるので、受容における変容の可能性は十分認められよう。そして、その新たな解釈の空間を多く提供したのはおそらく中世文芸ではなからうか。

【注】

¹ 『延慶本平家物語全注釈』巻二（延慶本注釈の会編、汲古書院、二〇〇七年九月）。

² 『澄憲作文集』第四「大臣」（『中世文学の研究』、東大出版会、一九七二年五月）。

³ 『三国志』に関する引用は『蜀史』（中華書局、一九五九年十二月）による。以下同。

⁴ 『三国志演義』（中国語のタイトルは『三国演義』、劉世徳・鄭銘校訂、中華書局、二〇〇

○五年四月)。

⁵ 『李太白詩集』巻中(統国訳漢文大成、一九五八年一月)。

⁶ 『貞観政要』求諫第四。なお、『貞観政要』の引用はすべて新釈漢文大系による。以下同。

⁷ 『家伝』上(『寧楽遺文』下、東京堂、一九六二年)。

⁸ 『政事要略』巻三十(新訂増補国史大系)。

⁹ 『中右記』大治四年正月十五日条。(大日本古文书)。

¹⁰ 白河院と忠実の間では、子女の婚姻問題でいざこざが起こった。そのため、保安元年十一月十二日、忠実はとうとう白河院に内覧の権限を停止された。もともと忠実と顕隆の間には「形式的に関白・氏長者として政界に君臨する忠実と、院の信任を得て事実上政務を左右する顕隆との政治的立場の軋轢」があり、忠実の失脚に伴い、藤原顕隆が政権を担うようになった。(元木泰雄氏、『藤原忠実』、吉川弘文館、二〇〇〇年三月)。

¹¹ 藤原忠実は父の急死による内覧氏長者に就任したのが康和二年(一〇九九)である。内覧就任時点から数えてもよいが、『大日本史料』の記事を閲覧すると、忠実が関白になってから政治に関与する記事が多くなったため、ここでは関白を境目に考えたい。

¹² 『十訓抄』と『古今著聞集』のほか、『北野宮寺縁起』(『大日本史料』一ノ二)にも類似した説話が見られる。

¹³ 『菅家後集』(日本古典文学大系)。

¹⁴ 『愚管抄』巻第三(日本古典文学大系)。以下同。

¹⁵ 『明文抄』(続群書類従。以下同。)の本文では小さ目の字で「同」と書いてあり、「前の句の同じ典拠から来ている」ことを意味する。その前の一文は貞観政要からとっているので、当該箇所は貞観政要であることが明らかである。本章に於いては、前の一文を引用していないので、もとの「同」を「貞観政要」に直したのである。

唐王朝の『貞観政要』享受

一、はじめに

『貞観政要』は従来、『帝範』や『群書治要』などと並ぶ帝王学の書として知られる。『貞観政要』については、諸本の精査や日中における本書の享受を通史的に網羅する原田種成氏による精力的な研究がある。また、中国においては、太宗の政治思想を論じる際に、『貞観政要』を部分的に取り上げる論考も見られる。しかし、『貞観政要』は宋代以降あまり読まれなくなった。また、原田氏が指摘した『貞観政要』の読書記録を精査してみると、『貞観政要』は尊崇されているといわれるほど、政治において必ずしも機能していないと思われる。したがって、本章では主として記録に基づき、唐王朝における『貞観政要』の享受の一端を明らかにしてみたい。

二、中国における享受

『貞観政要』とは唐の太宗の政治に関する言行を、群臣と問答する形で、史官の呉兢が撰著した書物である。呉兢による「上貞観政要表」によれば、

若以_二陛下之聖明_一、克遵_二太宗之故事_一、則不_レ假_二遠求_二上古之術_一、必致_二太平之業_一。とあり、本書編纂の目的は、太宗の故事を帝王の師範として治世に生かし、太平なる治世の実現を求めることにある。また、呉兢が自ら執筆した序文でも、

庶乎有_レ國有_レ家者、克尊_二前軌_一、擇_レ善而從、則可_レ久之業益彰矣、可_レ大之功尤著矣、豈假_下祖_二述堯舜_一、憲_中章文武_上而已哉！

「庶はくは国を有ち家を有つ者、克く前軌を遵守、善を選びて従はば、即ち久しかる可きの業益々彰はれ、大なる可きの功尤も著はれん。」と、帝王に治世の模範を提供した旨を記している。その背景には堯・舜、あるいは周の文武両帝の治世を褒め称えてあやかる風習のあったことがあげられる。しかし、身近に太宗の良き治世もあるから、それを確実に見習えば、すなわち優れた政治ができることを、呉兢がアピールしたのである。ここで特に注意すべきのは、傍線を付した「善を選びて従う」ことである。帝王は直接庶民の情報などを得がたく、奏状や臣下の諫言などのパイプを通して世の中の事情を了解し、且治世の判断を下すため、群臣及びその諫言を弁えて、善なるものを選出してそれに従うことがきわめて重要である。つまり、『貞観政要』は撰著の時点から帝王のための書物という性

格が著しい。南宋時代の大臣曾肇もその性質をよく弁えていた。

公嘗奏言、近世帝王善為治者、莫如唐太宗。善言治者、莫如唐陸贄。太宗正觀之治、論者謂庶幾成康。史官掇其大者、別為一書。謂之正觀政要。陸贄事唐德宗、知無不言、言無不盡。要其歸、必本於帝王之道、必稽於六藝之文。此一書雖一代之文章、實百王之龜鑒。伏願陛下退朝之暇、置之坐右、留神省覽。發言行事、以此為準、庶於盛德有補萬一。

「近世の帝王の中、太宗ほどよく治世できたものはいない」と述べ、『正觀政要』は王たる者の「龜鑑」に足る書物であるゆえ、座右に置くこと、且言行の基準にすべきことを、宋の神宗に勧めたのである。

『貞觀政要』は中宗（神龍年間）と玄宗（開元年間）に二度上進された。初度上進された中宗はおそらく詳細に読むことなく、韋皇后の政權篡奪に遭遇したため、女流の政事参与を完全に収束させた玄宗時代に、『貞觀政要』が再進されたのである。その説に従えば、『貞觀政要』が本格的に世間に出る時は、玄宗の開元年間以降となる。しかし、『唐会要』では、中宗が治世について次のような文が確認できる。

又神龍元年三月三日制書。一事已上。並依貞觀故事者。但則天遺訓。誠曰母儀。太宗舊章。事稱祖德。昔永徽之始。不聞依武德舊章。

神龍元年（七〇五）三月、中宗は「すべて貞觀故事に依る」という命令を出した。「貞觀故事」とは、文面上貞觀年間の先例や制度と解することができ、それをそのまま『貞觀政要』と見ることはできないが、太宗の治世を模範にしようとする中宗の意思が明確に読み取れる。また、後述するように、実際、史書類に残された「貞觀故事」という記述をそのまま『貞觀政要』とみなしてもよいと思われる。

周知のように、唐中宗は二度帝王になった。嗣聖年間（六八四）、中宗（李顕）が高宗に嗣いで皇帝となったが、まもなく則天武后によって廃帝された。その後の長い間は殺害されることを危惧しながら監禁されていたが、群臣によるクーデターの形で二度目の治世を始めたのである。そのときの年号がすなわち神龍である。唐王朝が一度頓挫し、とても危ういところで、則天武后の周王朝から政權が再び戻ったということの意味は大変大きいと思われる。李氏政權の後継者とされた中宗は、貞觀の治を再現できれば、治世を長期的に持続できるという念願もあったのであろう。そのため、二度目の治世が始まるやいなや、政治のすべてを貞觀故事に従えと命じたのであろう。

史料の不備もあったろうが、その後、唐の皇帝たちが『貞觀政要』を愛読する記述は、

しばらく見られず、時代は元和二年（八〇七）にいたると、その年の十一月、憲宗と宰相の会話が記録された。

元和二年十一月。上銳_レ於_レ為_レ治。謂_レ宰相裴□（士十自）曰。朕喜_レ得_レ人。聽_レ政之暇。徧讀_レ三列聖實錄_一。見_レ貞觀開元故事_一。竦慕不_レ能_レ釋_レ卷。又謂_レ□（士十自）等曰。太宗之創業如_レ此。我讀_レ國史_一。始知_レ萬倍不_レ及_レ先聖_一。

傍線で示したように、憲宗は臨朝して政治を聞く暇に、聖賢の実録をあまねく読んでいた。特に、貞観・開元の話を読み、敬慕して巻を釈しないという。釈巻できないといったところで、「貞観故事」は書物であることを示す。ここではとりあえず、貞観年間すべての記録を漠然と指すことと捉える。その中には史官の呉兢による『貞観政要』も含まれていると見てよからう。なお、傍線部の最初に、「朕喜得_レ人」といつているのは、大臣など才能のもつ人を得ることの喜びを語っている。それは、有能者と頻繁に交流する太宗を特に意識した表現かと考えられる。そこには、もちろん、太宗の群臣との会話を中心に記録した『貞観政要』の存在を看過できない。その翌月も、『玉海』から類似した記述が確認できる。

元和二年十二月、謂_レ宰臣_一曰、近読_レ貞観政要_一、粗見_レ當時之事_一。以太宗神武、一事小差、諫者往復數四、況朕寡昧、事不_レ得_レ中者、卿須十論、不_レ得_レ一二而已_一。

憲宗は『貞観政要』を読み、理想的な群臣関係を見出して感心し、宰相に何度もの諫言を求めたのである。その二年後、『唐会要』では、次の記事が確認できる。

（元和）四年三月。上覽_レ貞観故事_一。嘉_レ魏徵諫諍匪躬_一。詔令_レ京兆尹_一訪_レ其子孫及故居_一。則質賣_レ數姓_一。析為_レ九家_一矣。上潛_レ之。出_レ內庫錢_一二百萬贖_レ之。以賜_レ其孫稠及善馮等_一。禁_レ其質賣_一。

元和四年（八〇九）四月、憲宗は貞観故事を読み、魏徵の諫諍ぶりに感心し、その子孫及び旧宅を尋ねさせたのである。魏氏家族が既に九つに分かれ、旧宅も数度売却されたことを知った憲宗は、国庫から金を出して魏徵の旧宅を買い戻して贈与したという。さらに二年後、憲宗は『貞観政要』を閲覧した記録が『玉海』によって確認できる。

六年三月、帝日嘗讀_レ貞観政要_一、見_レ太宗立言行事動_レ本至_レ仁_一。

憲宗が『貞観政要』を読み、太宗の言行に感心したと記されている。これまで見てきたように、憲宗は「覽_レ貞観故事_一・「讀_レ貞観政要_一」によって太宗の治世に憧れて倣おうとすることがわかる。「貞観故事」や「貞観政要」は動詞「覽」や「読」の対象語であり、書物であることを示唆する。そのうえ、憲宗にまつわるこれらの記事を見る限り、「貞観

故事」と「貞観政要」には大差のないことが推測できる。また、憲宗は読書後、宰相らとの更なる交流を図ろうとするところからみて、『貞観政要』に記された君臣関係の真髓を掴んだといえる。読書してただ知識として把握するのにとどまらず、それを政治の実践に応用しようとする姿勢には、真なる『貞観政要』の受容が垣間見られる。

時代がすこし下って、文宗の『貞観政要』の読書記録も大量に見られる。

初、帝（文宗）在藩時、喜読貞観政要、毎見太宗孜孜政道、有意于茲。泊即位之後、每延英對宰臣、率漏下三十一刻。故事、天子双日視事、帝謂宰相曰、「朕欲与卿等每日相見、其輟朝、放朝、用双日可也。」¹²

『旧唐書』の紀に記された文章であるが、やや読みづらい。その大意は、文宗が『貞観政要』を愛読し、太宗の治世ぶりに深い感銘を受けたゆえ、皇帝になった後は、よく宰相をはじめとする群臣との意見交換を図ったという。同じ旨の文章は『新唐書』宣宗の紀が終わってから、整えた文章で「贊」として記録されている。

贊曰…（前略）文宗恭儉儒雅、出於天性、嘗讀太宗政要、慨然慕之。及即位、銳意於治、每延英對宰臣、率漏下三十一刻。唐制、天子以双日視朝、乃命輟朝、放朝皆用双日。凡除吏必召見訪問、親察其能否。故大和之初、政事脩飭、號為清明。¹³

『旧唐書』と比較して、右の『新唐書』では、傍線で示した部分を前後に配置し、『貞観政要』を愛読し、治世に励んだ文宗は、もとより「恭儉儒雅」という天性をもったとし、さらに『貞観政要』を治世の模範としたところで、清明なる治世を実現できたと評している。『貞観政要』を読んだ読書記録も無論意味を有するが、読書を治世に生かして成果を生んだという評価はきわめて大きな意味をもつ。『貞観政要』を模倣して実際の治世に応用し、かつ効果があった点で、帝王の治世を手助けすることを編纂意図とする本書が真に享受されたといえよう。なお、『貞観政要』の主眼は、帝王としてどのように群臣の意見を素直に聞き入れ、どのように群臣たちに保留せずに直諫させられるかという、いわゆる君臣関係にある。文宗はまさにその主眼をつかみ、政治の実践に応用したといえる。文宗の『貞観政要』読書記録はこれらにとどまらず、『新唐書』「魏徵伝」にも見られる。

文宗讀貞観政要、思魏征賢、詔訪後。同州刺史楊汝士薦征孫□（莫十言）¹⁴、拜右拾遺。¹⁵

文宗は『貞観政要』を読み、魏徵の賢良さを思いめぐらし、その子孫を訪問させたとする。

ちようど刺史の推薦もあり、魏徴の孫を右拾遺に任じたという。

その後も、唐の宣宗が『貞観政要』を屏風に書き、まじめに読んだとの逸話が伝わっている。唐王朝以後も、『貞観政要』が帝王及び臣下にある程度尊崇されたことが伺える。

ところで、是まで見てきたように、唐代の帝王が『貞観政要』を読んで治世に励んだとされる記録は、晩唐の帝王たちに集中したことが目立つ。憲宗、文宗、宣宗、そのうち、特に憲宗と文宗の受容が著しい。文宗の場合、『新唐書』はその要因を文宗の本性に求めているが、果たしてそれだけであろうか。というのは、晩唐に生存した帝王たちは、群臣の結党や宦官勢力に苛まれたという共通の特徴をもつ。なお、文宗に限っていえば、治世中（八二六―八四〇）に天変地異が多かったことが挙げられる。それを『新唐書』に徴して次の表にまとめた。

	大和二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	開成元年	二年	三年	四年
地震	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	1
風害	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
洪水	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0
火災	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
旱魃	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
天変*	1	0	0	0	0	0	2	0	2	2	1	1
謀反	4	4	1	1	0	0	2	0	0	3	0	0

（天変*は、彗星、日食、隕石、雨_レ土などを総括している。）

右で示したように、文宗の治世中、一年もおかずに災害が起った。ほかの帝王の治世中にも、災害は『新唐書』に多く取り上げられているが、文宗の時代は極めて多かったと言える。大和二年を例にして見れば、その年に起った災害（天災十人禍）は、地震、風害、洪水（二箇所）、火災、彗星、反乱（四回）などがある。「天人相関思想」によれば、天

変地異は天から帝王に送る、治世を改善すべきメッセージであり、それを悔い改めなければ、政權更迭もありうる。したがって、災害の起るたびに、帝王は自ら反省し、治世上の不適切なところを正すのが理想である。特に文宗とは「恭儉儒雅」（『新唐書』による）な人間なので、治世を大いに反省し、不適當な政治を正そうとしたのであろう。そのような文宗にとって、『貞觀政要』で描かれた太宗の治世はより理想的に見え、尊崇したことが想像できる。更に言えば、現実における問題を抱えた帝王たちにとって、『貞觀政要』が一つの理想的なパターンであるため、彼らの治世の目標となり、且よい見本となったのではないか。文宗はただ、そのような帝王の中の典型的な一例に過ぎない。

三、「知」と「行」の一致性

前節では主として唐王朝の帝王たちの、『貞觀政要』の享受記録を紹介した。そのうち、特に憲宗と文宗が『貞觀政要』の真髓を掴み、「知」と「行」の両方から真なる受容を成し遂げたと述べた。さらに、文宗の治世を例に、文宗の本性のみならず、晩唐の政治的な問題や、天変地異などの自然災害も一因をなしたと考えた。しかし、そこには二つの問題が残っている。一つ目は、その他の帝王たちの受容はどの程度のものであったか。二つ目は、政治的な環境、自然災害などを考慮に入れるならば、則天武后から政權が返還された直後の帝王たちも、『貞觀政要』の真なる受容をする可能性も高いが、それらの実情はどうであったかということである。

上記した疑問を解明するために、その他の帝王たちの受容実態を、「知」と「行」の視点から考察したい。

前節では神龍元年三月に、中宗皇帝がすべての政治を貞觀故事に依るといふ史料を紹介した。しかし、わずか一ヶ月後の四月には、次のような記述が確認できる。

夏四月、墨勅、以普思為秘書監、靜能為国子祭酒。桓彦範崔玄暉、固執不可。

上曰、已用之、無容遽改。彦範曰、陛下初即位、制云、政令皆依貞觀故事。

貞觀中、魏徵、虞世南、顏師古為秘書監、孔穎達為国子祭酒、豈普思靜能之比乎。

（中略）。上皆不聽。

神龍元年（七〇五）四月、中宗は道士の鄭普思と葉靜能を、それぞれ秘書監と国子祭酒に任じた。秘書監とは、経籍を保管する機関の長官であり、国子祭酒もまた最高学府である国子監の長官であり、日本でいう大学頭に当たる職である。その任命は不適切だと、桓彦範らが諫言したのである。しかし、中宗は「すでに任命したことであり、変更することが

できない」と述べ、彼等の諫言を拒んだ。その後、桓彦範はさらに、「貞観故事に依る」という帝の出した政令を持ち出し、「それらの職は貞観年間では、孔穎達と、魏徵、虞世南、顔師古らの博識な者がそれぞれ任命された。鄭普思と葉静能は方術に長じたとはいえ、博識者にはるかに及ばないので、今回の任命は不当である」と訴えたが、中宗にはついに聞く耳を持たなかった。

また、『唐会要』巻五十で、玄宗皇帝の父である睿宗皇帝が、金仙、玉真という娘の二人に、観（道教の建物）を造営しようとした。その時、右補闕に任じられた辛替否が奏状を出して、造営すべからぬことを述べた。

右補闕辛替否上疏曰。正往見明詔。自今已後。一依貞観故事。且貞観之時。豈有今日之造寺營観。加僧尼道士。益無用之勞。行不急之務。而亂政者也。臣聞出家修道。不參人事。專其身心。以虚淡為高。以無為為妙。依兩卷老子。視一軀天尊。無欲無營。不損不害。

傍線で示したように、睿宗皇帝も治世の最初は「すべて貞観政要に依る」との詔書を出した。しかし、「知」の面で了解したとはいえ、「行」の面では、貞観故事とはるかに異なってしまう。愛嫌のために道観を造営する行為は、無用な労であり、不急の務である。しかも、無為虚淡の道教精神に違反するため、すべからぬことであるという。果たして、その諫言は聞き入れられただろうか。

『唐会要』に載っている右の記述は、『旧唐書』と『新唐書』には発見できないが、『新唐書』本紀第五「睿宗」の景雲二年（七一）に、

三月癸丑、作金仙、玉真觀。

と、道観を造つたと確認できる。つまり、睿宗は知識、あるいは観念として『貞観政要』を尊崇したにもかかわらず、実際の行動には移っていないのである。政治のすべてを貞観故事に依るといふ政令のもとで、私欲のまま政治を行った一面が浮き彫りになる。そのような「知」とどまる形式ばかりの受容は、中宗と睿宗に限らず、後の懿宗にも見られる。

『旧唐書』巻一七七「曹確」伝では、次のように書かれる。

（曹）確精儒術、器識謹重、動循法度。懿宗以伶官李可及為威衛將軍、確執奏曰…「臣覽貞観故事、太宗初定官品令、文武官共六百四十三員、顧謂房玄齡曰…『朕設此官員、以待賢士。工商雜色之流、假令術逾侪類、止可厚給財物、必不可超授官秩、与朝賢君子比肩而立、同坐而食。』大和中、文宗欲以樂官尉遲璋為王府率、拾遺竇洵直極諫、乃改授光州長吏。伏乞以兩朝故事、別授

可及之官。」帝不_レ之聽。」(以下略)。

右の伝記は、曹確の法律を重んじる逸話として取り上げられている。懿宗(八六〇—八七四)が伶官を將軍にしようとした時、曹確が「先例がない」と諫言した場面である。ここで曹確が意識した先例にはまず「貞観故事」がある。伶官は音楽を奏する役者であり、工商雑色の流に属し、伶官には財物を厚く与えるだけに止まるべく、官職を与えてはいけな
いという。しかし、傍線部で示したように、懿宗は聞き入れなかった。

中宗、睿宗と懿宗に限らず、おそらくもっと多くの帝王たちが、『貞観政要』を知り、太宗の治世を知識として了解はしたが、実際の治世には応用していないのである。最高権力者になったとたんに、媚びる者も多く現れ、私欲のままに任官したり、土木工事を行ったりするように見られる。『貞観政要』で語られた群臣関係と治世術は、あまりにも理想的であって、実践する側(帝王)の高い素質をも要求する一面が存することを示唆する。そのような帝王の素質にかかわるところが、帝王間で『貞観政要』の真なる受容を阻害するものとも考えられる。

一方、臣下たちには、帝の不当な人事任命を改めさせ、贅沢な造営などを停止させるために、先例や法律の根拠として『貞観政要』を用いる傾向が確認できた。おそらく、具体例をつまびらかに記載している『貞観政要』という本は、先例としての使いやすさが機能していると考えられる。また、群臣の立場から考えれば、帝王という目の前の権威に諫言する際、別の権威的存在を持ち出さなければならぬという事情をも伺える。それは豹変しかねない帝王への直諫をスムーズにする保障ともなった。したがって、『貞観政要』を熟知することは臣下の基本的な政治素養にもつながったはずである。その根底には、無論『貞観政要』を政治の理想として尊崇する意識が流れ込んでいると考えられる。

四、終わりに

『貞観政要』は中国で上進されて以降、帝王と群臣の間に広く読まれた事実が確認できる。しかし、読まれたから直ちに尊崇されたとは言えない。唐王朝においては、帝王たる者の本性と在位中の政治環境、天変地異などと複雑に絡まりながら、さまざまな享受が見られる。憲宗や文宗のように、『貞観政要』に説かれる政治思想の真髄を掴み、知識レベルで熟知するのみならず、政治の実践にも応用しようとする受容がある一方で、中宗や睿宗などのように、表面上は「貞観故事」に依るとしながらも、実際は背離する政治を行ったりする場合もある。それは『貞観政要』が理想的な帝王学の書であるがため、執政者の

高い素質を要求してしまう一面を物語る。一方、群臣の間では、『貞観政要』の権威性を利用して、先例や法律の基準として諫言に用いる事例が多く見られる。帝王に理想的な治世を求めるとともに、豹変しかねない帝王に、公認される別な権威を持ち出すことにより、諫言の安全性を図る一面を有する。

【注】

- 1 原田種成氏『貞観政要の研究』（吉川弘文館、一九六五年三月）。
- 2 たとえば、沈世培氏「唐太宗政治思想探源」（『中国史研究』、一九九五年第二号）等。
- 3 原田種成氏『貞観政要』（新釈漢文大系、明治書院）。以下同。
- 4 『宋名臣言行録』（続国訳漢文大成、第二十一巻、東洋文化協会、一九五七年十月）。
- 5 「貞観政要」や「貞観之治」の「貞」を「正」にしたのは、仁宗の名「禎」を忌むため。
- 6 原田種成氏注1の著書。
- 7 『唐会要』巻七十「河南道」（上海・中華書局、一九三六年十二月）。以下同。
- 8 『唐会要』巻五三「委任」。
- 9 『玉海』巻四十九（江蘇古籍出版社、一九八七年十二月）。以下同。
- 10 『唐会要』巻四五「功臣」。
- 11 『玉海』巻四十九。なお、『玉海』によれば、『唐会要』からの引用であるが、現存する『唐会要』では見つからない。
- 12 『旧唐書』本紀第十七下、文宗下（中華書局）。以下同。
- 13 「太宗政要」と書いているが、「貞観故事」と同様に『貞観政要』とみなしてよい。
- 14 『新唐書』本紀第八「贊」（中華書局、一九七五年二月）。なお、『玉海』では「文宗贊」として収録したが、本文は『新唐書』に依拠したと思われる。
- 15 『新唐書』巻九七「魏征傳」（中華書局）。
- 16 『資治通鑑』巻二四八 唐宣宗 二月、庚子、（唐宣宗）以三知制誥令狐綯為三翰林學士。上嘗以三太宗所撰金鏡授綯、使讀之、「至乱、未嘗不三任三不肖」、至治、未嘗不三任三忠賢。「上止之曰、「凡求致三太平、當下以此言為三首。」又書三貞観政要于三屏風、每正色拱手而讀之。」（和刻本『資治通鑑』、汲古書院）。以下同。
- 17 たとえば、遼の時代に、『貞観政要』を国語訳したことなど。「蕭韓家奴傳」（重熙）

十五年、……又詔譯諸書。蕭韓家奴愆帝知古今成敗。譯通曆、貞觀政要、五代史。」
〔『遼史』卷一〇三、文学傳上、中華書局〕。

18 『資治通鑑』卷二百八。『唐会要』卷六七「試及邪濫官」にもほぼ同文が確認できる。
ただ、時間は同年の六月となり、「帝皆不聴」と記さない。

19 『唐会要』卷五二にも類似した文が見られる。

日本における『貞観政要』の受容―『仮名貞観政要』を中心に―

一、はじめに

『貞観政要』の日本伝来についての具体的な記録は確認できない。文献に見られる最古のものは、宇多天皇の勅を受け、藤原佐世が編纂した『日本国見在書目録』である。その第三十、雑家で「貞観政要 十四」と記録してある。

『貞観政要』が日本伝来の後、多くの帝王に享受されたことは事実である。一条天皇・高倉天皇・土御門天皇・後鳥羽院・後堀河天皇・後嵯峨天皇・後光厳院・後円融院・後小松天皇・後光明天皇などに進講した記録³⁶が残っている。が、帝王学の書というより倫理的な教養書として扱う傾向が著しい。また、朝廷においては刑法の根拠となっていたことが『政事要略』から伺える。

一方、『平治物語』と『平家物語』や、『十訓抄』、『正法眼蔵』などにも見られ、民間や僧侶の間において広く受容された様子が伺える。さらにその一端を示す資料として、『伊勢物語』の古注釈を紹介したい。

『伊勢物語』第九段の古註で、東下りした業平が貧困であつて、遍昭から物を受けた後に、すこし豊かになつたというエピソードを伝えている。

ホトヒニケルトハ、カク業平ノ有様ヲ遍昭カ見テ物ヲ送リタリケレバ少シユタカニ成ケルヲ云シ。貞観政要ノ後表ニ云。西湖民之家ニ煙絶^テ九ヶ月。此者早魃メ水絶^ル故シ。賞メ明臣微子ヲ直^ス国政ヲ即日風雨任心潤^ル姓家ヲト云リ。サレバ、ホトフルトハ潤ヲ云シ。(『十卷本伊勢物語註』。九段)

傍線で示したように、やや唐突に「貞観政要ノ後表」に言及している。この「貞観政要ノ後表」と言われているものは、流伝の過程で、ある抄本の後表にあつたかもしれないが、現存する『貞観政要』諸本には確認できない。「民の裕福と貧困が政治と関連する。悪い政治をしてしまうと、天から災害などの罰を受け、民が苦勞する。その治世が好くなると、天から褒美が下り、直ちに災害が消え、民が生活を樂しむようになる」という道理を説く内容である。が、『伊勢物語』の注釈というよりただの余談に見える。

ところで、『貞観政要』の広範に及ぶ受容のなか、將軍家における受容が注目し得る。ことに、北条政子の命で、菅原為長によって和訳した『仮名貞観政要』が、將軍家における受容の様子をより詳細にうかがわせる資料として重要に思われる。その『仮名貞観政要』

(以下仮名本と略称) について、原田種成氏は『貞観政要の研究』で言及して以来、すこし注目されるようになったがまだ研究する余地があるように思われる。したがって、本章では、仮名本の訳に焦点を当てて、その特徴をあきらかにしたい。そうすることによって、原典である『貞観政要』との距離も明確となり、日本における『貞観政要』の受容の特徴も垣間見られると考えるからである。

二、仮名本の底本

現存する『貞観政要』諸本のうち、写字台本の巻四だけが其の他の諸本と異なる。

古鈔本	流布本	写字台本	仮名本
論太子諸王定分第九 論尊師傳第十	太子諸王定分第九 尊師傳第十	輔弼第九 直言諫争第十	政ヲタスケタバス篇第九 直ニ申テ諫アラソフ篇第十
教誡太子諸王第十一	同上	興廢第十一	善コトヲ興悪コトヲスル 篇第十一
規諫太子第十二	同上	求媚第十二	媚ヲモトムルヲ誠る篇第十 二

右の表で写字台本と仮名本の近親関係が一目瞭然である。古鈔本と流布本の巻四はみな太子を教誨する内容となっている。ところが、写字台本は君臣たるべきものを論じる巻となっている。仮名本も写字台本と一致するため、仮名本の定本は写字台本であると原田種成氏が断定した。氏はさらに、菅原為長が写字台本を和訳に利用した理由についてこう述べた。

為長はこうした家法(筆者注…侍講の対象によって講義の内容を添削する用心)に基づいて、政子は尼將軍という鎌倉幕府の実権者であったから、その人には不必要な太子諸王関係のある本は避けて写字台本を和訳したのであろう。

たしかに、博士家が天皇家や將軍家に対して侍読するとき、対象者に相応しい教科書や内容を選定して行うことが十分に考えられ、為長の手元に古鈔本と写字台本の両方があれば、写字台本を和訳に選択するだろう。さらにいえば、北条政子を対象に『貞観政要』を講読する際も、おそらく写字台本を用いたと考えられる。しかし、写字台本はそのまま仮名本の定本だと断定するのにやや疑問が残る。現存する写字台本の巻四と仮名本のそれを比較してみたら、写字台本にあって、仮名本にない章段が大きく三箇所見られる。

(一) 写字台本卷四「直言諫争第十」貞觀四年条、

貞觀四年、太宗每從容論自古理政得失(以下略)。

この章段は、太宗が魏徵等の群臣と政治の得失を論じる場面である。太宗はよく臣下の諫言を聞き入れ、徳政を行ったため、数年間で平和な世を迎えた。そこで自分は玉であつても魏徵のような良工がいて磨いてくれたからこそ善政ができたのだと感慨する。その内容から見て直言諫争の特徴は目立たない。この章は古鈔本と仮名本では、卷一「政体第二」に収められており、「貞觀七年、太宗與秘書監魏徵、從容論自古理政得失……」との冒頭をもち、ほぼ同文であると認められる。

(二) 写字台本卷四、「興廢第十一」では、次の①―③の内容が見られる。

① (貞觀) 七年、魏徵遷侍中、累封鄭国公、以疾請解職……(魏徵の辞任を認めず、自身のことを金にたとえ、魏徵のような良臣が器に鍛造してくれたから宝になったことを述べ、止めさせた章。)

② 十二年、帝謂侍臣曰、貞觀以前……貞觀之後、(房玄齡と魏徵の功績をたたえ、二人に佩刀を授けた章。)

③ 十七年、拜太子師、知門下事如故。尋遭疾……(太宗が魏徵宅に見舞いに行き、簡素な邸宅に驚き、材質などを贈った。また、魏徵の死後、慟哭して自筆の碑文を書いた。なお、魏徵を鏡にたとえ、治世の得失をよく正してくれたことを讃える章。)

右に掲げた①―③の部分は、年代順に魏徵の事跡を述べており、写字台本にのみ見られ、古鈔本と仮名本では、卷二「任賢第三」、魏徵を紹介する部分に現れる。魏徵の生涯と事跡を年代順に追って記述する箇所、七年・十二年・十七年と連なつて自然な文脈となる。しかし、写字台本のような配列になると、興廢を論ずる章となり、前の文脈(漢の武帝や隋の煬帝の治世の得失を論じる箇所)と整合していない。

(三) 写字台本卷四、「直言諫争第十」、貞觀三年条、

貞觀三年、太宗謂侍臣曰、義寧之初、国家雖有関中、王充。・李密、若拋一隅。当此之日、諸君所事之主、誰優誰劣。戴胄奏称、王充言義分明、繁而宣要。為理但求一時之利、不甚思其後凶。魏徵対曰、李密智計英拔、而器局褊小。

この章は、太宗の質問に対して、戴胄と魏徵がそれぞれ王世充と李密の優劣を述べたものである。編目の名「直言」にあたると思われる。しかし、それは仮名本にはみられない。仮名本は古鈔本と比較すれば、六章ほど少ないことがわかる。原田氏によれば、それら

の章はすべて鎌倉の実権者にとって都合のよくないものと為長が判断してわざと訳さなかったとされる。しかし、歴史上の覇者の優劣を評価する章は、政子に都合が悪いことは考えられず、わざと訳さないとする結論に疑問を感じる。考えられる可能性は三つある。一つはなにかの事情で漏れた可能性。しかし、そうだとすれば、この一章だけに発生したミスというになる。いくら偶然だとしてもそう考えるのはやや無理がある。二つ目は、翻訳における省略の可能性。後述するように、為長は和訳する際、内容を大幅に削除して省略する傾向が著しく存する。たとえば、(一)に挙げた治世の得失を論じる章では、仮名本はもとの半分以下の内容に省略したことが認められる。ただし、翻訳上の省略は、おおむね意識によるものである。特に、『貞観政要』の場合は、編目の下に、時間軸に沿って章段を配列するような編纂方法をとっている。つまり、章の冒頭に、「貞観何年」、あるいは「同何年」、まれには「何年」と記述し、新たな章であることを提示するのである。問題になる章は、冒頭から「貞観三年」との記述があり、新たな章であることがあきらかである。さらに、その章段の次に、また「貞観三年、太宗謂侍臣曰」と始まっているため、長い章の冒頭部分だけではなく、独立した章であるといえる。したがって、翻訳上の省略という可能性もほばないといえる。最後に考えられるのは、やはり為長が底本とする『貞観政要』にはこの章があったことである。その場合、仮名本の底本は確かに写字台本系統ではあるが、写字台本そのものではないという結論になる^三。

そのような推測を誘う訳文は、細部にわたっても見られる。一例を挙げてみる。『貞観政要』巻六「論儉約第十八」では、「貞観二年、公卿奏曰、依礼、季夏之月、可以居台榭^一」の章が見られる。臣下から台を造営して盛暑を過ごすことが提案された。しかし、太宗は漢の文帝の先例を挙げて断つたという話である。拒否の理由を示す原文は以下のとおりである。

昔漢文將起露台。而惜十家之産。朕徳不逮于漢帝。而所費過之。豈謂為人父母之道也。竟不許。

つまり、漢の文帝は十戸の家産を惜しんで、台を建造しなかった。私（太宗）は徳のほう
が漢の文帝に及ばず、土木事業の費用は、文帝のそれより超過するのはいけないと断つた
話である。それが仮名本では次のように訳されている。

昔漢文帝。一ノ露台ヲタテントス。匠ノ申サク。ソノ用途コガネ百両ニアタレリト。
文帝ノ、タマハク。コガネ百両ハ。中人十家ノタクハヘタリ。ナンゾ十家ヲツイヤ
シテ。一ノ台ヲタテンヤト。ツキニトゞマリヌ。朕徳義。漢ノ文帝ニヨヨバズシテ。

ツイヤストコロコトハク。カノ時ニスギタリ。豈人ノチ、ハ、タルミチニカナハ
ンヤト。ツキニ□□^{タテルカ}□□コトヲユルサズ。②
波線を付した部分は、匠が黄金百兩と見積もったところ、文帝はそれを計算して、十家の
資産にあたるからやめた、という経緯になる。この経緯について、現存諸本のいずれにも
見当たらず、仮名本独自のものとなっている。為長が独創的に匠の話、さらに具体的な黄
金の数字などを作って増補したとは考えがたく、その記事はやはり仮名本の底本にもとも
とあったのではないかと思わせる。③

三、翻訳の全貌

為長による和訳には、段落ごとの省略や、字句の翻訳、また、解釈文と思われる文章の
挿入などの特徴が見られる。巻一「政体第二」の貞観十年の記事を例にその特徴を紹介し
たい。上段は古鈔本の記事をのせ、省略された部分に線を付した。対応する仮名本の記事
を下段に掲げて、古鈔本にない内容の訳文を波線で示した。

古鈔本

貞観十年、太宗謂侍臣曰、

月令是早晚有。侍中魏徵對曰、今礼記所
載月令。起自呂不韋。太宗曰、但為化專
依月令、善惡復皆如所記不。魏徵又曰、
秦漢以來、聖王依月令事多。若一依月令
者、亦未有善。但古者設教勸人為善。所
行皆欲順時、善惡亦未必皆然。

太宗又曰、月令既起秦時、三皇五帝、竝
是聖主。何因不行月令。徵曰、計月令、
起於上古、是以尚書云、敬授民時、呂不
韋止是修古。月令未必始起於秦代。

仮名本

貞観十年ニ。太宗侍臣ニカタリテノタマハク。

秦ノ世。漢ノ世ヨリコノカタ。賢帝ミナ月令
ニツイテ。天下ヲ、コナフトイヘドモ。

ムカシ三皇五帝。シカシナガラ。聖主ナリ。
ナンゾ月令ノ義ヲモチキザル。魏徵コタヘテ
申サク。尚書ニイハク。ツ、シンデ民ニ時ヲ
サヅクトイヘリ。シカレバ上古ヨリ月令ノ義
ヲモチキル事ミエタリ。但秦ノ時ノ呂不韋。
古来ノ月令ヲアツメタリ。①是ヲ戴聖エラ

太宗曰、朕比読書、所見善事、竝即行之、都無所疑。至於用人、則善惡難別。故知人極為不易。朕比使公等数人、何因理政猶不及文景。

徵又曰、陛下留心於理、委任臣等、逾於古人。直由臣等庸短、不能称陛下委寄。欲論四夷賓服、天下無事、古来未有似今日者。至於文景、不足以比聖德。

ブコロノ礼記ニ入タリ。コレニヨリテ。秦漢ヨリコノカタ。盛二月令ヲモチキルトミエタリ。

太宗又ノタマハク。朕コノコロ書籍ノ道理ニ付テ。事ヲ、コナフ。書籍ニキラフ所ノアシキコトヲシリゾケテ。天下コト々々シツマリヌ。書籍ニホムルトコロノヨキ事ヲ、コナフテ。海内コト々々ニタノシム。書籍ノヲシヘニイタツテハ。フツト疑フトコロナシ。但シ当世ノ人ヲエラブニワイテハ。朕コト々々クニマドヘリ。人ヲシルコト。キハメテカタシトス。朕コノコ、ロ公等数輩ヲモチキテ。天下ヲ、サムルニ政理ナフ漢文漢景ニヲヨバズ。ソノユヘイカンゾヤ

魏徵コタヘテ申サク。②君ノ臣ヲウタガフ時ハ。臣ハバカリヲナシテ。政ヲツブサニセス。マツリゴトツブサナラザルトキハ。政理立ガタシ。コノユヘ賢主ハアマタノ良臣ヲエランデ。カタ々々万機ヲワカチヲコナハシムルナリ。所謂黄帝ハ四聰四目ノ臣ニマカセ。堯舜ハ九男ニマカセテ。ウタガハズ。舜帝ハ八元八愷ニ委シ。周ノ武ハ十人ニ委シテ。ウタガハズ。

イマ陛下委寄ニカナハザルコトアルカ。シカレドモ四ノエビス。ナビキ来アメガウチ事ナキコトニワイテハ。昔モイマモ。今日ノゴトキナルコトアラス。イハンヤ漢ノ文帝ヲナジ

徴曰、自古人君初為理也、皆欲比隆堯舜。至於天下既安、即不能終其善。人臣初被任也、亦欲尽心竭力。及居富貴、即欲全官爵。若遂君臣常不懈怠、豈有天下不安之道哉。太宗曰、論至理誠如公此語。

景帝ニイタツテハ。君ノ聖徳ニナラブニタラズ。

魏徴又申サク。人君ハジメテ世ヲ、コス時ハ盛ナルコトヲ堯舜ニ比バントス。既ニヤスク。タノシムニイタリテハ。則ソノヨキコトヲ得コトアタハス。人臣モ又ハジメテモチキラルル時ハ。心ヲハゲマシカフツクシテ。續ヲ伊尹周公ニナラベントス。ソノ貴ク富ルニヲヨンデ。爵禄ヲ全センタメニ。ヘツラヘル心ヲサシハサム。モシ君臣トモニ。ミダレヲゴラズハ、海内ナンゾト、ノホリ。タノシカラザランヤ。太宗ノタマハク。聖化ノイタレルコトハリ。唯公ガコノコトバニアリ

上段に掲げた記事の冒頭、ほぼ一段落が訳されていない。わずかに訳した、「秦ノ世。漢ノ世ヨリコノカタ。賢帝ミナ月令ニツイテ。天下ヲ、コナフトイヘドモ。」の一句も、本来魏徴の発言だったが、仮名本では太宗の発言になっている。省略及び発言者の変更は、おそらく全体的な趣旨を大きく改変しないと為長が判断したのであろう。仮名本で波線を付した①は、月令がなぜ秦漢より盛んになったかをより詳細に説明していると思われる。できよう。ただ、波線部の②は、現存する諸本にはなく、独自文となっている。君主は臣下を疑うことなく信頼すべきことの大事さを説く文章であり、この章に置かれてもそれほど不自然ではない。「帝王が臣下を信じて政治を任せるべき」ことを説き始め、「臣下を疑うことの害」を解き明かし、「賢王たちはみな臣下を信じていた」ことを述べ、「黄帝から、堯・舜、周の武王まで」の例を挙げて説得する文脈であり、精緻な論理だといえる。為長は鴻儒ではあるが、ここまでの文章を自ら作成して増加したとは考えにくく、元にある漢文を訳したと推測するのが妥当であろう。ただ、この文章は現在出典不明であり、どこにあるものを訳して仮名本に入れたか、仮名本の底本にもともとあったか、という二通りの可能性が考えられる。

一方、為長の和訳には原文に即しながら、前後の文章を切り継ぎして、わかりやすくす

る工夫も見られる。卷二「求諫第四」は、次の話を記した。

貞観二年、太宗謂侍臣曰、明主思短而益善、暗主護短而永愚。隋煬帝好自矜誇、護短拒諫、誠亦実難犯忤。虞世基不敢直言、或恐未為深罪。及煬帝被殺、世基合同死以否。

貞観二年、太宗は明主と暗主の相違を語りだした。隋の煬帝のような暗主は、自分の短所を庇って、臣下の諫言を聞き入れようとしない。そのため、重臣だった虞世南が諫言できなかったと思われる。昔、殷紂の無道を見限って狂気を偽り、自身を保全した微子がいた。しかも、孔子はその行為を賞賛した。微子と対照的に虞世基が煬帝とともに殺される始末になった。それが妥当かどうかと問いかけた。そこで、杜如晦は次のように答えた。

杜如晦対曰、天子有諍臣、雖無道、不失

其天下。仲尼称、直哉史魚。邦有道如矢。

世基豈得以煬帝無道、不納諫諍。遂杜口

無言。偷安重位、又不能辭職請退、則與

微子佯狂而去、事理不同。

杜如晦コタヘテ申サク。孔子ノ、タマハク。
史魚タ、シキカナ。国ヲサマレル時モ。スナ
ヲナル事。矢ノゴトシ。国ミタレタル時モ。
スナヲナル事。矢ノゴトシト。煬帝ノ時。ク
ニミタレタリ。虞世基ナヲ心ヲヤノゴトクニ
スベシ。マガレルマツリゴトアレドモ。ロヲ
フサイデイサメズ。イサメガタクハ職ヲ辞ス
ベシトイヘドモ。ムサボツテ。宇文化及ガタ
メニ。コロサレタリ。①ムカシ殷ノ紂王。ミ
ダレアレテ。イサメヲモチキサリシカバ。微
子イツハリ狂レテ。職ヲステ、サレリ。孔子
コレヲ仁者也ト。ホメタリ。②微子ハワザハ
イ。ヲコラサルサキニ、ゲテ。身ヲマタウセ
リ。虞世基ハ。ワザハイヲコツテノチニニゲ
テ。ツイニコロサレタリ。ソノ事理ナンゾヲ
ナジカラシヤ。

要するに、国が治まっても乱れても、臣下の位にいる以上は素直に諫言すべし。もし、帝王が諫言を聞き入れようとしなければ、臣下は辞職すべし。虞世基は諫言できない状態で大臣職を貪って辞任しなかったので、殺されても仕方がないと述べる。杜如晦はさらに、孔子に賞賛された微子との虞世基の相違について語り続けた。古鈔本では、太宗の話で「昔

微子佯狂自全。孔子亦称其仁。」との一文が現れて、杜如晦は、両者の違いを語る（上段に掲げた傍線部）。前後の文脈を照合してみれば、微子と虞世基の違いは辞任いかんにあるとわかるのだが、尼將軍政子のように唐土の事情に詳しくない人には、やや難解かもしれない。したがって為長はまず、太宗の陳述に出てきた微子云々の一文を、杜如晦の諫言に入れる（下段波線部①）。その直後で微子と虞世基の相違をわかりやすく説明する（下段波線部②）。つまり、微子は災いになる前に逃げて身を保全したので仁徳の持ち主である。虞世基は災いになった後に狂気を偽ったので殺されたのだと明言する。このようにすることで、だいぶ分かりやすくなったと認められる。

四、省略

為長のさまざまな翻訳の手法のなか、特に指摘すべきものの一つに「省略」がある。巻四「直言諫争第十」貞観七年条から確認していききたい。

貞観七年、蜀王妃父楊譽、在省競婢。都官郎中薛仁方、留身勘問。未及與奪。其子為千牛、於殿庭陳述云、五品已上、非反逆、不合留身。以是国親、故生節目、淹歴歳年。

貞観七年揚譽。禁省ノ内ニシテ。婢女ニ競通ス。コヽニ都官薩仁方。揚譽ガ身ヲ。トラヘトゞメテ。タゞシカンガウ。揚譽ガ子。揚子牛。庭中ニシテ。陳ジウレヘテ申サク。五品已上ノモノ。謀反ノ罪ニアラザルハ。ソノ身ヲトムルコトナシ。イマ揚譽。蜀王ノ妣ノ父トシテ。国ノ親戚タルヲモツテノユヘニ。コトサラニ節目ヲナシテ。身ヲトゞメテ。年ヲワタルト申セル。

太宗聞之、大怒曰、知是我之親戚、故作如此艱難。即令杖仁方一百、解所任官。

太宗大ニイカツテ。ワガ親戚タルヲシテ。コトサラニ。此艱難ヲナセリトイツテ。薩仁方ニ杖罪ヲアツルコト一百。任スルトコロノ官爵ヲ解。

(中略)

(中略)

太宗曰、誠如公語。向者不思。然仁方輒

太宗ノタマハク。マコトニ公ガ言ノゴトシ。

禁不言。頗是專擅。雖不合重罪、宜少加懲肅。乃令杖二十而赦之。

薩仁方ヲユルシツ。

貞觀七年、太宗の第六子蜀王の後の父親が紛争を起こした。それを取り調べるために彼の身柄を拘留した薛仁方が、逆に告訴された。そこで太宗は大いに怒って、薛仁方に杖の刑百回を課した上に解任の処分を言い渡した。しかし、魏徴の諫言を聞き入れたのち、上段の傍線部で示したように、杖の刑を二十回に軽減し、解任の処分を取り消した。しかし、それは仮名本では、「薩仁方ヲユルシツ」とあっさり訳されている。省略の行為による文意の改編が認められる。

また、右に挙げた章のなか、魏徴の諫言は次のように始まっている。

侍中魏徴曰、城狐社鼠、皆是微物。為其有憑恃、故除之不易。況外戚・公主、旧号難理。漢晋以来、莫能禁御。

「城のなかに棲む狐や、社の中に巣くう鼠はみなつまらぬものであるが、頼むところがあり、なかなか取り除くことができない。まして、漢や晋以来、外戚や公主らの専横を防ぐことはできない」と、比喩的に述べる文章が仮名本にはみられない。魏徴の諫言はその後も、前朝の具体的な事例を引いて太宗を説得したという展開になるので、太宗は魏徴の直言を納めたことには代わりはない。しかし、諫言の冒頭にある比喩は、帝王が聞き入れやすくするための大事な工夫であり、芸術性に富むものでもある。それこそ、絶対的な権力者である帝王を怒らせずに非を認めさせる手腕である。仮名本の訳は諫言が聞き入れられたという結果に変わりにくいといっても、安易に直言を聞き入れしてしまうという誤解を生じるものであろう。

省略によって諫言の芸術性の喪失をもたらした、もう一例を挙げよう。卷二「納諫第五」で、太宗と王珪との対話が記されている。

貞觀初、太宗與黃門侍郎王珪宴語。時有美人侍側。本廬江王瑗之姬也。瑗敗、籍没入宮。太宗指示珪曰、廬江王不道、賊殺其夫、而納其室。暴虐之甚、何有不亡者乎。

貞觀ノハジメ。太宗。王珪ト宴語ス。時ニ美人アツテ。上ノカタハラニハンベリ。太宗王珪ニムカツテ。コノ美人ヲサシ、メテノタマハク。コレハモト廬江王瑗ガ姫也。廬江王ヤブレシ時ニ。宮中ニイレリ。廬江王無道ニシテ。ソノ夫ヲコロシテ。コノ美人ヲトレリ。

珪避席対曰、陛下以盧江取之為是耶、為非邪。太宗曰、安有殺人而取其妻、卿乃問朕是非、何也。

暴虐ハナハダシ。ホロビタル宜ナルカナ。
王珪席ヲサツテ。ヒザマツイテ申サク。陛下
イマ盧江王ホロイテノチ。コノ美人ヲトレリ
ヨシトヤセン。アシトヤセン。太宗ノタマハ
ク。卿是非ヲフコトイカン。

太宗と王珪が歓談しているとき、美人が一人側に仕えていた。その美人とは、敗れた盧江王の女である。「盧江王は女の元夫を殺し、その女を自分のものにした無道なものだから、滅亡する運命なんだ」と、太宗は語った。すると、王珪は盧江王の行為の是非を、上段の傍線部のように問うた。太宗は戸惑った。自分は先ほど盧江王の非道を訴えたばかりなのに、どうしてその是非を問われるのか。そこで、王珪は太宗に、盧江王を破り、今の美人を手にしたことが盧江王の行為と同じだと気づかせる。しかし、仮名本では、下段の波線で示したように、盧江王の是非を問わずに、直接太宗の行為の是非を難詰したのである。人間は常に知と行を一致させることが難しい。いわば、「善善而不能、悪悪而不能去」（善いことを善しと思っても用いることができず、悪を悪しと思っても去ることができない）のである。そのため、まず他人の行為を客観的に見てから、自身の行為を反省させることは効果的だといえる。しかし、仮名本のような訳であれば、その効果が見られず、諫言の艱難さと芸術性を喪失してしまうのであろう。為長の和訳には比喩的な陳述や諫言の効果を高める、四字漢語の羅列などを省略する傾向が著しく見られる。⁵⁾

一方、省略によって、文脈の整合性を失う場合もしばしば見られる。『貞観政要』巻一「君道第一」貞観十一年条に、政治に関する論理が長々と続いた段落がある。そこで、君主として重要な心得を十つに分けて述べられている。

君人者、①誠能見可欲、則思知足以自戒。
②將有作、則思知止以安人。③念高危、則思謙沖而自牧。④懼滿溢、則思江海下百川。⑤樂盤遊、則思三驅以為度。⑥憂懈怠、則思慎始而敬終。⑦慮擁蔽、則思虚心以納下。⑧懼讒邪、則思正身以黜惡。

⑦心ヲネンゴロニシテ。イヤシキ人ノ言ヲモカナラズキ、ミノナフベシ。⑧身ヲタ、シク

⑨恩所加、則思無因喜以謬賞。⑩罰所及、則思無因怒而濫刑。總此十思、弘茲九德。

(以下略)

シ。惡ヲシリゾケテ。讒ヲタバサルヘシ。⑩
心イカル時トイフトモ。罪ナキ人ニ刑ヲアツ
ヘカラス。⑨心ヨロコフ時トイフトモ。功ナ
キ人ニ禄ヲホドコスヘカラス。九ノ徳ヲカサ
エ。十ノ思ヲ總テ。(以下略)

上段に掲げた①から⑩までの十の思(十思)であるが、仮名本は⑦から⑩までの四つしかない。にもかかわらず、下段の波線部のように「十ノ思ヲ總テ」と総括しているので、前後と整合しなくなったのである。

為長による省略という訳出の方法には、また重出する単語を略する傾向が見られる。古鈔本卷一「君道第一」貞觀二年条では、

貞觀二年、太宗問魏徵曰、何謂為明君暗君。徵對曰、(以下略)。

となり、魏徵が二回も出ている。それが仮名本では、

貞觀二年ニ。太宗問テノタマハク。イカナルヲカ。明君暗君トイフ。魏徵コタヘテマ
ウサク。

となり、重出の嫌いのある「魏徵」を一個省略して訳していることがわかる。簡潔になつた上で文意には支障がない、よい訳だと評することができる。ただ、重複と見られる固有名詞を省略したことで、文意に変化が生じてしまうケースもある。卷第七「崇儒学第二十七」、貞觀二年条を例に挙げたい。古鈔本では、

至貞觀二年、詔停周公為先聖、始立孔子廟堂於国学、稽式旧典、以仲尼為
先聖、顔子為先師、而辺豆干戚之容、始備于兹矣。是歳大徵天下儒士、擢以
不次、布在廊廟者甚衆。

とある。ところが、為長はこう訳している。

貞觀二年ニ。太宗ハジメテ、孔子ノ廟堂ヲタテ、国学トス。周公旦ト。孔子トヲモツ
テ。先聖トシ。顔回ヲモツテ、先師ヲス。ヲホキニ天下ニモトメテ。儒学ノ人ヲメシ
テ。ヌキンヅルニ。不次ノ賞ヲモツテス。

傍線部で示したように、「周公旦と孔子との二人をもつて、先聖とす」の意味になり、「周公の代わりに孔子を先聖とする」、という元来の意味とは異なってしまった。それは、おそらく、漢文では「先聖」が二回も出ており、その重複をなくすために、為長がわざと「周公」と「孔子」を同じ「先聖」に係わらせただろう。しかし、結局は誤訳になってしまつ

たのである。

その他、故意による省略かただの欠落か区別しにくい、一文が足りないことで意味が通りにくくなる例も見られる。たとえば、仮名本では、

スナハチ人ウラミ、神イカルトキハ、災害カナラスナル。災害ナル時ハ、禍乱ヲコル。禍乱ヲコル時ハ、身ヲホロボシ名ヲウシナフ。思ハザルヘケンヤ。

となっている段落がある。傍線部は、何を「思はざる可けんや」とするのか、よくわからない。それを古鈔本で確認すると、

夫事無_レ可_レ観、則人怨神怒、人怨神怒、則災害必生、災害既生、則禍乱必作、禍乱既作、而能以_三身名_一全者鮮矣。順_レ天革_レ命之后、将_下隆_二七百之祚_一、貽_二闕孫謀_一、傳_中之

万葉_上。難_レ得易_レ失、可不念哉。(卷一「君道第一」)

と、いずれも傍線を付した部分をもっている。「天に順ひ命を革むるの後、将に七百の祚を隆んにし、厥の子孫に貽り、之を万葉に傳へんとす。得難くして失ひ易し。」という一文は、前の「人怨神怒」と対応して、悪例と好例の両方を挙げて諫言する場面である。しかし、仮名本では傍線部の一文が見られない。

省略は外国語訳において重要な手法の一つである。仮名本の訳を精査したところ、省略は文意を簡潔にする機能をもつものと認められる。しかし、持ち味が変わったり、文意の変化、さらに文脈の整合性を喪失し、文意の疎通に支障を来たすものも見られる。そのうち、諫言の論理性や芸術性を喪失してしまうことが極めて重要である。豹変しかねない帝王へ諫言することは、さほど容易なことではない。ことによると、諫めた者自身に災いをもたらすことになるので、帝王が諫言を聞き入れやすくする工夫が大事である。それらの工夫が省略されて訳されれば、諫言する行為自体が簡略化してしまう恐れがある。

五、増補

一方、増補という和訳の手法も仮名本には多く見られる。加藤氏は『仮名貞観政要』の増補を、人物注記と熟語説明に分類して整理したが、⁵ そうでない部分もみられる。次にみる巧に増補した例をまず挙げたい。巻六「慎所好第二十一」では、次の章が見られる。

貞観二年、太宗謂侍臣曰、古人云、君猶

器也。人猶水也。方圓在於器、不在於水。

故堯舜率天下以仁、而人從之。桀紂率天

貞観二年ニ。太宗侍臣ニカタツテノタハマク。

水ハウツハモノ、スカタニヨテ。方圓アヒシ

タガフ。シカレバスナハチ。君ハウツハモノ

下以暴、而人從之。下之所行、皆從上之所好。

至如梁武帝父子、志尚浮華、惟崇积老之教。武帝末年、乃頻幸同泰寺、親講仏經。百寮皆大冠高履、乘車扈從、終談説苦空、未嘗以軍国典章為意。(中略)

孝元帝 (中略)

朕今所好者、惟在堯舜之道、周孔之書。以為如鳥有翼、如魚依水、失之必死、不可暫無耳。

ノゴトシ。人ハ水ノゴトキ也。上ノコノムトコロニシタガツテ。下カナラズコレヲツトム。

梁武帝父子トモニ。浮華ノ説ヲタツトシテ。积尊老子ノ教ヲアガム。武帝ノスエノトシ。同泰寺ニ臨幸シテ。ミヅカラ仏經ヲ講ズ。千官百僚コトクニニマイリシタガヒ。終日苦空ノ義ヲ演説シテ。武士ヲモテクニヲカタムル典章ヲワスレタリ。(中略)

孝元帝 (中略)

朕ガコノムトコロハ。タダ帝堯舜ノ範。ナラビニ孔子周公且ノヲシヘナリ。コノヲシヘノゴトキハ。武士ノ功ヲモツテ国ヲシツメ。帝範ノフミニヨテ。世ヲ、サムベシトイヘリ。タトヒ佛教ヲコノムトイフトモ。タトヒ仙道ヲコノムトイフトモ。国ヲシツメ世ヲ、サメテ。ソノウチニシテ。コノムコトヲ遂ヘシ。

人々は上にいる帝王の好尚に迎合する傾向がある。そのため、帝王は自分の好みを慎むべし。梁の武帝父子は积尊と老子の經典を尊崇し、軍事力で国を固めることを忘れたため、狼狽して滅ぼされた。孝元帝もまた国の攻められるときに老子の教えを講じ、君臣ともに逮捕された。そのような例をもって戒めとすべしと説く章段である。最後に掲げた太宗の感想で、上段で傍線を付した部分は訳されていないが、堯・舜の道と周公・孔子の教えが治世にとって大事であることを、さらに比喻で強調したものである。それにたいして、下段に掲げた和訳文は、堯・舜の道と周公・孔子の教えを自己流に解釈したのである。ようにするに、「武力で国を固めて、帝範を模範に国を治めるべし。たとえ仏教や道教などを好むとしても、武力と徳政の範囲内に行うべし」と説いている。それは無論、鎌倉政権の実権者である政子を強く意識したものである。しかし、前の文脈でゴシック体になっている

梁の武帝父子の話で、軍事力で国を固めるべき箇所があるため、文脈的に呼応する形で、為長が自己流の意味解釈をしたと認められる。また、軍事力だけ強調するのではなく、仏教・道教などどのようなように付き合っていくべきかまで示唆した文章であるため、見事な増補と展開だと評すべきであろう。

なお、漢文では簡潔すぎて文意がわかりにくい箇所については、解釈を加えることが見られる。卷六「論貪鄙第二十六」貞観二年条で、「宝を貪る人は宝を保つことを悟らない」ことから議論が始まり、魚好きの公儀休が人から献じられた魚を取らないことで、魚を末永く享受することができたという例が紹介される。古鈔本では、

昔公儀休性嗜魚而不受人魚。其魚長存。

という一文がある。仮名本では次のように訳している。

ムカシ公儀休ソノ性モトヨリ魚ヲタシナム。人魚ヲコノムコトヲシリテ。ウヲ、ヲクル。公儀休是ヲカヘス。魚ヲ送ル人ノ曰。公カ魚ヲ送ル人ノ曰。公ガ魚ヲコノムコトヲ知テ魚ヲ、クル。ナンゾ魚ヲウケザルヤ。公儀休カイハク。ワレ魚ヲコノムユヘニ。魚ヲカヘス。ワレ恩禄アツクシテヲホクウヲ、マウク。イマノウヲエバ。スナハチ恩禄タチトコロニケヅラルベシ。コノユヘニカヘスナリトイヘリ。

つまり、人の魚を取ったら賄賂を受けたことになって解任され、取らなければ、自身の俸禄で魚を買い、長く魚を食べられるという意味である。為長が説明を加えて、わかりやすく訳したと見られる。

ところで、和訳に際する増補は、上記するものにとどまらない。『貞観政要』冒頭の上表文から「納諫第五」まで、訳文とは別につけられた注が十九箇所ある³⁾。

- ① 吳兢（上表文末）
- ② 蕭瑀（「政体第二」貞観初条）
- ③ 隱太子建成（「任賢第三」房玄齡条）
- ④ 帶の鈎を射る説話（「任賢第三」魏徵条）
- ⑤ 長孫無忌（「任賢第三」魏徵条）
- ⑥ 温彦博（「任賢第三」王珪条）
- ⑦ 戴胄（「任賢第三」王珪条）
- ⑧ 張公謹（「任賢第三」李靖条）
- ⑨ 魏王泰（「任賢第三」虞世南条）
- ⑩ 李密（「任賢第三」李勣条）

- ⑪ 褚遂良（「求諫第四」 貞觀十七年条）
- ⑫ 廬江王（「納諫第五」 貞觀初条）
- ⑬ 裴寂（「納諫第五」 貞觀三年条）
- ⑭ 張玄素（「納諫第五」 貞觀四年条）
- ⑮ 杜正倫（「納諫第五」 貞觀六年条）
- ⑯ 韋挺（「納諫第五」 貞觀中条）
- ⑰ 李太亮（「納諫第五」 貞觀中条）
- ⑱ 高季輔（「納諫第五」 貞觀十七年条）
- ⑲ 晋王雉奴（「納諫第五」 貞觀末条）

そのなか、④を除けば残りの十八個はすべて人物注である。①の呉兢を例にしてみたい。

此表ハ。呉兢貞觀政要ヲツクリテ。唐中宗皇帝ニタテマツル時ノ表也。呉兢ハ。汴州ノ浚儀ノ人也。才学論談ニ堪タルニヨツテ。則天皇后ノ御時。帝道ヲタスケンタメニ。常ニ諫ヲタテマツル。仍太宗ノ貞觀廿三年ノ間ノ政ヲ記シテ。十卷ヲナセリ。コレヲ貞觀政要ト名ツク。呉兢。神龍年中ニ右補ノ闕ニウツル時ニ。賊臣等。安国ノ相王ヲ讒シテ。極法ニアテントス。呉兢イサメヲイレテ申サク。秦ノ二世兄弟ヲコロシテ。ソノ身ツイニホロビタリ。相王ハ帝ノ骨肉也。極法ヲ、コナフヘカラスト申ス。同御時景龍年中ニ史官ニ任ス。睿宗皇帝ノ御時諫議大夫トシテ。修史ヲカネタリ。玄宗皇帝。開元十三年ニ太山ニ封禪ノマツリヲ遂ラル。道ノ中ニ馬ヲハセテ。弓ヲヒキ獸ヲフテ。タノシキヲナス。呉兢コレヲイサメタテマツル。同御時天寶ノ初ニ恒王ノ傳タリ。呉兢ハ四代ノ朝ニ。ツカヘタル人也。四代ト申ハ。則天皇后。中宗皇帝。睿宗皇帝。玄宗皇帝也。中宗ハ。高宗ノ御子ナリ。高宗ハ太宗ノ御子也。

右のように、主に章段の中に出てくる人物で、注釈が必要と思われる者に注記する。そのおおむねは出生地、（家系のある人ならば）家系、天性、任官歴などを記すものである。また、多くの場合は唐の宗室傳や『新唐書』を参照したと見られる。なお、人物注記をつまびらかに記すため、本段よりも長文であることがしばしば見られる。さらに、当該章段に出ても、後出の段落で詳細にある場合は後述に譲るような注記がある。例えば、⑮杜正倫の場合、「コノ段ニ。太宗ノ御時ノ臣下。四人ノセラレタリ。韋挺。杜正倫。虞世南。姚思廉等也。虞世南ガ事ハ。サキノ篇等ニ見エタリ。韋挺カ事ハ。次ノ段ニアキラカナルベシ。姚思廉ガ事ハ。第五ノ卷ニツマヒラカナルベシ。」と説明してから「杜正倫ハ。」

と杜氏の人物注をはじめ。全書にわたって、注記を周到に配分していることが明白である。ただ、巻五以後、詳細な人物注が見られなくなったのである。例えば、巻三「論択官第七」貞観元年に現れる「封徳彝」について、人物注を行ってもいいようではあるが、実際は施されていない。体力が尽きたのか、読者であろう政子も太宗時代に登場する人物にだぶなれたと考えてあえて注しなかったかは断定しがたい。

六、まとめにかえて

菅原為長による『貞観政要』の和訳を詳細に考察してきたところ、下記のような特徴が明らかになった。

その一、『貞観政要』の原文に則しながら、省略・注釈などを施し、字句を前後に移動して意識する行為が頻繁に行われた。その二、省略によって文意の改編や、諫言の艱難さと芸術性を喪失してしまう傾向などが見られる。その三、読者を想定した上で、人物注などによる大幅な増補が見られる。

これらの手法による和訳した仮名本は、誤訳もたくさん見られるが、漢籍としての『貞観政要』と比べて、諫言ないし治世の艱難を簡略化したと考えられる。政治のための理想的な君臣関係の保持も、簡易化したと見られる。仮名本は、その訳し方によって帝王の治世の手引きになっていたことが推測できる。そのため、一条兼良が治世にあたって、才覚はそれほど重要ではなく、『貞観政要』などを覚えれば、よき治世ができると述べた。²²

しかし、なにより、漢籍をわかりやすく和訳した行為自体の意義を考えるべきである。仮名本が誕生して以来、日本社会や日本文学に与えた影響ははなはだ大きい。『貞永式目抄』では、二位の尼政子が「為長ノ卿ニ貞観政要十卷ヲ和字ニ書セラレテ常ニ見玉ヘリ。」²³と伝え、『臥雲日件録』では、

談貞元政要。先代時。頼朝夫人二位尼行天下政。為長卿為二位、以倭字記貞元政要。付之。以此為法式。故先代時。每事公道也。²⁴

仮名本が治世の補佐になったことを傍線のように評価している。一条兼良も自著した『樵談治要』で、仮名本が政治の助けとなったことを次のように肯定している。

鎌倉の右大の北の方尼二位政子と申しは、(中略)貞観政要と云書十巻をば菅家の為長卿といひし人に和字にかゝせて、天下の政のたすけとし侍りしも、此の二位尼のしわざ也。²⁵

仮名本の影響は武家政権の治世にだけとどまらず、中世以降の文芸にも浸透していた。

延慶本『平家物語』巻七で、平家の惨敗をうけて、平氏一族が一気に多勢を出して元氣を損ねたことを、次のような文章で語った。

流レヲツクシテ漁スル時ハ、多ク魚ヲ得ト云ドモ、明年ニ魚ナシ。林ヲ焼テ狩スル時ハ、多ク獸ヲ取ト云ヘドモ、是モ明年ニ獸ナシ。（「実盛打死スル事」）

戦い敗れた平家が、魚を一気に捕獲し尽くした河と狩猟し尽くした林に喩えられている。

それは富倉徳次郎氏¹³が指摘したように、『貞観政要』巻四を出典とするが、その文章は実は仮名本とほぼ一致する。

ナガレヲツクシ。スナドルトキハ。ヲホク魚ヲ得トイヘドモ。魚ツキテ。明年ニウヲナシ。林ヲヤイテ。カリスルトキハ。ヲホク獸ヲウルトイヘドモ。ケダモノツキテ。明年ケダモノナシ。（仮名本）

したがって、延慶本『平家物語』の当該箇所は仮名本を参照したと見るべきである。また、『樵談治要』「佛法をたどべき事」では、次の文章が見られる。

昔梁の武帝は佛法にかたぶけるあまり。大同寺に行幸ありて、みづから経を講じ給しかば。其世の群臣も君の心ざしをうけて、苦空無常の観をなしゝかば。天より花ふり、さまざまの奇瑞なども有しかど。文武の道をすて侍しゆへに。侯景といふ臣ひまをうかゞひ。兵をおこし都をかこみしかば、武帝はのがるゝはかりごとをうしなひ。つゐにやまひを感じて崩じ給へり。唐の太宗はかゝる前蹤をかゞみ給ひて。たとひ佛法をこのむとも。先国をしづめ民をやすんじてのこと也とて、もはら政道をさきとせられしかば、貞観のまつりごとといひて、目出たきために申つたへ。

それは、「増補」の部分で紹介した『貞観政要』巻六「慎所好第二十一」を出典とする。ただ、傍線を付したように、「仏法を好んでも、治世を穏やかにした上で好むべき」と付加した説いたのは、仮名本のみである。そのため、当該箇所も一条兼良は仮名本を意識して書いたと見るべきであろう。

【注】

一 『日本国見在書目録』影印（名著刊行会、一九九六年一月）。

二 それぞれ江家本奥書、南家本奥書、興福寺本奥書、明月記、興福寺本奥書、菅家本奥書、

菅儒侍読年譜、菅侍読年譜、続史愚抄、続史愚抄などに見られる。

3 『順徳天皇が著した『禁秘抄』『諸芸能事』の冒頭では、「第一御學問也。夫不_レ學則不_レ明_二古道_一、而能_レ政致_二太平_一者、未_二之有_一也。貞觀政要明文也。寛平遺誠、雖_レ不_レ窮_二經史_一、可_レ誦習_二群書治要_一云云。」(『禁秘抄考註』上巻、「改訂増補故実叢書」二十二巻、一九九三年六月)の文があり、『貞觀政要』の文言を金句扱いしていることがわかる。この点に關して、佐々木馨氏がすでに言及(『貞觀政要』の中世的受容)、『日本中世思想の基調』所収、吉川弘文館、二〇〇六年一月)。また、一条天皇に『貞觀政要』を進講した大江匡衡も、「匡衡以_二毛詩・莊子・史記・文選_一、奉_レ授_二天子_一、以_二易筮、表翰・願文・祭文_一、發_二明東閣之旨意_一。」(『本朝文粹』(新編日本古典文学大系)巻七、「可被上啓學周明春所望事」と語り、『貞觀政要』を天皇必読の教科書とみなしていない。

4 『政事要略』第六一「糾弾雜事」のなか、「信濃据美努秀則問」と「長保元年閏三月廿七日彈定件事、允亮」の二条。(『史籍集覽』巻二九、すみや書房、一九六九年十月)。

5 原田種成氏『貞觀政要の研究』(吉川弘文館、一九六五年二月)。同氏「軍記物語と貞觀政要」(『關東短期大学紀要』十、一九六四年十二月)。遠藤光正氏『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠(一)〜(八)(『東洋研究』)。

6 『伊勢物語古註積叢刊』第一巻(片桐洋一編、八木書店、一九八九年五月)。なお、同書に採録した『増纂伊勢物語抄』第九段にもほぼ同文が確認できる。

7 加藤浩司氏「仮名貞觀政要における増補部分」(『帝塚山学院大学研究論集(文学部)』、第三十七集、二〇〇二年十二月)、同氏「引用・故事・典拠句の取捨から見た仮名貞觀政要の和訳態度」(『帝塚山学院大学研究論集(文学部)』、第四十集、二〇〇五年十二月)。

8 原田氏は前掲著書。

9 「王世充」のこと。太宗の名「世民」を忌み、「王充」に改めた。

10 原田氏は前掲著書で七章少ないと述べたが(一九九―二〇〇頁)、氏の挙げた第七箇所は一段落のうちの一部のみの省略である。章ごとに一部分を削除して訳さない現象はそのほかにもたくさん見られるので、筆者は数えないことにする。

11 なお、写字台本巻四「興廢第十一」貞觀九年条の最初の段落が仮名本では「直言諫争第十」の末段となっている。

12 『仮名貞觀政要』の引用は(民友社、一九一五年十一月)に依る。以下同。

13 また、「君道第一」貞觀初条では、古鈔本、写字台本には見られない独自文が仮名本に

見られる。「魏徴カ申サク。心ハ上ノコノム処ニ下カナラズシタガフ。帝王身ヲ、サメバ。天下ノ人身ヲ、サムベシト申也。隋煬帝舟ヲコノミシカバ。天下キノウテ舟ヲカザリ。唐玄宗身ヲ愛セシカバ。九重ノ人袖ヲヒルガヘシキ。呉王ツルギヲ。モテアソビシカバ。国挙テ。ツルキヲヨコタヘ。斉景公馬ヲトリエシカバ。境内ニ馬アツマリキ。然バスナハチ。帝王ノ身ヲ、サメタマフト申ハ。帝王色ヲコノマズ声ヲコノマザルトキハ天下キヲヒテ。コノマズ。帝王宮ヲタカウセズ。池ヲフカウセザルトキハ。天下費ヲコノマズ。帝王身ヲ、サメ給フトキハ。国カナラス。ヲサマルト申ハ。コノ心ナリ。詹何が楚王ヲイサメタル心コレ同シ。ヨツテ是ヲヒキ申也。」

14 仮名本では、波線部の後で「太宗ノタマハク。卿是非ヲトフコトイカン。」と訳しているが、波線部と齟齬する。そのめ、波線部がただの誤訳とみなすこともできよう。

15 そのような傾向は、「君道第一」貞観十一年条、「政体第三」貞観元年条、「論封建第八」貞観十一年条、「直言諫争第十」貞観三年条などにもみられる。そのなか、「求諫第四」貞観元年条のように、「惟君臣相遇、有同魚水。則海内可安。」を、「タゞ君ト臣トアフニアフテ。海内ヤスカルベシ。」と訳し、省略による文意の改編が著しくない場合も見られる。

16 注7で言及した、加藤浩司氏の「仮名貞観政要における増補部分」。

17 加藤氏が⑥と⑦の両氏をまとめて述べたが、人物注記に関してはほぼ同氏に賛同。

18 例えば、③隱太子建成、⑫廬江王に関する注記の末尾に「唐ノ宗室傳ニミエタリ」と記したり、⑤長孫無忌や⑥温彦博、⑭張玄素、「宋祁ガ撰ズルトコロノ列傳ニ見エタリ」と記述したりする。

19 『小夜のねざめ』「北条時政より九代たもちたることも、すべて才学のすぐれたることはなかりしにや。わづか貞観政要・御式条などいふ物ばかりを覚て、私なくをこなひ侍しほどは、すべて国もしづかに、世もめでたくぞ侍し。」(『群書類従』巻四七六、塙保己一編)。また、『宗五大艸紙』「古人の申ける事」(『群書類従』巻四一三、塙保己一編)もほぼ同文あり、『小夜のねざめ』からの引用と認められる。

20 国立国会図書館デジタルコレクションに依る。

21 第五十四冊(『続史籍集覧』三、すみや書房、一九七〇年四月)。

22 「簾中より政務をこなはるゝ事」(『群書類従』巻四七六)。

23 富倉徳次郎氏『平家物語全注釈』(中巻)、角川書店、一九七二年。

『三国志演義』の読書感覚で最初に『平家物語』を紐解く際の異質感は今でも生々しく感じる。それは作品全体を貫く主題がしつかり定まっており、称揚するものと批判するものがはっきりとしている『三国志演義』の感覚で『平家物語』を読む際に生ずるものである。『三国志演義』と『平家物語』は異質な文芸であることはたしかである。問題は、『三国志演義』のような軍談物の感覚を有する筆者が、『平家物語』をはじめとする軍記物語をどのように読むべきか、評価すべきかである。いや、作品の読解と評価のみならず、文学作品に対する、これまでの定義とイメージを完全に崩すことにもなったのである。しかし、そこに日中兩國の文学、ないし文化的な異質性が現れており、日本文学の独自性の一面を解明できることにもつながると確信する。

『平家物語』を何かに喩えるとしたら、筆者は無数の長短さまざまな手足をもつ蜈蚣ではなからうかと考えている。治承・寿永の歴史的な戦乱を時間軸に沿って描きながら、エピソードや出典を長々と記述し、いわゆる傍系説話が多種多様に存在する、特別な蜈蚣である。傍系説話だから筆を省き、簡潔にするのではなく、傍系説話の世界に入り込んで、丹念に描くというところも、また『平家物語』ないし軍記物語の一大特徴だといえよう。手足の長さや機能はさまざまではあるが、それらを懸命に描きつくそうとする、無数の作者の努力と誠意が作品のいたるところにちりばめており、魅力を感じざるを得ない。そのような説話中心・場面中心の作品が出来上がるのに、軍記物語の生成する環境を無視してはならない。動乱の時期をテーマとし、個人を作者に限定できず、作者不明、なおかつ多数の者による増補がたくさんみられるため、一時代の作品とも呼べるし、また、幅広い人々の考え方を集合して、中世人の生の声が聞こえるものでもある。

また、『平家物語』のこういう特質のゆえに、『平家物語』の研究手法も従来の文学研究とはややことなり、一つのことを新たに解明したのちに、必ずしも物語全体に及ぶ意義などに言及できないという共通認識がある。つまり、蜈蚣の手足のどれか一つを解明することが、全体像としての蜈蚣にどれほど影響を及ぼすかを考える従来の方法から脱出して、独自の文学研究のスタイルを形成したと言っても過言ではない。

その無数に存在する手足のうちの一つは出典研究である。出典研究が文学研究において長い歴史をもつものであり、それが新しい研究方法とは言えない。軍記物語に関する出典研究も従来から行われており、決して新しい分野ではない。しかし、出典研究を通じて軍

記物語の政治思想を解明しようとするものはこれまでまれである。というのは、『平家物語』などには政治思想というほどのものは存在しないという見方はこれまで一般的であった。それより、むしろ、多重多層にできてしまった以上、政治思想をきれいに抽出することが難しいということが言えるかと思われる。人間の思想たるものは常に単一ではないはずである。儒・仏・道・陰陽・五行に加えて、神仏習合の観念や在地の信仰など、複数のものが作品に現れている。そこに政治思想がどれほど言えるのか、ということ求真に求めようとするのが、むしろ実情だったのではないか。しかし、漢籍を出典とする政治思想を物語る語句の引用が軍記物語には多くみられる。しかも、漢籍に出典をもちながら、軍記物語で新たな意味を持ち始めるものが少なくないことが目立つ。つまり、出典そのものが、源から軍記物語に至るまでの過程で独自のストーリーを形成したのである。そのストーリーはどのように成立したのか、独自のものをもつきっかけ、経路には、どのようなものが考えられるのか、それが物語の部分ごとにどのような機能をもつのか、あるいは、物語の創作の方法や姿勢という特徴を体现しているのか、といった問題を解明するのは有意義だと思われる。

本論文は、和漢比較研究という手法を通して、軍記物語、主として延慶本『平家物語』と『太平記』にみられる政治思想を究明したものである。また、第一部の『平家物語』の政治思想、第二部の『太平記』にみられる政治思想、第三部の『平家物語』と『貞観政要』から構成されている。

(第一部)第一章の、延慶本『平家物語』の「天人相関思想」では、延慶本『平家物語』が、安徳後日譚で安徳天皇の非業な死を説明する際に、中国由来、かつ日本風に変えつつあった「天人相関思想」を援用していたことを指摘した。延慶本『平家物語』の「安徳後日譚」は、安徳天皇の在位中に現れた「天変地妖」を虚実ともに集中させて描写している。それは治世中の怪異と災害で帝王の不徳を示す「天人相関思想」によるものと認められる。非業の死を遂げた幼帝安徳は、王となるべき血筋ではなく、正統の天皇ではないという危うい立場に置かれかねない。そのため、「天人相関思想」を援用し、帝位を全うできなかった原因を帝徳の欠如でかろうじて解釈し、安徳帝が天皇としての聖性を保ったまま悲惨な死を遂げたと解釈したことを指摘し、しかも、その「天人相関思想」は神仏思想とも混合しており、日本的な受容の流れを受けたことを明らかにした。第二章は、延慶本『平家物語』の「天」は、絶対的・権威的な天道のほか、地上の運命を決める人格神的存在や、

個人の運命を決める天帝など、実に多様に語られることを明らかにした。

(第二部)第三章では、「会稽の戦」でみられる戦場の描写は実際の地理などに合わず、『太平記』なりに変換したことを明らかにし、それは「会稽の恥」という語彙にまつわる日本側の伝承とかかわって発生したことを指摘した。第四章は、呉越合戦で語られる君臣像を考察したものである。呉越合戦の描写では、勾践と范蠡がそれぞれ明君と良臣に仕立てられた。ことに勾践像は原典のものよりもはるかに美化したことが認められる。それは後醍醐天皇に準えていることによる作為だと指摘した。第五章では、『太平記』が、中国における政略的な美人である西施を、「中世史記」の伝承世界を介して、帝王と相思相愛の後として描き出し、さらに、『平家物語』などで広く語られる「二代后」から物語の原型を借用して作り出したことを指摘した。

(第三部)第六章では、延慶本『平家物語』が治天の君である後白河院を中心に、「君は船也、臣は水也」、「魚水の契」、「船と棹」などの『貞観政要』ゆかりの語句を借用して、君臣関係の三つの典型を構築したことを指摘し、『貞観政要』の撰取が『平家物語』の君臣思想の構想に深くかかわったことを明らかにした。第七章では、「君は船也、臣は水也」という文辞は、原典の「水」であるはずの「民」を「臣」に置き換え、天皇や法皇らの治世の直接の対象である臣下、また、庶民への政治を直接に担う臣下という日本風の政治体制にふさわしい形で広く享受した実態を明らかにした。第八章では、「魚水の契」が原典では君臣の公的な良好な関係を喩えるもので、しかも、水から離れられない魚のイメージから、臣下なしでは治世できない君主の一面が強調される。しかし、日本では「君臣合体」という語で象徴されるように、君臣の一体感、異心のなさがとりわけ強調された。第九章では、『貞観政要』が実際中国でどのように享受されたかを、唐王朝に焦点を絞って究明した。その結果、唐王朝の帝王たちのほとんどが、『貞観政要』を尊崇するスローガンを掲げたが、実践の面には移していないという事実が浮き彫りになった。それは『貞観政要』があまりにも理想的な君臣関係を説くため、帝王に高い素質を要求してしまう面があるからである。第十章は、日本における『貞観政要』の受容、特に菅原為長による和訳本『仮名貞観政要』の翻訳について考察を加えた。為長は『貞観政要』を和訳する際、省略、特に難解な漢文熟語などを省略したり、意識したりする傾向が著しくみられる。また、読者を想定して文意をわかりやすくするために語句を新たに増補して訳す行為も多くみられる。そのうち、特筆すべきなのは、詳細な人物注記をすることである。為長の和訳本『仮名貞観政要』は、誤訳もみられるが、総じていえば、儒学博士の漢学素養に相応す

る質を有する訳本だと評価できる。それは武家政権の治世を助けるばかりではなく、『平家物語』やそれ以降の文芸に与えた影響も甚大である。

初出一覧

序章 書下ろし

第一部

第一章 延慶本『平家物語』の「天人相関思想」(『国語と国文学』第八十八卷第八号、二〇二一年八月)

第二章 書下ろし

第二部

第三章 『太平記』の「会稽の戦」論―漢籍との比較を通して―(『東京大学国文学論集』第七号、二〇二二年三月)

第四章 書下ろし

第五章 『太平記』の西施説話考―比較文学の視点から―(『東京大学国文学論集』第十号、二〇一五年三月)

第三部

第六章 書下ろし

第七章 書下ろし

第八章 書下ろし

第九章 書下ろし

第十章 書下ろし

終章 書下ろし